

柿堂存稿目次

熊本縣知事奉迎文

廣島ナル大木營跡ヲ拜觀セル記

記第五高等學校臨幸事

雜考

論語徵にあらはれたる音韻論

物名の歌につきて

地名字音轉用例補正

漢吳音圖の中間本

丹山師の校藏始末

鈴屋大人の字音研究

教育二字の考

唐韻若くは切韻に關するもの

(一)唐寫本唐韻につきて

一	(二)新撰字鏡と切韻	一〇五
二	(三)遊仙窟注に引ける切韻について	一〇六
三	(四)西域考古圖譜なる唐鈔唐韻につきて	一〇七
四	(五)王氏刊本切韻につきて	一〇八
五	松平春嶽侯の讀書	一一〇
六	小島成齋の逸事附小此木觀海	一一一
七	蒼韻簡集本につきて	一一二
八	萬歲につきて	一一三
九	四庫全書總目の廣韻の提要につきて	一一四
一〇	古今傳授につきて	一一五
一一	篆隸萬象名義を見て	一一六
一二	大矢翁と韻鏡考	一一七
一三	服虔始作反音	一一八
一四	恭授僧正につきて	一一九

香藥鈔及び類集本要書の校正	一五	漢詩	
孟浩然集を讀む	一六	隨錄十首	一六
熊本に於ける榎堂先生	一七	戊辰三月畿日六十韻	一七
日本書紀と今昔物語との漢字の用ひ方	一八	國體五首	一八
文選集注の零片	一九	昭和六年十一月	一九
「玉篇の研究」補正	二〇	壬申十一月抵九州帝國大學講漢字	二〇
漢文		紀行等	
書手鈔玉右丞詩集後	二五	豆相の一日	二〇一
許學書架記	二六	日南とくろく	二〇五
有七絶堂記	二七	四ツの教壇	二〇九
書日本訪書志後	二八		
書爾雅疏後	二九	附 有七絶堂の記	二一九

自序

柿堂存稿

越前 岡 井 愼 吾

熊本縣知事奉迎文

熊本縣知事臣□□□謹ミテ言ス

龍馬西臨、兵ヲ東肥ノ大野ニ開シ、翠華四巡、方ヲ九州ノ中區ニ省タマハン爲ニ
 車駕本日ヲ以テ熊本ノ行在所ニ着御アラセラル。沿道ノ翠黎 皇步帝驛ノ仰クヘキラ悦ヒ、滿城ノ子民徳冠仁服ノ暫ク停
 リタマフヲ樂シマサルハナシ。今ヤ歲ハ辛未ニ在リ、即チ重光ニシテ協洽、節ハ女陽ニ亘ル、方ニ幽潛ヨリシテ發揚ス。
 寔ニ知ル天地ノ期ニ應スルヲ、神人ノ慶ヲ俱ニスル所以ナリ。臣□□誠恐誠惶頓首頓首伏シテ惟ミルニ
 陛下玉質幼ニシテ彰レ、金聲夙ニ振リ給ヒ、政ヲ春闈ニ攝シテハ庶績咸熙ク、義ヲ秋方ニ展ヘテハ萬邦時雍ク。其ノ位ヲ
 九五ニ正シ給フヤ、欽明文思徳日ニ躋リ。梓陸平章治月ニ成リ、顯定昭登ノ績ハ直ニ明治鼎新ノ長規ニ達シ、統乾成徳ノ
 業ハ洵ニ大正紹述ノ聖緒ヲ洪イニス。乃チ宵旰華ヲ重ネ黷ヲ襲ヌルノ功績鼎ニ銘スヘク、勞謙成ルヲ貶シ定マルヲ抑フル
 ノ徳神明ニ通シヌヘシ。然ルニ天五材ヲ生ス、何ソ能ク其ノ兵革ヲ去ラン、地百艸ヲ育フ、必ス彼ノ藂藿ノ傾クヲ見ル、

コノ故ニ止戈ノ往讓ニ遵ヒテ講武ノ典ヲ擧ケ、以テ鎮西干城ノ勁節ヲ長發セシメ、而モ又來蘇ノ切慕ヲ容レテ巡踏ノ行ヲ啓キ、以テ天南黎庶ノ協氣ヲ橫流セシメ給ハントス。百萬ノ子民日ヲ捧クルニ階アリテ沈潜ノ化ニ濡ヒ、六師ノ總練靈ヲ窒ムニ阻ナク風翔ノ致ヲ仰クヘシ。銀杏城下、三事ノ華祝ヲ誦シテ衆志始メテ伸フルノ日、金根車頭萬歲ノ高呼ヲ聞コシテ天顏徐ロニ開クノ處、誰カ國躰ノ尊天地ニ比ナク、帝德ノ隆古今ニ逾ラサルニ感激セサラン。臣□誠恐誠惶頓首頓首謹テ按スルニ本縣ノ地タル由ニ阿蘇アリ烟ハ青冥ニ驅リテ丹鳥ノ瑞ニ代リ、海ニ有明アリ波ハ白鱗ヲ輝カシテ素魚ノ祥ヲ呈ス、實ニ鎮西ノ壤區ニシテ天南ノ雄縣タリ。二千年ノ在昔

景行天皇爾倍魚ノ名ヲ正シ給ヒテ、腹赤ノ奏ハ長ク元朝ノ嘉例トナリ、三十載ノ往日

明治大帝行幸坂ノ道ヲ明カニシ給ヒテ作樂ノ華ハ每ニ三春ノ勝景ヲナス。

陛下亦嘗テ鶴駕親臨シテ重輪ノ德ヲ輝カシ給フ。爾來十年、縣下ノ人口ハ十二萬七百人ヲ加ヘ、産業ハ七十七萬二千圓ヲ増シ、之ヲ學校ニ見ルニ官立大學、專門學校各一ヲ置カレ、之ヲ鐵道ニ徵スルニ公私設ヲ合セテ百二十九軒ヲ延長ス、是スヘテ昭代ノ惠澤ニシテ聖明ノ餘光ニ外ナラス。今ヤ

車駕ヲ迎ヘ奉リテ城ヲ傾ケテ士庶色ヲ動カシ、縣ヲ擧ケテ老弱相趨ルモノ、偏ヘニ

兩陣ヲ仰キテ針磯ノ牽カレサルヲ得サル情ヲ慰メ、法從ヲ瞻テ本枝ノ合ハサルヘカラサル誠ヲ充タサントスルノミ。臣□□任ヲ本縣知事ニ叨ニシ、薄質綿力未タ涓埃ノ功ナク、天ヲ仰キテ愧ヲ増スノミ、何レノ地ニカ自ラ安セン。茲ニ謹ミテ百三十六萬縣民戮心協力ソノ業ヲ樂シミノ生ニ聊シ、以テ恩波ニ喩喩スルノ狀ヲ具シ、且ソノ今日ヲ拝視スルノ萬一ヲ述ヘテ百三十六萬縣民ト俱ニ

寶祚ノ無窮ト

聖壽ノ無疆トヲ頌シ奉リ、併セテ永ク今日ノ光寵ヲ記シテ倍々報効ノ誠ヲ致サンコトヲ誓ヒ奉ル。臣□誠恐誠惶頓首頓首謹ミテ言ス

昭和六年十一月十一日

廣島ナル大本營跡ヲ拜觀セル記

四月廿七日ケフハ往ヌル二十八年ニ 大元帥陛下ガ大森ヲ京都ニ還シ給ヒシ日ナレハ、市内ノ諸學校ニテハ其ノ記念式ヲモ擧ケ、生徒ヲ彼ノ大本營ノ前ニ率テ日ノアタリニ當年ヲ懷ヒ奉ラシムルナルカ、其ノ折教員ニハ辱クモ其ノ内部ノ拜觀ヲモ許サル、ニテ、今年敎臣モ其ノ光榮ニ浴シタレバ今心ニ留レル節ヲ記シ置カントス

大手町通ヲ行キ盡シタル所ニ石垣アリテ壕邊レリ、舊城ノ外圍ナリト知ラル、ハ此ノ町ノ名ノミナラシ。行手ノ正面ニ第一軍戰死者記念碑アルモ先目留マル。垣ノ内ハ練兵場ニテ喇叭ノ聲馬蹄ノ音勇マシ。往キ往ケハ又壕アリ、右ニ橋ヲ渡レバ大キナル門アリテ第五師團第九旅團司令部ノ札カ、リテ衛兵立テリ。此處ニテ拜觀ノ手續シテ更ニ左ニ進メハ右ニハ旅團ノ、稍距リテ左ニハ師團ノ司令部アリテ、此ノ兩司令部ノ間ヨリ見上クレハ稍高ミニ建物アリテ鐵柵ユヒ繞シ衛兵ノ守レル是ナン大本營ノ御跡ナリケル

建物ハ三種アリ中央ナルハ大本營、左ナルハ御便殿、右ナルハ宮内官吏ノ詰所ナリキトソ。舊城ノ天主閣其ノ西北ニ聳ユ

ルハ此ノワタリ本丸ナリシニコソ。生徒ハ其ノ御跡ノ周リヲ拜シテ還リヌ

徽臣等ハヤカテ案内セラレテ中央ニ參リヌ。表口ヨリ入りテ先階ヲ上レハ階上ハ廊下ニヨリテ前後ニ分レヌ。其ノ前面ノ中央ナル一ト間ハ玉座タリシ處、左ノ口ヨリ見奉レハ奥マリタル方ニ卓アリテ箱ニ入レタルモノナト載セラレヌ。其ノ左ニ火鉢アリ。陛下ノ萬機ヲ知ロシ召シシハ此處ナリト間クモ畏シ。見奉レハ櫛ノ白木ニテ造レル巾三尺際二尺ばかり

ノ何ノ飾モ無キ卓ニ形ハカリノ物打掛ケタルノミナリ。又室ノ前ノアタリニ造花一瓶一鉢アリ、此ハ陛下ノ御心ヲ慰メ奉ラント各地方ヨリ時々ノ花草ヲ奉リシ其ノ様ヲウツシタル由ニテ、瓶ニハ菊、鉢ニハ櫻ノ大キナル枝ヲ立テタリ。此ハカリ當時ノ様ヲノコサルルハ優シキ其ノ筋ノ人ノ心カナ

左ノ次ノ間ニ御前アリ、間ノ中央ニ御帳臺メクモノノ四方ニ帷ヲ垂レタルカ一基アルノミニテ、帷ノ際ヨリ中央ニハ御大便ヲ、右前ノ端ニハ御小便ヲ受クルヤウシツラハレタリト見エタリト思ヘト、餘リノ畏サニ爭テカ能クハ見奉ラン。其ノ次ノ室ハ御召替ノ間ニテ壁ヨリ木ノ肘ヲ出シテ之ニ細キ竹ヲ渡セルカ御衣桁ナリトヤ。其處ニ又昔ナカラノ姿見アリト思ヘトイカナル面影ヲヤ留ムルト畏クテスヘリ出テヌ

玉座ノ右ノ間ハ御物用室、其ノ次ハ御湯殿、某ノ大人ノ文ニ

嗚ニ歸ル鳥ノ聲モアノレニ聞ユル夕間暮、西ノ壁外ニ新ニ作りタル梯子段ノ下ニ使丁ガ手桶ヲ二ツモ三ツモイト重ゲニ荷ナヒユキテ井ノ水ヲ波ムガ如ク繩モテ其ノ手桶ヲ釣リ上クルコト日毎ニ缺クコトナシ。怪シミテ人ニ問ヘバ、答ヘケラク「御庭ノ釜ニテ沸カシタル湯ヲ御湯殿ニ運フナリ」トイフ。御湯殿ハイツクツト間ヘバ、「二階ナル西南ノ室ナリ」ト答フ

ト有ルモノナリ。彼ノ梯子段ヲ取り附ケタル痕今モ母屋ノ外ニコレリ。是等ヲ二階ノ前面トス

御湯殿ニ對ヘル北側ハ軍議室、ソノ次ハ供進所、又階段ノ左ハ侍從長室、第一、第二ノ御次室ナリ

階下ノ、侍從長室ノ真下ハ大膳職室、御次室ノ下ハ侍從職室、其ノ大膳職室ニ對ヘル即チ入口ノ右ハ受附室、コレ正ニ玉座ノ直下ニテ、ココニテ聲高ニ應答セルハ雲ノ上ニモ聞エケリトカ。又入口ノ左手ハ前側ニ侍從武官室等、後側ニ主殿寮内舍人、侍從武官附書記ナトノ室

左ナル棟ニ至リテ階段ヲ上レハ 兩陛下御座ノ間。其ノ左ニ 主上御寢室アリ、又ソノ右ニハ 皇后陛下ノナト色々アリ、コ、ニモ例ノ竹ノ御衣架アリ。北側ニハ御湯殿、御前、御湯殿トイフモノ何ノシツラヒモ無ク板間ノ中央ニ細キ溝ヲ通シテ水ノ流ル、ヤウ稍斜面ニセル迄ナリ。階下ハ小サキ室ニ分レテ第何號ナト標セラレ

右ナルハ今ハ戰利品陳列場タリ。此ノ第五師團ハ廿七八年ノ役ハ云ハスモアレ、三十三年ノ北清事變ニモ出征シタレハ平壤攻撃ニ獲シ機關砲、北京城東直門ノ扉ナト其ノ數極メテ多シ。右拜觀シ畢ヘテ天主閣ニモ上ル。

アハレ 九五ノ尊ヲ以テ大森ヲ都ノ外ニ進メ給ヘルハ景行仲哀ノ御代以來絶エテ無キ事ナリ。當時ト今ト世ノ態全ク異ナルニ、社稷ノ爲ニハ姿巖巖クガ如シトイフ廣陵ノ地ノ此クイフセキ中ニテ宵衣旰食シタマヒシ事、今、目ノアタリニ拜シ奉リテハ長サ勿躰ナサ、イカナル言ノ葉カハ能ク之ヲ寫サン

廿七八年ノ役ハイカニシテ大捷ヲ博シタルカ。陛下ノ此ク迄ニ軍國ノ事ニイソシミ給ヒタル御威稜ニ神モ人モ靡キタレハニコソ。然ルニ狡寇窺竊シテ暫ク恨ヲ飲ミタルカ今ヤ其ノ報復ハナサレテ有リ。陛下ノ今回ノ事ヲ軫念シ給フコト前年ノ比ニ非ス、供御モ之ガ爲ニ減セラレ用帑モ之カ爲ニ節セラレヌトサヘ傳ハルコト連リナリ。今日ノアタリニ此ノ

御有様ヲ見奉ル者遙ニ雲ノ上ヲ想ヒマキラセテハ誰カハ恐懼ノ念ニ打タレサラム誰カハ感激ノ涙ニ明ハサラム（明治三十八年四月二十九日稿）

大手町通ヲ行キ釜シタル處ノ壕ハ今ハ埋メラレテ電車ヲ通セリ、石垣ハ猶殘レリ 追記

記第五高等學校臨幸事

昭和六年十一月十五日陸軍特別大演習事全畢、駐蹕猶數日一行幸縣下各處、蓋巡所守也。而吾第五高等學校實以此日親臨焉。先是有 行幸之報也、學校長以下驚喜、夙夜焦慮所以奉迎、乃以會議室充 御座所、生徒圖書閱覽室爲列立拜謁所、教員閱覽室爲 天覽品室、塗朽維新酒掃是講、以待開校以來四十又四年未曾有之盛儀。此日雨漸歇而暗雲未開、午後三時生徒總代整列於內門內、勅任教授於前庭右側、其他教授講師於左側、以俟 車駕。既而萬體股々者鹵簿向吾校也、生徒音樂隊奏國歌者法從入外門也、四時七分 着御、衆最敬禮。武藤學校長恭迎之、奉導御座所、乃賜謁於平塚教授外四名。而學校長奏上學校狀況。而臨列立拜謁所賜謁於教授近藤清次郎以下廿二名。而 天覽品室。室中所陳凡十種、其關於文科者古今餘材抄、拾垣廻家集補注俱著者自筆本、人國記、肥後物語、國賢帖肥後藩先人遺墨集、玉篇三點。理科者驗殘魚標本十三點、自生重瓣種子二點並其文獻、鑛石屑折率測定機一基、尾平鑛山所產鑛石標本十餘點。此他理科生徒圖書成績品及山岳部所撰阿蘇山等研究圖者貼諸壁面。而此等說明學校長親營之、然慮或有 下問、教授田中、高森、高橋、淺井、中島、池田等各候於其陳列品之側、臣謹書亦與焉。

上入室也皆最敬禮、學校長且說且導、至候者之前、候者頓首待命。如其關於玉篇者、學校長曰研究者多年研究玉篇有所大成、遂以其業績被授學位、今陳景刻、翻刻、古寫本各一、上一々領之。嗚呼微臣明咫尺天顏、且以其所成忝塵

竊聽、不堪激切屏營之至也。其後移

玉趾於武夫原、全校職員生徒無慮一千名齊最敬禮、唱國歌一同。學校長請行藝技、於原左右同時並起。

上右視左瞰竟無偏照。其轉

重障之際、秋陽輝映鑿鑿陸離射人。既畢、學校長進於

御前呼萬歲者三、衆咸和之。

上舉手答之。學校長奏事畢、乃

還御、此間凡三十六分云

初奉待 龍駕也細雨霖至、諸員鞠躬不亦顧衣帔盡沾。既而乍晴、忽有二條長虹現於東天、於是暗雲忽破夕麗殊妍、天覽之際尤得煥明。謹按爾雅疏、曰虹双出色鮮盛者爲雄曰虹、闇者爲雌曰蜺。說文曰霓屬虹也。今見之者豈非吾校師生後我后、不啻大旱之望雲霓之所致乎。又虹成於七色、以鏡析白光亦然。則分而爲七合而一者光之性也。今學此校者有文理科之別、其進大學也亦有業科之分、而其修學成德以爲邦家有功之材則亦一已、何其迹之與虹霓異色竟歸于白相似也、故曰双虹之見於今日亦不偶然也。願近時學問析理極精據證極堅、遇其不然者則舉爲荒唐爲迷信、於神人感孚之理竊如充耳、則双

虹亦以爲過眼雲烟耶。夫畏天尊神而後信敬之心生、貴上辨分而後忠順之念起、忠敬存乎中則儀容正于外。吾一千生徒年少氣銳觀其平生未必無失其行檢者、而今日其迎軍駕也肅栗戰兢不啻履臨、敬虔之情表於眉宇、於此知吾國民忠敬之性養之三千年来、非一時學問之力可能移之。則今日天象爲其所感激也必矣。况双虹不經見者乎。但臣等無似、不能振發鼓舞之於平日、而今藉

聖明始鉤沈索隱全其天良。臣等稽小繩短、拊膺長嘆臨水增嘔已、雖然白今體上連日冒雨統監而

聖躬不毫逸豫之意、一千生徒胆勉淬礪、皆爲德比於玉氣如白虹者。則庶乎不曠今日 臨幸之榮。臣欲使生徒知其所自、不遑顧其不文也、於此乎記。

雜考

論語徵にあらはれたる音韻論

論語徵一部が經說の上に幾何の進歩を示せるかは今詮ぜんとする所に非ず。こゝには其の中に表れたる音韻の論議につきて思察せんとするなり

漢字は義字なりとは云へ、また毎に形音の二方面を具す。然るに漢土にありても其の音の研究は著しく他の二者よりも等閑に附せられたり、况や吾が國に於てや。經を説くに音に依るべきは殆ど吾が國の學者の夢想だもせざりし所なるに、其の間に立ちて清朝の小學興隆に先だちて別途に音を以て往々經を説きたる論語徵は亦偉ならずや

愼 韻

愼謂心有所_レ佛鬱_一也、蓋愼謂一音之轉不必調_レ怒

按ずるに愼は去聲問韻、鬱は入聲物韻、韻鏡にては同轉同行同等の文字。

復 辱 親 宗

言可_レ復也、遠_レ恥辱_一也、不_レ失其親_一亦可_レ宗也 復協_レ辱、親協_レ宗、易象之辭爲_レ然

按ずるに今韻にて復は屋韻、辱は沃韻なれば相近し。易象に親若くは宗を韻脚とせるもの未だ見當らず

感 格

按ずるに揚升庵も丹鉛總錄にては論語駁と雜論（その文、問之釋に止まる。此にては言を引きたるの身にて陳氏の言とは何も無し）とを引いて此說甚異、聊存之付廣多聞一云二へるに、外本にては之を語ひて故文意曲勉也と斷じたるならん（著者、外集未見）。物翁の卓見は當時の一名文家たるに於ても心寄つたるに在りと云ふべし。

愚

慎而無禮則危 何晏曰畏懼之貌、博雅曰慎也、荀子曰禮々祭常恐、漢學子曰禮々常恐、宗賢曰禮々、左思魏都賦曰無禮、王延壽魯靈光殿賦曰心猶々、是意釋禮體也。

按ずるに廣雅疏證には論語、荀子、刑法志、魯靈光殿賦および大戴禮、子立、夏曆の八音善、四音近、於乎、説其言一を引けり

不與焉

舜禹之有天下也而不與焉 與焉與去聲朱子曰不與猶言不相關、言其不與位爲樂也。按乎と不相關ニ殊レ義、不與云者謂忘己之有天下也、不相關云者謂己自己、天下自天下、不相關也。仁齋先一而訓如、與讀上聲一曰雖見與猶不與也

按ずるに與の字、上聲の時はトモニ、アツカ、上聲の時はアツカルの義たり。朱子曰禮に讀むはアツカラズにてアツカルとは没交渉なり。徵に云へるは不與と不相關との最も別れス意なすが、亦相近きもなきに非ず。論語の吾不與祭如不祭は豈、忘己之有祭也の意ならんや

亂 臣

予有亂臣十人 或曰亂本作亂、古治字也。按亂治也釋詁文、虞書九德亦有亂而徵、作亂、説本可從矣。但清汙爲汙轉去聲、豈亂本上聲調治轉去聲一邪

按ずるに治の古文亂はじめて集韻に著録せらるれば遂に信じ難し。既合ニ

亂治也 亂亂也一曰治也

と有れば亂のまゝにて治の義をも有すべく、虞註釋詁も其の用方とすべし。たゞへ上聲より去聲に轉ずるとも其は尋ら

晚出の例なれば、こゝに引出づべくも無からん

有知 無知

吾有知乎哉 無知也 知去聲、孔子自言我豈有自知之心而前其所知哉

按ずるに知の字平聲の時はシル、去聲の時は智と同じ。今去聲とする時は智トスル有ンヤ有トヘル無キナリの意とせるなり。蓋し經典釋文この處に音なし。抑々釋文の例、爲政の不知也知也に知字ヲ音智、異音の不知處に仁焉得知に音智とあれば去聲に讀む時にも音するを知るべく、此處の音なきは平聲に讀むの爲たるを明けし。今去聲を主張せらるゝ、果して是なりや

善 買

求善買而沽諸 善買者買人之善者也、買音古、何註善亦買、自當爲善價、一則朱子曰、無買、殊不知善琴善笛及良農良工一類諸、當謂買人。去聞音買謂之善價也。云 按善善石經云沽諸、音之諸、音作買、可也見買

發平聲一即沽也

按するに賈字は晋古の時上聲にしてアキナン、音嫌の時は今の賈字に「去聲アケレなり。段氏の説」注に賈者九賈賈之稱也、引「仲之凡賣者之所得、買者之所出皆曰賈、俗又別其音」云、價とありて、古は爾義「字、釋文に善賈音嫌、一音古とあるを安井息軒は晋古疑鄰(去)讀也、但古人引此文「音多存折、則皆從音嫌等、唯之失と云へば、物翁の邪異より價とせし如く云へるはいかゞ。但し息軒も「音嫌なれ、音歸重祿となり、音古なれ、明石の惡徳を知る者となる。之を道に求むるに音古なるが衆人の意を得たるに似たり」と云へば物翁の解や假れら。但し却故も既に善價を良價と解したりとす。

蔡邕石經云々は隸釋及び東漢餘論に見え、價の平聲は韻鏡と合ふ

享 禮

享禮有「容色」享諸備皆許兩反、則聘享、饗食再饗、其在當時「言之何日別之、因考易享虛庚「調」通、公用亨于天子、玉用享于岐山「皆調」通、殊不「成音義」云、益此傍聘享之享、一作「亨」云々、聘享以「通」為「故調」通、其音常「依」易虛庚反。食饗之饗許兩反。然後「二者音不」相「在」在「古」為「調」。其在「古」虛庚反者「許」反音作「亨」、後世許兩反者作「饗」、而虛庚反者借「享」、遂致「併誤」其音一爾

按するに饗食再饗は儀禮聘禮の文、物翁は聘享と之に別あるべきに饗の供に許兩反とせるを非し、聘享は萬國に通すれば元享の享(虚庚反)たるべく、再饗は享にて許兩反たべく即「亨」の了「子」にて分てるに「み」たるべきに饗を用ひてよりは亨たるべきにも享を用ひるに至り、隨て聘享の虚庚反たるべきをも許兩反と音せ、と「二」ふなり。蓋し説文には音の一形ありて獻也をその義とし、許兩、普庚、許庚の三切を附す、段氏之に注して諸經「字」の例を述べて

周禮、凡そ祭言に音、饗燕に饗

儀禮、臣、君を言するには音、尙饗には饗

禮記、祭饗饗燕ともに饗に作りて音なし

左傳、みな音に作りて饗なし

毛詩、神に獻するには音、神その言する所を食むには饗

と云ひ、其の形としては

神に薦むるには亨また享(許兩切)

物を飪るをは亨また烹(普庚切)

易の元享をは皆元享(許庚切)に作る、皆今字

と辨じたるは賂物翁と同じきが、聘享を虚庚反とするを諸はめに似た

彼 裁

問「子西」曰彼裁彼裁、按「郭忠恕佩觿集」、云「彼甫委永」裁、論語「子西」番。又「小」論會引「爾雅」云々、今按「彼」人爲「彼」。

按するに彼字、廣韻五寘に收めて哀也、論語「子西」彼裁とあるを小補に「四」紙に「又廣韻彼義切也、而「爾雅」論語「子西」彼裁「又哀也」と引けり。蓋し哀也にては論語に合はぬらしければ邪の字を「べ」たならんが、而「雅」に既に彼義ともる、其の衰を廣韻に哀に誤りたるまでにて、小補が邪也の外に哀也をも「べ」と「か」きたるは明流ならず

王氏の廣韻疏證に亦彼哉を以て優れりとせるは物翁に同じきが、王の二氏を引證せぬは一道を論せしか

荷 責

有下荷と責而過三孔氏之門二者責說文引三語語作「與責也」廣雅釋所「受爲」一「一」四升「一合餘」

按ずるに與字を說文責字の解にて責の古文と云へれば、與(申に與ひ)に從(心)とけ同じからず。物(て)上恩の、夫

久 要

久要不忘平生之言 久要孔安國曰舊約也、口先約要古音相通、故以約要安耳

按ずるに荀子王霸の皆知其可要也、淮南原道の道之要也、 魯本吐の聖士之消所矣の注にも要也とあるは要を 帯びたる解なり。等韻にても要は美韻、約は聲韻にて樂は笑の音韻なり

小 慧

好行小慧 觀其行事則好行小惠云々、林惠音同故誤爾云々。慧音可(行)行(乎)、按(非)既(與)與(子)作(慧)子、 文選安陸王陳振平慧以字(小人)、又慧露露(與)仁(風)曰(越)可(以)見(已)

按ずるに說文にて慧は儼也、惠は仁也にて意に同じからず、この小慧を釋又(小)才知、魯讀(慧)也、今從(古)とあ れば小惠とするは魯論、小慧とするは古論なるを、爾君の選擇せる者にて、音同によりて誤り(こ)け(す)べ(か)ら(ず)

便 辟

友(便)辟 馬融曰巧辟二人之所忌以求(容)媚云々便辟乃去聲

按ずるに朱注に便平聲、辟婢亦反とあれば、當(去)聲の說あるにて、牛(便)釋(又)の便(婢)婦(反)、辟(婢)亦(反)に據れるなり。

便、平聲にてはナラフ、ヘツラフ 去聲にてはナラフ、シクガフの調(五)げ、馬(の)求(容)媚(は)シク(ク)ン、朱(の)習(於)

威儀(は)ナラフより得たるなるべく、辟に至りて馬(は)巧(辟)去聲、朱(は)不(思)入(と)相(知)る(ト)ノ(と)ナリ。 荀(氏)の考(異)に(こ) の(辟)を(鄭)康(成)は(賢)に、(班)固(は)婁(に)讀(め)る(を)云(へ)ば、(入)聲(なら)ぬ(が)古(讀)、云(ふ)べ(し)

三 畏

君子有三畏 畏與(恐)懼(不)同。云々畏者威之轉音、如(明)威(在)明(畏)二(ウ)見(已)

按ずるに威畏は韻鏡にても平去の異、廣雅釋言に畏威也

德 而 稱

民無(德)而稱(焉) 德即得字、以(レ)音誤

按ずるに泰伯篇の三(以)三(天)下(一)讓、民(無)得(而)稱(焉)を引證すべきにこそ

絃 歌

聞(絃)歌(之)聲 絃古字通用

按ずるに說文に絃ありて絃なし、絃は通用に非ずし(曉)出(の)俗(字)

矜

古(之)矜(也)廉 矜本(矜)莊(之)矜、美德也。未(有)以(爲)狂(愚)之(類)者(矣)矣。蓋(即)狷、狷(或)作(矜)、或(作)矜、古(字)通(用)耳

按ずるに狂狷は論語子路に、狂狷は孟子盡心下に見るを以て此の説(る)なり。マて矜の古(字)は(詩) 辨(に)天(臻)と、 柔(に)旬(民)填(と)韻(して)、今(の)蒸(韻)に(屬)する(如)く(な)ら(ぬ)ば、(狷) 矜(とも)或(作) 按(近)ある(もの)と(す)る(なら)ん

如ニ蝶狩通用ニ蓋猶或由ニ蝶狩用、老而無妻亦自守太過者所レ爲也

按ずるに蝶狩通用とは彙典の右ニ蝶在F下を史記に有レ狩在民間ニ作れる類 又和或由ニ蝶狩用ニは和の蝶となるを説明せるにて、猶は其の自守太過なる意より蝶となり。而も猶の蝶にひかして蝶(蝶)に疾跳也 曰(蝶)と(蝶)となりたるものとせるに似たり。蓋し説文にては猶は將附字なるに、物名は猶を小して考へられしものす

多見其不知也 古人多祇同音、多見其不知也 蓋然也 二十九年在傳 多見其不知也 服虔本注 祇同音也 晋書本杜本皆作多

按ずるに古人多祇同音は左氏傳正義の文。多與祇同、猶也とは平注にも見ゆれば此處は朱をもとくははらさず

徴の中に音韻に涉れるは以上廿四條なるに似たり。徴の章句を牛年表に言ひ保七年に繋ぐるが此一年は彼の乾隆六十年にして、王念孫生れて僅に四年、戴震生るゝの前年、錢大昕はこの二十九年、阮元は四十二年にして生れたるものとす。然らば此の種の學は彼にても猶黎明に屬するに、東方朔は此の先師を尊ぶは蓋しすべき事ならず

本題の一篇を言語學雜誌に出ししは明治廿四年の初めなりき。…(許市)ら爾然に上りて立書せしが、朱本の書を詮する所以に非されば今は殆ど舊編を留めぬ程に訂定したれども此に於てぬ(略)八(廿四)月記

物の名の歌につきて

古今集が萬葉集に負ふ所多く、萬葉集の相聞は古今集の戀歌となり、萬葉集の和歌は古今集の哀感となり、古今集の四季の歌は其内容にて萬葉集の雜歌に比べらるゝなどは皆人の知る所なり

然るに其古今集にて全く新しき一體あり、物の名の歌是にして之の卷第十に收めたるもの四十七首あり。古今集一たび此體をのせしより拾遺集卷第七にも亦七十八首を收め、千載集、續後拾遺集にも此の部すあり。此の他の二には部立こそなけれ雜歌の中などに此種の歌なきにしもあらず

奥義抄に「隠し題歌 古今並拾遺集物名部といふはこれにや、近代の人は隠し題也、外歌は後拾遺集物名を歌の表に置きて他の心を述ぶる也」と見え、八雲御抄に「物名これは隠し題也、其の名を隠して讀み歌なり云々。古今などには隠す物をやがて題にて、多くは其心をよめり」と見えたる如く、其組織の類より云けり隠す物なきが一題にせると、物の名を歌の表に置きて他の心を述ぶるとの別あり。今一二の例を舉げむ。

一、讀み入るゝ物の名を題とせる

鶯 心から花の筆にそぼちつゝうくひずとのみ心の鳴くらむ

杜鵑 來べきほどいきすぎぬれや待も倦びて鳴くなる聲の人をとよほす

二、讀み入るゝ詞には關係なき

空蟬 浪のうつせみれば玉ぞ亂れける拾はせ袖にはかなからむや

かには櫻 かつけども浪のなかにはさぐられて風吹く毎に浮き沈む

あら船のみやしる 葦も葉も皆緑りなる深岸はあらふねのみやしる 星ゆらむ

四十九日 秋風の四方の山よりおのかじふくにちりぬる紅葉かなも

又詞を二つに切りて入れたる

あふひかつら かくばかりあふひの種になる人をいかゞつらしと思はざるべき

木の島に詣でたりける尾を見て 水もなく船も通はぬこの島にいかゞかあまのまめかるら

又詞を幾つも入れたる

笹、松、枇杷、芭蕉葉 いさゝめに時まつ間にぞ日はへぬる心ばせせば人に見ゆづ

梨、棗、胡桃 あぢきなし、歎なつめそ憂きことにあひくこみをば捨ぬ物から

又幾つもの詞を任意につゞけもし離しもしたる

柄、野老、橘 思ふどころも替へず住み経なちちはなればしかるべし

子、丑、寅、卯、辰、巳 一夜ねてうしとらこそは思ひけめうき名づみぞ能かりける

この他物の名なる詞を拵ちて處々に置きたるもあり。古く集既に

女郎花 をくら山みね立ちならしく鹿のへにけり秋をしる人ぞな

を物の名の歌として採りたる上は

一、物の名を毎句の首に分ちておける

杜若 から衣きつゝ馴るにしつまし有ればはるる来ぬるたびをしる

その異様なるは

春日大明神 春日山日毎に祈る大藤を明らかに見よ神し守らば

二、歌の首尾に與へられたる辭をおき、中間の他のおける

春、詠め はなのなかにめ能くやとて分け行けば心ぞともに散りぬへなる

同上 はつ子の日つめるわかながめつらしと野への小松に並べしてける

三、五言の詞を歌の頭と尾とに別々に入れたる

言ひし日を違ふなよ いかにもまたひとり明かすかしのあてふひはよはつりしなおもひ無りね

明日の日を違へめや あかであたすぐる我名かのべておもへひるそ有りめおもひ無りめや

又同じき約束ながら風の異なる

女郎花、花薄 をのゝはぎ見し秋に似ずなりぞあすべしただにあやかしるし景色は

又十言の句を歌の首と尾とにおける

合せ薫物少し あふさかもはては往來のせきも思はずたづねて問ひきかばかへさじ

又毎句の首尾に順次における

花を尋ねて見ばや はかなしなをのゝ小山だつくりかたをだにまみはてはふれすや

の類も物の名の一種と云ふべく、後世にいはゆる折句、寄冠折句の體た

そも、此等の物名の歌はいかなる標準によりてか其の資格を定められざる。

色も香も同じ昔に、さくらめど

に櫻を隠し

朝なけに見べき君とし頼まねば思ひたちぬる

に公利、常陸を隠し

たち別れいなばの山

に因幡を隠し

けふ別れ明日はあふみと

に近江を隠し

松の上に鳴く鶯の聲をこそ初子の音

に初音を隠し

卯の花は白くも宜禰が白けたる

に杵を隠せるなどは物の名の歌としては認められず。亦上に引けるにて、「小石山峰立ちならし」は「名」の歌として採られたること既に云ひし如くなれど、「唐衣着つ、馴れにし」は「羅敷部の歌」たるなり

その標準の定かならざること上の如くなれども、既に此の二體の成りしは其成立せし時代を考へざるべからず。大和物語に

語に

亭子の帝あり居給ひて又の年の秋和泉の國に至り宿ひてひねといふに、おはします夜あり、また、ねといふことを歌

によめと仰せ言ありければ云々

亭子の帝、鳥飼の院におはしましにけり。例のごと御遊びあり、鳥飼といふ願て人々に讀まし給へにけり

といへる二條あり。此の亭子の帝は即ち宇多院にして白今の勅理起るへ、毎詔を開き云宿ひし御代にけり。此の御代に世々度々この種の題を賜はりしことは大に注目すべきことなり。又今一つの「實」とし、史料は古今集あるものの名の歌の作者の年代の穿鑿ならん。此の作者たるすべてに二十五人ある中に、その年代「子孫」をもたへりがたを「監音」としえた、高向としはる、兵衛の四人を除ける二十一人を卒去の年月（或はしか想定した）の順に列せしむれば

一 都良香 古今集打聽に元慶三年二月卒

二 文屋康秀 帝國文學「六歌仙」といへる論文に元慶三年五月縫殿助に任せられたること見ゆ

三 僧正遍昭 日本文學者年表に寛平二年卒

四 小野滋藤 同書に寛平八年卒

五 矢田部名實 同書に昌泰三年卒

六 安倍清行 同書に昌泰三年卒

七 藤原敏行 三十六人歌仙傳に「家傳云昌泰四年卒」とあるによる

八 在原滋春

九 景式王 この二人の卒年明かならねば父たる人の卒去より推して

- 十 紀友則 日本文學者年表に延喜五年卒
 - 十一 紀めのと 古今集打聽の陽成院の御乳母といふ説に従ひて姑く延喜の初と定む
 - 十二 僧聖賢 日本文學者年表に延喜九年卒
 - 十三 平あつゆき 同書に延喜十年卒
 - 十四 阿保經見 同書に延喜十二年卒
 - 十五 大江千里 中古歌仙三十六人傳に「延喜三年替大丞」と見ゆ
 - 十六 僧素性 父の遍昭より三十年生き残りといふは先延喜の末なり
 - 十七 兼覽王 例の年表に承平二年卒
 - 十八 伊勢 同書に天慶二年卒
 - 十九 紀貫之 同書に天慶九年卒
 - 二十 清原深養父 覺東なき物ながら大和田氏日本文學史文學年表の天慶九年卒による
 - 廿一 壬生忠岑 日本文學者年表に康保二年卒
- なり。今之を見るに最も古きは良香の元慶にして、寛平間のは遍昭と滋隆と海泰とたゞたきなり。然し此の古今集に採られたるは當時の物名の歌の中に於て尤なるもののみなれば、この他にもなほ幾多の件ありしなるべきに、古今の撰上も延喜の初なれば彼の亭子の帝の題を賜はりしは正に其の當時の流行たりしにけりや。而して業平に唐書、康秀に花の木、遍昭に散りぬればの詠あるより見れば六歌仙時代より既にそのもの存せしを知るべきなり。右六かの日本集にのれる物の

名の歌の如きは圓珠菴の阿闍梨の「歌の姿は延喜天曆の後の作者のしむ」の一節を引けば足らむの。

次きの問題は何を榜本として此體裁は出でつらむかなり。これには上に挙げたる二種五種の體裁の先づを定むべきべからず。或る詞を歌の首尾に別々に入れ(第一類の二)又は順次に入る(同上)ものは毎句の首尾を別々の(第一類の二)ものゝ一轉化にして、又首尾に與へられたる字をおき、中間に他に與へられたる字をかける(第二類の二)計單に與へられたる語を置ける(第一類の二)ものゝ一轉化なりと見むは自然の順序なるべければ、畢竟は第一類の「一」「二」「三」の次第となるべし。

今姑く第一類の二者について考ふるに、若し「一」を以て原始とせむか、讀「ス」ものゝ名を置「ス」こと「は考へ到り易き順序に似たれども、その題につきて趣向を立つべきと其趣向を與へられたる語にて發せすべきこと「二」重々條件となりて難中の難なる上に、鳥獸の名の如きはなほ取り成されざるものにあらねど無「テ」論にありては判「テ」論を以て困すべし。易に就きて難を避くるは人の情なり、天下誰か又かゝる難地に立ち入る者ぞ。但し「一」を以て先だてるものことわか、初は讀み入るゝなど辭思はずして詞を聯ね句を成して、さて其決れる上より見れば偶然にも一個の詞を求め、せよ。かゝる多數積らば必ず作者の好奇心を引きて然る事を條件とすとも歌は詠まるべしを以てするに至らしむべし。但し難きことならざるべし。見よ古今集の四十七首中「二」に屬するもの僅に二首にして、宿題等に至りては全く其趣を絶とし事實は、實に

「二」は自然の發達にして、一は更に人工を加へしものなるを暗不せる」と云。
 「三」と「二」との關係は如何、この點には文献の徵すべきなく、且唐衣の作者なる業平の如きは第一句「唐」し良香と同時なるを以て其先後は極めて論定し難けれども、複製の單複より云はば「三」は「二」の轉化せしむべきなり。「二」が不用意の間

の體あるのみならむ。而して良香が漢學者にして此體の作者なり、康秀の「ひへ山風を嵐と」の作が全く體合の無なるも由なきにあらざらむか。

吾人はかく物の名の歌を離分詩に負ふ所多しとすれども、此の一語を開かず系因は國語の性質と風に併せ存せざるなり。かの萬葉集卷七に

吾勢子を此方こそ山と人は云へど

の第二句に此方來せ(來しめ)山とひびかせ、全卷十回に

鳥といふ大驢鳥の云々子ろ來とぞ鳴く

の第四句に子等來とひびかせ、全卷十八に

曉に名のり鳴くなる杜鵑

第二句にて杜鵑といへる名を直に其の鳴聲としたるが如きは明かに「うくす」となり「う」漏見れば「よ」なるべき體をそなへたるものならざらむや。(三十五年二月十八日抄)

地名字音轉用例補正

鈴屋翁の地名字音轉用例は古來辭思ひかけられざりし筋を明らめりける書にて誠に奇むべきものながら、始めて説き出されたることといかにぞやと打ち解かるるもより、然るにしものらねば、太田(漢音圖・漢吳音

徴・漢吳音圖説・音徴不盡・音圖口義等の著者)關(備字例の著者)、人、義門法師(用信於、經卷の著者)白井檢校(音韻假字用例の著者)等の云ひ直されたるも多し。

轉用例を讀まむ折必ずしも彼にも此にもと思ひ合はずまじければ、轉用例を抜き書きてかの説のもの梗概を附し、時には愚按をも添へて此の一書となしぬ。己年方に而立、學も識は世に傳し、しぎ／＼思ひ物めした。

明治三十五年七月

何時なりけん京都帝國大學圖書館に藏せらるる伴信友校藏書の本書には誤入れ多きを知りたれば、たゞ藤井博士の同大學よりこゝに來講せられし折に其を借用して各條に記したり、又「鈴」と標せる十六條は六の本書に「鈴本朗」の説なり、篤胤の本をかりて書入寫しつ文九十一とあるものなり。又廿六人の考を附せせる二條は併石の便をばかれるわがさがしらなり。又「伴」と標せる三十條外二條に鈴木夫人二條とあり、その色より見れば三知あり。第一は暗朱色にて伴大人の手書と覺しきもの、第二は朱色にて字草を帯ふるもの、第三は暗朱色なれども大人の手書の如く筆勢謹嚴ならぬものにて、此には往々百木按とあるもあり。今この三條を傳へん爲に「一、二、三」と標したり。

百木の上田氏なるは、播磨の條に大人その説を採りて記されたる處に見えたり。大正九年九月函館にて柳堂遺記續紀和銅六年五月の詔に畿内七道諸國郡縣名著好字と見え延喜民部式に凡、和名内郡等名並用二字必取署名

伴(一) 信友按天平十九年の大安寺資財飯食封の條に近江武藏下野攝津折はなとあり、此頃より既に字を略きて二字に書きたりとみゆ、那名もみな二字に書けり。廿二丁、字を行ける例とある條に光合すへし

民部式の云々は既に定まりたる上の事也

續後紀に天平九年十二月丙寅改大倭國爲大養德國、全十九年三月辛卯改大養德國依宿爲大倭國とあり。聖武の御代ことさらに國名に三字を用られし事もありし也」

今按ずるに式に嘉名とあるは詔に好字とあるものなり。古くは名と字とへ意なりし出法ならん。周禮「行人論書名の節注に書名、書文字也、古曰名と見え、儀禮聘禮記の自右以上書於幣の全字に名、書文也、今謂之字と曰ゆ。出雲風土記に郷名ども神龜三年改字としるせる

その一二を云はゞ故云文理神龜三年改字母理故云社神龜三年改字母代とある類なり。此の神龜三年は和銅六年よりは十三の後なり。ウの韻をカの行の音に轉じ用ひたる例

伴(二) 和名抄參河郷名望理マカリ播磨全名」

今按ずるに韻鏡なる十六攝の中にて通・江・宕・梗・會の五攝なる字どもは麻韻にてngなり。當朝語を表す字なかりし故に姑くウにて表し來れるなり。さてngなるからにカともギともク、ゴともなる亦自然なり。音圖口義に「凡そ喉内音の字は其韻キクに呼びて用ゐることあるなり」と云へり。

この相・香・宕・良・囊・當・望は宕攝、綾・與は付攝、又勇は通攝の字なり。模の字もモの音なればムに近くしてミには遠し。模をムに用ひたり

模は第十二轉唇音平聲第一等なれば、^ウの格にてムは正に吳次音なり。「モ」^ウとれば、とあすて^ウと却て漢轉音と云ふべきものなれ(轉音と云ふ故は漢音はハ行の格にて^ウを止とすればなり)。又サガミとは實に後の^ウにて、元正紀に

酒部連相武と云ふ人名あり。其の頃はなほ國名もサガムと呼びけり。されば模の字にてまじり求むべからざるなり。カガト 香止

伴(一) 信云天武元年紀に草那公高見とある人の名もかみか也。そは威奈(大井)の草中にあらし藤原の時に威奈公と書るはまさしく高見に當りて開ゆる也」

今按ずるに高は豪韻の字にして、いはゆる歌韻ならず。されば香をカト用ふとは公視すべからざる。綾はリョウの音なるを、リョを直音にしてロに用ひ

綾は陵の字子にて第四十二轉舌齒音平聲第三等に屬し、^ウの格なればロウは、^ウの音なり。鈴屋志は原か音の辨なき故に往々「直音にして」と云はれたり

勇はユウの音なるをイクに用ひたり
勇をイクに用ひたり

勇、音徴に「吳原音以由于省呼以于」とあればユをイに用ひたるに非ず。フハ四書に「省呼以于」なるとイクと呼ぶものは萬葉集體韻をシグレ。高山又香山をカグヤマ。延喜式體葉神社をシグリの押肌と石ノ類なり」とのり。カグヤマ 香山

伴(一) 方にカグ山を高山とかけるも、高をカグに用たる也。上作ウの韻を轉じてカキケコに用ひたる地名

(鈴) 韻のウは誠はグに近くクには遠し。

ンの韻をマの行に通用したる例

(鈴) はぬる韻の文字にニヌミモの五種あり。これも人聲の韻の文字の如く、古は正しく其字の如く唱へて、はぬる音は無かりし也。五種といふ中にニヌは一類、ミモは一類にて、ニヌは韻第三十八より四十までの字に用ひて、今の唐韻にもこの字どもは皆口を合するはね聲也。ニヌは全書に皆用ひしより廿四までの字にて、今の唐韻にもこの十八より以下は皆口を開くはね聲なるに、たゞ第十七のみ今は口を合してはいるなり。とれば二轉の字の古書に見えたる、ことごとく皆ニヌの文字を以てはね聲にしたるに、たゞ小韻或の因ハ字のミイセイといふ音也、是亦故ある事なるべし。彼方の音韻の差別といひ此方の假字の俗と云ひかく定かざるなるも、字音假有出格、差別なしと云はれたるはひが事也。三音考に至てわかつてる定めのあるべき類と辨はれたるは、未だその審かる所を得られざりつる也。今按ずるに男信に「國學に名だる本居氏の地名字音轉用例と云る書を引け、上の音り(○)と(○)のさ感しらひして著はせるならねど、これぞ此のンとムとの差を古書どもについて考へ定(ニキ)よきふたうと辨には有る。但しとばかりの書著せる人なれど、意をこゝに用ひざりければにや、その全作たる、音假字用表に韻を古書とてして「韻の假字にはむ・ん通用すべし」と断ざるは亦妄なりかし。彼轉用例を著す時ナニ・マ・ミ・モ、に轉せるは母字(母マ・ミ・ム・モ)に用ひたるは其字どもと出し證する因に、なぞて意のつかざりけん惜(惜)といひ、又「韻假せる十六の甲、疎と由との攝なる字どもは記・紀・高等の古書にその韻をばナ・ニ・ス・ネ・ノに轉用(轉用)はる多(多)く」「深と或との攝なる字どもは、ミ・ム・メ・モに轉じ」とあり。今こゝにある字どもも、男信(男信)の傳説(傳説)南(南)は疑(疑)は單韻、慈(慈)心(心)甚(甚)深(深)は侵韻にて深(深)成(成)兩攝(兩攝)の字なり。

イジミといふはサガムをサガミといふ類にて後の唱か、夷漢の譯はマにもミにもムにもメにも轉用せらるべきこと上に引ける(引ける)爲(爲)の説の如し。これに任(任)想(想)語(語)と公(公)二にいふべきにはあらし。疊をツミに用ひたり。

音徴に「疊音談。「吳音」度半。「姓氏考」安撫宿無海神總統登玉産神(後由(後由)「海神」ワラシ「總統」ワラシ)又「歌」並或作同、ドム音談の反ヅ、同の吳音と全し」とあるを、木村正辭博士の漢里全圖正誤に「原本先生(原本先生)の十田(十田)にの説書(説書)やまれり、司馬遷の父の名談なる故に張孟同とかけるにて、同とは父の名とナ(ナ)と云(云)はれてしか(しか)音(音)もなるを、談・全音おなじくして通はしかけるやう見られたるはわるし」とあり。

先、談の條下に「ドム音談の反ヅ、同の吳音とおなじ」と云へる音徴の説はふべし。同は内轉第(内轉第)開(開)首(首)平(平)聲(聲)第一(第一)等(等)の字にて(落)の音なれば、同の吳音はヅウにしてヅにはあらざるなり。マ疊の條下に「一切音のトとツ、の誤」と云へるを見れば音徴者の意はドムよりツミを得むとせること明かなれども然らば、ドムの反ヅと云へること又論(論)を論(論)にすべきに非ずや。

史記季布傳「貴人趙同等」の注に「徐廣曰漢書作趙談、司馬遷以其名音改改之」とあり、按季布傳は「貴人趙同等」の注に「索隱曰漢書作趙談、此云同者避太史公父名也」とあり、音徴(音徴)の條下に「前(前)在(在)スベシ」とされど、正字通に「世傳司馬遷父名談、史記無談字、季布傳改趙談爲趙同、然季布傳(季布傳)子(子)如(如)安(安)令(令)見(見)者(者)轉(轉)趙(趙)爲(爲)趙(趙)高(高)、何以近者諱、遷者不諱」といへるを見れば亦疑ふべし。

(一) 播はなべてバの音なれども北澤切にてハンの音あり。

土佐國安藝郡奈半郷和名抄釋注なし。土佐日記にはナハの音とあり。後には「ハリと云ふ。」
今ナハリ郷ナハリ村あり。上田苗木卷「

今按ずるに播は今の音は補通切玉なれば簡韻に施して津由兩播に「臨録せり。こゝに引くべからず。
説文解字の獨古文番といへる條の後注に「九歌獨芳綴分成立、玉、希不綴於此上也。」
按播字以番爲聲、此屬賦假番爲播也」とあり。播字以番爲音といふ他氏の論は古音のトのこゝなれと獨が番の古文たるに其の點を屈賦に用ゐたりとせば、今播をハリに轉用したるも「下は非とす。」からず。

ヘグリ 平群

伴(二) 和郡 平郡倍久里 房郡 全音久利

駿はシユンの音なるを(シユを直音にしてスに用ひ)

駿は第十八轉齒音去聲四等なる駒の字子にてシユの格なればシユムスとは那音或音なり。一曰音にして」とは云ふべからず。

もとはツツガにて

伴(二) 西宮記に北陸道を久流加乃道とあるは、久取加を久流加と云ふるなり。

以上ノの韻を云々

鈴 以上の三條皆ニヌの韻の字也。チリルレロとナニヌとは近き音なる故へかり出た者也 この中にニヌの韻の字

の二つもまじりたらぬを以て、二つの前ちの心かなる事をしるべし。但し此中播磨の獨の字ハの音なるをいかにしてハンの音の格に用ひられしか。

伴云北澤切ハンの音もあり、此説疎なり。

オハラキ 邑樂

伴(一) 今オハラと呼。

オハラキ 邑樂 邑は吳音オフなるを

イヒシロ 邑代

邑は音の入聲にて、げにも漢音オフ吳音イフなり。

始は烏合反にてアフの音なるを

かく云はれたるのみにては粗なり。假字用格にも「烏字は御國(古事記にウ)に假字に用ひ」とありて、
烏が阿行ともなること假字用例に「十二轉古依本に阿合とあるも、
彼は古音は開に今昔は閉なり」
烏が阿行ともなること假字用例に「十二轉古依本に阿合とあるも、
彼は古音は開に今昔は閉なり」
烏が阿行ともなること假字用例に「十二轉古依本に阿合とあるも、
彼は古音は開に今昔は閉なり」

ともなることは氣附かれず。烏もし阿行ならぬには「アフの音」といふは、
烏が阿行ともなること假字用例に「十二轉古依本に阿合とあるも、
彼は古音は開に今昔は閉なり」
烏が阿行ともなること假字用例に「十二轉古依本に阿合とあるも、
彼は古音は開に今昔は閉なり」

ホ、キ 法吉 神名帳にも風土記にもたゞ法吉とありてホ、キと云ふ。其事は見えざれば、
然唱ふべくおぼゆ
標注古風土記に引ける倭僧末翁の説に「法吉はホフキなるべし。法吉は吳音はホフキ也。ホフキは菴の轉る聲をもて名に負

せたるに、後世にホツケ法華と聞なしたるなり。西行が山家集に『鶯一聲けまとりを得べきかは聞・結しきもほかなかりけり』とよめるを思ふべし」とあり。

又ホフの假名なるをホ、とすべきこと上來のヌムをナ行マ行の各音に於てゝるに、疑を立許さずなシダラ 設樂 設をシダに用ひたり

音徴に「設（轉音志都、韻）」を引きたれど、韻會の叶音を以てわが古書一音を証すこといかに

設は第廿三轉齒音入聲第三等なるが、その牙音入聲第四等け結まり。而して結の字子たる結はキチハ音なること古今集物名の歌にて明かなり。此結にキチ音あるを音徴に「十七轉眞韻の吉ハ轉するなり」と斷せり。今此を十七轉け求むれば正に失字にてホソツの音たり。かにかくに設にシツの音あると結にキツとあるよ其據を全くせり。

又按ずるに儀禮士冠禮、公羊傳桓十一年注、（廣雅釋詁）に「設、施也」と見えたるが、施の無音は、（按て設の借音と一致せり、さてはこの解は義を釋する外に音をも帯びたるものと云ふべし）

クタミ忽美 忽をクタに用ひたり

音徴に「忽（轉原音）根由都（次音）久都（優名抄）忽美出雲（黒土）とあるを、漢吳音圖正誤に「轉音昔根ハ、（次音）久都（久都）此十字を省呼クツの四字に改むべし」とあるは忽はもと十八合轉クツの音なればなり。

カトシカ 葛飴 飴吳音シキを

飴の字東魏義橋石像碑に盡金釧之飴、北齊吳音族遠德銘に書飴（念記）と見え、師の異體なり。其の即けが本來の音なればシキといふ音は吳轉音と云ふべし

入聲キの韻を云々

鈴 入聲の五種の韻も、ハネ聲の五種の韻と全くキク一類ヲ一類ヲ一類ト、彼方のつまる韻に於て一の別もあるをば此方の定かなる音に寫せるなり。此事は三音考に明解あるに、ハネ音の力に推及されざりしかへす、口併き事也（宿をシユを直音にしてスに用ひ）

假字用例にも然云へるを、假字用例に「字音は漢吳共に原音次音の中に、（音法）を當り、（音法）をす、（音法）を呼ぶよるあり、故らに轉じ呼ぶにもあらず」とにかくに拗音を轉じること翁の義なり。御國の上はさもあらば、（音法）字音は又格別に、直音のみを雅なりとも決めがたかるべし。天平ニシビヤウ天慶テンヤウ（音法）な拗音の古なにかに聞えて、直音は却てこはしく聞ゆるをも思ふべし」と云へり

さて宿は庸の字子にて漢原音シユク次音スタなり

カガミ 各務

伴（三） 百木按に各務又下に擧たる覺志もともに加賀と濁らして音音ならむか、入聲のクを加へ久に讀し用ひたるは昔音積（シヤ）に用ひたり。

積（シヤ）を直音にしてサに用ひ

音徴に「積（吳文音）左久（優名抄）とあり

妖富を飯富と書かへて

伴（一） 信 大飯（信）をオホイといふもア、イダ（痛）を忍たるならん。國（信）と云ふと此音を依音にナ（云）へり、聞の上

くいたき事をオ、イタといふ

三河の寶^{ホウ}臥^イ郡を今寶^{ホウ}飯^イ郡と云も全し 彦丸

イの韻をヤの行の音に通用したる例

假名用格韻「イキ之假字」の條下にも「イ韻の假字をあげて「右の音の諸字の韻をば多くはアイウエオヤイエエヨの通音に用ひたり」といへり

「イ」韻の字は止、蟹、梗の三攝十五轉なるが、その中梗攝四轉は喉内音なれば姑く之を措きて、自餘の十一轉を漢吳音徵には悉く以の假字してあらはせり。音圖の例、以は耶行なれども隨に耶行なりとは言はず。假字用例には又悉くイを用ひたるが、用例の例、イは阿行にて耶行には「イ」を用ひる定なり。但し是も阿行とも否とも明かにいひてはあらず。輕重義に「韻のイウは阿行のイウにはあらず、まづイは也行のイなるべし。その証は古くより「イ」韻の字を也行の音どもに通はしいへる事多し。萬葉十六卷の双六の采を佐飯と云ひ、諸書に才をサエといへり。和名抄に「ハヤシ」を拜師加賀越中河波談岐拜志伊豫拜慈兼中とかける地名處々にあり、出雲風土記にも拜志郷云々波夜志詔故林神龜三年即有正倉とみえたり。さ又相模の郷名阿由加波を愛甲アユカハとかき尾張郷名愛智を阿伊知アエチ和ともアエチ日本紀吾妻市とも云ふなる類を考ふるに「イ」韻は也行のイなること必せり」と斷せり

アゴ 英虞

鈴 英に似たる央に「ア」の音あり、調に似たる邊にも全じ。通用せるもこれによることもあらんか

英をア又はアイに用ひたり

不盡に「英英轉音安以性氏錄英多旗人アイダ愚按とあり。英はイ音を正しとするが、此の吳音の「アウ」が漢音の「エイ」のひゞきに化せられて「アイ」となりたるものなれば轉音といへるなり。又「ア」に用ふるは「アイ」の韻を省きたるもの

アチエ調教 調をアチに用ひたり

音徵に「調調江愚按」月の韻なる故に「アチ」の音變なり」とあり。調も「アチ」の音なる故に轉音を立つ

エチ 愛智

エチ愛智 愛をエに用ひたり

愛をオに用ひたり

鈴 愛をエともオとも云は帝をテ禮をレ臺をト乃をノの格にて。上代の吳音の別種にして通用と云にもあらざるか

音徵に「愛愛轉音於又轉音表萬葉集エの假字」とありて「愚按愛にオの音あるは若にト能にノ音あるが如し」といひ、さて音能を辨じて「若にトあるは叶同都切の音、能にノあるは女居切なる時の音なり」といへり。假字用例には「愛はエヤイ吳原の省呼、古書エヤの假字に用たり」と云ひて亦「於多岐のオは模韻に通ふ古音なり」といへるが模韻云々と叶同都切など、は同じき義なり

ククチ 菊池

菊をククに用ひたり

鈴 菊のまことの音はキユクなるをキクともク、とも二やうの直音に移せるにて、これ亦通用と云にもあらんか

菊は第一轉牙音入聲第三等の字にててキユクなればキクこそ反りて中略音なれ

クタクミ 忽美

コムク感口 感吳音コンナリ

鈴 忽をクツツといふ音あるまじきにもあらず、感のコンはもとよりナリ

今按ずるに音徴、忽〔禮原音〕根由都〔久部〕愚按クツと見ゆ。又感の假名は正しくはコムとあるべし、感攝の字ナリ

筑をツクに用ひたり

筑は竹の字子にて菊の横列なれば漢次音ツクナリ。テクとあるこそ却りて亦中略音

綴をツツに用ひたり

綴はツツ〔ナツ〕の音なれば其ツエツの中略音。因に云ふ今セツの音とするは字彙の朱劣切によれるナリ

教をツルに用ひたり

音徴「〔教〕吳〔音〕部〔平〕。『〔音〕名抄』教〔音〕を越前郡都留我〔日本紀〕云角鹿〔愚按〕教〔音〕入聲〔中原〕とあるを、正誤には「省呼と改むべし

原音ツヲヌの略」といへり。又男信には直に「珠山の所攝なる字どもの約は羅行の音にも用ふ」と断ぜり

上にも云へる如く此の教をツルに用ひたるを男信には「タツツテト相通じて」と大らかにいひたり

ツクマ 託馬

鈴 託のツク筑のツク共に訓をかねたるべし

伴三 託は和名抄に多久と訓めり。宅美、託間、宅萬、託萬、託農、乃久、託美、多久などあり。又託羅多加ともはたらか

せり。されば託をツクに用ひたることいかゞ

今按ずるに音徴に「託〔吳原音〕都王久〔省呼〕都久。」とあれども、託は開轉の字なればにや音圖後本には〔タツ〕と改められ
たり。然るに正誤に「吳音は開合にあづからぬ例なれば猶初刻本に从ふべく見ゆ」と云へり、之によれば實に省呼ナリ。
又假字用例には此の轉の吳音を〔タツ〕と考證せり
專は奴丁反漢音テイ吳音ニヤウなるをナに用ひたり〔但しニヤウのニヤを直音にすればナとなる〕

音徴に「〔寧〕吳〔次音〕茶子〔萬〕といへるが如し
拜〔テ〕をへに用ひたり。是は尋常の假字にも賣米〔メ〕をメ禮〔レ〕をレ帝〔テ〕に用る類と全格ナリ〔禮帝など漢音のレイ、テイを取るに
是非す〕。又書紀の假字には哀愛〔アイ〕をエ開階〔ケ〕をケ西細〔セ〕をセ佛環〔ヘイ〕をヘ味毎〔メイ〕をメに用ひたる類多きも全じ

翁は古事記傳一之卷「假名の事」の條にても「此記は吳音をのみ取て一つも漢音を取らず〔帝をテに禮をレに用るも漢音
のテイ、レイにはあらず、吳音のタイ、ライナリ。そは愛をエに賣米をメに用ると全じ格ナリ。書紀にも此格の假字
あり、開階をケに細をセに環背をへに用ひたる是ナリ〕と云ひ、假字用格「エエ之假字」の條にても「哀埃愛はアイの
音なるをエの假字に用るゆえは古書に開階をケ代をテ環杯背をへ米賣味をメの假字に用たると全例ナリ〔禮をレ帝をテ
に用るも漢音を取るにあらず右の格にて吳音のライタイによれり〕と云はれたり〔翁の此の考には云ふべき事あり。國
語科學講座「漢字の研究」七八、九頁に辨ずる所を参照せられたし〕

備字例には「韻鏡十三轉より十六轉までの哈海代灰賄隊佳蟹泰等のイ韻にはエ韻なるも交れり〔例へば才、采の
字是ナリ。古、共にサエと訓めり。又斐字は合口音灰韻にて歩回切ナリ。拜は隊韻にて布怪切なれば並に音フワイとな
り之を又切むればハイとなる。然れどもハイを切めてへとはならず。かゝればこの斐拜等もフワエハエにて終にへとな

るものならむか」と見え、漢吳音圖には十三轉より十六轉までの中にて十四、十六兩轉の吳音をば^マとし十三、十五兩轉にてはすべて吳轉音を立てたり

伯をへキに用ひたり

音徴「伯漢次音閉・倭名抄佐伯安藝郡佐伯支「愚按」伯の去聲韻にへる音あるにて伯のへキを見るべし又行の漢音ケイあるにて證とあり。伯は生や行と同等の字なれば漢音エキエキ吳音アツにてハクは吳音となるなり

鈴 伯翻の二字通ずる事あり、しかれば伯にもへキの音ありしならん。すべて今の物に傳れる漢吳音の外に古は猶くさぐさの音ありしと見えたるに、人多く之を思はぬ也

務をミに用ひたり

音徴「務吳轉音美・倭名抄各務美濃郡加々美「愚按」モ」とあり。轉音を立つるは其音ヒユなればなり

マキムク 卷目

鈴 目にムクの音あるべき事韻鏡にて全し等の字を見て知るへし

音徴「目吳轉音牟久・古事記高目郡女コムクノイラツメとあり。轉音を立つるはヒヨクなればなり

ヤムヤ達治 エンをヤムに用ひたり

音徴「達吳原音以耶牟次音耶牟、本居氏曰出雲縣名達治神名式達治神社これは風土記夜半夜に作り日本「愚按」入聲葉にイヤの音あるにて達のイヤム証すべし」とある如し

イクレ 勇禮の齧頭

伴(三) 駿河國安倍郡八祐介也之とある注は也以久の誤ならむ。祐もユウの音なり

力をロキに用ひたり

音徴「力吳次音呂久倭名抄」とありて^{リキ}音なればリキこそ中々純粹の音ならぬ

伯をハハに用ひたり

輕重義に「國名の伯はへと一音にあてたるにて、今ひとつハの音は字外によみつけさせたる例なるべし伯口書なりこは吳出雲の郷名漆沼はシチの音をば古音左行多行ともの同韻相通じて唐土にても如照シとは借り用しなり」とあり口作の類なり

今按ずるに伯漆とも上の音を重ねたる一種の用法と云ふべく、其の字にハ又はシの韻を求むべきには非ざらん。然見れば次の鳳の字も事もなし。

フ、シ 鳳至 不布志

伴(三) 注の不布志は不希を誤れり「慎吾按」に今フゲシと讀む

伴(一) 出雲風土記島根郡の郷に法吉あり、こはホフキなるべし、鶯の聲によれりと聞ゆ、本書考ふべし。此郷和名抄にもあり

音徴「鳳漢次音不于倭名抄鳳至能登郡不布志「愚按」不于を不布とするは去聲を入聲に呼びたるにはあらず、甲斐の郡「口義」鳳名等力を止々呂木土佐の郡名音美を加々美備前の郷名音止を加々登「延喜式」村一村の村傍假字ホホの類なり

「倭名抄鳳志不布とあり、フ、に鳳を讀てたるは全類鳳類に鳳蝶保々とあり。これフもホウも歸りて呼べり。又清家論語訓點夫子フツとあり、これ古字音にかなのふりさまなり、字音に眼らず音にもあり。類をホホ露をフフキなど何れも口によべるにはホウフウキといふを假字に寫すには保々、布不積と書くなり。凡べてハヒフヘホの音のものは韻をアイウエオに呼ばずして踊ていへるもの多し。此は何ぞといふに五十音中アイウエオの音を除きて他の四十五音何れも

呼び引く時はア₁石ウ₁エ₁オ₁に歸するなり此は誰も知ア₁イウ₁エ₁オ₁の五つは呼び引きても轉することなく常にア₁イウ₁エ₁オ₁なり此も亦誰も然るにア₁イウ₁エ₁オ₁を急速に發する時其は尾音ハ₁ヒ₁フ₁へホ₁に轉するなり急速に發すると思はず知ア₁ハ₁知る事なり

ハ₁イ₁ヒ₁ウ₁フ₁、エ₁ヘ₁、オ₁ホ₁、これなり、故に風の音フ₁、音ホ、音とかなをふり、夫字フ₁、と假名を振るなり。これ喉音と唇音と通ずる所以なり即當羽の通なりとありて風を不布又は保々、等を止々、香を加々、朴をホ、と振假名するは假名の一種の扱ひ方なりと云へり保々にても發音せむ時はフウ、ホウならむと云に似たり

輕重義には「凡ハ₁ヒ₁フ₁へホ₁は唇音、ワ₁キ₁ウ₁エ₁ヲは喉音とは誰も覺え居る大別なれど、其實は兩行とも唇、兩行とも喉なり、故に通ずること多し。元來ハ₁マ₁ワ₁三行を唇内相通とす」と云ひて第三音が相通する例に「フウ又ホウ何をホ、れもウ韻なり和名抄なる同字をまたフ₁、能登とせなると」と引けり

サハラ早良 ウの韻をハに用ひたり
伴(一) 神名帳筑後國高良玉垂命神社この高良をカハラと云ふも高の音カウをカハに用ひたる也。早良と全くウの韻をハに用ひたり

音徴「早(漢次音)左子・(假名抄)早良英前郡佐波真(墨墨)」といひ、音圖口義に「唇内音の常例はハ₁ヒ₁フ₁へホ₁に韻を活用するなり。これ皇國の字音をかる例なり」と見えたり。又佐藤誠實博士の字音考に「早をサハ果をカホと云ふは合治など薩摩の入聲に通ずるなるべし」とあれども管見の韻類(切韻指掌)司馬七音韻鑑柳四聲等子未經史正音切韻指掌切韻指掌文未だ曾て篆韻が合治に通ずることを云はず
トドロキ等力 トウをトドに用ひたり

風の下にいへり
ウナミ字納 ナフをナミに用ひたり
ナフをナミとせむは異様なれど、納は第三十九轉の字にて其出聲は南等なれば其の音を借りたるものか
シシヌ漆沼 風土記に舊志司沼と書るよし見えたり。シツをシシに用ひたり

風土記のこゝの文「漆沼_ノ郷云々天津積直可美高日子命御名又藤枕志都沼_ノ之此神郷中坐故云志司沼神龜三年改名漆沼」とありて栗田博士の標注に「司當作豆」と云へり。實にや神名に據りたる郷名ならむにはシツヌにこそ有らめ
モドロキ物理 理をロキに用ひたるいと珍し

漢吳音徴「理(原音)呂章・(假名抄)物理備前郷毛止呂井(悉曇)」と見え、於乎輕重義に「備前の郷名毛止呂井を物理とかけるも、モトリをのべてロビ、ロビをつゝめてりと云活語とも多かるより考るに、今もロビをは通はしてロキといへるなるを、そのモトロビといふにあつるに物理の二字を以てせるものと思はる」とあり
今按ずるに理はロの音を寄せたるのみにて半音を表すものは省かれたるならむと武藏美作理にロ音あるべきは里と同轉の其にコ、意にオの音有るにて明かなり。彼の高向玄理も黑磨の呂を寫せるなり

(蘇頭) 伴(二) 音にはあらねど、河内 隱岐郷 加無知 飯田 讚岐郷 育多カシヲ 賀集シヲをシヲに用ひたる珍し
音徴「集(漢音)之布・(假名抄)賀集淡路郷加之乎(意)シヲをシヲに用ふるも」とあり。集をシヲに轉ずるは早をサハに轉ずると表裡にて其理は一なり。音韻假字用例に乎は布の寫誤なりといふ考あれど武斷ならむ

シツナ 志都奈 カクチ 甲知

伴(三) 之都奈は之都支を誤れり。志筑と書てシツキと呼ぶ家號あり。甲知は角知の誤ならむ

今按ずるにカクチをカウチと讀むに紛ひてカフチのカウチと呼び習へるをもカクチと稱ふるに至れりとも云ふを得む
カワラ考釋 ウの韻をマに用ひたり

音徴「考(漢大音)加字(倭名抄)考羅山城(古事記)詞和」とあり。又於乎輕重義に「各をカワとせるなどは喉音の方にて通

ぜるなり。さるは加行和行はとも喉音にてもある故カクをカウとして、更にワに通用して各の字をカワともせるにこ
そ」とあり

(鼈頭) 伴(二) 菊麻 土總郷名 久々間 志樂 丹後 一 シタラ 早良 筑前 一 佐波良

ミマナ 任那

鈴 ミマのミはニの後にあやまるなるべし。もとはニマナとぞ云けん、ミニの互に訛れるは古言に例あり。又任の韻マ
に用るは此字もとニムの音なればなり

伴(一) 僧友云垂仁二年紀一書に天皇詔阿羅斯等曰云々改汝本國名追負御間城天皇御名便爲汝國名云々故號其國謂彌摩那
國とみえられたればニマナと云はむ事出なし。又この本書に任那は皇國より名つけたる名といはれたるはいかゞ、任那はも
とより其國の名なるを皇朝よりミマナといふ名を改め賜ひたるなり、故任那と書てミマナとよむ也。百濟をクタラとい
ふも字によらずして皇國より呼ぶ稱なると全じ。こゝに任をミマに用ひたる由の説はたゞよはしき説也。さて壬生を美
夫また爾布ともよむによりて任壬通用の例ならんとも思はるれどよく思へば別也。壬生のことには記傳卅五の十一丁に詳

しく辨へられたり

(鼈頭) 樽字を添て二字とせる例 伴(一) 遊郷 阿曾布 池郷 以介 榑郷 久之 右倭名抄

キ 基肆

伴(一) 信按肥前風土記二一郡云々天皇勅曰彼國可謂霧之國後人改號基肆國今以爲郡名とあり。キリといふを訛りてキ
イと云へる由なれば、紀伊國などの例にはあらす

ツ 都於

伴(一) 信云出雲風土記秋鹿郡に都於島あり

字を省ける例

伴(一) 多賀城碑天平寶字六年建下野國と毛字なし

萬廿^{十七}相模國防人足下郡^{アツカワ}下ノ郡也 上野國群馬郡古碑に上野國
と書て毛字を省けり。此碑神龜三年丙寅二月廿九日とあり、古事記^{和編五}には上毛野とあり神龜は和銅より後の年號な
れはよく叶へり

但字タチには用ふべきに非ざれば云々

鈴 但の音はタニにて、ニをチに轉用したる也。下の丹比全し

伴云此説是なり。日本紀天武卷に丹比公又全書持統卷に丹比真人島あり。此を續紀二に大寶元年に多治比真人島登云々
宣化天皇玄孫多治比玉之子也とありて多治比氏なるを、日本紀に丹比とかけるは治を省けるにはあら丹をで、タチに用
たる也、丹波の丹もタニ全例

タヂマ但馬 タヂヒ丹比

但も丹も山攝の字なればテの韻あること男信に「漆山の所攝なる字どもの韻は云々」の音にも轉ずと見え」とあるが如し

アガク 英口太

鈴 英をアウの音にしてウをガに用ひたる也、初の第一條に入べし

今按ずるに英は梗攝にて喉内音なれば其韻にガあること論なし

(藤頭) 伴(二) 因にイよ若狭郷名 佐分大飯サブリと云 佐文遠敷いづこか今は知がたし。同名三郷のうちなればこれぞもサブリと云へし

今按ずるに此は伴大人の補はれたるなり。同名三郷とは倭名抄遠敷郡の末に佐文 木津 阿桑と見え、次の大飯郡に又佐分 木津 阿桑とあるを云へるなり。抄には此の佐文にも佐分にも讀方を出さず。大人は佐分を其の地方にてサブリと唱ふるによりて佐文の何處なるかは知り難きも亦サブリならんと云はるゝなり。分も文も敦と同じく韻鏡珠攝の字なればツルの音と同じき用法なり。さるにても敦賀、遠敷、大飯などは吾が郷里なる福井縣の嶺南四郡なるに、其處にも多きは奇なるかな

ヤマクニ 養訓

伴(二) 續後已に大養德國の養もヤマなり。こは養麻の麻を省けるにはあらで、もとより養を也萬に用ひたるにや。又此ところはやく好字を撰てウに當る字を省したるにや

又 伊勢山田をヤウグと音便によぶを思へは養をヤマに假るなるべし

シガラキ 信樂

伴(二) 信もシガの體用なるべし。シの韻は加行濁と良行としたしく通用

今按ずるに信は臻攝なるが、例の男信に「漆山の所攝なる字どもの韻は云々」加行の濁音或はテの音イの音にも轉ずと見え」とあるものなればこゝの但馬、丹比、英太、信樂など字を省ける例には入るべからず

漢吳音圖の中間本

漢吳音圖に前後二版あること、先白井寛藤翁の音韻假字用例附説下三十に四載

本題翁の漢吳音圖は韻鏡の用例をこまやかに述られて無比の階梯と稱ふべき書なり。然るに文化年中初めて梓に雕られたる折の摺卷と、天保以降ものせられたりと見ゆる摺卷とは副假字の異なる條々あり。是は後に心して改められたるものと見ゆ

と見え、近頃の國語學書目解題補遺九にも

此書前版と後に改刻せし本とあり。音徴廿六丁裏に數行埋木して黒くしたるは後版なり。前版には字句あり。其他なほ異全あり

とあり。そも、漢吳音圖の書たる音圖、音徴、音圖説の三本に分るれども、何れも發行年月などの後記なし。されば卷

首に文化十二年五月の自序あるを措きては殆ど年月の徴すべきなし。是白井翁も前版を「文化年中」といひ、後版を「天保以降のものせられたりと見ゆる」と云はれたる所以なるべし

さて漢吳音圖、余の見たる所にては前後二版に非ずして前中後三版ありといふべきなり

金澤市なる石川縣師範學校に漢吳音圖一部あり。此は舊藩主前田侯より受け繼がれたるもの由なるが、用紙美濃紙厚手にて縦九寸八分横六寸九分の大本なり。この本第十七轉より第廿四轉まで、第三十八轉より第四十一轉までの十二轉、彬賓と韻をシと記せると音韻假字用例附説四十表二に云へるが如し。白井翁の前版と云はれたるは此書なるべし

次に余が先師日置勝驥先生の遺藏に一部あり、每巻の初葉の龍頭に白河桑名の圓印各一、關内初行に樂亭文庫(草莽)の長方印一を捺せれば舊白河侯の御藏書なりけむ。此版にては上の十二轉は彬賓と改められたれば後版かと思はるに、音徴廿六丁裏には満面文字ありて國語學書目解題補遺にはゆる前版なり。余も近來一部を得しが正に此版のものたり

又先師の遺藏に今一部あり、此版にては上の十二轉は彬賓と改められ、音徴廿六丁裏にも數行の埋木ありて、用例附説及解題補遺にいへる後版と吻合せり

かく三種に分るれど、第一と第二とは異全韻る少ければ用例附説及解題もさまではと詳言せず、姑く前後二版として論ぜられたりと見ば可なるが如くなれども、樂亭文庫出の先師の藏書及余が架上の本を把りて直に用例附説及解題補遺に照さむに惑なきを得むや、是余が中間本の説ある所以なり

さて第二第三のものともに竪八寸九分横六寸三分の美濃紙(薄手)刷にて、第一と異なり。其は後は初刷本たりし爲なるか、世に第一のを藏せられむ人に正してむものぞ明治三十六年九月稿

丹山師の校藏始末

漢土にて藏經の板に鏤められしこと元朝までに廿餘板に及びしが、元明の兵火に燒け失せてたゞ明朝の南京北京の禁中にある兩藏の板のみ世に傳はりき。此等は何れも折本にして展讀に悪かりしかは法珍といへる比丘尼その臂を斷ちて志を示して方冊の本に改めたりしが程經て此も滅びたり。後萬曆丙戌(十四)に密藏禪師再び方冊の大願を起し、慈柏、慈山などの高僧陸光祖、袁了凡などの學者も之を助けて五六十年にして成れり。これより以後漢土に藏經の流傳易くなりぬ。此の高麗板は往々吾朝にも舶載せられ、又宋元明或は高麗板も間々わが古社寺等に藏せられぬ。抑々密藏の刻せしは彼の北藏に依れるなるが、宋元二板は世に妙く南藏も訛舛多くして殆ど校正といふ程のことなく譌誤少からしとかや。さて吾朝にては徳川氏の始天海大僧正藏經を梓行せむの大願を起されしが其板弘く行はれず、且其は洛西なる法金剛院の宋藏に依りたるにて其誤北藏に譲らず。その後延寶六年に至りて黃蘗萬福寺の鐵眼禪師かの萬曆本を翻刻してより我朝に藏經弘布するに至りしが、惜しいかな其底本の佳ならざること上に述べたる如し

さて高麗板藏經は高麗國王が漢土の經版改刻毎に誤脱して相違多きを歎きて宋板を本とし之を六七板もて校合して開板せしめたるものなれば卓然として獨り正眞を存せり。此の高麗板のわが國に存せるもの京都の建仁寺、江戸の三緣山等を數ふるのみとせられたり

越の前州に郡あり丹生といふ、郡の鎮を越知山といふ、泰澄大師の開創に係る。相傳ふ大師先此の山を開きて其の經驗に

よりて加賀の白山を闢くと。越知山峰高く谿遠く自ら鬢秀の氣を鍾め、一水縷の如く流れ出づる所を永生村いせいそといひて、村の巨刹上野山淨勝寺は大谷派眞宗の末寺たり。此淨勝寺こそ校藏の偉人丹山順藝師の生れられたる所なれ。

丹山師が校藏の志を起されしは昔て金剛經及び無著菩薩の其論を校せられし時、親基法師の會釋する所の偏に高麗板に合ふを見て、麗藏の優良なるを認められたるに因すといふ。適々其父順慧師一切經を其の境内に安置して後來を恵まむとせられしが鐵眼の賣藥板を得るの外なきを以て、丹山師は遂に高麗板によりて之を校せむの大願を起されしなり

そも建仁寺の麗藏につきては獅谷の忍微律師も一校したることはあるなり。此に丹山師も先この忍微律師の校本によりて校合の業を始められしが未だ幾ばくならぬに事ありて廢められ(大藏經報に忍微の校本が三回の功を積みたるものなりとあり、果して然らば丹山師それによらば廿年の辛苦を嘗められずとも容易く其志を達せらるべきに「事ありて廢められ」たるは何の故なるか。獅谷に貸與を濫りたるか其校合が心ゆかさりしかのためならむ)建仁塔主永源禪庵則堂禪師と相識なるまゝ其高麗板を觀むと乞はれたるは文政壬午(五)の秋なりき。建仁寺にては出納周旋の人なしとの理由にて之を拒みたれば其舉先づ一跌しぬ。此の理由は極めて薄弱なれば、麗藏の優良なるを獨占せりといふ名譽をさへも獨占せむ爲に其辭令を巧みにせしにはあらざるか

たまに則堂禪師對馬に行かれぬ。對馬の木坂神社に正に麗藏を有すと傳へらるるや、丹山師は禪師を介して千金を府庫に收めて保證金とし、十兩乃至二十兩づゝを借覽せむことを申し込まれたり。國老田中氏も其の篤志に感じて同列に諮りたるが、神庫の物恣に壞れ出しがたしとて謝絶せられたれば盛舉は再跌しぬ。禪師も丹山師の篤志に對していかに氣の毒に感ぜられけむ「成ると成らざらるとを論ぜず只事を放下して時節因縁に隨順せよ」とまでいはれたりとぞ

既にして則堂禪師は任滿ちて建仁寺に還られぬ。師は復借觀せむことを申し込まれしが、禪師の徳憑の功にや建仁寺にても寺に就きて校正せらるゝならばとの條件にて始めて之を承諾しぬ、是正に文政九年のことなり。報を得たる師の喜は暨ふるに物なく、十年の春より順尊、賢護の兩人を伴ひて朝には曉の鐘に起き夕は陀羅尼の鐘の後に寝ねてひたすらに校勘の業にいそしまれしが、一校にてはなほ焉馬の訛あり、二校にてはなほ魯魚の謬ありて、三校して始めて業を卒へられたり、歳を關すること十又一年

蓋し藏經の卷數たる宋漢の實積三昧集の序には千字文の天より遂に至る五百八十六字を通じて六千二百二十九卷といひ、又毘盧閣碑文には法藏すべて五千四十八卷、別を以て之を計れば凡六百億三萬一千八百八十字の多きなりといひ、隋の法經目錄、開元錄、貞元錄、宋藏目錄、明藏目錄、韓藏目錄各々卷數頗る不同なるが、建仁寺のは明藏の經律論一藏六千七百七十一卷の外に總計九十六部五百四十九卷の加増ありきといふ

蓋し建仁寺の麗藏によりて校勘せしものは上にいへる獅谷の忍微律師の外に、大谷派本願寺の東泰院門主の時御堂僧を建仁寺に通はしめて校合したることあり、又安藝國某神社の麗藏の缺けたるを此の建仁寺のによりて寫したる等あれども、此の丹山師の業の如く同字字樣擡頭位置及諸行字數までも書き加へたるはなく、丹山師のにして始めて麗藏更に一部建立せりといふべしとぞ

あゝこの至寶天地間にあるべく二あるべからざる宿因にや、天保八年九月廿七日之夜半建仁寺の經藏祝融の災にかゝりて麗藏忽ち灰燼に歸しぬ。此の校勘の業を助けし沙門香巖の記に

此時既に校合しあへて残り廿餘箱堆軒建仁寺の塔中にて丹山の校合所にありて今一箱經藏を出ざるのみぞ念なき事にな

師の投宿せられし所

む有りける

とあるによれば今一函は校勘(第三回)に及ばざりしに似たれども、則堂禪師が七年二月二十二日に筆せられたる淨勝寺の經藏記には

校轉凡歷十餘寒暑三校呈功矣

頃欲結構藏室安置聖教云々(徵記于余

とありて七年二月に既に卒業せるものゝ如し

丹山師は殆ど淨勝寺の寺務を顧みず十餘年間在洛せられ、業卒へて始めて歸山せられしが、弘化四年九月二十三日(天保七年より十二年の後)に七十八歳を一期として西天の雲に隠れられて、一基の墓碑今に經藏の左にその尊き御魂を安ずるなり(則堂禪師の記原文及び香巖沙門の記文假字文に據る)

道記一

建仁寺經藏の災は發狂せし僧ありて藏に入り自ら火を放ちて死したるなれど、一時建仁寺にては丹山師等が其の校勘せし物を尊くせん之餘に出でたるものと疑惑の念なき能はざりしなりと、嘗て富岡桃華先生より承りたれば此に附記す。

道記二

文會雜記三下に「五山長老輪番にて一人づゝ三年代りに對馬に詰むるに、府中に屋敷ありて居住し、宗氏よりの賄なり。三使來聘の時長老附添て、又京より長老一人出迎て、關東へは長老ばかり二人行て戻送りては戻り

(舊のまゝ)大阪迄二人附添なり。京都より出迎たる長老ばかり送りて對馬に至り、此聘事に與りたる長老へは一世祿百石つゝ縣官より下さる。長老は六十歳になれば對馬在番免されしとなり、釋法西の話なり」とあり

道記三

淨勝寺藏の後記を見るに

大般若波羅密多經卷第一の卷末

文政九年丙戌春二月廿二日亥刻三校了

全 第二十五(第一帙の修)の卷末

全 三月七日三校了無一字之略

菩薩善戒經卷第一の卷末

天保三年壬辰冬閏十一月十四日初校

十八日二校

二十一日三校校員三處

武周刊定業經目錄卷十三、十四の卷末

天保二年歲次辛卯歲五月十八日初校

全 再校々異十三所

全 六年乙未春六月三日三校了

順 藝

順 藝

順 藝

了 善

江州堅田沙門香巖

橘 通

玄 一

釋 順 藝

とある如く毎卷に奥書せり、此の大般若波羅密多經は千字文の順にて天なれば初、衆經目錄は泰なれば終、千字にて五百九なるを以て丹山師の校正が實に終始に亘れるものなるは疑なき所なり

追記 四

先年對馬中學校教諭なる阿比留淳藏氏に逢ひたる時木坂神社の麗藏や知り給へると問ひたるに、氏は嚴原町長に糺されて左の如く答へられたり

此答によれば木坂神社なるは麗藏ならずして宋版たるなり。されど則堂禪師親しく對馬にありて居中の勞を執らる、いかでか宋版と麗藏とを混雜せらるべき。宋版麗藏ともに木坂神社に存したるが、宋版のみ今は萬松院に傳はれるものか。

宋版一切經の由來

享徳元年壬申四月廿八日貞盛君暨成職君奉納一切經於對馬州八幡本宮是就朝鮮通交始所渡之品也故納宗廟云々(對馬編修略) (此八幡宮は上縣郡木坂村鎮座にして現在國幣中社海神々社なり、八幡宮は中古の社號にして延喜式神名帳和多都美神社名神大なり、他にて木坂神社と唱へたるなるべし)

此一切經明治維新神佛混淆引分より嚴原町大字國分、天台宗萬松院へ移し、爾來同寺の什物となる現在 明治四十三年九月取調

一切經 四千六百四拾九卷

外に 破損約三百卷

(木坂村海神社より引渡の節より凡四五百卷を減す、經藏雨漏を心付かず發見後之を棄却し、經卷の形あるもの破損物として保存す)

附屬品

經箱 壹百廿五個 一匣毎に横面に千字文句を刻しあり 墨塗蓋付

木札 丈四寸 幅一寸 四百四拾八枚

但 表面 佛像壹軀彫刻

裏面 經名並卷數記載

藏經輻子 大約貳百枚

但 輻子には左の記事あり(此輻子は袖の如し)

比丘清六普勤十方諸善担那抽出芥緣積等須彌越庚辰九月欲與正如比丘航海于宋出購得三藏一部既購得已不數月而還邀安于天徳社永々輪轉以此殊勳三途苦海滅盡無餘

施主 前郎 將 泰 龍

又 永嘉 郡 夫 人

至元六年庚辰六月 日

天徳社大藏經輻子

施主 前郎 將 泰 龍

前太守宗義經福子

今太守宗義倫尊君

元祿七年甲戌七月 日 再修

下縣郡與良村大字豆殿眞言宗金剛院に一切經の殘卷ありとの説を聞き、本年九月十一日に調査を囑したる者の報告によれば同寺には高麗版の大般若經數卷あるも宋版にてあらすと。同寺高魂神社に同經あらんとの説を聞くも其實否未だ詳ならず

右は一切經の由來問合せに對する嚴原町長歌野詮二より四十二年十一月十九日付を以て回付せる返書寫に有之候

明治四十三年十一月廿二日

阿比留淳藏

鈴屋大人の字音研究

鈴屋本人が字音研究に關する專書は、字音假字用格一卷、漢字三音考一卷、地名字音轉用例一卷の三卷なり。此等の成れる年月は、假字用格は、鈴屋翁略年譜（覺情文撰、本居全集首卷）に安永四年正月十日、國語學年表（堀本茶廊撰、國語

學書目解題）に安永四年正月日闕とし、三音考は略年譜に天明五年既成、年表に天明五年二月日闕刊行とし、轉用例は略年譜に寛政十二年闕として年表も亦之に同じ。即ち假字用格は大人が四十六歳、三音考は五十六歳、轉用例は七十一歳の時に成れるなり。（但し三音考は必ずしも成れる年月ならぬは略年譜等の書き方にて明らかなり）かくて大人は轉用例の成れる翌年九月に身まかり給ひぬ

假字用格を安永四年正月十日とせるは全書に此日の大人の自序あるに據れるなるべし。其の自序に

己往いんげん日此筋（字音をさす）の書等彼處つらの此處の何くれと取り出で考索けんさくねつゝ、ただしの正しを定めて鳴の羽根はね掻き書き集め置きつるに、又此假字の故山など思ひ得たる事聊か論ひたるをしも端つ方に加へて、此の一巻とは成しつ（原は萬葉假字にて書けり）

とあるを見れば卷首の「喉音三行辨」などこそ當年の作なれ、「イキ之假字」の類は舊稿ならむかと思はる

三音考は天明四年五月の小養教の序あれば其の以前に成れる事明らか、又其の序に

普者取我慨言二卷云々尋有此書之作

とある厥我慨言は安永七年二月晦日に成れるなれば、その以後に成れる事明らかにて、畢竟安永七年三月より天明四年五月までの七年の間に成れりと思ゆるに、略年譜、年表ともに五年をのみいへるはいかに

轉用例は其書中には成れる年月の徵すべきなし。さて義門法師の男信（上ノ二）に

本居氏の地名字音轉用例と云ふ書云々其全作たる字音假字用格に云々韻の假字にはむん通用すべしと斷ざるは亦安りなりかし。彼轉用例を著す時云々などて意のつかざりけん惜哉

とあるを見れば、津師は轉用例を著す時に意づきたる所を以て假字用格を追訂せられざりしを惜まるゝものにも聞え、又轉用例が假字用格の前に成りしものと考へられたるにやとも聞ゆるやう思はる。若此の後段の意ならば其根據猶尋ねべきことなり。

又三書に於て互に言ひ及べる節もありて假字用格の最始に

此三ツの音の事は予別に三音考を著して委く辨せり

又最末に

ンの音のことは論あり、三音考に委く云へり

とあり。此の一段は後に書き加へられたるにや。假字用格を安永四年とし、三音考を天明五年とすれば然考へざるべからず。たとひ三音考の年月を序に據りて引き上ぐとも、概言の年月動かぬ上は安永七年より早むる事難く、さては猶假字用格の全四年なるよりは後なるべければなり。三音考(二十六)に

國名の信濃因幡讃岐の信因讀などはナ₁又₁などの韻として取れるに似たれども、凡て地名の假字は韻を様々に轉じて用ひたれば此の例(上文に字音を「此方にて始に定められし時にもニ₁ミ₁ム₁など分れたりしも知るべからず」とあり)には引べきにあらず

とあるは、轉用例に「ンの韻をナ₁の行のに通用したる例」と擧げられたる類の結論を得られざりし程の書き様と見え、轉用例の三音考より後なることの傍証とするに足る條々あるのみ

今此三書の内容を詮するに、字音一般に互れるは三音考にして漢吳唐三音の史的研究の論文なり。假字用格は紛ひ易き字

音に假字を振らむ其用格を示したるにて、一の或る意味より云へば辭書なり。轉用例は古典に於ける漢字音の特殊なる用法を歸納的に研究せる小論文なりと云ふを得べし。且假字用格にも用格の典據としては往々我古典を引けり。此點に於ては轉用例の特殊なる用法の研究に對して、なほ普遍なる用法も假字用格にて研究せられたりといふを得べし

思ふに大人が此く古典の普遍なる、或は特殊なる字音の用法を研究せられたるは、確に字音研究が國語學者の手に移りし原因なるべし。見よ、大人以前の字音研究者はいかなる種類の人なりしかを

そも、我國に於ける字音研究は本人以前に在りては常に韻鏡研究にして、而して其韻鏡研究者は殆ど僧徒たりしなり。蓋し韻鏡は唐末の作なりと傳へられ、韻會字彙などの元明の音を用ひて附せし反切に比しては遙にわが古典の字音を明らかにむるに便利なるものなり、是蓋しわが古典の字音は唐時代の發音に近き故ならむ。是等の詳細は今此に詳説すまじきが、此韻鏡研究者の重なる人を擧ぐれば磨光韻鏡等の著者₁兼₁は京都了蓮寺の僧ならずや、韻鏡易解大全の著者₁盛₁典₁は武州龍谷山のならずや、韻鏡附查の著者₁朝₁亦₁自₁等₁菴₁法₁橋₁と署せるに非ずや、₁草₁録₁の₁古₁に₁韻₁鏡₁を₁訂₁して₁梓₁に₁授₁け₁しも₁宗₁仲₁論₁師₁なりといふに非ずや。更に添りて之を云へば、韻鑑秘訣(東寺觀智院藏、前年京都帝室博物館に陳列せらる)の奥書には₁靈₁藏₁、₁暉₁珍₁、₁全₁惠₁、₁紫₁某₁の名を列ね、韻鑑略抄(前條の淨勝寺に在り明治三十九年夏予始めて之を發見す)の奥書には、₁照₁珍₁、₁檀₁殿₁の名を列ねて桑門の手に授受せられし跡を示し、韻鏡の世に出でたるも實に明了房僧聽の力なりと傳へらるゝに非ずや。誠に大人以前の字音研究には僧徒か多かりしなりけり

然るに大人以後には漢吳音圖を撰みし₁本₁國₁全₁齋₁翁₁は₁健₁言₁集₁覽₁の₁著₁者₁か₁とも₁疑₁は₁るゝ(國語學學目解題に中樓肅治氏の説を引けり)人、₁於₁乎₁輕₁重₁義₁、₁男₁信₁を₁撰₁み₁し₁華₁門₁法₁師₁は₁桑₁門₁にて₁は₁あれ₁ど₁國₁學₁を₁以₁て₁著₁れ₁し₁人₁、₁音₁韻₁假₁字₁用₁例₁を₁撰₁み₁し₁由₁來₁章

監檢校も黒川春村翁の門より出でたる人なるほどに變じて、故小中村博士の陽春虛雜考には

音韻の學は古言を解くに用あるのみならず、總ての古言に用ひたる假字の義を辨じ、地名又氏名を載せる上にては此學に通ぜざれば解せざる事多し(卷八の六十頁)
(百五十頁に)

と云ひたるなど字音研究は全く國語學者の研究せざるべからざるものとなれり。是全く本人の字音研究に因する所にして此點に於て本人は音韻研究史上の新紀元を劃せられし人といふべきなり

本人が音韻研究史上に於ける今一つの事業は、韻鏡を以て我古典の假字の用格を明らかにすべきものとせられたる事なり。

吾人は上に云へり、わが古典の字音は唐時代の發音に近き故に、唐末の作ならむと傳へらるゝ韻鏡は古典の假字の用格を明らかにするに恰好なりと。されど吾人の爲師にして敢て此言をなすを得るは全く本人及び本人以後の研究の賜たるなり。

そも、韻鏡が上に云へる如く明了房信範によりて世に弘められたりとすれば、本人の出でられたるまでに五百年を経たり、其間の研究豈久しからずとせむや、然るに或時は反切門法にとまどひし、或時は名乗尅生にかかづらひて、了蓮寺本縁が磨光の二字を冠らして復古を叫びしだになほ以て我古典の假字の用格を證するには至らず。流石に和字大觀鈔に及びては、おをなどの假字を別つ爲に韻鏡の開合を引きて証となしたれども(此は製神阿闍梨の和字正源鈔等の脈をひきたるは無論なり)伊巳夷等をイとし、遠爲委等をキとする如く、主として單音の字に止まり、然らざるものも其單音の點に於てのみ(いふ意は因、印、禮、經のイ、尹、雄、圭、回のキと様に其イ、キのみを引き離して論を立てたるを云ふ)之を利用したるに止まりたるに、大人に至りて始めて其觀察が漢字音の音(假名二字の上)にも韻(同じき下)にも及びたるはいみじき進歩ならずや。かくてこそ韻鏡の研究は、我古典の研究と密接の關係を生ずるに至り、從來風馬牛相及ばぬもの

如く考へられし者が必ず相渉りて研究せざるべからざる者とは成りたるなれ。此より後太田金齋翁の漢吳音圖を撰ぶや物遠き韻鏡の形を直に字音の圖と改め漢吳音圖には記紀以下の用格を徴し、義門法師の於乎輕重義を撰ぶや其第七條には韻鏡の開合を授き、男信を撰ぶや韻鏡十六通攝によりて説をなし、南井寛蔭の音韻假字用例を撰ぶや附説下(四十二)に

本圖(音韻假字用例なり)の次序は用格に従ひ、原次音は音圖(金齋翁の漢吳音圖なり)に倣へり。此は其本に報ゆるの志をも遠へず云々

と云へる類盡く大人の遺澤に依らざるは無し。かくて韻鏡はいよいよわが古典假字の用格を明らかにするに無二の寶典となりたり。是亦大人が音韻研究史上に留められし一大痕跡なり。

この二は大人が長く字音研究史上の光明たる所以ならん(明治三十九年十月「餘慶祭記念」)

教育二字の考

教は説文に教上、所施下、所效也、從支、手、とありて段注に「手は手部に見えて放、慎言按するに放は仿の通用、許書に仿は相似るなり」也、上施、故に支に従ひ、下より放ふが故に手に従ふ」と見え、支は説文に「小聲也從又、ト、聲」とあるを段注に「又は手なり」、手は亦「放、也、從子、交、聲」とあるを亦「放と仿とは古は通用するに、手は相似るなり。手に放と訓するも之に隨ひ之に依るの謂なり。教、字、學、字、皆、手を以て、命意するは教とは人に與ふるに放ふべきを

教訓 一化 一誠 一相 一文 一學 一主

元祿の合類大節用集には

教訓 教化 一誠 一誨 一外別傳

の諸語あれとも亦教育の語なし。又明治に至りて壬申七月學制頒布せらるゝや勅諭を附せられたるか、文中一も教育の語なく、その折の太政官布告に

文部省規則に隨ひ學問普及候様

とある學問の語は今ならば必ず教育の語なるへし。さて學制には第二十一章に

小學校は教育の初級にして人民一般必ず學ばずんばあるべからざるものとす

を始めとして第八十九章、第九十九章の三ヶ所に此語あるのみなるに、十二年に至りて此學制の改めらるゝや直に教育令となりて出て、永く必須の語となりたりけり 四十年六月十一日稿

唐韻若くは切韻に關するもの五篇

(一) 唐寫本唐韻につきて

去る四十二年の末に實圃先生を訪ひてその席上いはゆる唐寫本唐韻を見るを得たり。この書は清人聲韻家陸氏が光緒三十四年二月明治四十一年に獲て上海の國粹學報館にて印行せるもの、その唐寫本といへる所頗る吾人の好奇心を動したれば予

も亦一本を得て之を披玩すること數過なり

唐寫本唐韻一卷は笨本にして去聲八末の末より起りて去聲の部すべて廿一葉、入聲は略完くしてすべて廿三葉、通計四十四葉あり。入聲の部の首に唐韻卷五、入聲卅四韻の一行あれば原本は上平、下平、上、去、入各々卷をなして五卷たりしなるべし。さて聲氏後序を附してその中にいはく

書中世字且字皆缺筆代宗以後之諱則否 支羅二宗之諱皆在不平韻不能考 知爲初唐寫本

孫愐唐韻序云州縣名號亦據今時字解从木从才施爰施支並悉具言又云輿地志及武德已來創置訖開元三十年並列注中 今以此本校之宥韻之籀字廣韻从才此本从木云々未韻之毅字廣韻从爰此本从文云々は偏傍之尙未改正者也云々泰韻之尙字證韻之勝字緝韻之雙字德韻之德字廣韻皆注明唐時建置或改置之年代此本皆不言地名是唐代創置之未列置注中者也則此本爲孫氏未改正以前之本矣

長孫訥言序云見彖从肉章究厥出縑思形聲固當从夕及其晤矣彼乃乖斯是切韻舊本彖字从夕今廣韻彖字从肉云々卽長孫氏改正之本也而此本則正从夕云々則此本尙是長孫氏初注之本也蓋寫錄雖在睿宗以後而祖本尙沿儀鳳之前然則此本雖名唐韻實是陸氏切韻元本

鶴山魏氏唐韻後序云於一東下注云濁滿口聲自此至三十四皆然而此本則每韻之下並不載調之清濁蓋鶴山所得爲孫氏本云々陸氏舊本不注清濁明矣據此則是本出孫氏以前更無疑義

といひて初唐の而も孫氏が改正以前の本とし進みては陸氏切韻の元本なりとまで云はれたり
この書が初唐の而も孫氏が改正以前の本なることは吾人も亦之を認むべし。されど進みて陸氏の元本なりとすべきかは吾

人少しく疑なき能はず、請ふ吾人をして數言せしめよ

宋本重修廣韻澤存堂の卷首に大中祥符元年の牒を載せて後五種本

陸法言撰本 長孫訥言箋注

儀同三司劉臻 外史顏之推

著作郎魏淵 武陽太守盧思道

散騎常侍李若 國子博士蕭該

劉王諮議參軍辛德源 吏部侍郎薛道衡已上八人同撰集

の文あり。又仁壽元年の陸法言の序も同じ卷首にありて、その中に

昔開皇仁壽ト改元二十年、初有儀同劉臻等八人同詣法言門宿夜永酒闌論及音韻云々魏著作謂法言曰向來論難疑處悉盡何不隨口

記之我輩數人定則定矣法言即燭下握筆略記綱紀

とあり。則ち陸法言は結集の勞に従ひし人にて其業は陸劉顏魏蕭李辛薛の九人にて成されたるなり、而してこれらの人

々の傳は

劉——隋書七十六 盧——北齊書五十七

顏——北齊書四十五 蕭——同 七十五何安に附す

にありて何れも六朝の人たり。然るに長孫訥言は唐人を以てその上に置せられしこと怪じむべきに似たれど撰本箋注並べ

舉げてその出自を明せるならん。又郭鍾玄以下は重修の時に參考せられたるを明せるなれども、増加字とあるは或る一本

につき、に増字しゆきたりとはあらで各成書ありしなり

吾が日本現在書目録に

切韻五卷 陸法言 切韻五卷 長孫訥言 切韻五卷 盧自始

、、、、 王仁烈 祝尙丘 蔣飭

、、十卷 釋弘演 王存藝 郭知玄

、、五卷 麻果 裴務齊 韓知十

、、、、 孫愐 陳道固 唐韻正義五卷

、、、、 孫仙 沙門清徹

を著録して郭も王も祝も孫も麻も陳もおのゝ別書とせるを見れば關、薛、嚴の三家の名の現在書目に見えぬは皇朝に傳はらざりしにてもあるべく、弘、威、孫フベシ、王、清、虞、蕭の八家の名の廣韻卷首に見えぬは參考せられざりしにてもあるべきなり

切韻はかく廣韻卷首と現在書目とに著録せられたるものを合するに二十種に上れり。然るになほ李舟切韻、僧獻智辨卦補修加字切韻の如く唐藝文志に見えてこゝの兩書に出されぬもの、下にいふべき張勳の考聲切韻なども有りて當時切韻の多種なりしを見るべし

既に切韻が此く多種ならんには儀鳳以前のものなるが故に直に陸氏の原本としがたきを以て、吾人はわが倭名類聚鈔に引ける切韻によりて此唐寫本唐韻の何者なるかを檢せんとす

わが倭名鈔に切韻を引くこと

陸詞 王仁照 釋氏 麻果 孫愔
 祝尙丘 裴務齊 蔣勣 郭知玄 韓知十
 張奮考聲切韻 唐韻
 の十三種に上れり、陸詞は毛奇齡の古今通韻起に隋開皇間有陸詞者即陸實始作切韻とあるに從ひて漢書とすべし。釋氏とあるは釋弘演が沙門清徹か更に他のものなるかを知るべからず。張勣は廣韻卷首にも現在書目にもなければども、此書には考聲切韻と引き、藤原首義には裴奮考聲と引きたる相同じかるべしといふ答谷披翁の考定によるべし。今この引書の何れと此書(唐寫本唐韻)とが相近きかを考へんとするに、この書は零本なるが故に、引書のすべての文字を此書に求め難し。されば今は姑く此書の完備せる入聲字のみにつきてその結果を見んとす、即ち入聲字あるもの八種

陸詞	十一	裴務齊	一
釋氏	一	蔣勣	十二
麻果	二	張勣	五
孫愔	五	唐韻	六八

(一)陸詞 十一字の中吻合するもの三、その他は唐寫本精詳なるを常とす、

倭 一ノ二七 冬雨也
 唐薛 拭也除也凝雨也

時には之に反するものもなきに非ず

唐 倭 十ノ二八 草木之敷於莖枝者也
 唐葉 枝葉文姓

(二)釋氏 一字は吻合せず
 倭 三ノ九二 結帛爲文綵也
 唐屑 帛纈

(三)麻果 二字の中一字はこの書に收めず、一字は簡繁を異にす
 倭 八ノ四 似鱉有四足喙長三尺甚利而虎及大鹿渡水鱉擊之皆中斷
 唐鐸 魚名

按するに廣州異物志に鱉魚長者一丈餘有四足喙長七尺齒甚利虎及鹿渡水鱉擊之皆斷とありといへば倭名鈔に引けると大同なり。廣州異物志未だ管見に及ばず。隋書經籍志地理類に南州異物志吳事交州異物志魏事扶南異物志扶南涼州異物志等を載せ、玉海地理類に漢異物志と標してかの揚字を後漢の人とし、また蜀郡賦註に譙周異物志を引くをいへり。譙周は蜀人なれば異物志が後漢より起りて三國時代に盛なりしを見るべく、此麻果の據れるも廣州異物志の類の三國時代までに出でたるものにやあらん

(四)孫愔 五字の中吻合するもの一、略近きもの一、また聲はこの書に收めず、薛氏はこの書を孫愔已前の物と考定せられたると合へり

〔五〕裴務齊 一字は吻合せず

倭 倭七ノ八 麿屋

唐 唐 漢 一鳩

〔六〕蔣勣 十二字の中吻合するもの二、この書は極めて簡單なるに倭名抄のは精詳なるあり

倭八ノ九五 有五能々飛不能過屋能啼不能轉聲能酒不能渡濱能縁不能窮木能耕不能掩身噉人之短墓即螻蛄也

唐 唐 飛鼠螻蛄也出説文

又之に反するもあり

核 倭九ノ八五 子中之骨也

唐 唐

果中核崔豹古今注云烏孤國有青田核莫 樹實之形中國者或其核耳大如六升匏空 以盛 水俄而盛酒味甚淳矣

按ずるに螻蛄の五能は古今註にも見えたれど亦異同あり、古今註には有五能不成技術一飛不能過屋二縁不能窮木三渡不能窮谷四獨不能覆身五走不能絶人とせり

〔七〕張翥 五字の中略近きもの一あれど他は參差せり

倭 倭一ノ六二 山間狹處也

唐 唐 峽石縣名

〔八〕唐韻 六十八字中相吻合するもの二十九、略近きもの八を算すれども又相異なるもある

僕 倭一ノ九五 侍従人也
唐 沃 僮僕詩傳云附也亦姓
螻蛄倭八ノ七〇 食蛇蟲蜈蚣是也
唐 唐 螻蛄々虫

の如くにして、要するにこの書の精詳なるを常とす

この對校による時は吻合するものは

(一)陸	3/11	百分比二七	(五)裴	。
(二)釋	。		(六)蔣	2/12
(三)麻	。		(七)張	1/5
(四)孫	1/5	。	(八)唐	29/68

となりてこの書は倭名抄に引ける唐韻に最も近きものとすべし。げにや孫愔の切韻は自から名曰唐韻蓋取周易周禮之義也といへれど倭名抄之を引きては常に孫愔切韻すべて廿といひたれば、其唐韻と引けるものは孫愔にあらざるべく、後翁の唐韻即孫愔切韻而本書引或云孫愔切韻或云唐韻其義未詳箋注一と云はれたるはなほ疎なるなきか

さて唐寫本を検するに同音字を數へたる後に加之の字を標して更に増字せるあり、例へば獨唐徒谷反十八加二、または鎌作水反二加一の如し。此は必ず十八又は二の原本ありし證なり、蔣氏の一言こゝに及ばれずして本々元々のものとせられんとしたるは如何にや、又十三末の十行に據を出して錯書とせるなどは此本が撰者の初稿にして未だ清撰せぬものなる證

たるべし

よりに思ふに此唐寫本は倭名鈔に唐韻とて引けるものと祖本を同じうしたるを以て^{四一}〇〇の吻合を見たるべく又各自に字を増加し義を補修したるを以て雲仍互に異なるに至りしなるべし。而も簡より繁になりゆくものとしてのみ見る時は此唐寫本は倭名鈔にひけるよりは晚出たるべし。かくの如く此唐寫本によりて倭名鈔に引ける唐韻を一種の物と見る時は倭名鈔^{八三}に蔣勣切韻と唐韻とを連引し又^{三ノ}に郭知玄のと唐韻とを連引せるも該備を志されたる源君の用意を見しむるものなり^{五五}

吾人は上來述ぶる所によりて此唐寫本を陸氏の原本とは信ぜざるのみならず、倭名鈔に唐韻として引けるものよりは晚出ならんかとまで斷言せんとするなれば善氏の説には左袒しがたきなり

然はあれどこの唐寫本によりて知らるゝ一二を擧げて、善氏の學界に惠まるゝことの大きなるを明にして以て此稿を終へんとす

(一)倭名鈔^{七八}に疊音濁馬腹下聲也とあるをこの書にも疊馬腹下聲也とあるは相合へり、然るにこの書には疊の音覺にして音溼に非ず。因りて思ふに疊山鶴と此唐寫本にあるものの音溼なれば倭名鈔の音溼は源君が覺疊を混ぜられし一失なり

(二)此唐寫本十二屬菩薩の字を薛の辛の下に土を書けるものとせり。宋本廣韻に解は其まゝ襲へるが、本文は薩とせる故、此く薩に轉せしは宋以後なりと邢澍の金石文字辨異^{四十一}にも見えたり。蓋し菩薩又は薩摩のこの薩の字は(一)薛(二)薛(三)其に土の附きたる(四)産に従へるの順序を以てうつりたるものにて、(二)の形はわが天平八年正税帳に存し、薩の形は廣韻

に存せるに、此書にてその中間のを得るは愉快ならずや

四十三年八月朔

この書の入聲三〇の讀の字の注に開元十三年置錢騎の語有り——昭和四年十月十九日追記

(二) 新撰字鏡と切韻

新撰字鏡の序文に

以寛平四年夏卿業已畢號曰新撰字鏡云々以昌泰年中得玉篇及切韻増加私記脱泄之字更増花麗

とありて切韻に負ふ所あるは明かだが、其の増加したものを今本に「自切韻」と標した部分に止まると見べきか、此く標したは類聚した部目に限るので其の他のにも無論有りとなすべきかは容易に決し難い

自切韻と標した部は十一部あるが、その他に

切韻とは無しに四聲を標したるもの 糸 金 木 犬

平聲のみ出したるもの 土 鹿

何とも標せず四聲に序でたもの 玉(瑞以下)

の八部もありて之も加へれば凡そ十九部、而も四聲は必ずしも其の順によらずに逆に入聲から出した糸金の二部の如きも有りて、其の時は四聲の中もまた逆になつて居るから切韻を尻から見て往つたと見える

新撰字鏡の標つた切韻は

臍臍臍腸

倒慘爾

痴瘖瘖

の順で歌麻と陽との間に覃の韻の存したものと知られるが、其は我が口遊に引いた韻部とも亦王氏刊本切韻第三種や干祿字書の順序とも一致する

新撰字鏡に引いた音調を王氏刊本第三種に比較すると(上のが字鏡、下が切韻)

脾 以脂反夾脊骨 夾脊骨以脂反 條 徒聊反小枝 徒聊反

脂 古譜反瘦也 瘦古譜反 僚 落蕭反亦寮反友カ 周官爲僚字亦作寮

儒 日朱反柔也 日朱反 伶 朗丁反呼也樂人也並也 郎丁反樂人

俱 舉隅反僧也皆也具也 皆也舉隅反

の類で小異なきを得ぬから別種の切韻だつたと知られる。此の中で新撰字鏡の簡なは節取したとも考へられるが、儒條の條ではさうは考へられぬから

又唐寫本唐韻と比較する(上のが字鏡の文たること上と同じ)と

瀛 洛故反縣名 水名又州名洛故反 沓 魚韻カ帝反破氣 破氣郎計反

返 胡故反塞凝也塞閉也 塞凝胡誤反又各反 菽 所例反椒也柔莫也 椒屬所戒反

滄 古兌反水名又賦名 水名在平陽又賦水古外反 儻 魯帝反也偶也數也侶也伴也 仇一等也

漣 胡桂反水名水出入也 水名出廬江胡桂反

絕 子芮子悅二反胡朝ノ會位也茅一也 東茅表位子芮又子悅反

莠 而銳反草生貌也 草生狀又姓周司徒□□伯之後而銳反 廣韻には西伯之後とあり

の如く字鏡に引いたのに解の多きことが目に立つ。唐韻の滄、漣に其の水の所在を、莠に其の姓の出自を註したは孫愔の唐韻序に姓氏原山山河艸木備載其間と云つたもので孫氏の影響を受けたが知られ、隨て字鏡に此の解が無いのは省略したので無い限り孫氏以前の撰と見るべきだが、其にしては切韻と稱した時代にもはや唐韻といふよりも解の多いが存したことゝなる

切韻と標して無い部分には餘り關係がないらしいこと

天 躰年他前二反韻也尊也頂也君清輕在上也(王氏刊本第三種 天他前反とあるのみ)

吞 土土言二反食也咽也滅也(同上に 吞咽吐根反又吐連反とあり)

日 如逸人質二反實也太陽精也常滿不虧也所出爲太平所入爲大家(同上には日人質反とあるのみ)

の如しだ 四十五年五月

余嘗て「再び唐寫本唐韻について」を艸して藝文第三年第六號に載せられた。爾時僅に享和刊本新撰字鏡を手にせるのみだから倭名抄に陸詞切韻として引いたものと字鏡との音調を比較した迄で、天治本を容易に利用せられる今日から云へば随分亂暴な方法といふべく、且其の目的も唐寫本唐韻が切韻で無いを立證するに有つたのだ。王氏刊本の出た今日は唐韻と標して有る物が切韻ならぬは論を俟たぬから、題をも此く改めて内容も亦別になつたが猶こゝに序でる意は其の頃切韻について深い關心を有つたを記念する爲である。―昭和八年五月

(三) 遊仙窟注に引ける切韻につきて

前年亀田學士を訪ひて其の秘蔵せらるゝ遊仙窟を観るを得たり。この書は慶安五年春の中野太良左衛門の開板にて傍訓に古訓多く、かの流布本の遊仙窟鈔とははるかに異なり

其の註中には陸法言曰を引くもの三十四條、切韻曰を引くもの九條すべて四十三條。この引方は陸法言のが切韻と云ひたるの他に猶切韻と稱するもの並在せるを示すものなれば、余は珍しがりて其の四十三條を抄出したるき

王國維校刊の唐寫本切韻第一種が三種中最も古きは論なきが、四十三條は其の中には存せず。よりて其の第三種を取りて陸法言曰に比較するに（上は抄出せる分、下は第三種）

山小而銳曰嶧 音力官反

山小而銳落官反

葵嬾 新婦貌葵音烏耕嬾音莫耕

新婦貌烏董反(嬾ナシ)

𦉳 𦉳目也音皮隣反

(義ナシ)符鄰反

誇 大言也音共瓜反

大言苦瓜反

𦉳 豕子也徒昆反

豕子徒渾反

擡 擡舉也音徒哀反

擡徒來反

妖姪 美好貌妖音於喬反嬌餘招反

同文

𦉳 遮也音古遼反

遮古堯反

指 取也音奴兼反

指取物奴兼反

擡 手取也

手動

挑 弄也招呼嬌也求戰也音徒了反

(譌)弄俗作挑徒了反

𦉳 目上皮也音居儼反

目瞽居儼反

擲 投也

投

𦉳 爪搯也音苦甲反

爪搯苦洽反

擗 取也音都革反

手取陟革反

恰 用心也音苦甲反

用心苦恰反

捺 手按也音奴葛反

手按奴葛反

拍 擗打也音普伯反擗音女用角カ反

打普伯反 持女角反

音あるもの二十三字

同 十字

異十三字

義あるもの二十一條

同 十四字

又切韻曰に比較すれば

𦉳 目垂也丁兼反丁念反

目垂丁廉反

𦉳 鑽割也音子泉反

鑽劖子泉反

鈕 印鈕(今改めて引く)也音女久反

印鈕女久反

𦉳 指鑽也音胡關反

指鑽胡關反

擲 者持也音女角反又女青反作職

持女角反

繾 繾衣相着也音於謹反

繾衣相著於謹反

にして一二の文字の出入せる外は全同といふも妨なく、此の結果よりは遊仙窟に引ける切韻は王氏刊本第三種と殆ど同じきか最も相近き者たりきといふも不可なるべきは一の奇蹟たらざらんや

そも〳繾は上聲第十八隱の字なるに此の韻は王氏刊の第一種にも存する所、第三種にては隱於謹反に五字を収めて此の字は第五に位するに、第一種は第五字を缺脱せるを以て生憎に繾字を得がたし(五字あるべきは隱字の法にて明かなり)。

然れども他の四字の音も義も第一、三種俱に殆ど同じきを見れば第五字も亦第三種と同じかりけん。然るに此の字に於て陸法言を引かざりしは陸法言の切韻には此の字を収めざりし爲ならん。果して然らば此の事實は予が第一種を以て直に陸法言の原本となすを得じといふを裏書するものたり

又陸法言本と王氏刊の第三種とにて音を異にするもの廿三字中、十三字の過半数に上れるは何を吾人に教ふるか。蓋し王氏刊の第一、三種を併看するに

十五海	八字	音異なる一	廿一恨	三字	音異なる〇
十六輪	四四字	全	廿二旱	廿八字	全
十七吻	七字	全	廿三灌	十五字	全
十八隱	八字	全	廿四塵	廿二字	全
十九阮	十九字	全	二(阮など)	廿五紙	十一字
					全
					〇

二十混 卅五字 全 〇

にして音の異なる九字に過ぎざれば、此の十一韻二百字に對しての率や極めて小なりと云ふべく、陸法言本と第三種との異は〳〳とは甚しき相違なりとす。而るに第一、三種の兩本の相近似せる上に云へる如くならば、第一種と陸法言本との間にも亦〳〳に近似せる距離なかるべからざるは自明の理なれば、此の事も亦第一種が陸法言本と云ふべからざる一証たらん。

思ふに當時の韻書の如く義を收むる簡短なる時代に、重じたる所は實に其の名の如く音韻に有りたるべし。故に新に別に一書を成すの必要は本字を増廣するか附音を改正するかの場合にのみ起りしならん。今第一種と第三種とは本字を増廣せる側に、陸法言本と第一、三種本とは附音を改正する側に立ちたる者の如く、陸法言本の附音を左までに改めたるは所謂南北音の好尚の移り行きしに非ざるか

之を要するに此の遊仙窟注に存する陸法言の遺文は小學研究上極めて尊重すべきものと云ふべし

この初稿は大正元年の八月の作なるが、爾時王氏刊本なければ唐寫本唐韻に鑿に穿在各反、刺に鎌刀刻の注あるが遊仙窟には切韻とあつて陸法言とは別にせるによつて、蔣氏の唐寫本唐韻を陸氏の原本の如く云へるの非を明すに止まりたり。今こゝに收むるに方りて頗舊觀を改めたれど猶こゝに序でぬるも其の頃の努力を忘れじとなり 一昭和八年五月

(四) 西域考古圖譜なる唐鈔唐韻につきて

西域考古圖譜卷下の經籍部に唐鈔唐韻斷片二葉を收めたり。第一葉は本字明かに存するもの二十二字、注文のみ存するも

の三字の二十五字を九行に、第二葉は本字明かに存するもの二十二字、注文のみ存するもの六字の二十八字を亦九行に記せば九行は恐らくは其の一面（其の鈔本より云へば半面）の行数ならむ。この五十餘字は唐韻全部より見れば眞に九牛の一毛に過ぎざれども、余かねて唐韻には注意を怠らぬ一人なるを以て雲烟の眼を過ぎたるには附しがたくて聊か述ぶる所ありて以て大正丙辰の試筆となさんとす

その第一葉は支韻の、第二葉は脂韻の文字なるが、幸に王氏刊本切韻の第三種に此等の韻を存するを以て之に比較するに、其の支韻は王氏刊本下半段缺説せるを以て九行の中に四行、脂韻は完存するを以て全部を跡づけ得るが

圖譜本

王氏刊本

玉騎馬

玉騎跨馬又奇寄反

鼠相檣山鵬 | 黃

小鼠相檣山鵬 | 黃

脂比又比履坤 反四扶必反琵琶

房脂比又必履坤 反十二扶必三反琵琶

安息遺 雖 葵 胡 浚 薇 反

安息遺 襍 胡 雖 浚 薇 反六

の類にして甚しくは相違からず。而して少しにても簡略なるを前出とすれば圖譜本や古からん。又音を比較すれば

圖譜 比 必履 直利 直利 遲 直吏

の相違あるに、必履は刊移補缺本にも出でたるが、遲音はその本却て圖譜に同じ。蓋し比に音して比履とあるは必ず筆誤

なるべく、利吏は同じく眞韻なれば何れにても可なりとすれば圖譜却て晚出なるべき刊移補缺本と同じきことゝなれど、同じき音系を示すものと見れば以て圖譜本の古きを疑ふべきに非ざらん

この故に此の断片は今日に存する切韻中、王氏第一種刊本と俱に比較的古きものと認むべく、標題も切韻とするや當らん

大正五年一月

この初稿も藝文第七年第七號に載せられたが、其の時は僅に廣韻と比較したに過ぎぬ。今亦王氏刊本によりて此く改定してこゝに收める。圖譜の文字生僧と普通ならぬものゝみで田舎の印刷屋ではこれ以上出されぬのは遺憾だ 昭和八年五月

(五) 王氏刊本切韻について

前年蔣氏によつて唐寫本唐韻の公にせられた時でも空谷の聲音と驚喜した者が此王氏刊本を手にした心持は何と云ひ表さうか。私は所謂その辭なきに苦しむとは眞實この時だらうと思ふ

かの唐韻の後に蔣氏が跋して聽法言の切韻の舊かと云はれたに對して、私は悍然として其然らざることを述べた。今や主

氏刊本が名稱からして切韻と有るので、蔣氏本が蔣氏あたりの物で無いは私の論定した通りと明された譯で有る。王氏刊本にも亦其末に王氏の貴重な研究が附いて居る。而も此論定に對しては私が亦一言せざるを得ぬとはいかなる因縁だらう

王氏刊本は辛酉歲即ち我が大正十年に王國維氏が寫定せられた者だが、附刊は何時だらう。私は今春狩野教授から一本を

頂戴したので、坊間にありふれた物とも思はぬから、先内容を略述してから私見を記したいと思ふ。

書は三種から成つて居る。

第一種は「唐寫本切韻殘卷一」と題せられて、すべて二葉半四十五行、上聲海から銑までの十一韻。この唐寫本云々は無論王氏の便宜に附せられた者。

第二種は「唐……二」と題せられて、切韻第一の目次即ち平聲上の二十六韻之に次ぎ、一東から九魚までの七葉餘百四十三行。

第三種は「唐……三」と題せられて、原本卷第二（平聲下）第三（上聲）は略完具し、卷第一（平聲上）は首が缺けて四江から後を、卷第五（入聲）は尾が缺けて二十七葉迄を存して居る。此枚數通じて四十二葉八百二行。

第一種のは此の上聲のと重なり、また蔣本は去聲（首が缺）入聲だから其入聲はこれと重なりて比較するに最も善い。王氏の後記によると我明治四十一年に王氏が佛國の僧種教授に會はれて、伯氏が燉燉で發掘した中に五代刻本の切韻が有り、又英國斯坦因博士の得られた者は更に完全な事を知られた。後藤掇玉氏と王氏と双方から其照寫本を索められたら大正十年秋に伯氏から羅氏の許へ之を送つて來た。五代刻本どころで無いから、羅氏等は玉を賞はんとして羊を得か、囊で羊を得んとして玉を掘り出した譯である。で精印して羅氏の石室佚書の中に收めらるべきだが、取敢へず王氏の手で寫し取つて印行（だから原本の面目では無い）されたのである。

二

王氏は卷末の後記の中で

第一種は字少く注簡なれば陸法言の原書だらう

第二種は注中に「案」といふが多く、長孫訥言の序に凡稱案者俱非舊說とあるに吻合するから長孫氏の箋注本だらう

第三種は注中に往々「案」といふを遣せるが長孫のと體例を同じうするから亦長孫氏の箋注本を鈔して陸注を存し、

長孫氏の箋注を刪つた者だらう

と論定せられ第一、二の順序もかくて定められたらしい。この論定が成立せん爲には次のことが存在せねばならぬ

(一) 第一種は（第二、三種なれど第二は第一と重ならぬから實際は第三種）其收めた文字が第一種よりも多い

(二) 第二種は箋注本から陸注を存したのだから、字ありて注なき者が無くしてはならぬ。何故なれば箋注本は其收めた字數は陸本よりも多く、其分には陸注は存在せぬ筈だから

(三) 第二種と第三種とは注文に於ては多寡の差あるべきが（一方は箋注を削つたと見るのだから）其收むる文字は同じで有らねばならぬ。高一同じく無ければ何れか一方は（王氏の意では第三種）箋注本から鈔出したと云はれなくなるから

三

前項に擧げた三つの點から考察したら下の如き結果を得た

(一) 第一種は第三種よりも文字が少い。但し少いは卷一第八行で朔、第廿三行で卦、第廿四行で傳、第卅三行で禮、第卅四行で繼、第卅五行で禮、第卅六行で版、第卅八行で側である。第一種四十五行中、行の下半の缺けたのが多いので十七行だけ完い。其十七行でつき合はせると上の八字だけ少いから、此割でいふと二行に一字位の極低い割合である。之を

第一種の寫し遺しとは考へてならぬ、此等の字が其各の音の末に出て居り、又同音字の數を注記したそれが兩者に於て相違して居るから

(二) 第三種に字ありて注なき者が無いでは無い。第二葉の表で云へば第三行の施、第六行の猗池、第十行の寅龔で有る。但し普通のは音だけ出して濟ます事第二種にも例が有るから、音を附けねば注の無いは自然で有る。之によりて積極的に第二の事を是認するは如何だらう

(三) 第二種と第三種との收むる文字は同じで無い。一韻完全な八微の韻で見ると其の同音字の數が

微	輝	韓	霽	斐	肥	威	祈	機	希	依	沂	歸	巍
第二種	8	10	13	7	7	8	7	11	14	8	6	1	1
第三種	4	7	7	6	8	5	5	9	11	6	5	1	1

と註せられて、第二種の此の字の合計は一〇四字、第三種のは七七字といふ如く違ふ

此に於て私は遺憾ながら王氏の論定に左袒せられなくなつた

四

蓋し王氏は主として法文の繁簡及びその形によりて立論せられたが、私は收めた字數に着眼した今第一種の文字を逐一第三種に比すると

第一種	2	3	2	1	2	2	1	1	5
引	朝	猿	直	散	罕	板	寬	刻	

(此は3の筆誤)

第三種	3	4	3	2	3	3	2	2	3
-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

の風だから、第一種を先出とする、王氏の論定は動かぬと信ずる

第二種と第三種との此種の比較は既に前項にあるから今は略するが、第二、第三種俱に筆注本から寫出したといふ點を考へよう

第二種	十	四	四	三	六	二	七
移	康	提	鄭	擲	私	梨	
第三種	十	四	四	三	六	二	七

是に由りて見れば第二種は確に第三種に若干の増廣をなした者である。だから第二種に案曰が有つて筆注本たる證據が有るならば(下に猶云はう)第三種は筆注以前の本と云はねばならぬ。故に私は取敢へず第二種を前として第三種を後とする、王氏の論定は前後を顛倒してゐると言明する

第二種に加某とあるは第三種に増益したる數をいふ事此くも明白なのに、王氏は之を看過せられ、而も此種(第三種を指す)有長孫訥言本所加字而紐首不注加ム字者、然平聲下二仙卷紐下繫字注云新加(以下十三例擧げられたが今は略する)と云つて、第三種にては紐首に加ムとあるを、第三種には無く、慊らぬに、今この新加の文字の遺るので體例同じき證とせられるとの語氣で有る。體例同じとは次々出て來る字書が新加の字數を注するが同一だとの意味なら異論無いが、第二種にも第三種にも加某が有るから兩種が同一祖本の體例を同じに示して居るといふ意味なら以ての外の說で有る、同一祖本の面影なら一は加とばかり云ひ一は新加とは云ふまじきをやた

第二種は果して長孫氏の箋注本だらうか、王氏は其證として訥言の自序に凡稱案者俱非舊說と云つて居るに、第二種には注中稱案者甚多と述べて居られる

今の廣韻の三鍾恭字の條（澤存堂本上平十三丁）に

陸以恭緘（緘の誤）等入冬韻非也

といふ注があつて恭同音字十緘同六緘同十二の三十一字は鍾韻の末に在る。然るに第二種には恭同音字四緘同二緘同二は冬韻に入れて居る。此陸氏云々は誰が云つたのだらう、第二種には長孫氏の序もあるから、長孫氏の考ならば此書は改められて居るべきだ。とに角一部分にても陸本の面目あるは古いものと推される

地名の注し方によつて著作の年代を探ることは蔣氏も既に其唐韻に用ひられた。私の支那地理の知識は極めて貧弱だが今弊に倣つて見ると宋本廣韻と第二種との間に左の四字の注が違ふ

鄆の字の注が第二種には邑名在曹とあるを廣韻には邑名在魯郡と有る。この鄆の地は春秋昭二十年に曹公孫會自鄆出奔宋とあるそれで今の山東省曹州府曹縣の北だ。左傳の杜注に鄆曹邑とあるから第二種のは之を襲うた事無論だ。魯國は地理志にも郡國志にも見えて居るが、魯郡は一寸可笑しい

鄆の字の注が第二種には縣名在廣漢（廣陵とあるのは誤だから、今正して引く）とあるを廣韻には縣名在梓州と有る。今の四川省潼川府三臺縣の地だが、一統志に大業初復改曰鄆縣唐爲梓州治とも云ひ隋開皇末改曰梓州とも云つて相亂するが、漢書地理志の廣漢郡に鄆の名が出て居るから第二種の云ひ方が古い

鄆の字の注が第二種には縣名在譚郡とあるを廣韻には縣名在徐州とある。さて此兩書の注は指す所を異にして居るようだが譚郡と云へば安徽省の亳郡、徐州と云へば江蘇省の銅山縣だから。それは措いて此譚郡と云ふ名は隋の大業中に復せられたので、唐の武徳四年には又亳州と改められた。但第二種が儀鳳以前の物では無いから舊名で注したのでらう。

沮の字の注が第二種には水名在北池とあるを廣韻には水名在房陵とある。此が又指す河が違ふ。北池とは西安府だから禹貢の漆沮の沮、房陵とは湖北省房縣だから左傳の江漢沮漳楚之望也の沮である。廣韻が東方ので注したには宋朝偏安の悲哀も有るだらう

此んな次第で蔣氏の様な快心の例を見附けぬが、第二種が廣韻の底本としたもの（或はそれは孫愔の唐韻）よりも古い事は明らかだから、王氏の云つた如く箋注本であらう

第三種は王氏の云へる如く他の鈔節本だらうか。今第一種と之とを比較すると第一種所載の百九十八字中百九十一字は全く同じく、六字のみ第三種が一解つゝ多く、一字のみ第一種が多い。此は第一種を其儘底本として第三種の成れるを證する者で、鈔節本といふは當らぬらしい

此比較によりて次の如き事が云はれる。第一種の如き甲本から第三種の如き乙本が出来る際案外に其増廣の少い。嘗て日本現在書目錄や廣韻卷首に列舉せられた切韻の多いに驚いたが、これ位の増廣ならば二十種は愚か三十種も五十種も有り得る譯で有る。大まかな言分だが第一種の一韻完全な潜産の兩韻で云ふと、第三種の増加が二字である、即ち一韻一字の割とすれば全篇二百餘字、三字の割とすれば六百餘字、廣韻卷首に郭知玄以朱箋三百字といふ文が有る、箋といふから注

解したのかも知らぬが、以朱といふのは増加字かも知れない。第二種の韻書序にも又加六百字用補闕遺と云つて居る。俱にふさはしい數と首肯せられる

七

第一種が此三種中最も前出なるは論ないが、西域考古圖譜に收められた唐鈔唐韻斷片に比すると陸氏の原書とは云ひ難くなる。前年手録した物によると圖譜と王氏刊本第一種とは重なる文字が無いから、第一種に略近い第三種を用ひると字を出す順序は兩者略同じと見ても宜しい。然るに注解を見ると

- 圖譜 馬 微雨
- 第三種 騎 路馬又奇寄反 沒 微小雨

の相違が有る以上、之と同じからん第一種よりも圖譜の斷片を第一次の物と認めねばならず、従つて此方は第二次以下のとせねばならず、王氏の第一種爲初唐寫本足證爲陸氏原本は少と武斷に過ぎよう

八

王氏は又

源順倭名類聚鈔信瑞淨土三部經義所引七十條見於此本申者亦劣得其半蓋由此本注或有闕節彼所據本亦或經後人增加未可據以定彼所據者此本非一書也

と云つて居られる。此本とは第一二三の三種を總稱せられたのだらうか、其は餘りに大まかな説である。第一種のみとすれば倭名鈔に陸韻として引いた五十四條は一も其中に見出されぬ

第三種には陸韻として引かれた字が段々有る。然るに切韻と韻を打つ以上音韻の點は他の注解よりも重要な部分たるべきに、左の相違有るは如何だらう

- 霜 陸 韻 音蒼 蒼は七岡反にて唐の韻
- 第三種 所良反 所良反は陽の韻
- 雪 陸 音切 切は千結反で屑の韻
- 第 相絶反 相絶反は詳の韻

第二種でも之と同様な例を擧げられる。

- 乘 陸 韻 音委又疾脂反 祭餅也
- 第二種 卽脂反 祭飯

若夫れ第三種と第二種との間の音の相違も少くない

- 第三種 驗追反 敷悲反
- 第二種 心推反 邳 蒲悲反 丕 普悲反

以上は異なつたのを擧げたので、同じきはこれ以上多い。けれど兎に角かう符合せぬ者を同一に扱はれては大まかだと評するも過言で無からう

九

終に臨んで此三種の間に看取せられる唐代小學の趨勢の一つを述べよう

六朝時代國家的統一の弛緩せると俱に俗字訛體の學出した事は言を待たぬ所、字内を混一した唐朝に書同文を實現せんの希望熾なるも想像に難く無い。貞觀中顏師古は經籍を刊正し顏氏字樣（此名は千祿字書の序に見えたが、此第二種の長孫

の序中にも有つていよいよ明確となつた)を作りて世に傳へ、又説文字林の學を立て、士を取り、銳意之を整理するに勉めたが百歳の濁流は期年にしては澄み難く、貞觀以後七十年を経たる開元中に出た千祿字書に正俗の區別隔々であつたる又五十年を経た大曆中復張參の五經文字が出た、大曆と云へば文學史上中唐と稱する時期で日月天に申した後で有る而も尙之に參々たるを見れば唐三百年は字體の整理に終始したと云つても可いので無いか。さて千祿と五經文字とを見ると其間の小學の進歩は著しい者で同日の談にはならぬ。即ち説文を準として文字を選択する空氣の濃厚さは日に強まつたことは五經文字の續篇とも云ふべき九經字樣を一瞥すれば知られる。これが此三種の左の現象となつた

- 第一種 採 准古作準 第二種 躬覽文作曲韻
- 宋本廣韻 采 採俗 準 准俗 宋本廣韻 躬 躬同上

の如く宋本廣韻で俗字とか亦作字とか云ふ者が第一二種では本字として出て居るは唐朝三百年整理の結果字體の標準が説文に復して宋に傳はり、即ち廣韻の如くになつたと考ふべきだ (此例は第三種にも求められるが今は略する)

十

蔣氏の唐韻は彘字が夕に従ふ事が長孫の序に合はぬ等の事から蔣氏は儀鳳以前即長孫の改正を経ぬ者と斷定して居られ。此三種の中蔣氏のと重なるは第三種だけ、其第三種は長孫本たらんと推定した第二種よりも古いと考へるのだから、蔣氏により古くとも其は當然の事だが、尙その關係を明にして本篇を結ばう
入聲第二の沃韻は第三種も蔣氏本も完全して居るから其同字音の數を對照すると左の如くで有る

- 蔣本 六加三 四加一 四加一 八加二 三加一 二加一 一
- 第三種 三 三 三 五 二 一 無

蔣本の加幾といふのは加へて上の數に爲るのだから、大體其の増加前の本は第三種と一致するが、枯と禪とで齟齬する蔣本のは綿密に新加の字には逐一加と注して居るが、其が二字に止まるから筆誤でも何でも無く枯の同字音が六字あるのを底本としたと考へねばならず、其本には禪も増されて有つたらしい。次に双方完全して居る迄韻を今一應見ると

- 第三種 四 二
- 蔣本 迄 乞 一加二
- 五加一

とあるから蔣の底本では乞は一字で有つたに第三種には二で有る、即ち蔣本の底本だつた者も第三種と同一では無い儘にこれ文の事だが、上にも述べた様に甲乙兩本の間の増廣は案外に少量だつたのだから、これでも中間に今一本有つたと推定せられる

私は此より得る結論も第三種が第二種より古い事、第二種は長孫の箋注本でも有らうの推定を妨げぬことを附記してこの稿を終る、此れぞ王氏の考に従はれぬ重要な點なのだから
大正十三年十二月

松平春嶽侯の讀書

松平春嶽侯は幕末の偉人にして吾が福井の藩主なり。今福井市に市立圖書館ありて宋元通鑑の萬延元年小春、和泉屋の

刊するを藏して頭行齋間朱字の爛然たるを見る。これ正に侯の手記に係ることは各本の初に

- 第一本 朱評慶永手記
- 第二本 朱評春嶽手記
- 第三本 加評鑿巖春嶽手記
- 第四本 加評源慶永手記
- 第五本 加評源慶永手記
- 第六本 前中將春岳手記
- 第七本 鑿巖學人春岳手書
- 第八本 前越前守源慶永手書
- 第九本 朱評鑿巖陳人慶永手記
- 第十本 加評春岳手記
- 第十一本 全
- 第十二本 春嶽道人手錄

の文あるにて明らかなり。而して第十二本の終には

文久紀元辛酉七月十八日讀了 春岳源慶永 花押

の一行もあり。そも之を讀み起されし頃の春嶽侯の身世やいかに、安政五年（文久元年より四年前）七月五日侯は尾水兩侯と俱に慎み隱居を命ぜられて文久二年五月までは全く配所の月を賞すべき身たりしなれば此の讀書は其の間の日課たりしに非ざるか。其間

安政五年八月 第十三代將軍薨去

九月 間部老中上洛 志士の逮捕せらるゝ多し

六年十月 志士の處分ありて侯の親臣橋本左内亦殺さる

萬延元年上巳 櫻田門外の變

八月 侯の父事せられし水戸老侯薨去

文久元年二月 皇妹和宮御降嫁

五月 東禪寺事件

などの大事業出して、侯の或時は心を傷ましめ或時は魂を驚かしめられたる果して幾回ぞ、而も身は出でんとし出づる能はず起たんとして起つ能はず。萬斛の悲憤を僅に此の古人の尙友に慰められたるに非ざらんや

吾人は其書が宋史たるに於て亦一種の興味を感ずるものなり。漢土二十四史何れか北方南侵の記録ならざる、而も最も悲痛に最も深酷に北方に苦しめられたるは宋朝に非ずや。岳武穆も、文相國も、謝靈運も、胡澹菴も、悉く之に因りて傳はるなり。而るに當時の我國は實に甚だ悲痛に甚だ深酷に西方の東侵せし時代なり。侯が宋史を讀まれたるもの豈以なしとせんや。但し此書の刊行は萬延元年小春にして文久元年より云へば前年の事に屬し、而も文久元年七月に第十二本に及ばれたりとすれば何時を以て讀み初められけん、いかに幽居中の業と云ふとも讀書人の時を計りて頁を數ふる類にもあらざるべきを思ふに刊行間もなく之に従事せられたるや必せり。さては幽居の初若干の書見ありて遂に此書に及ばれしを知ると云へど、も宋史の新刊を聞きて直に此の書に従事せられしものと考へられて單に偶然の結果なりとは信ずる能はざるなり以下その加評を摘みて侯の心得せられし所を見ん

吾朋爲君難 天子置身兆庶之上 若治得其道 此位可尊 若或失 駁求爲匹夫 不可得（一の六）

には 萬世格言、拍案稱妙 と云ひ、邊將の來朝する毎に

必召對命坐賜以飲食 錫賚殊異、由是邊臣皆富於財 得以養寡死力（一の十九）

には 雖主德實失君赫一と貶し

賜京城貧民衣（一の廿五）

には、雖主徳不若西洋貧院」と評し

朕毎讀漢書張釋之手定國治獄天下無冤民此所望于卿也(三〇の一)

には 人主讀書當以此爲法と稱し

雷德懷判大理寺、寺之官屬與堂吏一附會宰相趙普擅減刑名、德懷憤惋求見帝而白其事、未及引對即自詣講武殿奏、辭氣俱厲并言下普強市人第宅一聚斂財貨、帝怒叱曰爾猶尙有其、汝不聞趙普吾社稷臣乎、引柱斧擊柝其上譴二爾、命左右曳出之(三〇の四)

には 宋主最難失其終、然君臣以剛強爭之、後世之人君所無也」と評し、史館が上疏によりて

命幸輔、日録時政送史館(三〇の三十)

の制を立てられたるには 盛舉、然不及中外新報速甚」と云ひ、太宗の呂蒙正に

古所謂君臣道合者情無間耳、凡士未達見當世之務戾于理者則快之于心、及下位于列得以獻可替否當盡其蘊、言或未中亦當會議而更之使協于道、朕固不以崇高自持使人人不敢言(五〇の二八)

と語れるには 千萬年格言可感服」と評し

準爲三稱密直學士嘗奏事殿中語不合、帝怒起、準頓引帝衣請復坐、事決乃退、帝嘉之曰朕得寇準猶文皇之得魏徵也、及旱蝗帝召近臣問以得失、衆以天數對、寇準曰洪範天人之際應若影響大旱之證蓋刑有所不平也、帝怒入禁中、頃之復召準問不平狀、準曰願召三府至臣即言之(八〇の三)

にては、帝怒起、準頓引帝衣に、所以爲準也。問不平狀に、所以爲太宗也。と傾倒したるなど、直諫を尙び

君徳を重じたる精神を觀るべく、ことに新聞雜誌の利を認め、孤兒院等の社會政策としての價値を認めたる如きは豈左内より聞きし所有るか

又南漢の臣が其主に

漢承唐亂居此五十餘年、幸中國多故干戈不_レ及、而漢益驕于無事、今兵不_レ識_レ旗鼓一而人主不_レ知_レ存亡、夫

天下亂久矣、亂久必治、請飭兵備且遣使通好于宋(二〇の十二)

と告げたるは何ぞ當時の情勢に似たる。皇國は不倫の極なれど當時や正に南漢の位地たり、無事に驕りて旗鼓を識らずは正に旗本十萬の實際に非ずや。中國多故にして干戈及ばず、實に歐米の勢力の皇國に加はらざりしは渠等が争はざるべからざる當面の問題を有したるが爲のみ、此問題にして少康を得んか直に殺到し來らんは勢の當然なり。此を知らずして干戈に及ばざるものとせるは徳川幕府の失錯たり。侯が 格言不_レ特南漢、股鑿不_レ遠也」と記されたる其筆底には萬斛の血涙ありけん

太宗初め太祖の子徳昭に自刎せしめ、其弟徳芳亦病死してより、己が子乏しからざれども未だ儲貳を定めざりしが、寇準の香州より左諫議大夫となりて入見するや

帝曰朕諸子孰可_レ以付_レ神器者。準曰陛下爲天下擇君、謀及婦人中宮不可也、謀及近臣不可也、唯陛下擇

所_レ以副_レ天下望_レ者。帝曰襄王可乎。準曰知_レ子莫若父、聖意既以爲_レ可願即決定(八〇の十九)

と云へるもの實に眞宗が儲嗣となりし徑路なり、何ぞ其直截神速なる。之を繼嗣問題を政治的に濫用せし當年の事情に比す、何ぞ感慨のこゝに係るなきを得ん。侯が 我不_レ及_レ寇萊公の一語の冷絶峭絶なるもの恨の極か悔の極か

乾徳四年五月の條に「罷美餘賞格」とあるには「美餘却不三頭會箕箒乎」と評せり。蓋し美餘賞格とは今日の語にて云はゞ、會計出納吏が與へられたる豫算を節用して剩餘金を多く作れば、其剩餘高に應じて賞與するの制なり。又頭會箕箒とは漢書の張耳陳餘傳に見えたる語にして、服註には「吏到其家一人々頭數出數、以箕箒之」とあり。之と同義語なるべき頭會箕箒は淮南子の汜論訓に見えて、高註には「頭會隨三民口數入實三其稅、箕箒似箕然、斂民財多取意也」とあれば、人頭割にて税を出さしむることなり。故に侯の意は「剩餘金を作れりとも其は人民より徴收せしものをこのしゝのみ、之を會計出納吏の賺出高の殘餘の如く分配せしむべけんや」といふにあるならん。侯の讀書眼に「一隻の經濟的なるものある。明治維新の財政施設の第一人者たる山利子爵を其藩より出しゝの偶然ならざるを知るべし」

雍熙二年二月の詔「天下寺觀非三籍所存無得三建置」には「水老公以此爲法則姦僧不怨」と評し、太平興國三年の吳越王錢氏の上表して土地人民を還す記事には「蘇東坡作三表悲觀記三褒三錢氏、以三余視之加三前田利家」と評したるも亦興味あるものならん

又各帝の紀を終ふる毎に其總評あり、太祖には

太祖得「天下」撥亂反正致「此不平」、非「太祖」則不能「統治」也

太祖度量加「海故寬厚」、後世人主非「所可」及也

太宗には

太宗能知「人用」人沈謀英斷後世人之所「不」及也、且好「學識量不」迂、然江南、吳越、南北漢降王暴卒、帝之猜忌可「知」驕傲之意見、後世人君棄「其短」用「其長」法「太宗」則事業必可「成」矣

眞宗には

眞宗太平之主、而漸生「侈心」封禪之事起、雖「然」性質寬厚無斷所「以不」治也、丁謂欽若徒並出社稷危、君子立「朝輔弼」則稱「治」之天子也

仁宗には

仁宗天資仁厚、事「太后」孝、接「群臣」以「禮」、然之「果決」、恩頗行威嚴不「立」、末年韓富輩並出社稷、安小人當「其位」則仁宗亦爲「小人」、韓歐出則仁宗亦爲「君子」此仁柔之弊乎、雖「然」眞宗以下宋歷世君悉暗主、獨仁宗可「謂」明君、惜乎至「乎」廢后「則」仁宗白玉之大瑕也矣

と云へる類心術を品し政績を評し、長を權り短を衡りて之を自己省察の一途に歸せしむ。誰か云ふ王侯の讀書は亦清閑の一具に過ぎずと

記して此に至る、吾人は侯の親臣橋本景岳の、侯が讀書等に關する書牘を想起せざるを得ざるなり。安政四年十月廿一日景岳が江戸藩邸より在藩の村田氏壽に送れる書（橋本左内全集「三九」）には

君上には從來理窟詰の學問のみ被遊、眞の御見識相立不申、深奉恐入候故、近來小拙唐突を不願、通議又は八家文類疎通開瀾なる者御進め申上候處頗る御嘉納被遊「如何にも面白し、從來此般の書不讀故不覺死論に陥り居候」杯被仰聞、以來は御手元始學術一變被遊度御思召の御様子（中略）別して通議に於ては監察の不肖並に太夫氣慨之不振處御發明に相成御憤發の御様子に御座候、何分此等は難有御事に奉存候

十一月九日の同上（全集「二六七」）には

君上御會讀、先月廿七日於三島取侯邸、御備御座候、色々御雅談に相成、談次士侯從來落の見不_レ抱叶_レ被_レ致談録
録利、我君公の外何れも辟易の勢、就中侯は頻りに詰問辨駁を被_レ遂迷惑被_レ致候由、右に付我君公御憤發の御益と
相成候事不_レ些

又十一月廿八日の同上(全集三〇〇)には

今度彼二個條(墨使申立のこと)御許に相成候と即御國躰變遷の姿に候、乍去只今と相成以て鎖國獨立不_レ可_レ致は
固より讒者に於ては瞭然に可_レ有_レ之候へば固より拒絶不_レ相成_二は不_レ候_一論候へども、唯如何せん廟堂上の小兒輩連
も其邊の咄出來候者一人もなし、就ては實て我君なりともと奉存候故、參政(福井御用人)と共種々苦言直論毎々高聽
に奉_レ入、逐々御工夫も被_レ爲_レ在段處流石に粗御考も相立候、乍去兎角柔急の御舊弊未だ當然御脱却被_レ成兼、只管
參政並小拙邊申上候處にのみ御手寄被_レ遊、御嘉納と申迄にて御自身様より御發出海妾に御座候故、近來一切此方よ
り申上は相止、頻りに御難詰のみ申上居候、併此迄よりは一段御工夫は不_レ斷被_レ遊候御盛梅、御策の程は實に奉_レ感
入_二候_一中路、君上には天下之奸雄豪傑をも籠絡被_レ遊候御手段に御乏、唯御誠心一片に歸し、仁柔之風勝ち撥亂之御
器量に不_レ相成_二歎と存じ、其處を不_レ足に奉_レ存候

と記せるを觀れば、安政四年以前此時春嶽侯御年三十)の侯は世間尋常の性理空疎の學問をせられしみにて、活眼を以
て活勢を觀る底のことなかりしに似たり。然るに景岳等の啓沃その效を奏して四年(安政四より文化元まで)の後は此選
境を觀る、以て侯の天資の凡ならざるを仰ぐべきと俱に景岳等の輔導の宜しきを得たるを稱せざるべけんや、而も安政六
年その親臣を失ひし後に於ても此讀書の修養を勉められて、好學識量不_レ迂と評せし太宗の長を用ひて以て明治開天の碩勳

となられし、豈吾等學人にとりても一の教訓たるなからんや

四十五年八月

小島成齋先生の逸事 附 小此木觀海

予廣陵に在る故を以て小島成齋先生の事を聞かんと欲し、其の材料を蒐集するに勉むる際、書苑に先生の傳を載せらるゝ
に會ひて快いふべからず。即ち得たる所を綴りて貂に續がんとなす

福山に門田重長翁あり。先生の門に及ばれりと聞きて、訪ひて先生の事を聴く。先生は碑文に見ゆる如く福山侯定府の
臣家なれば常に江戸に在り、門田翁は維新前には江戸に居られしが廢藩後は福山に移られたるを以て、翁の先生に就かれ
しは維新前に止まり、隨て翁の年齢もまだ少く唯いつも清書の加朱を受けて歸らるゝに止まりて、書論の蘊奥とか小學の
議論とかを聴かるゝまでに至らざりしものゝ如く、直に先生の面目を躍如たらしむべき逸事を聞くを得ざりしを憾む

徳川時代の制、諸侯の江戸に邸宅を構ふる概ね上中下の三屋敷あり。而して譜代の大名は府城の附近にその上屋敷を賜ふ
を常とし、福山藩の上屋敷は神田籠ノ口にありて主人附の士はこゝに居を構ふ、先生亦主人附の一人たり。中屋敷は福山
藩の本郷丸山に在りて、誠之館もこゝに立てられたり。下屋敷は隅田川の邊に在りたり。先生も書學教授となられてよ
りは時々此の丸山の中屋敷に來りて後進を教へられたりとぞ

先生は狩谷掖齋松崎謙堂の諸翁を師分とし、安積良齋岡本保孝の諸翁を友列とせらると門田翁は語られたり。但し屏風帖
釋文(後に云ふ)にて岡本翁を師と稱せられしは此の釋文の作、主として其の助力によられたる辭令ならんか

先生顔る酒を好まれ、此等師友の往來には詩酒徵逐を常とすといふも可なりと翁は亦語らる。先生氣象眞率にして矜持せらるゝことなく、書は自ら開拓せる境ありと標許せられたれども、書論は披翁に啓發せらるゝもの多しと告白せられたり。而して諸生に教へらるゝや説文は奥の手として進みて問ふものなければ振り廻されず、筆法の講義も漢溪書法通解位のもので、こちたき説明は無かりしが、此も自分のなほ幼稚なりし爲なりやもはかりがたしと翁は附け加へられぬ
用筆は本郷二丁目の小法師を筆匠とし、其の名には錦裏鏡、折釵股など

詩文は其の得意にあらず、作も少けれど和易の情を打てて誦すべきもあり、又皇朝の學にも深かりきと

上に云へる屏風帖は唐太祖の筆にて、前代君臣語録屏風書といふを具名とす。其の名は唐朝書録に見え、又太宗に此の筆ありしは唐會要に見えたり。漢土の諸帖にては僅に戲鴻堂及び玉烟堂帖に收めらるゝのみ。然るに吾が嘉永年中その石本一幅福山侯の手に歸しぬ。尾に祝寛夫、姜堯章、王允初、玉昌等の論語あり。そもく此の帖のこと佩文齋書譜卷六十八歴代帝王書跋に出で、祝寛夫の跋などを採られたり。福山侯乃ちその盧橘園にて上石し、且成齋先生に命じてその釋文を作らしめらる。此の帖前代君臣語録と題せるも本文は賢君名臣の直諫し、之を容れられたる史實の文章のみ。釋文は悉く其の出所を標し且異聞を校して、その精確を極めたる者なり

手本として印行せられたるに予の藏する所にては眞書千字文あり。丁未歲初夏の書とあれば弘化四年、即ち先生が五十二年の筆なり。尾に海野石窓の跋ありて

或與同志燕會當就船吳巡之後逸氣稜々即舒楮飛筆如飄風驟雨小大濃纖變化縱橫無不如意令觀者驚心動魄面賞歎也
を云へるは、海保翁の碑文に

時或劇飲豪放遽命紙筆談笑一揮最見雅致可掬
とあると相符せり

又行書千字文あり、弘化三年四月十六日の書とあれば眞書のより一年前なり。尾に安積良齋の跋ありて

此帖於趙模千文之外更集右軍字其不足者就晉唐諸賢填補之故結構皆有法度

と云へる、先生用意の苦を知るべし

又臨顔魯公祭姪文稿の一帖あり。その刻は安政三年なれば行書千字文よりも十年の後なり。尾に先生自識の語ありて

顔大師行書以三稿爲最三稿中亦以祭姪爲最余喜臨此稿數次此爲津山士正臨書者頗得大師之筆意

と云へば其の得意の作なるを知るべし。此の津山士正は彼の文の末にも

士正名義方號章齋余門之翹楚去歲遊於北越乞書者履滿門外云

とある通一ト廉の書家にして門地も福山にては高かりしとど

以上三種は板本なるが、近頃予の手に歸せる墨本に本朝三字經、草書千字文の二あり。惜しい哉三字經は書道風及佐理の句にて、千字文は資父事君曰嚴の句にて終れる不完本なり。三字經は一行三字徑三寸弱の眞書にして、彼の眞書千字文に比するに更に蒼潤の趣に富めるを覺ゆ。草書千字文亦同大にして、獨草の奔放なるもの、颯風驟雨の致はむしろ此に求むべきを信ず

先生の男僧之は後郡書記となつて福山に在りたり。又その子即ち先生の孫なる誠之助も一時刑役所に奉職せしが、今はその所在を知らずと聞けり

武州岩槻に淨國寺と云ふ一刹あり。其處に福山侯の祖なる英龍公の墓あるを以て、良徳公(即ち老中となられし正弘)石燈籠を寄附せられたることあり。この燈籠の文は藩儒門田惟傑の撰にして、實に先生の手にて書かれたり。此の拓本今友人權山廉次郎氏の許に有るは其の祖父行存氏此の役を董せしを以て侯より賜はりたるなりと。知らず今なほ同寺に存せりやを

福山の南河津港に國幣社沼名前神社あり、其處の燈籠にも小島流の文字ありたるを目睹せり、先生のか或は門弟津山氏などのか。

先生の門人の東京にて名を成せるは野村素軒子爵、福田循誘上人等なるが小此木觀海氏も亦看過すべからざる一人なり

附 小此木觀海氏のこと

小此木氏は包之、通稱辰太郎、觀海はその號。明治二十八年一月十三日に享年五十二歳を以て歿すと云へば、其の生は弘化元年にありて、成齋先生が亡くなられし文久二年には正に十九歳なり。即ち年輩を以てすれば門人中の長者にてはなかりしならん。其の墓は東京本郷駒込の正行寺にあり。寺僧の談に觀海氏の法名は 清安院澄誓眞月觀海居士。その夫人たか子のは 清光院堅誓貞心大姉、二十九年九月九日歿行年未詳。又長男豊は二十五年十二月三十日僅に十八歳にて死したれば此の數年家庭には不幸つゞけりと見ゆ。二男爲二氏は高等商業學校の業を畢へて今來國に在り。女子二人ともに市内に嫁せりと。墓所には 梅亭小此木翁墓といふ一基ありて其の文正しく觀海氏の書にて、それによれば氏は小此木家の養子なり

先子諱包武小此木氏通稱伴七江戸人福山世臣考諱包堯通稱爲左衛門批秋山氏先子九歳失怙十歳就仕云々晚歳以計吏長爲監察格其在仕途凡五十年云々天保間住龍溝官邸隙地有古梅一株云々因有醉梅之號矣慶應二年歿實爲十一月十四日享年六十有四云々娶大久保氏無子養其姪爲嗣乃包之也

寺僧の談に小此木氏には祠堂金五十兩の納入ありと云へば計吏長ともなりて其の家は有福なりしなるべし。又氏の全盛の時代には日本橋乾物町四番地に立派なる邸宅を構へられしが、病を以て辭職の後は西ノ窪に移られたりと。よつて思ふに氏を後世に傳ふるは楷法辨體の作なるが、此には從五位安川繁成の序あり

辨體二卷明治十四年十月の版行。その十三年仲冬の自序に曰はく

余與三緣山徒弟循誘師善今年七月休暇之日訪其禪院云々師出其藏經普義隨函錄云々發而觀之此書係于石晋天福五年漢中沙門可洪撰其字髣髴乎學歐顔者而奇字異体頗多皆世所未見者云々歸而就說文諸書及晋唐碑碣之文而考之或出于四牀之變或原于古文奇字或不知其何所據者有焉而諸家碑碣之文又往々見之云々自是每官暇輒往讀而讀之類讀隨抄獲三千餘字乃以五十音立部字各注正字以便乎搜索輯成二卷題曰楷法辨躰

とありて全く隨函錄中の異躰を集めたるものたり。按ずるに隨函錄を小學の上に利用せしは屢代翁やその始ならむ、高田與清の擁書漫筆卷三に

新集藏經普義隨函錄は今はからにもやまとにも絶えはてにし書なるを、たまたま輪池翁のもたれしかば余も窺ふことを得たり。

とあるを見るべし。その屢代翁の影鈔本は世に散りばひて木村正辭博士も其の十冊を獲たりと博士の雜考卷二に述べられたれば學者未見の書にあらざれど、字躰によりて類集して流布せしめしは氏の卓見といふべし

蓋し明治十四年は清國公使黎庶昌氏が來任せし時にして、古逸叢書の刊行は其の十五年(光緒八年)に始まり。楊守敬この爲に來りて書風の上より六朝北派を提唱して吾國の書風を一變せしめ從來の集帖萬能時代より金石檢討に遷らん氣運をかもしたるに、之に先だちて觀海氏に此の業あるは流石に成齋先生の學を傳へたりと云ふべし

圖書館雜誌第十九號に成齋先生と觀海氏との關係を傳ふるに足るものを載せたり。之を引きて此の稿を結ばんとす

成齋翁學事に心を傾けらるゝ餘にをさゞ世渡るたつきに疎くて、常に貨物には乏しかりけるが、その晩年に翁の及門小此木觀海氏を招きて我は既に年老いたれば家事を男俊治(慎吾いふ僧之の誤ならんか、或は其の通稱か)に委ねんと思へるに、若き頃より理財の道に拙くて家に有餘の錢なし、されば收藏せる書籍を売却してその賣代を以て兒俊治に授與せんと決心せるによりて、書舖山城屋佐兵衛にその價を定めさせつるに百七十金に買はむと云へり。然れども此は余が多年の精力を費せるものなれば、其を一朝にして散逸せしむるに忍びざるなり。爾は我が近き邊に住みて便もよく、はた家も貧しからねばいかで是を購ひてよ。他日もし兒俊治が學術進みて手澤の書どもを見すべき程に至りなば彼をして其の金を償はしめて書冊を我家に返すべしといと懇に語られしに、小此木辰太郎氏は常に翁を尊びぬればとみに二百兩の金を贈りて書籍を己が家に收めけり。かくて幾程もなく翁は物故せられしかは暇の際に彼の遺本どもを繕きつゝ翁に見ゆるに等しとて是を一樂と思ひけり云々。あはれ丙丁童子の戯ばかり恐るべきものはあらじ、小此木辰太郎氏が主君の領地なる備後の福山に赴ける留守の程、隣家より火起りて忽ちに其の家居の焼け失せぬ程に彼の堆積せる卷々は烏有となりて片紙も残らずなりしこそ歎きても猶餘りあなれ。さるからに今はしも翁の母校の書とては遺れるものはあらざるなり

小島翁の隨筆中情話(新百家説林にも收む)の小澤圭次郎氏舊藏なるが京都帝國大學に存せるに、其の書は加藤直種といふ人の寫したるにて、加藤氏が明治廿五年に此の文を記したるをも俱に鈔出せるなりとぞ。さて觀海氏に語られたりとは或は氏の父なるを傳へ誤れるに非ざるか。成齋先生の亡くなられし時だに氏は十八九の青年にて、かゝる談は小此木家の當主に持ち込まるべきに、此の書振は更に數年の前とさへ見ゆればなり 大正元年十月

本年二月上旬して一日文行堂を過りしに成齋先生の遺著又は手記せられしもの凡そ二十種を藏せしは意外なき。小此木氏より逸出したるか、加藤氏に傳聞の誤あるか。但し其の遺著の世に存するは、しかすがに嬉しかりけり

孔本大戴禮記校補 十三卷二本 序文まで有りて板下ともすべし

尙書古文考補正 一本 文政十三年十月朔艸稿畢

經典補義 一本 知足學

說文引經攷 一本 文政三年政月七日書竟 知足 文政庚辰冬十又一月八日參校了 知足とあり。引經の文の出

典を註して時に江聲の尙書集注音疏の説を頭注とす

以上四種は先生の著書に數ふるに足らん

千祿字書一本 官板薄葉摺に書入れ

賢聖障子名臣冠服考證 上 一本

說文字原考略 不完一本 乾隆五十七年刻本の摘鈔

見聞誌 二小本 見聞記 一本 此は他の寫ならん、表紙に 小島家記 の印あり

見聞記 丁酉戊戌各一 考證の方 小島氏聞見録 三本 巳亥、庚子、無年月

小島氏聞見記 二本 戊戌、無年月 聞見録 一本

心齋畫筆記 屏風帖釋文の用紙の裏に 心齋齋集録 一本

筆前録 二本 文字の崩し方 雲烟集 一本 任意記 一本

成齋漫錄 一本 雜誌 一本

すべて二十種二十七本

昭和八年五月追記

「紙魚ものがたり」に加藤直種といふ人を橋千蔭の後にてくさくさの書を藏したる由に述べられたり。本文の加藤氏と同じきや否や

同十年二月また

蒼韻篇集本につきて

蒼韻篇（以下蒼書と稱する、説文を許書といふ如く）は漢代の書塾の教本だつた事、我が寺子屋の名頭や往來物の如くであつたが、其の書も宋の頃に亡びて今は傳はらぬ。私は應神朝に百濟から献上した千字文を蒼書だらうと想像するが、之は別に述べる

清朝になつて古籍の傳はらぬものの逸文を輯める事が盛になつて、蒼書にも數種の物が出た。其の第一は孫星衍の集本で乾隆四十九年の序が有つて

星衍、戊辰（乾隆十三年）の歲を以て書を江寧の瓦官寺閣に讀み、内典を游覽して玄應の一切經並に慧苑の華嚴經の音義に倉韻を引くこと多きたるを見て隨て采拾を加へ、兼ねて儒書を采りて五年を閲せり。粗々條理を具へしめて刊して之を行ふ、庶はくは亦小學の助たらん

と云ふ。十三年から始めて五年で纏まつたのならば二十年頃には既に成書を得たので、三十年もの後に刊行せられたので有らう。序には又

倉韻七章は秦の李斯の作る所

一篇は趙高、胡毋敬の益す所（慎音いふ趙が六章、胡が七章を作つたと漢書の藝文志に有る）

五十五章は漢の閻里の師の并せたる所（又云ふ一章が六十字づつだと藝文志に有るから三千三百字、之が李趙胡の二十章のままならば一章百六十五字づつで四字句の物に適應ぬ。多分四字句八百二十五「その積三千三百」が二十章と按排せられたのだらう）

八十九章は揚雄の續ぐ所

一百二十章は班固の續ぐ所（又いふ八十九章から一百二十となつたので實は十三章）

訓故一篇二卷たるは杜林の撰ぶ所（又云ふ訓故は漢書に、二卷は隋志にいふ所）

三倉三卷は晋の張軌の合す所

訓故三卷は魏の張揖、晋の郭璞の撰ぶ所（又いふ張のは訓詁、郭のは解詁で同名では無い。この三種は隋志によりて述

べたもの)

と其の書の歴史を述べ、且つ

倉書は特に衆手に成り又章句に隨ひて義を成したれば六書の本訓に非ざるもの多し
とて、説文に異なるものとして

強は蟲也なるを健

殿は擊也なるを大堂

隠れるものとして

爨は同に従ふべきを缶を持つ

繪は帛也なるを雜帛

續は絮也なるを細絮

の類を擧げて居られる

此の孫本は首に篇名三條、本文(句若くは二字以上のもの)四十七條を出し、單字は説文の部首に類聚して六百八十六字を倉詔と三蒼とに分けて有る。この倉詔について注意すべきは上に序文を引いた如く杜林の擧ぶ所までを含むことで艸部で杜林の、鼎部で揚雄の説を出して居るのが之を證する
初出のものゝ完全ならぬは已むを得ぬ所だから、漢學堂叢書の黃右原の倉書の序には段々孫本の瑕疵を擧げて倉書で無いものを倉書としたり、倉書で有るものを三倉などゝしたりした上に

最も異しむべきは一切經音義は淵源の揄揚を経て友に屬して刊行せしめしなれば自刊に殊なる無きは自序にも見ゆるに
豈當時竟に取りて互證せざりしか

とも有る。此の文章は遽に之を讀めば一切經音義からは引かなかつたに見えるが、實は一切經音義と出すのみで、其の何
經なるかを明にせぬのを責めたのである

第二は任大椿の集本で、黃右原が

體例本善し、余先に孫本を得て即ち梓に付せしが、後任本を得て始めて此より前の率意なりしを悔ゆ
とまで推服した物。此の任本は引用書の順に字を出して孫本の如く類聚せず、又蒼書の本文と信するものゝみを收めて他を勝列せぬから百九十五條(鈎沈本)に止まつて居る。私の架上には任本が二種有る。一は蒼書と三蒼各兩卷を一冊とした單行本で、任大椿考逸、兆麟補正のもの、一は小學鈎沈本。然るに鈎沈本は王念孫の校正を経て居る上に引く所の書名を註して居るから其の善なること同日の談で無い。けれども單行本にある任兆麟や程景沂や高承勳の按語は鈎沈本に存せぬから、此の點で單行本も亦棄てられぬ。且その收むる所も彼に多き此に多きありて一樣で無く、單行本は孫本を以てさへ補つて有る

清朝輯逸の難は玉函山房と漢學堂との二叢書だ。俱に、道光中に出たもので其の先後を詳にせぬ。其の漢學堂の蒼書は全く鈎沈本(李氏半畝園本を用ふ)に依つたので、孽兒箋の三條を本文に増し又引書を往々加へて有るまでだが、山房本を鈎沈本に比すると亦異同あるから第三に數へやう。其の一二を述べると鈎沈下五に堀城上小垣也玉篇、華嚴經云々とあるに山房廿一には埤倪城上小垣玉篇土部、李如眞籍海上部に作る。蓋し玉篇や華嚴經の今本では俱に埤倪は出さず埤倪のみに承けて居る(因にいふ續音義の華嚴經十三に埤倪を出して支應の華嚴經の注とは同じで無いが、その條には蒼書を引かぬ)から山房のが非

又六に廚主食者也俱倉論とあるに山房同に庖廚主食者也に作る。俱倉論音義を検するに庖廚と出して説文庖廚也、庖

屋也、蒼書曰主食者也とありて五分律のも略同じい。主食者也は庖厨といふ語の解とするが可からう

又、種樹曰園菜曰圃華嚴經とあるに山房廿二には出所を大方廣佛華嚴經音義引解詁、佛本行集經音義引三蒼に作る。華嚴經のを検するにこの引用あれば鈔沈の之を出さぬは粗だ

又上十二に瑞應也信也とあるを山房六に瑞應也信也言有嘉美之德即應之信瑞也に作る。原書を検するに嘉瑞と出して此の解あれば言有云々は玄應が嘉瑞を總釋したので瑞のみでは無い

又二に棚樓閣也定意經とあるを山房四三には棚を脱したれば閣を以て樓を釋したものゝ如くなつた。又扞取也出也僧祇律とあるを山房には取也除也に作る。取也除也は佛本行集經に有るので僧祇律では無い。この二は山房本の粗

又下十一苗禾之末秀者也とあるを山房二四には末の字が無い

又上十一に殉求也、山房十に徇求也とありて偏が異なる。其の引書を検すると兩體俱に存するから何れを粗と云はれぬ此等を見ると山房本はたゞ鈔沈本によつたとも云はれぬ。其にしても兩書に出入あつて安心して之に據られぬとは困つたことである

又第四に數ふべきは續小學鈔沈本。顧震福の集で、光緒十八年の序。倭名鈔、玉燭寶典、原本玉篇、慧琳希麟の一切經音義など吾國に傳はつた古籍を利用して居るが、爾雅の疏や後漢書の注や古今韻會などからも七條出して有るは、やはりこぼれ種が盡きぬのだ。解詁や三倉を別にした所は任本と同例。すべて四百三十五條 大正三年十二月

梁章鉅の倉部稿校證は全く孫本に據りて注を下し、又遺文五十五字を補つてある、光緒五年の序。所收博き孫と後學を利するから孫本を用ひられたが、一言任本に觸れて居らぬも奇だ 昭和四年三月追記

萬歲について

我等の祖先は言靈の幸はふ國と云つた。我等も此の誇りを相續したいが、往々にして言不盡意の餘所の謬を持出さねばならぬ。今回の御大典を迎ふる滿腔の喜悅も亦之を表し盡す言葉が無い、姑く萬歲といふに止まるので有る。よりて万歳の言葉をしらべよう

先づ文字の形から進まう。萬は今日の字書では艸部に有るが萬の下半は禽や離の左半のと共通で蟲たる意、其の上の苗に似て居るは或る蟲の象形なので、艸には全く無關係だ。要するに蟲を示す字が數を示すことに用ひられるので有る。歲は歩と戌とが合つて成立つ、其の本義は木星、この木星は支那の天文説では十二年に周天する（今日の研究でも十一年三百四十四日餘）、即ち十二年に二十八宿を一廻りする所を歩で示し、其の際に陰陽を宣べて萬物を恤養するから戌（恤と古音同じ）の字を加へて歲の字は出來た。故に歩の旁に戌を書く物ずきも有る

萬の略體に万が有る。漢の建平年中と云へば我が紀元五百九十年代で崇神朝に當る頃の碑に見えるから中々古い。又漢代の瓦に子孫千萬といふ時に万と有る。この形は梵字の卍字に近いから、梵字から瓦の上の字が出來、其を漢字の形めかして万となつたのだらうと云はれる。卍は吉祥萬徳の相だ。然るに聽古藏音學十書の著者時氏はヨロツの本字は曼で有る。荀子に曼而饋と有るのゝ注に「萬舞を列ねて食ふなり」と云つたは其の正しい用法だ。古はヨロツには悉く此の曼字を書いて有つたのを妄に書換へてしまつたので、荀子のは其の本來のを存した唯一の物だ。さて曼の下の又を万にも書く事

が有るより曼の略字として万を用ひるので、ヨロヅには萬を書くよりも万とするが正しい形を存して居ると云ひ出した。此の説を認めるには古い金石文に千萬とのみ有つて千曼とは絶無なるを處分せねばならぬ。時氏は萬年と有るは邁年の略で老年の義なるを千年の十倍と思ふが誤りだと云つたが、士田十萬は左傳哀二年に、辭十萬而受萬は孟子公孫丑下に、或相什佰或相千萬は同滕文公上に見えるのを如何すべきかと反問したい。又歳の略體は才の右肩に點を打つたもの。大日本國現報善惡鑑異記考證に「或はいふ才の字を借りて之と爲すと。按ずるに此字點あり、才を借れるに非ず。保元元年寫せる本命抄にも歳字皆才の肩に點あること此と同じ」とあるから點は必ず有るべきだ

次に音に移る。字に漢音吳音の二ありで熟語の時は其の何れかに揃へるを本體とする。乃ち漢音で讀めはバンゼイ、吳音ではマンザイたるは今更云ふを用ひぬ。故に古くはさう讀んだこと、謡曲石橋に

實にも上なき獅子王の勢、靡かぬ艸木も無き時なれや、萬歲千秋と舞納め……………

とあり、舞曲の名としては高砂に

千秋樂は民を撫で萬歲樂には命を延ぶ

と有るので明白だ。然るに今日はこれより外れてバンザイと呼ぶは濁音の連想的特質に大なる事、陽なる事、重き事などを數へらるゝのを利用したもので、又バンゼイとせぬばザイの開口音が朗かな氣分にふさはしいからだらう。其の義は漢書の武帝紀に

詔して曰はく朕親ら嵩高に登りし時吏卒も咸聞きぬ萬歲を呼ぶこと三たびなるを

と有る如く聖壽無疆をことほぐこと無論だが、漢土では諸侯王にも呂氏春秋に「宋の康王長夜の飲をなす。堂中の人萬歲と呼ぶ、堂上堂下の人より國中に及ぶまで皆之に應ず」、一私人にも用ひられて後漢書の李固傳に「固赦を蒙りて獄を出でし時、京師市里皆萬歲と稱す」とも有る。後に復至尊にのみ限られた爲に明末に魏忠賢の威權中外を傾けた時諛ふ者有りて九千九百歳とも稱へたと傳へられる

さて此の語を我が國で用ひたのは續日本紀延暦七年の條に五ヶ月の旱天に困り抜いた際、天皇が庭に出て親ら祈られたら天閣く雲合ひて雨盛に降り出したので

群臣莫不舞踏稱萬歲

三代實錄元慶六年の條に天皇が紫宸殿に御せられたら

中納言再拜稱萬歲、次群臣共稱萬歲

とあるのを史臣の文飾で無いとすれば既に平安朝の中頃に存することゝなる。又貞觀儀式の天皇即位の條に

武官俱並振旗稱萬歲

と有るは紛ふ方なく萬歲と呼んだのだが、此等は何れバンゼイで有つたにちがひない。さて此の貞觀儀式に定められたことは何時まで續いたやら、即位禮その事さへ行はれなかつた程だから恐らくは中絶したらう

今日行はるゝバンザイの起原は外山博士の山存稿の先生小傳に

明治二十年憲法の發布せられんとする時、我が大學は此の曠古の大典を祝すべき適當なる方法を協議したので有る。その時先生は萬歲を三唱することを提言せられ、教官の集會に於て之を練習せられた事が有る。やがて發布の當日となり祝賀式の席上で法文科大学の玄關の階段の上に立つて萬歲萬歲萬々歳と三唱することの音頭を取られたので有る

と有るもので、爾時東京高等師範學校の生徒だつた方の話に「憲法發布の大典を終へられてから觀兵式に行幸になつたが此の函物を奉迎すべく二重橋外に大學や高等師範の學生が列を正して居た際、御通過になるや大學生に於てパンザイを三唱したが、高等師範などへは何の打合せも無かつたので之に唱和することが出来なかつた」と聞いた事が有る。但し宮内省へは何ひ出たので御馬車の馬が其のパンザイに駭いてはならぬと、毎日太鼓や金盃を叩いて馬をならされる事が一週間も續いたとも承つた。外山博士は無論、西洋の Long Live を譯せられたのだらうが、之に萬歳の言葉を當てられたは貞觀儀式などの故實に通ぜられた老教授だつたらう

大正四年九月

四庫全書總目の廣韻の提要につきて

四庫全書總目に廣韻を著録すること二種、一は廣韻、一は重修廣韻と標して、さて廣韻の條で

世行廣韻凡二本、一爲宋陳彭年邱雍等所重修、一爲此本。註文比重修本頗簡。朱彝尊作重修本序謂明代內府刊版、申請欲均其字數取而刪之。而平聲東字註申引東不替事、重修本作舜七友、此本譌作舜之後、熊忠韻會舉要已引此本則當爲元刻矣、非明中涓所刪也

又宋人諱殷、故重修本改二十二殷爲狀、此尙作殷、知非作於宋代。且此本註殷獨用、重修本始註狀與文通、尤確非宋韻之一徵

又孫愔以後陳彭年等以前修廣韻者、尙有嚴實文裝褚齊陳道固三家、此本蓋即三家之一、故彭年等所定之本不曰新修而曰

重修、明先有此廣韻。永樂大典引此本皆曰陸法言廣韻、引重修本皆曰宋重修廣韻

と述べて居る。今日此二種を見るには古逸叢書のを用ひるを便とし、第十二に收めた重修廣韻が即ち總目の重修廣韻、第十三に收めた泰定本廣韻が即ち總目の廣韻。尤も泰定本は總目に述べた本よりも勝つて居る、東不替を舜七友とあるべきを、總目に述べた本は舜之後と誤つたらしいに、泰定本は誤らずに舜七友とあるが其證だが、泰定本は總目のいはゆる廣韻の系統だから、邱寧知見書目にも廣韻の上に黎刊元本と標した

立派に元の泰定本の存する以上、朱彝尊が明代内府の刊版によつて注文頗簡の廣韻が出来たとしたは勿論誤だが、さて總目にいふ様に此の元本の系統は重修以前の物だらうか。今開卷第一の東韻の初出の四字の註を對照すると

元 本 重修本

東德紅切奪方也說文動也亦東風采吳
都賦云草則東風扶留又姓舜七友有
東不替又漢複姓東方朔何氏姓苑有
東萊氏十七
東風采義見上注俗加艸
鸚鵡鳥名又美形也廣雅亦作鸞
猿獸名狀如羊一角一目自在耳後其名
切十七

全同

鸚鵡鳥名美形出廣雅亦作鸞
獸名出海經曰秦巖山有獸狀如羊一角一目自在耳後其名曰猿
又音陳音棟

曰猿又音作棟

で、確に元本は重修本の要を提げて居る。之を總目に云ふ如く元本が先存して、之に増補して重修本が出たならば、東字の註で廣州記は吳郡賦の次に引かれ、又漢複姓十三氏で東方朔は前に出るべきで無からうか

十五灰の韻で重修本では積韻上同とあり、元本では類積上同とありて出し方が相反する。然るに宋代に出た集韻には類を本字とし類は其の通作と云ひ、類篇には積を出すだけで他體を擧げぬ。これが宋代の字體の標準で正に重修本に一致する。更に云へば王氏刊本切韻でも韻を親字として出し、類は字子になつて居るから、積が親字たるが唐宋の相傳、此中間に元本の如き見方は介在せられぬ理で有る

六脂の韻で樓榭又方奚切と重修本に有るのが、元本では屋榭又芳兮切と有る。然るに王氏刊本切韻でも榭又方奚反とあるからは重修本が古い

これらの證によりて吾人は元本は重修本から出たので、朱彝尊が明代に成つたと云つたは誤だが、前後に對する者は動かぬ言であり、總目に云ふ所が却て實を失つたものと斷言する

此う斷言すると當然起るは重修本の平聲二十一歎が元本では何故舊い形の歎であり、又重修本の欣與文通の註が元本では何故舊い用法の歎文各獨用であるかの疑問である。抑々歎とあつたのが欣に換へられたといふのは宋史太祖本紀に

高祖云々敏生弘殷是爲宣祖

と有る如く、歎の字は宣祖の諱だから之を避けたとするのであり、又歎文獨用の註を古いとするは通用は後起の事と認め得るの結論だ。抑々元本は目次に於て各韻の通用獨用を註する外に、卷中於て通用の諸韻は行を改めず運書するを例とし、獨用のは行を改めることになつて居る。さて去聲の目次では隊代同用代廢獨用と云ひ乍ら本文では十八隊代廢通用

として此三韻を運書して居る。重修本でも隊代同用代廢獨用で有つて、隊代廢通用は後の集韻や禮部韻略の立て方で有るに、其が歎文各獨用と俱に存在するとはいかにも時代錯誤と云はねばならぬ。又今日は唐代の韻書が世に出て居る。蔣氏刊本の唐韻では去聲四十五歎（古今韻會にも歎となつて居るのは本づく所あるのだ）となつて居るが、廣韻集韻禮部韻略には之に相當するのが歎と有る。是も翼祖の諱を避けたものとして宋代には至當なことである。若し元本が果して舊い爲に歎を歎にして居るならば此處も歎で有るべきに、廣韻等と同じく歎と有るは何を證するだらう

よりて思ふにこの元本は單に宋代の一本を翻刻したのでは無く、宋代の一本に若干の手を加へたので有る。然るに其手を加へた人の考に歎文各獨用といふ古い考と隊代廢同用といふ新しい考とが混在した爲に此結果を見たものと私は信ずる

（訪古志に元人以好古自居遂改文歎爲文歎とあるも吾意を得て居る）。元代になつて韻字の歎が歎に復蓋せられた例は元統元年（泰定乙丑よりは十一年後）に刊せられた禮部韻略（わが内閣文庫に存する。姚刻三韻本では此うは無い）にも十二文與歎通用とあり、又訪古志に載せた至正丙午刊本（元統元年よりは又三十三年後）にも二十文獨用二十一歎。獨用亦與前宋本同（この一證でも總目の誤は明白となる）と有るが其確證。故に總目が此一事實によりて知非作於宋代と斷言したのは早計に過ぎるので、私の前に述べた事を覆すに足らぬ

邵亭知見傳本書目に此の種の廣韻として明司禮監本、顧亭林刊本、乙未歲明德堂刊の小字本、黎刊元本（即ち古逸叢書本）の四種を擧げ、日本訪書志に古逸叢書に収めた兩種と木記割去、敏德堂、勤德堂、文明書堂、廣成書堂の五本とを著して居る（靜嘉堂には宋刊二部を存すと）。而して楊守敬は敏德堂本が明德堂本に優つて居ることも擧げたから此等の間には幾つもの系統が有つたを知られる。又盧文弨の藏した本も其の書後の文より推すと古逸叢書の此の元本と同じでは無い。

又古逸叢書の此の本が彼の敏徳堂本より佳なりや否やは訪書志に言及せぬが、敏徳堂本を重修本（即ち澤存堂刊する所）に比して佳なりとせる處々が此の本もすべてよろしきを見ると、此の本は前出（この本は奉定乙丑の刊で敏徳堂本の至願庚午よりは六年前）なるだけ更に貴ぶべきだ

楊氏の佳處として挙げた以外のを今少し附け加へよう。十五次韻の仄字の下で重修本に坯未燒瓦也とあるを元本には坯と有つて、旁に丕の異が有る。去つて集韻を見ると稿瓦未燒者通作坯とあるから重修本の丕に从ふは宋代の體で無い。十六哈韻の該字の下で重修本に伎奇核とあるを元本には伎奇核非常とある。此は説文を用ひたのだから奇核非常と有つてこそ意義完きを得る。二十五寒韻の預字で重修本に預韻預大面兒とあるを元本には預韻預大面兒とある。然るに二十六桓韻では重修本でさへ韻韻預大面兒と云つて居る。同じき桓韻の末の緩字で重修本に緩捕魚箭其門可入不可出とあるを元本には緩捕魚箭其門可入不可出とある。此は類篇の捕魚箭入而不可出が最も善解だが、元本が之に近い。此等も皆元本が重修本を改めたのでは無く、今の重修本よりも善かつた者を藍本としたからと解すべきものである。次には韻の次第である。必要な部分だけいふと

平聲	上聲	去聲	入聲	平聲	上聲	去聲	入聲
1 鹽一	琰一	黠一	葉一	4 銜五	鹽四	陷四	狎五
2 添二	忝二	禡二	帖二	5 殿三	檻五	鑑五	業三
3 咸四	儼三	檻三	洽四	6 凡六	范六	梵六	乏六

とあるが廣韻の次第であつて平聲では鹽添、咸銜、殿凡、入聲では葉帖、洽狎、業乏の三同用、上聲では琰添儼、禡檻

范、去聲では禡禡、陷鑑梵の二同用と立て、居る。然るに集韻になると各字の下の數字の如く韻を變へて居て、而も二百六韻が一百七韻になる時には

鹽添殿	琰添儼	禡禡	葉帖業	咸銜凡	鹽檻范	陷鑑梵	洽狎乏
(一) 鹽添	咸銜	殿凡	琰添	檻鹽	儼范		
(二) 鹽添殿	咸銜凡	琰添儼	檻鹽范				
(三) 鹽	咸	琰	檻				

の變遷の有つたものを廣韻の平入には(一)が遺り、集韻のには(二)が遺つたものとし、廣韻の上下が集韻と同じきは廣韻を重刊する際に集韻に據りて其の舊を移したものと考へた

廣韻平聲鹽添咸銜殿凡與入聲葉帖洽狎業乏皆與集韻互異
惟上聲併儼於琰添併范於鹽檻、去聲併儼於禡禡併梵於陷鑑皆與集韻相同。知此四韻亦集韻所併
而重刊廣韻者誤據集韻以校之遂移其舊第耳（集韻の條）
此總目の考は尤らしいが、實は正しくは無いのだ。何となれば唐代の物たる王氏刊本切韻に

平聲 鹽添（蒸登）咸銜殿凡
上聲 琰添（拯等）鹽檻范（儼は琰の韻中に）
入聲 洽狎葉帖（緝鍾鐸職德）業乏

蔣氏刊本唐韻に

去聲 鑑橋(證)陷鑑梵 (鑑は見常らぬ)

とあるからには唐代には鑑橋の韻は立てられず、随つて鑑橋假又は陷鑑橋とは序でられず、又洽押乏をも列ねられなかつた事が明確なからで有る。然らば重修本も集韻に據りて其舊第を移しては居らないのだ以上述べた所を約言すると、

- 1、四庫全書總目に廣韻と標した物は其重修廣韻の要を取りて成つた者で、總目がより古いと考へたは誤(これは兩書を覽た人の直に看破すべき所)である
- 2、元本の依據した重修廣韻は澤存堂や古逸叢書の本よりも善かつた
- 3、元本の韻字又は韻の順序について總目の考定したことは俱に誤つて居る(この一條は近出の唐韻や切韻を利用したゞけに或は此稿の一得だらう)

私の引用した訪古志には泰定乙丑刊本を金刊本と註して居る(徐承祖の序ある本)が何かの誤だらう。よつて此稿では泰定乙丑本を元本と略稱した。

大正十四年十月

本文中に鹽添咸銜殿凡(平聲)などの二十四韻を擧げて廣韻の次第とした。然るに顧千里の書宋刊廣韻後(思適齋集卷十四)によると、其の去聲のを

鑑五十五 橋同用 鑑五十六 陷五十七 鑑同用 鑑五十八 鑑五十九 梵同用 梵六十

と出して、之を宋本廣韻之舊として居る。上聲も同じ事だらうが、この順序は平入聲の一致し、廣韻と深い關係の有る韻鏡に

第三十九轉 陷鑑橋 第四十轉 鑑鑑鑑 第四十一轉 梵

とせるにも近いから其の本眞たるが知られる。之を上引いた王氏や蔣の比すると鑑橋の二韻が無いのみで其の順序は吻合するから、この二韻を唐季に敍出したものとすれば一致すると云はれる

厄介なのは入聲だ、音理から云へば葉帖洽押業合の順たるべきで韻鏡にもさう引當てゝあるに、王本では洽押業帖となつて居るから、けれども入聲の韻では帖と業との間に上に引いた如く五韻も有るほど異様な配列で有れば平上去と吻合せぬも已むを得ぬとし、且刊體補缺切韻では

葉帖 押 洽 押 格 昔 業 乏

とも有るのを一證とすれば、今傳は澤存堂本等の前には四庫總目提要に考へられた如き廣韻も存したものと云はれる。この故に前に總目提要の考を否みて重修本を舊第のまゝとした私見は未たしきもので有つた

昭和十年二月追記

古今傳授につきて

1、傳授の内容

古今傳授は普通に三篇三本と云はれる。三篇の歌は

卷一春上 題知らず 読人不知

百千鳥囀る春は物毎に改まれども我ぞ舊りゆく

遠近のたつきも知らぬ山中に覺束なくも呼子鳥かな

卷四秋上

我門に稻負鳥の鳴くなべに今朝吹く風に雁は來にけり

秋下に

山田守る秋の假庵におく露は稻負鳥の涙なりけり

と數へられるが、異説も有る。貞丈隨筆に

呼子鳥稻負鳥しなが鳥の三と云ふ、しなが鳥は拾遺集神樂歌にて古今のに非ず。

書言字考に

詠歌三鳥、稻負鳥、呼子鳥、都鳥(此は古今の三鳥とは云はず)と云へる類。三木の歌は

卷十物名 ながたまの木

紀 友 則

三吉野の吉野の瀧に浮び出づる泡をかたまの消ゆと見るらむ

かはなくさ

清原深養父

うばたまの夢に何かはなくさまむ現にだにもあかぬ心を

二條の後春宮の御息所と申しける時にめぐりに削り花させりけるを讀ませ給ひける 文屋 康秀

花の木に非ざらめども咲きにけりふりにし木の實なる時もがな

と云ふが、是も異説なきに非ず。和歌極秘傳抄に

ながたまの木 あひ生ひの木 めどの削り花

と云へる類。又和漢三才圖會には

歌道以古今集中三鳥六木等々秘爲傳授而中古以東常綠爲祖

とありて六木を數へてゐる

此中には古くより學者の注意をひけるもある。倭名類聚抄の序文に國語より出で、漢字にて寫すものとして

水獸有葦鹿之名山鳥有稻負之號

と見え、又本文の羽族部鳥名に

喚子鳥 萬葉集云……其讀與布古止利

箋 注 原書卷八二見、卷九一見、卷十三見、岡邊氏曰今俗加久古字鳥者是也按加久古字鳥布敷

稻負鳥 萬葉集……其讀伊奈於保勢止利

箋 注 原書無載、按新萬葉集卷上一見、則似傳寫誤脫新二字也、然伊呂波字類抄亦無是二字、或源君誤引、

按稻負鳥即鶉也

と見えて居る。倭名抄は上は天地より下は神木に至るまでの漢字を出して、その倭名を明すを目的としたので、稀に漢字

を用ひて倭名を寫す者をも收めたのだに此の二語は正にその例に屬する。此の特例を出し方は自ら此語が注意せられたことを證するだらう。但し此は古今集中のものとしては云ふて無い

前に私は普通に三鳥三木と云はれると斷つた。其の故は、一條家古今傳授目錄(國學者傳記集成三三)と云ふものには

- 一、古今題號之奧秘口訣
- 一、大和歌並國號口訣
- 一、八雲神詠反歌口訣
- 一、六種の儀遊深口傳
- 一、六人歌仙勝劣極秘口訣

一、天皇御即位古今御傳授之大秘口傳

- 一、假名序總體口訣
- 一、歌道者王遣王道者神道之口訣

右八箇之大事。古今傳授也。從中院前内大臣通茂公附屬

追加傳

- 一、長歌短歌傳
- 一、混本歌傳
- 一、題組並四季戀

雜之傳

- 一、三鳥之口傳
- 一、歌毎に口授有事

右令從内府則學頭以藤原常樹口授畢

とありて三鳥は僅に雜傳に屬し、且三木は之を見出されぬ如き傳授も有るからで有る

私は今、古來兼訟の此の問題に解決を下さうなどの大それた事は考へない。故に手元に有る近頃出た古今集の解釋(私の挿架中の近頃のものだ。いはゆる近頃では無論無い)を引いて此の問題はどういふ風に決着せらるゝ風向だかを示して此の章を終へよう。金子元臣氏の古今和歌集評釋に曰はく

もいち鳥 百千と多く有る色々の鳥にて小鳥の類を云ふ。之を古今傳授三鳥の一として事々しく昔は秘めたり。沙汰の限や。

よぶこ鳥 或る鳥の名なり。此鳥も三鳥の傳授の内の一つなり。古歌の例を考ふるに四季に通じて詠みて強ち春の鳥にも非ず。

稻負鳥 田の畔などに居て秋鳴く鳥なるべし。名實確説なし。

をかたまの木 梨沖は如何なる木とも知られずと云へり。眞淵は岡玉の木なり、柄の木にて其實玉の如し。古へ玉を其べる習慣より其の玉ならねども緒に貫きて身にも帯びたるが故に、かゝる實あるをば玉の木と云へり、その岡に在るを云ふと云へり。或は曰はく招魂の木の轉ならん。神の御魂を招ぎ遷す木の意にて解なるべしと。

かはな艸 和名抄に水苔一名河苔和名加波奈とあり、此は河藻なり。景樹は既に川菜と云へるに艸の字を添へんこといかゞ、甘菜艸、水菜艸といふ事なしと言へり。

めどに削り花 著と馬道との二説あり。著にも或は著萩ならん或は玉簪俗に簪艸と呼べるものならんと云へり。いづれも其莖に削花をさして造れる山なり。又馬道は殿中の真中の板敷を言へり、そこに削花をさしたりとなり。削花は木を削りかけたる遺花なり。思ふに馬道の説諸ひ難きか、歌も花のなき木に花の咲ける山を云ひたれば著に削花さしたるものなる事決し

2、傳授の成立

傳授の次第を委しく記したは國書雜記の續無名抄だ。惟中は備中の人で元祿五年に歿して年五十四。滑閑雜記その手に成りて有名だが、この事も雜記に殆ど同文で出て居るが、末の部分で抄の方が少しく委しいから之を引く

歌道の傳來は、紀貫之、基俊、俊成と古今集の相傳あるなり。二條家は爲世卿より頼阿が傳へて經賢、堯孝、堯惠、東野州常縁、宗祇、逍遙院實隆、稱名院公儀、三光院實枝、細川玄旨法師と傳來して、八條殿、中院殿、烏丸殿など皆玄旨より傳へ給ふ。宗祇より肖柏へ傳へられし流を擧傳授と云ひ、それを南都餽頭屋へ傳へしを奈良傳授といふ也云々此餽頭屋と言ふは林宗二の事にて源氏林逸抄、節用集等の作者なり

この次第にて注意すべきは頼阿以後は親子か師資か相繼ぐども、其前は然らぬ事である。爲世は定家―爲家―爲氏の子で、爲氏は二條家の祖、阿佛尼の子たる爲相の異母兄弟

爲世
――爲通
――爲藤――爲明――頼阿

爲世の子に爲通、爲藤あり、此爲藤の子に爲明ありて後光嚴院の勅を奉じて新拾遺集を撰び、四季六卷を奏覽せし中に爲明は逝去したから、頼阿その弟子たるを以て戀雜を撰撰せしめられた。頼阿は爲明の弟子だが爲世より中二代を隔て居る。然るに頼阿以後はその子經賢その孫堯孝とつゞき、堯惠は又堯孝の門、東常縁亦堯惠の門なるべきで此の三人は師資の關係にある。而してかゝる傳授は成るべく其淵源を古くするを常とするから頼阿以下は引き合ひに出した迄のことで常縁に至りて古今傳授の形も定まれるものと思はれる(其理由は後に)

古今集の注釋として現存せるもの第一は藤原教長の古今集注だらう。之を見るに三鳥には解とてなく、三木にはをかたまのき かゝる木の名の持るなり

めどにけづり花 めどといへる、うつぎに似たるものゝ持るに、削り花はさしけるなり。佛名に奉る花なり。此類は

竹の枝にさすなり。

かはなぐさ かゝる名持る艸の有るなり

と有りて些も之を秘する風が無い。然らば三鳥の解の缺けたるも必ずしも秘傳なる爲では無からう。此の教長の注は治承元年(一一八三)に教長の解説を記したるものなれば平安朝の末即ち平清盛が漸く權力を擅にする頃(此年成經康頼俊寛を流刑)にはなほ古今傳授の事無かつたが知られる。然るに僧顯昭の注に定家の勅を加へた顯注密勅八また定家撰の辭案抄三卷には百千鳥稻負鳥につきて委しく記して居る(されと呼子鳥に及ばぬ)。この辭案抄は嘉祿二年(一一八六)實朝の弑せられしより後八年、治承元年より正に五十年)に成りたるものだから、此の五十年間に漸く古今傳授らしき非生えをなせる風氣を取寄せられる

新古今以後創作の方に新生面を開くを見ぬかはり、金葉詞花兩集若くは散木葉歌集(源俊賴)に見るべき新傾向を抑制せん爲に起つた歌學歌論は一段の擡頭を見た。支那にても詩論興而詩亡と言つたものだ。創作は天才によるも、歌學歌論は努力によつて一定の域には進むを得られる。努力によりて得られるものは記憶否知識の蓄積で有る。記憶知識は一たび之れを人に傳へれば自分の蓄積としての價値は半減する四半減する。此うなると此の蓄積を自己一人の所有として誇りたくなるとは理の明らかなることだ。足利氏は鎌倉尙武の風をさながらに受け繼いだとは云へ室町將軍には藝術を愛好した人も有る。この時和歌の道のみは公家唯一の誇として世の渴仰を受けて居たから、公家が之を愛重する念の深かつたも想像せられる。此の愛重が嵩じて愛惜となれば濫に人に教へぬ傳へぬとなる。もう傳授の形となくば擡頭は熟した。傳授は必ずしも古今にのみ存するでは無い、知識の總べてに涉りて然りだ。少しく他の例を出さう

源氏物語紫明抄十二卷は久明將軍(一八五〇—一八六八)の命を奉じて河内守親行の撰んだ所、その序中に

なまじひに和漢の口傳を顯さんとす

又河海抄二〇卷は永和五年(二〇四〇)に四辻善成の撰んだ所、その序中に云ふ

連りに疑問に預りて屢秘説を奏しき

と云へる類は以て知識の秘密がられたを知られる。彼の常縁の父の友人たりし徹書記が神根集に

永享四年(二〇九二)四月今熊野の神鹿類火に焼け侍る山和歌抄物自筆秘傳等數を盡して空しき烟になし侍る

中原康富記の享徳四年(二一一六)の條

七月五日後醍醐常光院權大僧都堯孝法師今日卒去年六十五云々、頼阿以來代々歌人也。殊當代興家、先年新續古今被撰之

時爲和歌所開闢者、而依無實子以清水谷實久朝臣爲養子令繼家、猶於歌道者兼無相續之仁、以女子(尼業)授、吾道之口傳

如形殘置之云々、爲世爲道可惜之至也

文明八年(二一三七)に成れる一條兼良が古今集童蒙抄に

歌道においては定家の説を離れては頗る傍若無人なり、其謂れは甚俊俊成より此道を傳へて三代になれり。和歌の奥儀、

秘事口傳殘る所あるべからず

とある如き、當時の研究者が各々の聞き得たる所心得せる所を纏めて秘説秘傳と稱し、又之を傳ふる器を選びしこと火を

見るよも明らかで無いか

平泉博士の名著「中世における精神生活」の中に古典崇拜を取扱ひて「今古集の景仰」(約三〇頁)があり、今古傳授に

其の三分の二を費されたが、古今傳授に關しては徳川時代の國學勃興前と後とに於て其説を異にすと云ひ、それ以前の通説として、予の上に述べた如き傳授次第を出して

1. 爲世の後その子孫に傳へぬ事

2. 文明の初(宗祇美濃に下る)京都にその傳無かりしか

を疑はれた。私見では爲世よりして直にその子孫への傳を云はぬは正に古今傳授の東常縁邊より俄に世の注意を惹くに至りし左證であらう。同じく傳授の人でも頼阿と常縁との中間の人々が特に授受者として世の注目する所とならないは上に康富記を引いたのでも明らかだが、其の常縁以上の人々は畢竟この事を歴史づけん爲の傀儡だつたからだらう。此く見れば爲世よりしてその子孫に傳へぬは怪しむに足らぬこととなる。又文明の初に常縁ならずとも京都にもその傳がないでは無かつたらう。けれども常縁には野史に據ると後土御門帝の勅を奉じて再興の道を説き、歌道を諸家に傳へて三年を経て後に邑に還つたとか、准后藤原政家右大臣藤原公教將軍足利義尚等もまた歌道を常縁に受けたとかある。再興の道のみでは歌道のか何かも明らかで無いが、政權の室町幕府に歸してより久しい、今更朝廷にて國家立直しの道を講せられたとも思はれぬから歌道の再興だらう。即ち歌道に於ては此時常縁が第一人者と信崇せられた事は明白で有る。東葉山消息(群書類從卷一四三)に

初當東山殿御代公武之歌道斷絶之處依勘定東下野守平常縁朝臣上洛、關白殿近衛内大臣殿三條右大將義尚常縁殿常縁

被成師範、天下之歌道再興之事日本國無其隱候是東家之爲規模處也

又東野州消息(同上)に

木參州在陣細々參會候而冷泉家之歌之立様承候本々傳承候、に大に相替様無之候但立入たる事は口傳候では難知事に候凡面白候、持爲傳一所はよく相傳候山開候さも候やらん無疑候

大納言族人御點如何と存候云々永享之時廿一代集校合之時宗匠寄人以下たび人とよまれ候なり、一條段御説同前に候云々可然萬葉の本を御尋候て可被御覽候、若かなを附たる本もある事もあるべく候云々、是より大事の事こそ多候へ未練之事に候へ共常縁は此より外は師説なく候

三代集は基俊已來明白に候、それも基俊以前不明候、後拾遺抄金葉詞花是又如何、常縁は八代集之血脈をだに不存知仕候上は其餘りは不及申、口惜候

とあるを見ると常縁は普通二條傳授とせられて居るが冷泉の傳をも聞いたこと、二條冷泉の傳授の内容が大して異ならぬこと、又知らざるを知らずとして人名の讀み方に對しても異本の穿鑿まで唱へるなど學者的良心の鋭かつた人たることも知られて、畢竟は當時全天下の信望を一身に集めた爲に、京都に存した傳は天日の前の燭光の如くにしかその存在を認められなかつたので無からうか況や常縁と齋藤妙椿との應答が血脈い當時には希有の美談として一世を驚かしたことは天晴常縁は斯道の達人と仰がれていよ／＼その傳を尊重したに違ひない。因りて思ふに頼阿より堯惠までのは父子間に於ける庭調、若くは師弟間に於ける口傳に過ぎなかつたのに、宗祇がわざ／＼來り學ぶ等の事が有つた爲にいよ／＼古今傳授といふ極印も捺されたものと考へたい

此の主要なる人物東常縁とはいかなる人物か。抑々東氏は千葉氏より出て、源頼朝の重臣千葉常胤の第六子、胤頼はじめて東六郎太夫と稱したのが東氏の祖で有る。胤頼の孫の胤行といふが實に常縁八代の祖だ。和歌を爲家に學びて我門弟第

一と許され、且その女を娶つた。故に累代歌を好みて常縁に至り、常縁は應永八年(二〇六)に生れて明應三年(二二五四)歳九十四を以て終つてゐる。對妙椿の事は鎌倉大草紙に

爰に其比(康正元年)京公方の近臣東下野守常縁と云ふ人あり。是は昔の常胤の六男東六郎太夫胤頼が嫡流なり。總州東の庄を知行し乍ら代々公方の近臣歌人にて在京して有りけるが、今度千葉の家兩流になりて總州大に亂れければ急ぎ罷下り一家の輩を催し、實胤を千葉へ移し申すべき御下知を蒙り、御教書を帶し下向す。濱式部少輔春利をも相具し下向し、一族並に國人に相觸れければ國分五郎大須賀相馬を初として下野守常縁に相隨ふ。其勢を合はせて常縁馬加の城へ押寄せて之を落す、此勢にて上總國所々に簇りて有りける敵自滅しければ濱式部少輔をば東金の城へ移し、常縁は東の庄へ歸る。

下總國には東野州常縁と馬加・岩橋と所々に於て合戦止む隙なし、扱又京都には御沙汰ありて常縁を召上せられんが爲に長祿元年六月二十三日澁川左衛門佐義鏡を大将として武藏國へ指下され成氏を退治して上杉を管領とて關東を治むべきの趣を觸渡す。

東下野守常縁も千載退治の檢探として下總國に下向し、康正元年より東の庄に住居し所々の合戦に打勝ち、京都の御感に預りける所に京都に大亂起り、常縁が美濃國郡上の城を山名方より打入りて應仁二年九月六日に攻落され、同國住人齋藤時是院法印妙椿と云ふ人悉く押領しける。常縁關東にて是を聞き、此所は常縁が先祖中務入道素還承久二年初て拜領の舊地なり、代々十世に及びて終に他人は知行せざりけるを、我代に至りて思ひの外に東國に下向して此様に成行きける事無念といふも愚かなり。其折しも亡父式部入道素明が爲に追善の法事を營み附を供養しけるが、代々和歌をたし

なむ家なれば此く思ひ續けしる

一三八

有るが中にかゝる世をしもみたりけり人の昔の猶も戀しき
演武部少輔春利この歌を聞きて哀にたへず思ひければ、京都へ便ありける時、兄の演豊後守康慶が許へ書きて送りける。
康慶この歌を感じて歌を好む人々に見せて囃しければ、齋藤妙椿聞き傳て、常縁はもとより和歌の名人なり、今關東に
居住して本領かく成行くこといかに本意なき事に思ひ給ふらん。我も久しく此道の數寄なれば、いかで情なき振舞をな
さんや。常縁歌をよみて贈り給はゞ所領元の如くに返しなんと康慶に物語しければ、康慶此由を弟春利の方へ申送る。
春利大に喜び野州へ來て舎兄豊後守が消息を取出し、御覽候へかゝる亂世の末代にも都には優にやさしき人こそ候へ、
目に見えぬ鬼神をも和ぐるは和歌の徳と承候。御詠草一首送りて御覽候へかしと申しければ、常縁本より達者にて十首
の歌を詠じて春利に渡す。春利即取次で美濃國へぞ送りける

堀川や清き流を隔て來て住みがたき世を歎くばかりぞ

いかばかり歎くとか知る心かなふみ迷ふ道の末のやどりを

かたばかり殘さむ事もいさかゝる愛身は何としき島の道

思ひやる心の通ふ道ならでたよりも知らぬ故郷の空

たよりなき身を秋風の音ながらさても戀しき故郷の春

更にまた頼むに知りぬ憂かりしは行末とほき契なりけり

木葉散る秋の思ひよあら玉の春に別るゝ色を見せなん

君をしも知るべと頼む道無くは猶故郷や隔てはてまし

三芳野になく雁金よいさゝらばひたぶるに今君によりこん

吾世經むしるべと今も頼む哉みのゝお山の松の千歳を

返 し

持是院法印妙椿

言の葉に君が心はみづくきの行末通らば跡はたがはし

同じ時、康慶の許へ遣しける

和歌の浦や汀の藻屑々々にも猶數ならぬ程を見えぬる

霧こめし秋の月こそよそならめかざしに匂へ故郷の花

返 し

康 慶

わかかの浦や渚の藻屑々々にも見えすよみかく玉の光に

歸りこむ君が爲とや故郷の花も八重たつ錦なるらん

此年二月二日より此く申し交しける間上聞に達しければ御免許あり、下總の國には子息縁數を留め、四月二十一日東野
州は上落して五月十二日に妙椿に對面して本領を受取り、打入りければ、妙椿の許より

世の中を遠くはかれば東路に今住みながらいにしへの人

使を立て乍ら常縁の返し

世の中を遠く計らば今日迄の君が言葉の花に後れじ

一三九

又領地より妙椿へ

一四〇

故郷の荒れたる見ても先ぞ思ふしるべあらずは如何分け來む
妙椿の返し

此頃のしるべなく共故郷に這ある人そやすく歸らん

博士は又國學勃興以後常縁を以て古今傳授を捏造して世を惑しゝが如くに云ひ做すを斥けて

1. 秘事秘傳と云ふは此時代の風潮なり

2. 常縁の人格は決して偽作などする卑劣なる者に非ず

と斷ぜられた。前に愚考せし如く常縁が古今傳授と云ひ囑したるに非ずして、世間が常縁を尊む餘り古今傳授の極印を
捺したとすれば正に博士の斷案に吻合する

終に臨みて一言すべきは桐火桶に

をがたまの木、めどにけづり花、かはなくさは秘説なり

とある事だ。桐火桶は倭成卿の庭訓を定家卿の書かれたもので定家卿五帖紳子之内一段之重寶也と云はれ、永正二年
(二六四)に成ると稱せられる。此の爲に高田與清の松屋筆記に

古今傳授といふ事は東常縁などより起りし物なるべけれど、古くより似よりたる事ありしなり
と云へるが、此の桐火桶は實は偽書だ。伴蒿隱の譯文童喩にも、定家の撰びたる新勅撰集に家隆の歌

はかなくも明日の命を頼む哉きのふを過し心ならひに

とあるを本書には西行のとせるを引きて偽作なりと證して居る。松屋翁が此かる書によりて立論せられたは上手の手よ
り水が洩つたものだ

3、古今傳授の歴史的考察

博士の同書には又

上代に於ては隋唐の文化にあこがれた。中世には憧憬的は一轉して上代の文化となつた。而して上代に於ては隋唐文
化の模倣が或る程度まで成功して現在に對する満足があつた。然るに中世に於ては復古の念は毎に失敗に終つた。此に
於て上代へのあこがれはやがて現代の嫌惡となつた。そしてこの現代否定の心は佛教の末法思想と表裏をなして遂に極
めて深刻にして恐るべき現世否定に陥つたのである。現世否定の結果は未來に償はるゝの信念を以て埋合はせなければ
ならぬ。こゝに宗教を求むる心となる。吾國の歴史で西洋史の十字軍に比すべき厚い信仰を示すものを求めたら南都北
嶺の僧兵の強さではなくて一向宗一揆の類だらう。一向宗一揆は文明の末(一一四六)で有る。平泉寺の如き豊原寺の如
き皆この一揆の爲に退轉させられたのである。此熱烈な宗教を求むる心を以て若し神秘的なものに接したら直に宗教的
に解したくなるだらう

古今集は當時最も尊重せられたる古典であつて殆ど神聖視せられて居た、それ故に古今集中の不明なる點は却つてそれ
が神秘的な魅力を有つものと考へられ、遂に不思議なる意味を附會せられて秘密に相傳せらるゝに至つた

宗祇の古今傳授の切紙によれば

をかたまの木とは天照大神天岩戸隠の時諸神集りて鏡を懸けられた木で有つて、即ち三種神器中の鏡
めどに削花は神靈の玉

かはな舁は神劍

そして鏡は正直の徳、玉は慈悲、劍は征伐を意味する。此三つにて世は治まるのだと説明して居る。又正徹より傳來の
奥書ある桐火桶の末には

此三種は神器を意味する、人の徳にとりては正直智惠慈悲、三光にては月星日、三神にては伊勢八幡春日
となして居る。かの宗祇の切紙には百千鳥を

萬の鳥なり。此歌に囀る春は萬物の形色聲の心なり。改まるとは是法住法位世間相常住（註、法華經方便品の文、法
位は眞如、住法位とは十界三千の諸法眞如に住するを云ふ、眞如の常住なると俱に世間の相も亦常住なるなり。なほ
云へば諸法の體性虚妄を離れて眞實なれば眞、常住にして不變不改なれば如）の心なり。我そふりぬるとは有待の身
の義なり。此身は二度立歸つて改まる事なくて舊りゆく者なり。世界我といふものなき時は常住なり、されば我とい
ふものに一切の喜怒哀樂あるに依て終に衰老の歎きも有るなり、能く思ひ悟るべき也

とある古今傳授の中にこんな鮮やかな哲理を聞く事は珍らしい氣がする

と有る。此く考察すれば古今傳授は當時の人心の欲求を充す一種の精神的糧にして、徒に秘事秘傳と稱して人を惑はしし
如くに云ふは冤なりけりだ

國語學會で話した後に思ひ附いたことだが、古今傳授といふ系圖を重することは支那で江西詩社宗派圖といふのが有るに
影響せられたらうと思ふ。江西詩社宗派圖は宋の呂本中の作つたもの、本中字は居仁、東萊先生と稱せられた人で、東萊
詩集二十卷が有り其の詩は黃庭堅陳師道の句法を得たと稱せられる。いふ迄もなく庭堅は山谷で師道は後山だが、後山山
谷より入手して、その淵源を杜甫に取るといふが江西詩派の主張とする所で後山以下二十五人を排列したを宗派圖と云ひ
其の詳しいことは宋の劉克莊の江西詩派小序、清の張泰來の江西詩社宗派圖録に有る

この宗派圖にした所で其の本は佛教に存する。之を證するに我が國での逸話を以てすれば菅原爲長と聖一國師との問答
爲長常に釋氏を厭ふ、偶々聖一國師に遇ふ、藤原相曰はく兩雄相遇ふ願はくは儒釋の論を決せよと

國師曰はく承り聞く菅公儒術に従事すと實に然りや爲長曰はく然り

國師曰はく我が法、佛々手づから授け祖々相傳ふ、師授に因らざれば則ち虚説となす。其の統世尊より五十五世、達
磨より以降廿七葉。釋を以て儒を推す亦當に此くの如くなるべし、知らず公の孔子に於ける幾世そや

爲長口を新して退きて人に謂ひて曰はく國師と儒佛を論せんと欲す。彼語るに世系を以てす我已に重圍に陥ると
この世系の説が宋の性理學に於ても重ぜられたことは周知の事であるから、宗派圖が時好に投じたは想像せられる

石門文字禪や冷齋夜話の著者の惠洪が編徒にして文學に達かつた事は正に吾が五山の僧徒の理想人で有つたから夜話には
五山板が有る位だ。惠洪は宗派圖に列して居らぬが、亦黃山谷を知るに及んだので夜話には山谷をかつぎ出しては自説に
滔づけて居る。則ち山谷を戸祝する宗派圖を有難がる心は夜話を尊重する念と相通するから五山の僧徒の間にも宗派圖は
談柄となつたに違ひない。當時の五山は智識の淵藪である、此處で持て囃されたことは、天下の耳目を聳動せしめたに違

ひない。かゝる風氣が、遂に古今傳授の系圖を整へしめた傍因となつたと見るに不都合は無からう（東野州が五山の侍徒といかなる交際を有つたかは、今之を知る文献を有しない、但し私は、傳授が成り立つたと、系圖が出来たと、同時にそれを要せぬと思ふ）。故に私は内には平泉博士の擧げられた精神的欲求あり、外には江西詩社宗派圖の如き幫助が有つて遂に古今傳授といふ系圖を生んだと考へるので有る。

傳授が先づ漢籍に起つた事は日本漢字學史の後語「再版本」の中に述べた

昭和十年二月追記

4、細川幽齋 田邊の開城

東野州によつて出来上つた古今傳授は、宗祇、逍遙院實隆、稱名院公條、三光院實枝を経て細川幽齋に傳へられたことは上にも述べた。大日本地名辭書美濃國郡上城の條に

常縁は郡上に住し、古今の傳授郡に絶えたるを惜しませ給ひ、三條西實隆卿へ相傳させたく思召し、宗祇を御使として美濃へ遣はされける故宗祇傳へ来て實隆公へ授け參らせけり。宗祇御使に參りて古今傳の一人に加はりしはよき幸なり。とあるによれば實隆卿は親しく野州より承けられたので無いと見える。

宗祇俗姓は飯尾氏、紀伊の人、その號を種玉庵自然齋と云ふ。文學史では寧ろ新筑波集廿卷の著者を以て傳へらるゝ人であるから佛家奇人談開卷第一にその傳がある。

或時に近隣に難産ありけるに、その屋に臨みて

摩訶般若はらみ女の奇特かな

宗長（駿州島田驛の鍛冶の子）その脇を

一二もすんで産の紐解く

とせるに乍ち男子を生む

文龜二年七月相州湯本の客舎に没す歳八十二。辭世の歌に曰く

はかなしや鶴の林の烟にも立ち後れぬる身こそ恨むれ

三條又實隆は正二位内大臣に至つた人で天文六年薨歳八十三。法名堯定。親ら史記一部を手寫せられた程の篤學の人。全公條も右大臣に至り、永祿六年薨歳七十七。源氏細流抄二十卷の著有る

全實澄、一名實枝。内大臣に至りて永正七年に薨年六十九。源氏明星抄五十五卷の著有る位で何れも當代の學者であつた。その次が幽齋だが、其の田邊開城の事を丹州三家物語、田邊合戦記、三刀谷田邊記、細川藩譜探要によりて述べる

幽齋公は天文三年三淵伊賀守の子として生れ六歳にして細川播磨守の養子となり十三歳にして將軍義藤の偏諱を賜はりて藤孝と稱し元龜三年十二月六日西三條實枝より古今傳授を受けた、時に年三十九。天正十年信長の弑せらるゝや剃髮して自ら玄旨と稱し又幽齋と號す、時に年四十九。既にして光秀豊臣秀吉に滅されて、世は豊臣の物とならんとするので幽齋父子進んで秀吉に謁した、秀吉

細き川こそ二つ流るれ

と讀みかけらるゝや藤孝即ち

御所車曳きゆく後に雨降りて

と附けたので嘆賞せられた。後年封に丹後に就きて忠興は宮津城に入り、幽齋は田邊を隠居城とした

さて慶長四年(天正十年より十八年後)三月幽齋は八條殿にて古今集の講釋を申ししたが、五月幽齋丹後に下ると、六月十五日鳥丸光廣等も田邊に下り、廿三日橋立見物の爲に宮津より船にて發せられると、幽齋この時

便ありて待たれし蟹の上人もけふみ初むる天の橋立と喜んだ

八月幽齋復伏見に上り、翌五年には八條殿を救世戸の文珠堂に請し率りて名にあふ浦の景色を見がてら褒貶の御會を催したいと佐方吉右衛門を上洛せしめた程世は太平で有つたが、俄然天下の形勢は變つて

六月十六日家康は上杉氏追討の爲に東下、忠興從軍、幽齋は田邊城に入る

七月十五日大阪より三刀谷監物が來たので、幽齋之を家臣麻野吉左衛門が亭に請じ、配膳半はなる時忠興夫人より來信

七月十七日忠興夫人自書

十八日大阪表の報至る。幽齋仰天、田邊城にて敵を迎ふるに決す

廿一日敵來り薄る。寄手の大將は小野木縫殿助等

廿七日八條殿御使として家老職大石勘助御書を持參、幽齋和陸の議を斷る。この御使に托して

廿一代集 禁中

古今相傳の函に證明狀

八條殿に

源氏物語抄等

古も今も變らぬ世の中に心の種をのこす言の葉

草紙十二帖 鳥丸卿へ

もしほ艸かき集めたる跡とめて昔に返る和歌の浦波

六家集十八帖 前田德善院へ

(月日不明)幽齋一筋に籠城の趣 叙聞に達し、大徳寺玉甫和尚に「御内證にて旨を諭せ」と勅せられしが、和尚「御内證のにては」と受けずそこで古今傳授を蔡真へ殘さるべしと大阪へ勅使を下さる。大阪にても已むなく前田德善院の猶子主膳正を田邊に遣して和議を取扱はしむ。幽齋猶應せず

九月十二日兩軍和議の使者として三條西大納言實條中院中納言通勝卿鳥丸中將光廣卿三人、主膳正を伴ひて田邊に下向、勅使三度に及びたれば幽齋も黙止し難く、勅旨を奉すべしと領承す

十八日主膳正御迎に參り幽齋田邊を出て、翌日龜山城に入る

丹州三家物語には

幽齋忙しき中に古今の口傳を書き認め、三條西、中院、鳥丸三卿へ使を立て「討死したりと聞えなば此箱を開きて見給へ」とて之を送りぬ。三條西、中院二卿は田邊の左右を待ち兼ねて彼箱を開かれしに、鳥丸卿は之を見ず。さて開城の事ありたれば、かの箱の蓋に

明けて見ぬ甲斐も有りけり玉手箱再び返る和歌の浦浪

と書きて返したれば、幽齋特に悦びて

浦島や光を添へて玉手籠あけてだに見ず返す波かな

と返歌してなほ烏丸の第に至りて親しく傳ふる所あり。此故に烏丸は筆外の口傳を得て特に詳しく、三條西、中院兩脚のは箱傳授と云ふ。

とあり。此説廣く記載せられたれども、今は池邊義象氏著細川幽齋に烏丸家傳來の秘書によりて云へる所に従ふ。

5、八條宮、古今傳授の間

八條宮と幽齋との關係は上に引いた所でも其の深いを知られるが、これ丈では「古今相傳の幽に證明狀」を添へて遙に送獻せられたので、差向つて傳授せられたことにはならぬ。池邊義象氏著「細川幽齋」の「古今傳授及び開城」の章には幽齋城を出られて後八條宮には殿内に新に一つの建物をしつらひ改めて古今傳授の式を行はせられたと有るから必ず今の「古今傳授の間」は其の折の建物だ。

いはゆる八條宮は人皇第百六代正親町天皇の御孫智仁親王で第百七代後陽成天皇の運枝で有る。智仁親王の直系は其御子で絶えたやうで有るが宮家は續いて第九代の時に桂宮と稱せられ、其後は桂宮の御稱へが行はれたが明治十四年で桂宮家も御斷絶となつた。桂宮の御別墅は山城國葛野郡下桂村に在る今の桂離宮で、初め八條宮が豊臣秀吉の猶子となられた關係から秀吉が工費を惜しまず小堀遠州に造らしめた林泉で、京都第一の名苑と稱せられ、亭榭の數七、手洗鉢の數八、橋を架すること十六、燈籠の數二十五いづれも數奇と變化の妙とを盡して居る。近年有名な桂本萬葉集は前田利家の妻の所持したのを桂宮家に献上したのだが、八條宮は寛永六年まで御存命だから多分其の御賞玩を邀へた事と思ふ、かかる名蹟

の傳はつたも御家柄ふさはしい

古今傳授の間の事は主として出水神社々務所で作られた「古今集傳授の間の由來」に據りて述べる。

桂宮家にては此の秘傳を受け給へる名譽ある一ト間を今出川の御館内に置かんは火難の虞などもとて洛外長岡天満宮の境内に移し、御茶屋と稱し、宮參拜の折の休憩所となし來ること二百六十餘年（慶應の初に一度宮家から細川家に賜はつたが、宮家に復歸した事も有る）明治の初、宮家より之を肥後藩に賜はつたので、藩にては一先づ之を解き崩して木材悉くを大阪なる倉庫に藏めて置かれた。既にして廢藩となつたから中々彼の木材をいかに處置するかなどの段では無い。そこで藩の用達たりし同地の商人清水常七がかかる由緒ある建物なればとて倉庫と俱に請ひ受けて己が手に保存したが、明治四十四年に至り其子清水勉より侯爵家に獻納せんと出願した。

より侯爵家では出水神社城内なる古の別業醉月亭の址に建築する事となつた。然るに舊の木材は解崩してより年所を経たれば多くは朽廢して、僅に書院、窓、天井の一部、床縁、敷居、鴨居、板戸などの外には完きものはない。そこで古き見取圖に基づき、京都の桂離宮、紫野大徳寺内の龍光院等同時代に成りし建築物を參考して、こゝに移築の成つたは大正元年十一月で有つた。

今この稿を畢はるに方りて古今傳授の授受がいかに嚴かな式で執り行はれかを附記するも無用で無からうか。黒川玄逸の「遠碧軒記」によると

傳授の時には上の間を室禮し、天井を錦にて包み、中央に案一脚をおきて其上に第一明鏡第二水精の玉第三紫の袋入に、れし劍を置き、さて洗米を土器に盛り錫に御酒を供す。洗米御酒は飛鳥井一位殿の物語に住吉明神への供物と。平人地の下の傳授には洗米と御酒ばかり

と記され、又

延寶八年五月七日古今御傳授、新院様^後西より當今^院元院へ云々御祝儀に新院金子二十枚、この黄金共は後藤一代の判にて一人のを揃へて此の爲に手開入云々宗祇の時より五枚に極り三條道遙院宗祇へ右の金子なくてはならず、法は缺かれぬとて宗祇初に大内に借り道遙院へ遺し、それを禮に取りて其儘大内へ返す

ともある。この文の道遙院から宗祇へ禮物として金子五枚贈られたは分るが、「新院金子二十枚」は新院へ禮物として獻せられたのか新院から御祝儀として贈られたのか明かでない。後藤一代の判(小判だらう)で一人のを揃へるはいかにもゆかしいが、宗祇のやりくりに至つては色消しの話だ。昔から風流と金錢とは相性で無いと見える

篆隸萬象名義を見て

我が世に篆隸萬象名義の有るを知つたは古逸叢書の原本玉篇に附せられた楊守敬の後記を讀んだ時だから明治三十八九年の頃だつたらう。今や二十年にして能く之を手にするを得ること篆文叢書に收められた小室壽伯に感謝せざるを得ぬ。舊臘の配本を以て全部出たから昭和三年の讀初として之を繕くと昭明の光は實にや學徒の平和の胸に充ちる

本書について述べたもので管見に入つたは續群書一覽と日本文化史研究の「弘法大師の文藝」の一節とだ。一覽には

部門ヲ建テ書引ニス我朝字書ニ書引アル嚆矢ナリ

と有るなど實際を見ぬ記述らしい。文化史研究は内藤博士の著だから此とは同日の論でない

先づ本書を篆隸萬象名義と名づくる所以如何、隸即ち今の楷書と篆文とを以て萬象の名義即ち文字を表する謂だらう。然るに本書に篆文を附するは僅に 第一之一の初^二 第二之一の初^一 第三之一の初葉の半 第四之一の初^五葉半 第五之一の初^六の葉 第六之一の初^五字に止まる。此は必ず原本には全部篆隸具舉したらうが轉寫の際先づ篆文以外を記して篆文は後より補はうとしたが、各卷少しづつ記入した丈で中廢したのだらう。蓋し奈良平安朝でも吾が國で用ひた漢字の弊は今の楷書に止まつたに何故篆を加へたらう。私は大師が唐の貞元の末に渡海して彼土に開元文字音義の珍重せられるのを見られた爲と思ふ。開元文字音義は今日傳本は無いが、林罕の字源偏旁小説の中に

唐の李陽冰篆字の下に便ち隸書を以て之を照して名づけて字統と云ふ。開元中隸書定まらざるを以て復、隸書の下に篆文を録して四十卷となし名づけて開元文字と云ふ(もと漢文)

と有る如く字統と俱に篆隸兩弊を擧げた字書で有る。この書たる玄宗の勅撰で其の成るや群臣が奉狀陳賀した事が唐會要に載せられて居る位だから大師の之に倣はれるも當然だらう

本書は篆文叢書では十六本として收められたが、原本は六帖で黄蘗染の楮紙、粘葉裝、すべて七百二張と本書の解題に有る。此の六帖といふは本來の形だらうか

第二帖 首	今の二之一	「高山寺」の印	尾	今の二之一	「日出光照高山寺」の印
第三帖	今の三之一	〃	今の三之一	〃	
第四帖	今の四之一	「日出光照高山寺」の印	今の四之一	なし	
第五帖	今の五之一	「高山寺」の印	今の五之一	「日出光照高山寺」の印	
第六帖	今の六之一	第四と同じ	今の六之一	〃	

となつて第四帖の尾にのみ印の無いが可笑しい。若し第四、五帖は原は合けて一帖だつたとすれば五帖の尾には均しく日出云々の印が有る事となり、且つ第四帖が第十五之上で終り第五帖が第十五之下から始まるといふ變な分冊も、他の五帖には必ず一了の後記が有るのに第四帖のみ之と缺くの不倫も悉く解決するから恐らくは最初は五帖だつたらう。此く見て第五帖の首の印は後から補つたとしても、末二帖のみ首に兩印あるは猶説明しかねる。

又今の第四、五帖を合せて一とするには次の問題が起る、即ち一帖の中で分巻の一致せぬこと。原來本書の分巻は極めて不可解だ。

今の分本	卷内の分巻 ○は缺卷	今の分本	卷内の分巻 ○は缺卷
1(第一之一)	1, 2, 3, 4, 5, 6	9(第五之一)	15F, 16, 17
2(〃 一)	6, 7, 8, 9(10)11, 12	10(〃 一)	17, 18
3(第二之一)	12, 13, 14, (15)16, 17, 18, 19	11(〃 三)	18, 19
4(〃 一)	19, 20, 21, (22)23, 24, 25, 26	12(〃 四)	20, 21

5(第三之一)	27, 28, 29, 30, 31, 32	13(第六之一)	22, 23
6(A 一)	32, 34, 35, 36, 37, 38	14(〃 一)	23, 24, 25
7(第四之一)	39, 40, 41, 42, 43, 44, 45	15(〃 三)	25, 26, 27
8(〃 一)	45, 46, 47, 48, 49, 50	16(〃 四)	27, 28, 29, 30

の如く前半は、細かく分巻して此の分では全部百巻にも達しなうなが、第五十の次は突然轉じて第十五となりて宋本玉篇三十巻の分巻を用ひて居る(部首の順序は少し違ふ)のが其の一つ。又前半では開卷第一に 篆隸萬象名義第一 と具書した後は唯一度第卅九の首で 篆隸第卅九 と云つたのみで、すべて卷第二、三など、有るに、後半は

第五帖の首 篆隸萬象名義卷第十五之下 第六帖の首 同 廿二
と巻を起してゐるが其の二

この事實は本書を二つに分けて考へることに導くが、この立場に立つ時著しく目に着くは第五帖の首に上に述べた 篆隸萬象名義第十五之下 の下に猶 續選 惹義三佛陀 の七字の有ることだ。此を文字通りに解釋すれば大師の業は第四帖まで即ち細く分巻した巻五十で終り、その以後は續撰したと見ねばならぬ(惹義三佛陀が人名で有り得れば極めて妙だが私には其が分らぬ。曩と那とは音も近いが「南無を曩謨とも書く」惹那ならば惹那戰陀 羅唯識十大論師の「惹那跋陀羅」涅槃後分經の譯者」などの例があり、惹那は智能、三佛陀は正覺者の義だと云ふ。大師の業を紹ぐとをこがましいとて誰か此かる變名を用ひたので無からうか。即ち大師は何かの事情で第四帖の最後の禾部をもう九字收めて之を完くせしめる餘裕さへ無くて筆を闇かれた。そこで續撰する人が其の九字から始めて全部を完成し、此の人は前半の細かく分

卷する考には従はずに全く玉篇三十卷の分け方に據つたから今の第五帖は彼の如くなり、此では前半との連絡が取れぬから今の第四帖の末に 篆隸萬象名義卷第十五之上の一行をつけ加へたと見る事は出来ぬだらうか

さて本書卷首の目次を見ると異本によりて校合までして有るから、この本を書寫した時には數本存在したことが知られるが、寫し辭めたので無いならばいかに弘法も筆の誤といふ謬が有ればとて餘りに明白な誤が有る。土部の泥字に附けて字が有つて其の注に 三變改と有る。此は陸機の漢功臣贊に

茫々宇宙上墜下瀆波泊振四海塵飛五岳九服徘徊三變改ト

とある文を引いたに違ひないが随分無理な引き方だ。又絲部の𦉳等二字は原本玉篇の𦉳を𦉳ふて音義が入り違つて居るやら他字の𦉳をくつ附けるやらして居るでは無いか

以下本書の記載する所によりて小學上察訟せられる一二を檢しよう

(一) 説文に

艸部 𦉳 艸木多益从艸𦉳省聲子之切

玄部 𦉳 黑也从二玄春秋傳何故使吾水一子之切

とあるを段氏は艸部の𦉳省聲を絲省聲に改めて

絲宋本𦉳に作るは非なり、𦉳は二玄に从へば音玄。韻會に絲聲に作れるが𦉳は古文の絲と、又玄部の子之切を胡涓切に改めて

左傳の釋文に「𦉳音玄」と此相傳の古音。又曰はく「本亦滋に作りて子絲反」と此俗に水を加へて滋に作り、因りて

誤認して滋益の字と爲せるなり

と明した。然るに本書には

艸部 𦉳 子狸反 此 資 今 席

玄部 𦉳 子狸反 此 濁 異(黒だらう)

と有りて筆誤で無い限り艸部の字は艸と𦉳とに从ひ、𦉳に既に子狸反を認めるから、艸部の字に子狸反も當然のこととなつて、左傳釋文の𦉳音玄が却てさがしらのものとなつた。

倭名抄の麴麴の義注に

其の烏黒色なるが故に盧と曰ひ𦉳と曰ふ、盧とは文侯の命の麴弓盧矢、𦉳とは説文にいふ黒也云々

と云はれたは誠に卓見で有る。乃ち麴麴の音から𦉳のジたるを立證せらるべきだつたに、説文を引いて𦉳を絲省聲として全く段氏に依られたは惜しいことで有つた。

(二) 欠 今の氷(氷が正字)の字

冰 今の凝の字、凝は氷の俗𦉳

となつてゐるを 五經文字には

冰 古凝字經典相承以爲一凍

凝 (説明を缺く)

と有つて氷が欠に代つた事は分るが凝が氷に代つたか否やは分らぬ。本書に

冬 筆陵反凍結

冰 筆陵反(水) 今戰文に補ふ 堅也

凝 魚膺反成也止也堅也

とあるは俗弊の凝が進んで冰の字に代つたことを明確にする

(三) 伍 會也一曰一力兒

と有る。段氏は一曰云々が篇韻ともに之無しとて疑つてゐるに、本書に

伍 古濶反 會也望也至也動也

とありて動也は力兒と相近い。則ち今の玉篇には無くとも原本には有つたのかと思はれる。本書には又

活 胡括反生也

とも有る。(宋本玉篇にも有るが生也の解を缺く)。この二字を見ると生活と今用ひるのも或は古は生活なり生活なりで動也とか生也とかの義を有するものと連ねたので無からうか

(四) 泌 俠流也

と有るを魏都賦李注には馱流と引いた。段氏は俠者專也俠流者輕快之流だから李の據つたは非善本と斥けた。然るに本書にも馱流と有りて(原本玉篇の水部が現存するが生憎此の字は其の中に無い)酉陽雜俎にも河水色渾馱流と見えるからには無下に擯けられぬだらう。廣韻には水淡流、宋本玉篇には馱流也と有るを見ると唐代の説文に馱流と俠流との兩種有つたかとも疑はれる

(五) 九經字様に

參 音森商星也上說文下隸省、與參字不同參音懸

とありて星名の時は上が晶又は、又參兩の時は參と分けて有る。宋本玉篇に

晶部 參 所今切或作參

晶部 參 于含切相參也相謂也分也即三也 又所今切星名亦作參と有るは分つが如く(二部に出す)、分たぬが如く

(參に兩音を附す)極めて曖昧だ。本書の

晶部 參 所金反商星參(この一字は人を惑はす)

晶部 參 庶職切分

と分けたは字様と符合する

昭和三年二月

大矢翁と韻鏡考 く P163

大矢翁は學問上の偉大な業績を以て後學を惠まれ、乃ち仁者壽の本文通りに七十九の高齡に躋りて、天の韻鏡を全うせられたから、定めて満足して大往生を遂げられたことと思ふ、我々の學問上之を愛惜し追慕する情は已む能はざるものがある

私が翁を敬仰した始は、其の國語溯源の著述を手にした時だらう。此は云ふまでもなく國語の語原の研究で、之に前だつて出た漢田健太郎氏の言語哲學に比すれば優に學問的な物であつた。私も時折は教室で其の説明を受賣した事を覚えて居

る。それは明治三十三年のこと

一五八

同じき三十九年の八月に私は翁の臂咳に接する機会を恵まれた。今私の日誌をくつて見ると、其の頃私は廣島高等師範學校の附屬中學校に勤めて居たが、韻鏡に關する知見を廣める爲めに上洛した。藤村教授(その時は廣島高等師範學校在勤)の紹介状を貰つて、入洛すると先づ富岡桃華先生を訪問し、先生から紹介して貰つて八月の八・九・十の三日は東寺に往つて三四反切私抄・七種反音者・明了房悉曇私抄・調聲要決抄・悉曇字記明了房記等を寫した。その十一日は醍醐の三寶院に往つて嘉吉寫本の韻鏡等を見、十四日に石山に赴いて、當時石山寺で大智度論の調點を調査して居られた翁に御目にかゝつたことを記して居る。是は前日富岡先生を訪問した時翁と落ち合ひ、其の石山入りを聞いて居たから其の跡を附けたことと思ふ。思へば今から二十三年前で有る。翁の今より二十三年前と云へば丁度私の今の年齢で無ければならぬ。翁は流石にあの高齡に躋られる丈あつて、今の私よりは餘程元氣で有つた。石山寺の廣くは有るが可なり暗い部屋で白墨で附けた調點の剝落したのが何としても讀み悪いとかこたれつゝ、兀々として筆を執つて居られたのを記憶して居る。翁は寺中に泊り込んで居られる。私は瀬田川を前にした某旅館に投じた。八月十四日、孟蘭盆の行事が一月延べに修せられたか、或は他の行事か、夜は歌念佛のやうな事が行はれて、其のメロヂイが宵闇の瀬田川と俱に流れたものだ。九月に入つて東京に歸られた翁と手紙を往復して居る。これは前日見て來た三寶院の嘉吉本韻鏡について更に聞き糺したので有る。そもそもこの嘉吉本のこととは翁の韻鏡考にも引かれて、第十九章「韻鏡異本の比較」に數回利用して有る。東京帝國大學國語研究室の藏に歸したが今は烏有となつたといふ信絶本の原本の出現せぬ限り、嘉吉本は吾國に存する韻鏡最古の本である。

その後は私も韻鏡よりも説文の方へ没頭したり朝鮮落ちをしたなどの爲に翁に請教することも無くして打過ぎた。大正十三年に韻鏡考の刊行せらるゝや直に一本を賜はつたが、之は石山時代の關係を想起せられた爲でなく、多分畏友濱野君の慫慂に出たことと思ふ。當時、直に一讀して私意に満たぬ數條を述べて感謝の辭に代へたが、之に對しては御返事は貰つて居らぬ。「韻鏡考讀者に對する注意」の「聊かにても所見を異にする者あらば直ちに反駁せんの意氣を以て各章を熟讀すべし」を忠實に勉めた譯だが、翁も不肖を以て教誨して下さつたのだらうか

私の所見を率直に云へば翁の業績は假字の研究に於て千古不磨の物が有る。韻鏡考は之に比すれば翁の大を成す所以の物で無からうと思ふ。同書が起草より成稿に至るまでには「大槻・新村・森・春日・山田・飯島」の諸賢の助力を得たと記して有る。諸賢の意見がどれ丈取り入れられて居るか知らぬが、殆ど此の筋の學匠を網羅して有る。其の集大成の物に對して此く放言するは誠に失禮ではあらう。但し假名の研究に於ける小心な實證的な學究的態度が、韻鏡考に於ては著しく放膽になり、著しく獨斷的になつたことは何人も認める所だらう。こゝに私は斯く放言するを敢てするのである

「韻鏡考讀者に對する注意」五條は翁がその創見を誇られた者に違ひない、恰も太田全齋が漢吳音圖の圖徵凡例の首に「愚考六條ありと書」き起した様に

其の「第二反切製作の時代」に後漢書和帝紀の注に許慎の反切を引いたによつて、從來の反切は孫炎に始まるといふ文献を排して後漢譯經の時に反切は起れりと斷定し、許慎を以て反切を知りたりと考へられて有る。なる程後漢書和帝紀には

許慎説文解音大可反上諱也

を引いて有る。乃ち説文を見ると今本には

(聲の篆籀)上諱

となつて居る。蓋し説文に「上諱」といふものは秀、莊、垣、聲、祐などの五字で、此等後漢第一の光武帝、第二の明帝、第三の章帝、第四の和帝、第六の安帝の諱で有る。第五の廢帝の諱の字を諱まぬは段玉裁の考へたやうに漢幼小諸帝皆不剛祭而祭於陵の結果で有る。さて此の五字、今本は其の篆籀を出して「上諱」と注して居る。段玉裁は之を不書其字但書上諱二字、書其字則非諱也と云つて居るが鈕樹玉は古人臨文不諱、若不書其字後人何從知之と段氏を訂して居る。上諱だから篆籀を出さずとも周知の文字では有らうが、恐らくは篆籀だけは出して上諱と註したことと思はれる。即ち鈕氏の考へた通に篆籀は有つたらうが、其の説解としては「上諱」の二字に止まつたに違ひない。説文の書は段氏の云つた如く

先訓其義次釋其形次釋其音(若某聲及讀若某足)合三者以完一篆

で有るから、説解を省いた者には音の無い筈である。いかにして後漢書註に引いた様に許慎説文聲音大可反が存在すべきか。或は某聲及讀若某の風の釋其音は無くとも大可反の如き音は有つたらうと強辯する人が有るかも知れぬ。某聲で「度」説明して再び某々反を附するは屋上架屋だと思ふ。但しこの點は某聲のみでは文字の成立より説明し得る音で必ずしも許慎當時の音に近つかぬから、某々反で以て此の缺陷を補つたものかとも考へて見たが、かく見る時には讀若某の處置に困らう。讀若某については王筠の釋例に讀若直指、讀若本義を立て、論じて居るが

篆下云秀聲讀若酉酉秀異音故別之此爲正例

と云つた如く、文字の成立より説明し得る音と許慎當時の音との相違を融通するが其の目的で有る。故に説文五百四十部の部首の字において讀若を擧ぐるもの六十二部、九千三百文の説解において二百餘字に上つて居る。若し許慎にして果して翁の推定したやうに一方に説文音隱の一番をくつ附けて直截に當時の音を擧げて居るなら、何の必要あつて讀若某の如き迂遠な音の示し方を今一度くり返すのだらう。故に説文の書の内容から見ても許慎が反切を以て音を示すとは考へられない事である。

聲の字に對する音大可反は世にも奇怪な物で有る。故に錢大昕は大可當作直小と斷じて居る。翁が聲の古音をダウと推定して、「其の音尾を除かばダの音籀のみとなる」、其のダを示せる爲の大可反と説明せられしは更に奇怪な物で有る。古今反切によりて音を示して居る恒河沙數の場合に、音尾を除いた音籀、音籀を除いた音尾、さういふ音を表して居る物が一つでも存在しようか(或る説明の必要によりては此く分解しても示さうが、後漢書の場合は何もさういふ特殊の場合では無い)。「又何が故に大可の二字を以てせしむかといふに、帝諱なるが爲に特に好字を選べるものなるべし」に至つては、彼の博識碩學の錢詹事も、匪夷所思と驚嘆するだらう。私は實は清朝の高野王氏父子や錢詹事などに對しては、近來一種の脅迫觀念を感じる程畏服して居るので、此等の大家を喫驚させるやうな意見は、放膽に過ぎて獨斷に墮して居ると云ひたさぬだ

後漢書の李贛注に譌字多きは錢詹事も五條を擧げて居る。和帝紀の此處も譌字と見るか闕疑するかにすべきで、之をしも材料として千歳の文献を排せんとするは餘りに大膽過ぎて居る。且又此の注文には猶不審な點が有る

伏侯古今注曰聲之字曰始聲音也。臣賢案許慎説文聲音大可反上諱也。但伏侯許慎並漢時人而帝諱不同蓋應別有所錄

(今本聲の字三字ともに文を戈に作る)

といふが全文で、伏侯が聲字を主張するに對して、許慎は之と不同の文字を主張して居らねばならぬので有る。而も許慎

のが戈に従ふ文字で有るべきは動かぬから、段玉裁の如きは許慎の主張は聲(文を戈に作れる)の字、伏侯の主張は戸と律と合つた字だらうと想像して居る。しかし考へ方によつては、文字の中に戈を含むと否との形骸の不同を、直に帝諱の不同と云ふべきだらうかとも疑はれて、許慎は或は此の他の戈部に屬すべき字を主張して居たのかとも疑はれる。兎に角、和帝紀の此の注文は古今の疑竇である。其んな材料によつて議論を立てられねばならぬのは、實に翁に對して氣の毒に堪へぬ。此が平明な疑を容れぬ材料でも孤證では心細いに、況や此の注文に於てをやで有る

然らば反切を知れりとする許慎を除外して、經典釋文に引ける漢人の音注によりて、孫炎以前に反切既に成れりと考ふるは如何と問ふ人あらば、余は次の如く之に答へたい。双聲疊韻の音韻現象が人の注意を引きしは上古にありて既に徵證あり、故に蠶夏鄭の如く是即ち反切の起源なりとは斷定すべきに非ざれども、これが反切に導くは自然の勢で有る。況や後漢に入りて悉曇の學も傳はりて、音韻の組織に頗に深き理會を有つに至りては、自ら反切の起るを見ただらう。孫炎の如きは、或は敢然として其の爾雅音の一書に之を取り入れたるを以て、反切を發明せるが如き名譽を負ふに至りしならんも、反切の術の定まれるは時代が徐々に結成せし結果で、げにや某々二人の業に歸すべきでは無いから、漸次後漢の末に定まつたものとしたい。又經典釋文に載せた漢人の反切は、今や釋文その物が陸氏本來の面目に非ざるは學者の一致する所、熾燼また其の零本を出せりと云へば、之によりて今本釋文を還元せざる間は、ある事を斷定する材料としては利用せぬが賢明な方法だらうで無いかと云ひたい

私の様な臆病な態度では、翁の如き偉大な業績を遺すことは出来ないが、學問の研鑽には自ら循ふべき大道が有ると思ふから、敢て卑見を述べるので有る。第五章「韻鏡の原型は夙に隋代に成れり」の條で清國蔣氏の唐寫本唐韻を引き、蔣氏が之を隋の陸法言の切韻の長孫訥言の初注本だと考證したのを、其のまゝに信じて、さてこそ隋代とも云はれたのだが、私は夙に蔣氏の跋を疑つて、唐寫本唐韻は唐の晚出と斷定した。果して熾燼で發見した切韻の零本も今や世に出て、私の説は着々裏書せられて居る。此の類の私意に満たぬ點また無きにしもあらずだが、今は餘り執念深いいふべき機會でも無いと思ふから筆をこゝに擱くこととする

昭和三年十月

服虔始作反音

私は雜誌國語と國文學第五十一號に「大矢翁と韻鏡」と題して、翁が後漢書和帝紀に有る孤證によりて、許慎が既に反切を利用したとせらるゝに不安の念なき能はざる所以を述べた。然るにその雜誌を見ると「大矢博士自傳」にわざ／＼

自分が研究の結果、李賢注後漢書和帝紀の記述から押して、後漢時代すでに説文音あることを明かにすることを得、同時に魏の孫炎の説は誤りであることも分る

と述べて有つて、餘りの皮肉に懺然たざるを得なかつた。知らず翁は泉下で私を一の諍友として容して下さるだらうか

許慎から稍後れた服虔の通俗文にも反切あること韻鏡考に引いて有る通だ。後漢の後半(後漢はわが紀元六八五—八八〇の二百年。許慎の子が説文を献進した建光元年は七八一、服虔の没した中平は八四四—四六だから後半といふ)に反切の盛に用ひられたは知るべく、孤證呼ばはりは如何」と云ふ考も成り立つやうだから今一度述べよう

韻鏡考に引いて有る

反音例云服虔始作反音亦不詰定臣謹以口聲爲證

の文は悉曇藏卷一の十六ウと卷二の十八ウとに重見して居る。而して卷一では韻詮正名例を引き、轉寫例を引き、卷二では韻詮明義例を引き、商略清濁例を引きて此に及んで居る。正名例、明義例が韻詮の一部門たる如く轉寫例、商略清濁例（韻詮の語は之にもかゝるものと見て）もその一部門たるならば反音例も亦韻詮の一部門だらう。隨て韻鏡考に韻詮に反音例云々とあり

と直に韻詮の文とせられたも首肯せらる。さて韻詮に此の説あるは大矢翁の云へる如く

或は服虔通俗文に反切ありしなどに基けるにもや有らん

の根據だらう。其處で翁は玄應の一切經音義に引いた通俗文から三字の反切を見出して居らるゝが、小學鈞沈正續によれば更に八字を附け加へられ、私は玉燭寶典からも一字を發見して居る

だが此の通俗文が亦極めて古今の疑義（前稿にも用ひた語）で有るは翁も顏氏家訓を引いて聊か辨じて居らるゝ通の物で有る。何故なれば服虔と云へば誰でも後漢書儒林傳に傳の有る服虔字は子慎即ち春秋左氏傳解の著者を思ひ浮べるが、此の通俗文について阮孝緒の七略には李虔所造と云つて有り、隋書經籍志には服虔とあるのみで漢人も何とも斷つて無く又殷仲堪の常用字訓（書名）に服虔の説を引いて有るに、此の通俗文に其の説が見えぬと顏氏家訓に云つて居る（韻鏡考一二八頁の家訓の引文は句讀が大に違つて居る）など直に漢の服虔と定めがたいので有るから。故に臧玉林的經義雜記には隋書經籍志通俗文一卷服虔撰 叙次在梁沈約四聲李愷音譜釋靜洪韻英之下則隋志亦不以爲漢之服子慎所撰云々然唐人書

中所引皆作服虔（此の文小學考にも引く）

と云つて居る如く、隋書では漢人と見なかつたかにも見える。無論服虔の本傳には成書としては春秋左氏傳解を擧げて有るのみだし、たとへ漢の服虔の撰としても、顏氏家訓に

虔既漢人、其序乃引蘇林張揖 蘇張皆是魏人

と有る如く後人の實補の多い物らしいから、それに傳ふる物の悉くを信受も出来ぬで無からうか（唐人の書中に漢の服虔としたとてそれは問題にする價値は無い）

大矢翁の見通された事だが、服虔始爲反音に一材料を提供しやう。慧琳の一切經音義の序に

古來音反多以傍紐、而爲双聲始自服虔、元無定旨、吳音與秦音莫辯清韻與濁韻難明、至如武與綿爲双聲企以智爲雙韻、若斯之類蓋所不取

の一節が有る。之によると従來傍紐から得て居た音反を服虔が双聲より作ることにしたらしい。げにや今の音反は其の字の双聲と雙韻とを重ねて得られるので有る（東の徳紅反では東徳双聲、東紅雙韻だ）。而して音反にこの二種あるは文鏡秘府論に

反音法有二種、一紐聲反音二双聲反音、一切反音有此法也

と云つたと吻合する

所が双聲は六朝に起つた名稱で、音韻の自然現象としては錢大昕が指摘した如く、人名では宋公與夷や澹臺滅明の古から存在したが定名は無かつたので有る。して見れば服虔は矢張漢人で無く、臧氏の考へた如く六朝の人で無からうか

私は前稿に述べた如く

反切の術の定まれるは時代が徐々に結成せし結果で、けにや某々一二人の業に歸すべきでは無いから、漸次後漢の末に定まつた物としたい

孫炎の如きは或は敢然として其の爾雅音の一書に之を取り入れたるを以て、反切を發明せるが如き名譽を負ふに至りしならん

と信ずるから、審慎よりは約百年の後なる服虔が既に反切に理會を有したらう、孫炎の師たつた鄭玄と時を同じうした服虔が必ず反切に理會を有したらうとは推測する者で有る。けれども古今の疑竇たる通俗文を材料にして古今の疑竇たる後漢和帝紀を支持して孤證ならじと斷言するには餘りに臆病で有ることを白狀したい。信用の零に近い證書は幾枚重ねても信用して金を貸す譯にゆかぬで有らうから

又韻詮に有ることは唐代の文献だから大に尊重すべきやうだが、それも物によりけりなることを附け加へよう。其の繕寫例の文として悉曇藏に引けるに

自大篆小篆之後即有隸書 後人亦破楷書爲行書 破行書爲草書 所以シン相亂寸相雜

と有る。此は恐らく後人の次に破隸書爲楷書の六文字を佚したのでらう。要するに隸から楷行艸と順次變して來たといふのらしい。然るに書体の變遷としては隸の後に、他方に艸を生じ、隸の今艸はいつしか今の楷となり、楷艸の間に行を生じたるは古今異辭のない所で有る。かゝる見易きことをさへも勸説する韻詮の引文を金科玉條とするは契務齊の切韻の説だからとて述二無二、考字左回无字右回で轉注を説かうとすると同じき愚察となるまいか 昭和三年十月

恭畏僧正について

世に革新が行はれんとすると、他方に之に反對する保守の聲が起るは歴史上の常で有る。慶長元和の際文之和尙が朱子の新注によりて四書の新點を出すや之に反對した人に恭畏僧正の有るは讀書子の周知する所だ。然るに僧正に關する文献には備はらぬ跡が少からぬので少しく述べて見たい

僧正の文献としては普通には續日本高僧傳が用ひられる

釋恭畏は京都の人、夙に愛網を襲きて廣隆寺の乘全に師事して内外典を讀みて略大義に通じ、又醍醐山亮淳に謁して瑜伽の秘奥を研究す。淳公針鉢の相契ふを喜びて僧伽梨金剛杵を付して法信と爲す。爾後南京に遣りて三論龍華毘尼唯識を兼學して精義探幽して折角の譽あり。慶長元年春法輪寺に住す、堂舍荒蕪し經像毀壞せば畏は昌公の遺殿なるにと痛惜して榛荒を芟支し殿閣を修營して日ならずして精舍觀を改む。慶長九年夏大いに旱す、水天供を修して等せしに雨作りて油然たれば黎庶踊躍す。畏生平名山聖跡に遊ぶを好み、金峯葛城富士白山攀登せざるは無く南海九州遊歴せざるなし。嘗て嚴島に寓して求聞持法を修し、又日薩隅の間に淹留して五たび衰朽を更めて縁に隨ひて化を布く。時に(大)隅の僧に文之といふ者あり、朱晦庵の性理の説に眩瞶せられて眞乘を蔑視し、禿頭なれども熾に性理を唱ふ、畏、邪正義三卷を著して徵詰す。日州の古刹に五輪石浮圖の高さ丈餘なるあり、日曠り天陰れば猛火熾爛して五輪に焔迸る。其の風輪の中に小蛇有りて蟠屈す、土俗言ふ囁昔一章ありて愛纏に横害せらる。時人之を惑みて爲に浮圖を樹て、よりて

見石と名づく。陰火の斷えざる故に三百年と。或(ある)人(長に修験を請ふ、畏塔下に到りて手づから咒沙を投じて持念之を久しうすれば、少焉して小蛇逃れ去りて陰火隨つて滅しぬ。京に歸りて錫を法輪に卓^たて、寛永元年徙りて高難山に居り、七年六月十二日奄然として寂す、享年六十六(全文、もと漢文)

また僧正對文之の關係を叙したものは西村天因博士の「宋學の首唱」の

當時文之は此の和點に因りて繙素に教授しけるに一人の反對者現出して花々しき論戰を開けり、其は眞言宗小野仁海派の恭畏阿闍梨とて洛の嵯峨法輪寺に居り、明國に渡らんとして日隅の間に漂泊すること三年に及びし者なるが、到る處に密講の席を開けり。慶長十四年には文之を正興(寺)に訪ひしに、文之も初は其の文學あるを稱して唱和せり。翌十五年の秋冬の交には恭畏其の講席に於て宗密の説に交ふるに儒教の義を以てしつ。元來清家の古學派なりければ畏は文之が新注の和點を誹毀して童蒙を誤るを難じけれど、文之は知らざる爲して打棄て置きけるに、恭畏は遂に總持院の蒞寔、清水寺の願泉と云へる二僧を隨へつゝ文之が許に請掛けたり。此は論議を好める密徒の習と、將た當時三州に名ある文之を破して己が學力を誇らんとてなりけん。さて其の論點は五十以學易の五十を新注に卒に作れる、沽酒市脯不食の沽市を新注に皆「買ふ」の義と爲せる、以子妻之の子は男子なるを新注に女子となせるなどを難じたるなりけり。文之強ひて争はずして返しけるに、恭畏は文之を破り得たりとなして人毎に己の長を誇りて文之和點の非を説き遂に三州に學者無しとまで放言しけるより、文之怒つて、『與恭畏阿闍梨書』を作り總て二千四百餘言、新注及び和點の由来を述べたり。恭畏此の書を得て更に破收養一篇を著し亡慮一萬三千六百餘言、集注和點の非を説きければ、文之も亦乾愚論一篇約六七千言を作り以て之を反駁せり。其の爭點は何れも字句の末にして、儒學の大體に關せざれども恭畏は古注を墨守

し文之は新注を崇信して錙を削り火花を散したるは亦當時學問上の一傑觀たり

乾愚論中に擧げし恭畏元旦の詩及び序、並に和歌を見るに、彼文學なきに非ざりけんも、其の詞藻才華は文之の敵に非ず、且つ其の文之を難じたる節々は新古二學の氷炭相容れざる者にして未だ必ずしも其の甲乙を判じ易からざるも亦往々にして文之をして窮せしむる者なきに非ず、蓋し恭畏は古學派が新注に對する發揮の功臣たるを失はず、而して其の論争の薩摩に起りて千古に照映せるは文之傳中の光彩ならずや

が管見では最も委曲を盡して居ると思ふ。然れども私が今依據する材料を以て之を照せば猶若干の粗漏なきを得ぬのである。今私が依據する材料とは何物ぞ、吾が熊本縣下人吉町の顯成寺といふ大覺寺派の舊刹は僧正の嘗て來錫した所で、人吉町の舊藩主相良家のことを記した求麻外史寛永三年の條にも

夏五月^日嵯峨法輪寺恭畏僧正來本藩宿于顯成寺 公屢就見之

と有る。而して此の寺に來錫した由縁は、當寺第十六代の堯辰といふが其の入室の弟子で有つたからだ。同寺に今藏せられて居る

幸心鈔	四本	遍口鈔	一本	開心秘訣	九本	雜密記	一本
實跡鈔	一本	土去抄	一本	愚問決	二本	雜鈔	二本
厚双紙	二本又一本	松橋厚	二本	星遍口	一本		

の十二部には各本に僧正が譲與せられた奥書が有る。例へば土去抄では

右一帖傳授日決甚深自宗之秘奧多端守護如眼肝而已依堯辰所望記焉

金剛生法于恭畏

又厚双紙では

右全部所授幾辰開梨也口決甚深自流之道肝莫太之尤可有秘重矣

金剛生法子恭長

と有る様に

幾辰といふも篤學の人で此等の多くは師の書を借りて自ら謄寫した趣の奥書が有るが、中には恭長が嘗て鈔藏したのを其のまゝ讀つても居る程だ。雜密記の奥には

右授與幾辰開梨畢 徳法々子恭長

の一行の前に、同じ筆意で

慶長八年臘月念有一

西草恭長 三十有九歳

と有るが其の證。僧正は慶長八年に三十九歳ならば、當地來遊の寛永三年は六十二歳で道德俱に相應に高かつたが知られる。又幾辰が僧正について印可を受けたは元和元年正月十七日と有るから僧正の五十歳の時で、この時幾辰は 傳授大阿闍梨法印大和尚位權大僧都 と署して居る

此かる關係深き所に存する材料によつては前の兩書の記述を修正するも必ずしも無謀で無からうか

1、邪正義

續高僧傳には文之を徵詰した書を邪正義三卷とし、天因氏は破收義一篇と云つて居る。此は兩者ともに語而未詳を免れぬ。邪正義一卷、破收義正續各一卷は現に願成寺の經庫に儼存する

邪正義は三十七葉の寫本で、之を著した動機は

今や外道ありて徧く三寶を誹謗して諸佛の通戒を破し、四書を誦説すといへども諸儒の正義に惑ひ眞實を顛倒して己を陥れて人を陥れ、終日外道の邪法を説きて其の徒をして疑惑せしむ。延いて君子に及ばず國其れ之を如何せむ。當に之を口説するのみならず詩を爲りて以て其の徒に勸誘す、嗚呼悲しい哉是くの如き外道の邪法國內に誦説するや。臣蔽うて言はざりしに人有りて寄せ來りて予をして之を見しむ。已むを得ず書して其の邪を破りて正を申べんとす、仍りて名づけて邪正義といふ

に有る。故に此の書は文之が三寶を誹謗するを破するが目的で、和點を非難した破收義正續とは全く異物で有るさて文之の詩は

寄念數珠人

慎心雖在俗家群

奉佛事神僧舍勤

日夜看經使何益

只須孝父又忠君

天理由来不可誣

幾敵三誇口又何須

微塵想是無災厄

十二箇中念數珠

の二首らしい。僧正は先づ

題する所の念數珠人とは誰ぞや、若しすべて之を言はゞ貴賤長少その數に漏れんや、若し別して之を言はゞ日隅薩に於ては太守は其の貴き者なり、其の次は臣士、庶人は其の賤しき者なり(もと漢文、以下も同じ)とて前龍伯公、現太守惟新公の奉佛事神の至れるを説きて

今の外道、詩を爲りて其の君を誹謗するもの誰か忠臣となさんや

と語り、神佛に奉ずる功德無量なるを法華科注、最勝王經、寶積經、梵網經、帝王略論などに證して

今の外道、看經と忠孝と各別の見を爲すは即ち外道の妄見

と斥け、論語の敬鬼神而遠之の集注に引ける程子の語につきて

能の字に良に以よある哉

と稱し、幾微野口又何須といふは福を祈るを非難するらしきも、儒教にも亦祈禱ありとて論語の丘之禱也久矣や詩の甫田

祈父福を引き

儒道は天を以て至尊となす、釋教に於ては佛菩薩明王天などの四位を序づる時天を以て最下となすは明王諸天等も佛菩

薩の本誓に違はざるが故なり

と云ひ

微塵の二句は其の意を得ず。前には念數珠の人を謗り、此は是念數珠の人の徳を歎ずるに似たり、前後合はざるは何ぞ

と痛い處をつき込み

大凡三寶に歸依せしもの天竺より和國に至るまで略々數ふべし

とて

天竺 釋尊 阿育王

漢 楚王英(明帝弟) 陳思王植、 晋安帝 齊高祖 梁武帝 隋煬帝 文帝 唐太宗 武后 玄宗 肅宗 代宗

吾朝 聖德太子 孝德 齊明 天智 天武 元明 元正 聖武 孝謙 稱徳 桓武 平城 嵯峨 淳和 仁明 文徳

宇多 朱雀 村上 圓融 三條 後朱雀 後冷泉 堀河 後白河 順徳 後深草 龜山 伏見 の諸帝

が名僧知識を尊敬せし事實を述べ、教を説き徒を導くものは内外の道合せて明らかに明らめて有るべきに

今の外道は即ち然らず、進んでは純ら邪法を説き退きては純ら正法を毀る眞の外道なり、外道とは誰を謂ふ、隅州の正

興寺なり

と言ひ放つた。正興寺の住持が即ち文之たるは言を待たぬ。吾人は僧正のこの書が文之をして心服せしむるに足つたとは

思はぬが、之によりて文之が正興寺の住持で有り乍ら宋儒にかぶれて排佛毀釋に邁進した似つかはしからぬ事實を教へら

れる。要するに邪正義は此かる内容だから文之を徵詰した作には違はぬが破收義とは全く異なる

2、破收義

西村博士の破收義について述べられた所は大いに詳かだが、どうも文之の側の材料にのみよられたでは無いかと思はれる

一日恭長蘭梨携總持院菴堯清水寺順泉齋弊廬

とは文之の作つた興恭長蘭梨書の文句だが、僧正の答文の破收義には

我其時並行者總持院菴有眞珠院日遍也非甚堯順泉且翻言過矣

と指摘して甚堯や順泉で無いと云はれた。西村博士にして破收義を讀んで居らるゝならば改めて引かれるべき事だらう。

此の時對面の模様を記した文之の文は

蔽弊廬予即出而接之於此時也恭長懷論語集註出之謂予曰集註和訓背字義者惟夥矣予問之則曰五十作卒一字者何哉和訓直

作終卒後世作文者以五十字爲卒字可乎予即應之曰朱子云々五十字誤無疑也朱子之所註何背其義乎恭長如響而不少解
又曰云々使此和訓導後學者恐是陷於迷冥之中其色勃如。予誠口語於心云彼淺識之人深着故習聞不能解者捨置而不答焉古
之道也即下氣柔聲而謂恭長云予今教童蒙者受之於師非我一人之私言也恭長亮察焉 既而日漸將睡恭長告歸予送之華門外
一揖而相別矣

で有る。而しこれは第二回の會見で、第一回は同文の別段に

去歲己酉秋々仲訪予於正興古寺即擁筵迎接半日閑話 話及文學之事予聞其言之富偏疑其文學亦有成我心好之到處逢人說
恭長團梨之爲人匪趨傳仁海之密印且解文學者亦無慚於今世之士矣

と記して有る。己酉は即ち慶長十四年で、この時文之は五十五歳僧正は四十四歳だ。文之は才を愛する意味で長者らしく
僧正を受け容れたが、僧正には田舎學者がといふ争心の存したかに想像せられるは私だけだらうか

此の與恭長團梨書は慶長十五年庚戌十一月日 雲興散人書於正興室內 と署して有る。然るに僧正の返書は慶長十有六年
辛亥正月法成就日の日附で答文之禪師破收義と題して居る。破收の名は文中の

言不會道破而不收說必契理收而不破

に基づくらしい。この方では會見の度數も多く

予乃敲門而相訪再三 禪師亦來而訪逆旅之宿兩三般 話而得塵裏之閑者恂々如也 去歲之冬相看之次論語集註之和訓不
得其意緒餘披卷而問之 禪師小々雖有義論以非正故一々不得答而默止矣

と有る。一方では如響而不少解と云ひ一方では不得答而默止と云ふが孰か烏の雌雄を知らんやだ。さて僧正は此の答書に

於て念入りにも 舊問新破二條 新聞新破十一條 の十三條を附け加へて居られる。舊問新破と云ふは嘗て直接に問はれ
たことの有るものを今度委曲に破せられ、新聞新破といふは今度新に問を發して併せて之を破せられたもので有る
舊問の一は文之の聖蹟圖和抄に異世同體を

異^レ世トハ世ヲ異ニスレドモ、同體トハ車ノ輪ダチノカハラヌヤウニ同事也、天下ノ車一ツ尺ナルホトニ輪ノ廣サチカ
ワヌ也

とあるについて僧正が

轍迹也之故非車輪之義而轍迹之義也

と指摘したに、文之は

其時可^レ有^ニ左右^モ而不^レ曰^ハ敢^テ爾^之過^リ

とて深く曾を脱がなかつたとて轍に車輪の義なきを複説し、舊問の二では同書に

詠曰^ル禱^ニ爾^于上下^神紙^一

と振假名したと見えて詠にリの音なきを主張し、集註大全に力軌切と有るが水も式軌切でスキの者だから詠はルキだと力
説し

切字之法者從非傳五音堅橫相通悉疊十八之章字記等之奧旨爭知其趣乎

と結んで居る。文之は願僧らしいから悉疊にかけては密宗の徒に太刀打ちは困難だらう

新聞新破は全く新聞題の提供で、此くて論争の範圍は段々擴大せられた譯だ。今その一々を擧げるを避けるが、之を通じ

て知られるは文之の點は開心切解の説によりて讀んで居ることの多いと、貞觀政要にも和調を施したらしきことゝで、爾尋常以加朱子之易傳本義貞觀政要等之和調而爲己之長而每逢人語而以長傲

とあるのに西村博士のに周易新註和點の嚆矢は表彰して有るが政要には及んで居らぬ

3、續破收義

文之と僧正との文通は二往復で有る。破收義には前項に述べた

與恭畏鬪梨書 答文之禪師破收義 舊問新破 新問新破

の前の往復二書を收め、この續破收義には

再與恭畏書 再答文之破收義

の後の往復二書を收めて居る。文之の南浦文集(寛永二年刊)には此の與恭畏の兩書(ことに再與恭畏には硃墨論の題もをつけて)を出して有るに、西村博士が此の硃墨論までを述べられたのみの私が博士は破收義等を見られなかつたかと猜する所以だ。再與恭畏書の發端には似つかはしからぬ文句が有る。曰く、

(一字不明)

數日の後に一首の卑文を續つて之を我が同門の朋に寄す。卑文傳はりて恭畏の□扉に達す。此に於て恭畏答ふるに文を以てせずして予の卑文の其の語を出す者を引き、且つ復禪話佛語を集めて一卷の鈔を作りて名づけて破收義と曰ふ、亡慮一萬三千六百餘言——と漢文

と。だから僧正は「一首の卑文」については

惡これ何の言ぞや。爾が前書既に與恭畏鬪梨書と名づく、今又之を改めて卑文と稱するは何ぞや、書と文と其の旨各別なり、古文眞實に文章の類を分つては書の類と文の類と各別に之を出すもの分明なり。今爾和調の過を改めずして亦書の名を改むるは何ぞや

「恭畏答ふるに文を以てせず」については

破收義は破邪顯正の名を以て之を著す文なるが故に即ち破文なり、破文豈文に非ずとせんや。何ぞ答ふるに文を以てせずといふ

「禪話佛語を集めて一卷の鈔を作る」につきては

禪話佛語といふとも爾既に之を書する時は我何ぞ之を破せざらん。禪に違ひては禪を説き佛に依りては佛を言ふもの教門の常なり

と反駁して居る。以下逐條に辨じたので論争の範圍が擴大せられたから、前の答書よりも更に長く、すべて一萬六千二百二字と註して有る

此く僧正は兩書殆三萬言を費して居るが、其の論駁は遺憾ながら急所を外れて居るらしきもの多いことは上に引いた數例でも看取せられる。但し皆く射止めたものも有る。文之は恁地と訓じたらしい、それを恁は漢音ジン吳音ニンで恁麼をインモと稱するは禪語で唐音、禪語で儒書を點すべきで無い。又文之は今花木の字は皆花に作りて華は但榮華の字とするのみと云つたらしい、それを花木の字は皆花に作るとは爾が管窺の過で、法華經に一切諸樹華果光色、論語に唐棣之華と有る。儒にして論語を知らず釋にして法華經を知らないでは爾の門弟子に向つて何の面目あつて復び見ゆると擲擻した類

又僧正が随分苦しい辨疏をして居るも有る。僧正の文に

越于年於市來大日寺

とあるも、文之は

重子與、於之二字、者何文法乎

とつと込んだと對して、「是くの如きの字は其の語の助として之を繋ぐ字なる故に或は之を略し或は之を重ねるもの一例に非ず」とて

樂也者對於中而注於外者也(送孟東野序)

柔得申於外面顯乎剛(易)

を例としたが、此等は而の字で接続せしめた文章だから全く其の組織を異にせるもので、是も彼には立つまい

此の論争は可成りの問題となつて遂に三寶院准后義濟から島津家久に書を送つて僧正の歸洛を求められる結果となつたとはい西村博士の記された通だが、その事は慶長十六年六月に起つて居る。慶長十五年の第一回の興慈聖廟製書に(巻長)以事流遷於日隔二州之間者三星躡于技美

とあるから十三年から僧正は日隔に入り込んだと見て、十六年に歸洛せしめられたならば足折四年で高僧傳の「五たび差寫を更め」とは一年短い、或は日隔に入り込む前に薩摩の一年でも有るのも、文之は數へぬのだらうか

四、僧正の著作など

高僧傳には之に觸れて居らぬが、顯成寺の經庫には邪正義と疑取義正釋二篇との外に、左の兩種が有る

密宗血脈鈔

四六帖破文記

血脈鈔は三冊の内、風空の二冊しか存せぬが、空の巻の末に

右血脈鈔世間流布之異本區別於中當流所用之一本寫書之其外加以或記而増以諸書鈔者皆題其名而書之若又加私義者加鈎點而稱授私云也或記者醍醐寺光嚴院所持之古本也或鈔者當院所持之古本也古來之諸鈔雖有數本異義多端故難判定之歎五百多年不得已今唯多見聞其殆撰記其餘而粉爲三帖猶有其遺則未查改之是且小野之流誤也蓋廣澤之血脈未見其數本他日感得則必可書之而已號曰密宗血脈鈔矣

元和八年二月念有八

金剛生法子悉長

と有る。四六帖破文記は印題の作つた廿四帖の誤なることを破した書だから破文記と云ふ。その體

第一帖之内引實勝抄云々私云道一深一兩師ノ説ハ成―御口説也故當流ニハ云口傳云證釋、紹文一通用ス事尤嫡々相承習也、其上親玄ノ流ニモ多分紹文一通與之體倉下ノ親玄ハ皆以如此但親玄弟子房玄方ハ二通書出ストヤ之云々

破目凡於此書稱當流者專道教方而爲本而今其上親玄ニモト者何言乎豈以親玄爲他流無親有則道教之偏流也豈有強爭之手加之房玄方ハ二通書出之云々是亦不然房玄亦道教之嫡流也何成各別之惡乎其上二通書出ス之事無之房玄方者則予之本流也雜文及異論焉如是參差偏所不知正流之奧旨也可哀可笑

の如く帖文を引いては之を破する者三十條、卷末には

右印體釋作廿四帖并後題之帖道加一帖都廿八帖一見之次付破文罪 若又此帖有異本孰我未知之 今唯破一見之本文而已

其冒作々見條豈被破顯正之黨樂而非證毀他之本意努力努力莫令他異哉

傳法々子恭撰

元和二年十月吉日南都修學往來暇記之住持法輪寺開製所宗示之矣

と有る。又この冊子には、偽書之目錄といふをも附して、その裏には

右偽書之目錄之内參差之文祖師語記之分少々抄書而授之畢 偏是爲他門之疑難答說也非詳訪傍流之族 此外眞偽未決之書等多唯唯非相傳之真書可有斟酌者也

慶長十六年三月吉日

所授有以大法師如件

金剛生法子東寺淨門恭畏

と有る。之をも一種に數へれば三種となる。而して慶長十六年三月と云へば日禿の間で筆を染められたらしい。

顯成寺の和上は法輪寺で僧正の追遠祭が修せられたと語されたが、寛永七年入寂より三百年と云へば皇紀二五九〇年で昭和五年に當る。或は三百年目の本年にでも修せられたものか。昨秋我が顯成寺を訪うて始めて續破牧讒を發見し、今夏また一句の力を盡して其の経原を整理して上來述べた事實を明かにしたも何かの宿縁だらう。

慈に僧正の詩、歌、俳句各一首を附記する

新年先師節天啓

意足不_レ求_レ春色加_一

要_一誠眞言無盡藏

梅書大日寺前輩

年ごとに改まるてふ言の葉のこもや花の種となるらむ

天満てる日かりやいちく(市來)今日の春

西村博士は「之を見るに彼(僧正)文學なきに非ざりけんも其の同孫才華は文之の敵に非ず」と評せられたことは上にも引いた。が次開の作ではさうも片附けられぬ力量を見せて居る

文 之

帝_レ衰_レ爲_レ虎_レ身_レ爲_レ魚

不_レ識_レ無_レ明_レ遠_レ不_レ除

自_レ古_レ文_レ章_レ皆_レ有_レ法

吉_レ祥_レ辰_レ日_レ出_レ何_レ書

次 類

僧 正

規_レ無_レ何_レ信_レ北_レ濱_レ魚

小_レ智_レ俗_レ備_レ要_レ未_レ除

要_レ識_レ吉_レ祥_レ辰_レ出_レ處

愚_レ業_レ開_レ眼_レ見_レ經_レ書

最後に僧正對文之の應酬の文獻について一言しよう。このことは本文に述べた如く

一、興慈畏園聖書——慶長十五年十一月

二、答文之禪師後收義——同十六年正月

附舊問新載二條——新問新載十一條

三、再興慈畏聖書——慶應論——年月ナシ

四、再答文之流教義——年月ナシ

の二往復で有り、昔では慈畏問答として世に行はれたと漢學紀源に記して居るが其の紀源にも既に「孫存」と云つて有る位だから世に顯見せぬ。然るに文之の南浦文集に一、三を載せて居る爲に此の二篇は可なり世に知られたから大日本史料第十二編之七にも收められた。さて史料編纂掛では上に云つた二をも亦入手せられたので同編之十一の末に「補遺」として之を收められたが、秘應論の後に序でべきとせられたは四の別に存することを知られぬ爲で已むを得ぬ。因て余は前年願

成寺本によつて正續破收養數番を野寫版に附して同好に分つたことが有る。

編纂掛で纏られたは、高津山地藏院の二の藏印の有る物、又徳富藤峰翁も一本、俱に寫本と看せられるから破收養は較流布したらしいが、續破收養は私の發見の外には知られて居らぬ。

昭和四年八月

願成寺の書記に僧正の書像が有るやうに見えて居るので、和上に其の所在を聞いたが不明だつた。然るに近頃其が發見せられて像の上には左の文が題してある由、之で願成僧正の一生が分る事となつた。

金剛生法子恭長七歳而莊母卒、十歳而慈父卒、鞠於樸氏、十有一歳而入天台之教寺而學臨禪二教、十七歳而師于廣隆寺先師兼全阿闍梨而落髮、勤教之讀誦自是資始、十八歳而隨醍醐寺權僧正亮淨阿闍梨而學十八之契印、自爾以降數年而四度之善行功成矣、暇日入東鎮國寺永哲和尚之室而問周易之門戶得不傳々、於洛之内外開講時鐘多少、卅一歳而入灌頂之壇、重又隨先師入壇矣、來往風塵二十有一年而復授悉成教焉、一宗之大事諸尊之秘決不種一事付法果、特尊師主一代自筆之聖教深秘之口決相承之佛舍利皆以賜之件々見于度々書中之詞矣、加之廣澤之御淺茅法王之歸許、師子願有阿闍梨又入灌頂之壇、是師傳師主之血脉不斷絶也、然則至今證自證之先位第三、開化他之密壇第五、許可灌頂之弟子二百六十三人、入虚空藏之三摩地毎日、持一萬遍之咒十年、修三時之護摩千日、修未開持廿度、乘天之浴油一七之修行六十五度、皆足令法久住之願望而已、說一偈云爾。

佛性戒場請佛陀、法門無業在僧伽、吾宗初地入壇後、三密事相皆度他。

元和八年三月廿一日依逸辰開梨所記之矣。

同八、五 追記

香藥抄及び續類從本裏書の校正

寫本一巻、今私の手にして居るは播磨縣人吉町の名刹願成寺所傳の物。此の書は續群書類從雜部四十六卷第八百九十六にも收められて有るが、其の面貌は寫本と著しく異なるから其の點を明にした。

續類從本は香藥抄とその裏書との二に分れ、香藥抄に

以寫本兩度此校了 博得金剛佛子成賢

此書原本藏於東寺實賢院御象辭成文云々

壬寅十月六日記

の二種の、裏書に

元治元甲子十一月二日孫約之書于和華再堂、其所依本闕本況齋藏本。其跋曰校以歷代弘賢藏本也云

の裏書が有る。而も又香藥抄本文には

以内閣文庫本監寫校合筆

と有るのみは内閣文庫本も類從本の如く香藥抄の本文のみ知らん。然るに寫本は裏書が、各條に附り込めてある點が先大に違ふ。

次に寫本には左の類に四種の裏書が有る

一、寫本云 永萬元年六月之比於高野山往生院草庵以佛種房治定本書寫之

勝賢(朱字)

二、以書本兩度比較了已上傳得金剛佛子成賢

三、本云 仁治三年初夏第七之天以件御本寫畢 金剛資深實

四、元和六拾八月下旬師主悲畏阿闍梨以御自筆本勞福筆了

金剛發反(二以下墨字)

「一」、「二」、「三」は同筆だから悲畏阿闍梨本に有つたと知られる。蓋し原書は醍醐寺第十九代の、成賢は第二十代の座主だから師資の間に傳はつたらしいに、類從本に奥書の「一」が「朱書」であり、卷中でも

沈香の下 「蜀骨 青桂 馬蹄 或抄有之文の十一字

深蘭香の條 一名處浦生淡清諸大澤旁の汝の右に「海カ」の二字

香麝香の右 「徒傳反 呼候反」の六字

天木香の木香の間 「題」の二字

の四處だけ朱字たるを見ると、此は儘本を以て校合し併せて其の奥書を寫し取つた者とすべく、奥書の二のみ有る本を仁治に寫し、それに水高本によりて朱で書加へた事となるのは一寸不可解だ。大矢博士の假字字體沿革史料によると田中光顯伯の所藏のは、「二」の奥書も俱に存するらしいが、其と此の寫本との異同やいかに。さて發辰は阿闍梨の所藏本を誰かに謄寫せしめたものと思はれる

類從本には卷首に

香麝抄本

俊通

と有るが、寫本には直に目次となつて居る。又類從本には之に次ぐに引用書目と思しき物を以てするが寫本は全く之を

缺いで居る。これも相異の點。但し類從本の奥書の卷の末に

右本後人有旁記曰侍醫從五位上俊通采女正内昇殿醫道名師惟宗氏也

の文が元治元の奥書の前に、その又前に續古事談第五の俊通に關する條を引いて居るは岡本氏藏本に有つたか藤氏の補入からしいのを見ると、卷首に俊通と標し引用書を出したも此の兩氏の何れかの業らしい。さう新しいものとすれば相異と數へるにも及ばぬ

次に香葉の目錄だが、寫本には目錄に朱字で番號を附けて、香部では天木香の四十六で終つて居る、その後六を數へぬ。卷中を檢すると天木香の次の題香の尾に寫本日編の天木香を天木香と改めて居るから即ち檢校となる

凡香葉類多量但其名雖通條漢其物難決眞偽所謂掛黃艾納香下略

又雖聞名於異域難得實於宮柄香等所謂赤檀香下略

此外有梨新原香反魂香等者下略

と云つた一節が有つて、いかにも上を總括した如く見える。よつて思ふに成賢本は此處で終つたのだらう。この以下は佛體部以後の難かの補修だから水高本には闕如したのでなからうか。此は兩本の相異では無いが寫本によりて、明らかられることの一としたい

類從本の奥書の出し方は逆になつて居る。此は各種につきて名稱の如く奥書になつて居たを、ひき返したまゝに記した結果に違はぬ。且つ各種のを續けて書した爲にその分界も分らぬこととなつた

信行覺勝抄云々 陀羅尼集經 祝尚丘云 孫愼云 東宮切云

が相思木の

玉云

が巴豆の

阮公詩云 藥性論云 蘇恭云 玉云

が射干の

抱朴子云 或抄云 蘇云

が赤箭の裏書と寫本になつて居る。此は類類本を正すべきもので、兩者の面貌の異なるといふ以上に實きものであらう。

則ち此の寫本は誠に重寶すべきで有る

又類類従本では此間送香説文と有る所、此の前に消子究其の一行あるもの寫本には無い。此の文は白朮香の尾に有るから、類類従本のは衍文だらう。さて寫本には此處に

本草云楓木之脂也五月穿木坎置以十一月漏留採之以油紙裹之納云。

珠 逸 香

錢略云球失香出大秦此是兜梁香耳云。

都梁香荊州記云都梁縣有小山。上有水清淺其中生蘭草俗謂爲都梁八月花白人間多種文

錢略云兜梁納香出秦國文

廣志云慈送出西海中文

玉簫送 結結切也 結古經切 結結結切
更送也 更也 又音快

懷香 補

和名云久禮乃於毛

と有つて、本草和名云一名時羅の行となる

最後に惟宗俊通の一文獻を附記して筆を擱く。香要抄の白朮香の條に

白朮香者麝而及數十年見知其林者尙不變況於其香乎但唐木和名奴天之本

以骨木汁用彼代以其林似也後香一名天木香依其實不變不令中子細押相應物者無其物有其實可令開射使通其香

六月十五日侍醫惟宗俊通 註進

とある。俊通とは此の筋の博士たつたと見える

類類従本裏書は左の如く分纂すべきで有る

借行抄 陀羅尼集經 親尚丘 孫儒 東宮切

右相思木に 陸法言は東宮切の文。寫本には或人云比左麝

不香可尋之の一條ある

玉云

右巴豆に

阮公詩 藥性論 蘇恭 玉云

右射干に寫本には玉云を首に出す

抱朴子 或抄 蘇云

右赤箭に

神龜傳 關經 或抄 探妻集 臣禹錫

右昌蒲に

新撰字鏡 陳藏器 日華子 陶云

右島頭に

日花子

右地黄に

摩訶陀經師徒率阿梨勒方 梵語雜集

右阿梨勒に

楊損之云 神仙傳 抱朴子 張華博物志

右天門冬に

圖經

右蓮志に

木甘草主酸腫腫 水甘草圖經 陶隱居 或抄

右甘草に

新修往生傳

右黃精に

按南蠻地志 圖經 唐誌 典術 或云

右茯苓に 寫本には約灸方の一條なし

圖經 異苑 或抄

右人蓋に

虬香有節口傳 有字書

右零餘香に

香蒲 味甘云々 一名蘆……香蘆 已上梁名苑

右香蒲に 寫本節映異香の四字なし

羅浮山中……身生毛也

右白蒲に 寫本轉經經以變形の六字なし。本草經曰は杜若

の本文にて所出、寫本にはなし。養神利七の九字も無し

本草云那十八云々 或抄……見澤蘭部 已上

右蘭香に

玉蕊迷……疑徒結切又音快

右迷迭香に 包し寫本には本文として居る

南方神木狀 陀羅尼集經 小野宮殿政事要略 本草

不空罽索經 最勝王經 大寶樓閣經 律抄

右白脚香に 別和名云の一條寫本になし

紀納言賦壹草詩 風土記

律鈔批 或抄 相感志 史記大宛傳 花品 最勝王經

齊民要術 或抄 或云

右甘藷香に

玉蕊云 吳氏本草 博物志 承襲禮圖

右芸香に

或抄云

右甲香に

炮灸論 相感志

右留黃香に

内藏寮式 和合名

右寫本になし

本草抄寫本に澤草等の三字無し

右花頭香に

最勝王經

右香附子に

典藥寮式 或云

右白芨香に

唐本注云 寫本に本草云の三字無し 今案別本注 圖經云

一切經音義 切韻云 玉蕊云

右紫蘆香に 寫本に圖經云の次に「連葉蘆注云可尋凡」の一

句あり

或抄云 南州異物志 最勝王經 或抄云

右靈香に

或抄云此香 茅香或抄云 義釋十卷 摩訶止觀

右寫本になし 慎吾按するに此の前の三條は俱に香要

抄にも有るが、摩訶止觀は香要抄にも引かれ

西域記 私云 觀世音說多利心元經 山玉腕花品 或字

書 茅香梵云

右茅香に

齊民要術 玉蕊 又云 寫本には直に一年三刈と有る 四分

右寫本に無し

蘇敬 史記 漢書 藥性論

右杜蘅香に

玉芸豆寫本に玉芸の二字無し 玉篇云 蘇悉地經

最勝王經 香玉菩薩陀羅尼經

右豆蔻香に

或抄云 本草抄 最勝王經 蘇悉地經

右甘松香に

內典云 本草抄 造像功德經

右紫檀香に

大經務分 瓊婆太子傳 新花嚴經音義 花嚴經 或抄

大般若音調 華嚴經 法苑珠林 最勝王經

右牛頭栴檀香に

或抄云 寫本に「白檀香凡」の四字無し 或抄云不常

蘇悉地經 新花嚴音義

右白檀香に

或云鼠耳高 最勝王經

右支納香に

四分律抄 本草注 或抄 木蘭皮所出國事典藥云々

陶經

右木蘭香に

本草云陶經 寫本に本草云の三字無し 陶隱居 唐本注

本草 或云 又云 或抄 博物志 最勝王經 問答

右楝心香に

澤蘭香與名事 曹世鏡殘癩映仙潭詩 文選古詩

非藥齊式

右澤蘭香に

零陵香土高麗之事 陶經 最勝王經

右零陵香に

或抄云 白芷所出國事 史記 玉篇 又云 玉篇

或字書

右白芷香に

或抄云龍腦香 或抄云龍腦及寫本に「抄云」の一様なし
 西域 慈恩傳 相感志 寫本に「蘇敬本草注」は無し
 爲藥記 山王院花品 最勝王經
 右龍腦香に
 木香事 寫本には本神云の一様なし 此香云 諸案 青木香
 所出國事 或抄云 廣志 最勝王經 山王院花品
 右青木香に
 齊民要術五云 納難舌香法事或抄 抱朴子
 右難舌香に
 麥蘘方 或抄云入寫本には此の上に「リ丁子納方事」の六字有
 或抄云丁 內典 本神抄 陶經 日華子
 右丁子香に
 最勝王經七云寫本には索隱者の左に梵字三字、又「是は丁香之
 裏香也漢香也」の注し有り 段成式酉陽雜俎 日華子
 末法一字呪經 最勝王經七云
 右安悉香に

吉野比叡寺觀音御素木因緣事聖德太子 南越志 或抄云
 寫本に杜」の下に「似字ありて直に「異轉云々」につく、負し
 內藤博士寫本には杜」の下に「蓮形」の二字ありと 陳藏器
 本草 陶隱居 唐本注寫本は難舌樹葉より直に見海に續く
 或抄 最勝王經
 右沈香に
 物志云寫本には難舌香事の一行なし 西域記 抱朴子
 聖德太子傳 廣文寫本には此の七字「聖德太子傳」の注
 南方神木狀寫本には注南方云々を注文として居る
 右難舌香に
 文字集略 玉篇
 右麝衣香に
 或抄云
 右麝香香に
 秘典記註云 己上陶隱居文寫本は上の注
 名蒙野並蘭附事 後中書王 文集 或抄 麝香歌

順和名 玉篇 荊州圖記 法苑珠林 藥性論 摺真寶經
私加 玉篇 荊州圖記 法苑珠林 藥性論 摺真寶經
義淨千字文寫本には詩の下書の下におのゝ(定)字あり
最藤王經 梵語千字文

右轉音に

佐梵連唐譯千字經云大宋摺本以下寫本に直し

因にいふが此の眞書に成抄と有るを香要抄にも成抄と出したるもあり本文としたるもあり又は引かぬも有つて必ず香要抄を用ひたとは考へられぬ。此の兩書以前に存する成本から各引いたのだから、之によりて眞書を香要抄以後に出たとは決すべからず

本書には又香藥字抄の稱も有つたか、香字抄眞書に本書の牛頭香のを「香藥字抄中云」と題して居る 昭和四年十二月

孟浩然集を讀む

孟浩然の集は二種有る。一は四庫全書總目に録せられた者で四卷より成り、王士禛と章浩との兩序が有り詩林によりて分類したもので、近年四部叢刊にも其の明刊本を影印した。一は汲古閣本で三卷より成り章の序は無く遊覽贈答などの分類となつて居る。

明刊本が四卷で有るは王の序に今集共詩二百十八首分爲四卷と云ふに合ふから原の物かといふと、四庫全書總目には詩の数が二百六十二首で序にいふよりも四十四首多い

孟の詩で無い者が竄入して居る

辨律は古無かつた名目で有るに此の語を以て分類して居る

臨洞庭の詩、瀟水には題下に蘇頌相公の四字有つた事が藏書律續に見えて居るに此の本には無い

などを描挿して、明代の書刊で修改も有つたと断定して居る。汲古閣本は宋刻に依つたといふが分類編次は唐人に其の例なしといふ。四庫全書總目姚少監詩集の條に、今分類して居るから原本の姿を留めぬは歴然たりだ

浩然の一生は天寶四載に背かれた王士禛の序が中々詳しい。舊唐書の文苑傳は數行に止まるから、序によりて始めて

鹿門山に隱れたこと 年四十二で都に出たこと

が知られる。又新唐書の文藝列傳は舊唐書よりも數倍長く

王維に遠へられて内署に在つた際、玄宗皇帝より謁を賜はつたこと

浩然の死後樊澤が節度使で有つた時にその墓を封阻したこと

孟郊の事

の三項が更に多い

浩然は王の序にも襄陽人と有り普通に孟襄陽とさへ稱せられるが、其の詩を通じて見ると故郷らしき地が残つても有る

汧江至武昌 家本洞庭上 歲時歸思徹

といふによると洞庭湖呼らして(一)

漢魏方疏
右轉音に
韻相規 或抄 拾遺 本草統 廣志 樂書 或抄……
出季利經大目録疏
右轉合音に

といふによると勢陽は勢陽より一日程と見える。詩中の章院は後漢光武の建武六年に改称陸渾爲袁陵縣としたもので通鑑地理今釋に湖北襄陽府當陽縣と有る。然るに杜市は襄陽後漢當陽縣漢春使故城在今縣東と云つて居るから勢陽節の有るもふさはしい。これによると今の襄陽縣附近に地理が無くてならぬ(一)

勢陽節中作 遠遊經海嶺 返棹歸山阿 日夕見喬木 鄉園在伐柯 勢陽江路遙 喜入荆門多
といふによると荆門より指顧の間に桑梓が望まれたらしい。荆門はいふ迄もなく荆州府の江陵縣で有るが、同じ湖北省でも襄陽府との間は四百七十里を隔てて居る(二)

此の中には後年遊仕した折の家態をましたも有ると見て、(二)を取りて襄陽縣附近の七六まかに襄陽人と傳へたとすると襄陽節治 荆門或三巴 夕望不見家
の詩が有り、老杜が蜀を出で、岷を下りて荆門に赴くとて早知乘園經種壘三巴上吟上たのとは反對に荆門より三巴を望んで家を懐ふ所は湖南の人(へら)しくもなり、襄陽節治の語も一向に故郷の立つかしまを懐へぬやうた然るに其の終焉の地はたしかに襄陽で有ることは玉の序に

開元二十八年王昌齡遊襄陽時浩然疾疹瘳瘳且愈 相得歡甚流轉家談賞鮮依勳終於治城南國年五十二と有る。隨て集中にも襄陽に關する作は

襄陽公宅飲

登堂望山表尚頂 陪盧明府泛舟觀岷山作 岷山送朱大
感明府九日岷山宴 岷山秋勝遊 和賀主簿九日登岷山

の七首に上る。又襄陽府には西北二十五里に諸葛孔明の隱居したといふ隆中出、東三十里に龍門山が有る。この山名は浩然が中年に隱れたといふに符合する。この山の詩も三首ほど有る
浩然の遊跡は南は越に及んで居て
龍門寺觀符公蘭若殿幽 宿天台柳柏觀 遊襄陽寺
經七里瀧 將適天台留別 濟越留別
久滯越中 寒天台山 自洛入越

の十餘首が有り、西は蜀にも入つたか
入峽寄弟
の作が存するが、峽中の景の詩に入れるが無いのは深入しなかつたのか
又張丞相に陪飲したのが多い
陪張丞相遊彭州南苑 陪張丞相自松滋江東泊渚宮 陪張丞相觀葉山途經玉泉詩
陪張丞相登新州城樓 荆門上張丞相 陪張丞相登嵩陽樓

和張丞相春朝對雪
の讀本など。この張丞相を玉の序に陪張丞相九齡與浩然爲忘形之友ともあり、九齡は開元廿二年に丞相となり廿五年に既せられて荆州刺史となつたのだから、普通に張九齡と見て居るが、同庫全書總目に

考唐書張說等請州司馬 集中今於するに孟のそいふ將張相公今於するに張刊本にはこの語一見せぬ(漢丞相索凡五

首（今按するにこの數も違ふ）符爲說作 若九齡開籍隸指南以曲江著號 安得書曰爲稱 亦明人以意妄改也

の異説を出して居る。審にこの文を見るに前半は張丞相と稱したは張說だと主張し後半は范曄と著したは明人の妄改だと

いふのだから之を曲江と訂正すれば張九齡となりて前後一貫しない、范曄張九齡の語は序に有るのみで詩體に無い

さて張說の傳を調べて見よう、說の岳州刺史に轉したは相州刺史となつた後の事とのみで年月は傳はらぬ。相州刺史となつたは玄宗紀に開元二十二年十二月の事としてあり、其の七年には又檢校廣州大都督府長史となつたのだから多分五六六年の交

だらう。然るに浩然是年四十二で藍門山を出て、京に入つたとあるを用ふれば此は開元十八年に當るから其の前に張說に用ひられたとは怪しまれる。尤も藍門山に入る前に仕進を求めたことは書懷貽宗也故人の詩の

三十既成立

嗟呼命不遇

云々

張耀華夫子

捧檄僕毛公

安能守固窮

嘗逢許知己

投到匪求蒙

感激蓬彈冠

當逢許知己

投到匪求蒙

張耀華夫子

捧檄僕毛公

でも知られるから、入山の時期が短いとすれば開元五六年にも張說の下に仕へられる理では有る

この故に張說と張九齡との詩集に就いて荆湘を關する詩を求めて浩然の諸作が何れの張に關係あるかを見ることとする、

説は岳州に育したのだから岳州の詩は多いが荆湘の詩は僅に四月一日過江赴荊州、荊州亭入朝の二首に止まる。然るに九

齡には關蓋山經玉泉山寺といふ浩然とは同題の有り、また其の 立春日晨起對清雪の

忽對林亭雪

踏寒處 聞

今年迎氣始

昨夜伴春題

玉潤意前竹

花繁院裏梅

東苑感慈所

應見五神衆

を浩然の 和張丞相春題對雪の

迎氣當春立 承恩喜雲來

洞從河漢下

花遍錦陽岡

不觀登年瑞 安知覺理才

數變如可擬

朋珍和英梅

に並看すると必ずや酬和の作と思はれる等の密接な關係がある。是に由りて觀れば張丞相は矣張張九齡で有つて總目の説

は事實に合はぬ、隨て王士禛等が范曄張九齡と記したを曲江と改めるべきである。總目は餘りに舊唐書の

張九齡鎮荊州 署爲從事與之唱和

といふ傳を輕視し、又新唐書の

王維過荊州兼訪張九齡于刺史亭因曰浩然亭、咸通中刺史鄭誠贈賢者名不可斥更習曰孟亭

といふ事實を等閑にした感が有らう

又浩然が 北園休上書 の詩を以て玄宗皇帝の意を失つたも有名な話だが、此の傳が三通りになつて居る

1 王摩詰か金難殿に入直した日に私に浩然を遣へ入れた時の事(本集王士禛の序)

2 李太白が臣の私邸に在りしと語めたので引出された時の事(唐の孫光憲の北夢瑣言)

3 張說の薦によるとする(宋の計有功の唐詩紀事)

このまを考へるに太白が賀知章の薦で玄宗に知られたは天寶の初となつて居る。然るに普通浩然是開元二十八年に死んだ

と云つて居るから、此の年月を用ひれば天寶の初には生存せぬ

又まを考へると説は開元十八年に薨じて居るから、浩然が廿八年に年五十二である以上四十二で出山したならば正に十八

年に當る。堯去と出山との時日の違ひによつて其の間に推遷して貰ふことも有るが、若し皇帝が何故 氣逸舞步澤 の詩

を論せぬかと云はれたといふ傳へを取るゝ(これは眞言に有る)張九齡が丞相となつたは開元廿二年から廿五年迄の間だから其の十八年迄には玄宗に諫した事は成立たぬ

然るに王維は開元九年に進士となり張九齡に知られて其の執政の時に右拾遺となつて居るから、一の説のみが事實に恰當するだらう

昭和六年一月

熊本に於ける懐堂先生

發 端

私も熊本に十年となつた、隨て懐堂松崎先生に關する資料を得んと努力したのも十年となつた。幸島兼井翁の家に先生の遺稿が有ることを知るが、御主人が遠く關東廳に奉職して居られるので急に拜見する機會は得られぬだらう、すれば當分見附かりさうなわけはひも無い

私が懐堂先生に關心を持つた所以者何。大正十一年私が當地に着任すると親友濱野知三郎君から木倉村の松崎家を突き留めてくれよとの希望で有つた。その時私は熊本醫科大學の豫科に勤めたが同様に當地の人が居られたから木倉村とはと聞く、聞いたことは有る村名だが何方やら位の答で心細いこと夥しい。その頃私は第一師範學校へも手傳に往つた。同校は各郡から生徒が集まつて居るから便宜も有らうと期待したが、果して關係した學校に幸にも松崎といふ生徒が有る。喚び止めて何處から來て居ると問へば木倉村といふ。木倉村に松崎懐堂といふ大學者が出られたが知つて居るか、知つて居

ります、同姓だが縁故が有るか、有りませぬ。大學者の出られた家は今でも有るか、有つて今の主人は松崎豊喜と申しますといふので私は喜禁する能はず。直に濱野君に手懸りあると報ずると俱に突然ながら松崎家に對して「一度訪問することを許されたい」との書面を出した。後に聞くところ度その頃養育中で粟一杯に取り放らされて有るので、其筆へてからといふ事でも有つたが、さて右の單つた時には有勝のやうに私の手紙は紛れ込んでしまつた。何でも醫學校(熊本醫科大學は明治二十九年に私立の醫學校として創立せられたから、専門學校に更に大學に體格しても舊式の人には醫學校で通つて居る)の人だつたとて病院あてに書面を下さつた相だが、私も豫科に來て間も無いから病院では私の事を想ひ附かず、病院患者を入院して居ると思つたのだらう位に考へて居る中に其の書面は木式に紛失して仕舞つたらしい

九月になつて再び御都合を聞く、今度は直に承諾の御返事を得たので、私の推考したのは大正十一年の十月八日でも有つた。その前に上益城郡誌が發行せられた折に其の資料にも取り出された爲でも有らう

懐堂先生肖像(幀となつて居る、年忌の時に裝演せられた)

國字讀 七通 母 宛 一通 姉 宛 三通

姉宛の物だが其の宛名の部分を存せぬ物 一通 道て書きの如き紙片 二通

小 説 一面

の三種八點は床の間に出来されて、先生の姉君の孫に當る方の未亡人やその子の當主夫妻が心から歡迎して下されたのを私も心から感謝して返つた

翌十二年の當地發刊の九州新聞の新年號に私は「松崎懐堂先生」の短篇を出して

蘭本の人に肥後の學者とは聞うたら、必ず先づ秋山至山先生と答へられよう。更に云つたら木下厚潭先生と答へられるか。再び更に云つたら誰だらう。蘇孤山先生か幸島謙井先生か。私は秋山木下輩幸島の諸先生に對しても十二分の尊敬を感じるのであるが、實は肥後の誇りとして別に大なる學者の有ることを述べたいのである。

大なる學者とは誰か、即ち松崎懷堂先生である。云々

の如き極めて通俗的な事を述べた。そこがましい言分だが此の短簡には微かながら反響が有つた、といふのは當地には肥後先哲位紙前後篇の著作が有つて時習館關係の學者は勿論、頭角を露した程の人の傳記が集大成せられて居るが、此の書にも懷堂先生は本國に仕へぬ點で、附録に收めて有る位に冷遇せられ、又國學者として有名な長瀬蘭亭の居東聞見錄（寫本、文政二、正月より九月までの記録）には

松崎謙齋幼名松次郎と云北本倉村之者ハツチ坊主後家を養生之、横田陸奥方にて手習し十三歳出奔、續齋となり所々經歷して後林家へ學び儒者となり太田備中守棟へ仕ふ、今懷堂と云今鹽屋也。惟松崎文太郎と云吉見伊豆志願之

と有りて殆ど其の存在を認めぬのが維新以前の當地の一般人の懷堂觀だつたので有る。尤も英雄は英雄を知るで横井小楠の遊學雜誌（天保十年のこと、小楠遺稿に收む）になると傾倒も亦甚しい。

羽澤松崎懷堂學問傳大胸中幾萬卷の貯ある事を知らず、近年唐刻十三經の石經を得て翻刻に靡り既に過半は出来たり、

十三經孟子を入れて大藏禮を不入、懷堂の説に孟子を推尊するは韓退之に始り宋儒に到り論極る、唐人の石經孟子を

列する譯なし、然るに石經大藏禮を置いて孟子を入れる宋人の取捨にして本来の石經に非ざる明なり、故に翻刻の經は大藏禮を入れ孟子と俱に十四經の目に定む、經の十四名は千古の説にて羽澤翁に始。其説甚長、考據極涉影、一々記

憶に暇なし

懷堂爲人磊然春風の如く胸中少の城郭なし。予曾頷のことを專しに例を引證となし其説二時に及ぶ。當時大健一齋懷堂と喝れども其實は一齋中々懷堂に及ばず。唯一齋人物題做世事に精通す、是二齋名を齊する所以なり

此の體裁の日取を懷堂日曆で調べて見よう。日曆天保十年四月十七日の條に

横井平四郎 公子書當車下 時習館塾長

六月七日の條に

横井平四郎 郷藩 今居岩林下邸（小楠の遊學雜誌には「五月十一日愛宕山下邸移住す」と有る）

翌十一年八月十六日の條に

横井平四郎有書 續朝報一函

と平四郎の名が三見する。最初の條には「公子の書にては當に車下すべし」との意だらう。此の邊の

十一日公子發熊本

十三日公子上阿蘇山

十七日發龜崎（豊後國に在り、細川侯車上の折の出帆地）云々

廿日公子上象頭山

等の記事は皆熊本の支藩の新田（今の高瀬）藩の芳洲公子（即ち利和と云つた人で先生に従學せられた）の事で、公子は此の年正月七日江戸を立ちて南下せられ、二月十四日に熊本に入りて翌十五日には先生の横田常陸に寄せられた書を届けたり（常陸の事は後にいふ）して五月廿五日に江戸に還られたのだから四月のはさう見る外は無い。序にいふが、此の時公子は其の貴を屈して先生に代りて慕參までせられたので、日曆六月十日の條には

入東橋謁公子奉賀、且謝爲余不倉履親墓

と有る、尤も先月廿五日には先生は公子を出迎へて

抵濱川與公子遇、入較津芥屋謁、晤對移時而別

のである。又六月七日のは小楠の入府を聞いて記されたのだらう。翌年八月のは小楠の熊本からの通信に違ひない。この
 四年月に小楠は命によつて歸國したのだから

この間に於て天保十年七月十二日の條に横井子來の四字を発見する、小楠が上に述べた語益は必ず此の時だらう。(又同年
 の十月十三日、十一月二十日、十二月四日、同十六日又十一年正月七日の條に見える横井氏は小楠のことでは有るまい。

十月十三日の條に松前郡横井關左と有る横井らしい)此の時先生は年七十の老翁だから三十一の小楠は大して眼に映する
 所無かつたか、日曆には彼の四字の外一語をも着けて居らぬ

私は新年號の拙稿の尾に「慊堂先生に關係ある物を所持せられる方は一覽の榮を與へられよ」と御願したので因凡井藏氏
 三津家傳之氏の藏品を看るを得、又中野嘉太郎氏(細川侯爵家修史掛)より當地の諸處に散在する資料を注意して獻く好
 機を恵まれたが、世の中でも既に慊堂全集や慊堂日曆が出たに比すれば私の收穫は極めて少い。先生親らの物は僅に

國字讀 十一通

漢文 四篇(全集以外の物)

詩 廿九首(同七)

に止まる。尤も以上は當地で得たもので、それ以外にも掛川の山崎家に在る遺墨の寫を名古屋の野崎安太郎君から、答澤
 九輔(櫻島秋)の漢文と趣經所聞(同上)とを東京の松靈堂野田文之助君から貰つたので、單行本としては慊堂遺文 擬刻
 書目(明治廿二年刊行、刻書のを林家に請はれたもの)國澤明集(先生の授刊)を藏し、且つ濱野君から先生の「草稿」
 又は「雜稿」と題する物四冊をも借讀しては居る

當分見附かりさうにも無ければ其等をつつ纏めて見るも無用で有るまいか

一、家系

濱野君の藏する雜稿の中に「松崎家譜」といふが有る、先生の孫徳明君が撰んだ書方だが無論先生の作

松崎家譜

姓未詳 或云藤原傳爲大友宗嗣家士後家被二巴督教者松 又丸ニ下字

元祖 米滿 某 轉三左衛門實名未詳 豊後大友氏家臣 大友亡後至肥後國上益城郡北木倉村因家里爲郷士 子孫遂住

六代祖 源 藏 某 名號存同宮大明神。殿權社一匹一紙 無子葉松崎氏之子受後

高祖 源 藏 名不詳 本姓木山氏因取木山村山由氏其先爲木山昭宅 續葉稱兵 國法民不得稱兵族假爲松崎氏 年九

曾祖 源 藏 以皆稱爲名 元祿五年生 安永五年卒 年八十一

組 松崎輝山 氣力次男 伊勢白河人醫師某氏之弟 以漢學來歸本城下與祖源藏之孫同宮禰宜植田隆爲親友 源藏無子 隱墨美

爲義弟德藏女繼家 寬政十年戊午年七十一卒

初代 明 復 母名遺藏 母名遺藏女

一 明和八年九月廿七日於肥後國益城郡北木倉村出生、幼名宗次

一 天明六年九月江戸に來入林門留學 以下略

二代 明 徹

母名彌六
母國口徳藏屋

寛政八年三月十五日於江戸築地出生 名文太郎

弟 普 助

母妻

三代 徳 明

母名忠大
母野坂源助女

文政 年六月廿二日於横田御屋敷出生

以上の記載で見ると、高祖源藏が松崎氏より出て米満氏を嗣いだのだが、祖研山別に家一起して後の松崎と稱へたといふ重らしい。何故に替く高祖の生家の松崎といふに差替を有つたか、此の姓は其の届に木山の二字を藏したのだとも雅務の何處かに有つた。其の先といふ木山松宅は元龜天正の頃の益城郡木山城の主で名は惟久、左近大夫と稱した。平藤源次を好みて其の道では名を善はして居り、嘗て入洛したが會々松巴の連歌會が北野に開かれたので之に赴いて、松巴の句に

また七度の別れをぞする

惟久之につけて

八重櫻一重は先に散り初めて

といふや松巴は愕きて座を立ちて、今の句の主は誰かと問ふので、惟久は筑紫方なりと答へると、では戻後の木山氏だらうと云つたとも傳へられる。とに角その一字を賜はりて松宅の號も定まつたと云はれる人だ
木山城といふは熊本東兩三近近くの今も木山町といふに其の地を有する。この熊本木山間の中央の右に飯田山といふが有る、標高四三二米に過ぎぬが往時は飯田山宮樂寺といふ大刹ありて堂塔數多く立ち並びたりと傳へられ、今も其中腹

に廿戸足らずの部落を存するは珍しい。松宅の國には花木の勝ありて春日には杖を曳く者も多かつたと見え
風よりもはげしき人の心にて、手足に折りし花の枝かな

と松宅が慨歎したとも傳へられる。武藝の方は如何で有つたか天正十三年松宅の諸國遊歴の中に木山城は薩州勢の爲に攻め落されたが、松宅は之を聞いて歸るも能なしとて筑前で客死したと傳へられる

又米満の姓の大夫の家臣から出たとは、先生の謬だつたらしい、日歴の天保九年十二月廿九日の條に七絶十七首が有るは例の芳洲公子に寄懐した者らしいが、(翌年正月歸國せられる)その第十首に

吾家曾自後輩遺(顔は合ふが逆の誤傳で無からうか、逆も通韻)聚合買田山木間 張季往來相爲後 唯餘一子落東關
と有る前半は此の事を述べたのである

そも、祖研山は下に逃べる如く、他郷から見ただので松崎姓には些の關係も無い。つまり新に家を立てられたこととして(その實入婿だが)山轉ある此の姓を稱されたまで有る。此に私の疑ふのは然らば木倉の家では米光姓であるべきに今は松崎を稱して居らることだ。又行述に

父曰愚法母米光氏世業姦或曰其先曾後人仕大夫宗麟後遷本州

と有るも或曰以下は母米光氏にのみ繋がる文だが、此の事實を知らず此の文を見たらば父の方にかけて見るが普通で有るまいか

藝林叢書の檢堂日歴下部の首にも先生白書の家譜が寫眞版で出て居る。此も濱野氏藏の雅稿の一部で私が本文に出したのとは異文、つまり雅稿には幾處にも同じ性質の物が重見して居るのだ

先生の父に關する記事には、多分の文節が有る。以遊學來熊本城下と云へば時習館の名聲にでも憧憬して千里に愛を負うたらしいが、其の實は横田常陸の「松崎懐堂山書」に下の如く云つて居るのだから

父は惠芳（行遠ハ惠法ト云）とて何方の産とも知らず行脚僧の僧にて夫部方（熊本より宮崎縣の延岡に通ずる街道が有る、その中の一者也で木曾の近くでは御船（中學校所在地）も亦この街道に沿うて居る、近來は船橋道などの名稱も耳に入る）へ屢など賣りて歩行往來の折々源藏方へ止宿致しける。源藏は娘二人ありて名をけんといひし

二人が一人の誤か、又は必要ある一人についてのみ述べたのか）に望養子して置きしに是も女子一人有りて名をたつと呼び寵愛しけるに三歳に相成候頃母は離縁し在所の操（方への義）引取、其後源藏親子小兒のたつを育て居ける内源藏は極老に相果て、孫のたつ十歳ばかりにも相成在家へ子守り奉公に遣し、げん一人暮して居候しに惠芳折々止宿の内何時となく夫婦となり、惠芳余點など計し針など打ちける此近所の者心易く出入致し眞實の夫婦の様に居候に仕しける内男子を儲け名を松次郎と付けて云々

右の由緒書といふのは、肥後先哲遺稿に收められて有るので原本は私も見ぬが、長瀬眞幸の「ハツチ坊主後家を委生之」と吻合する。檀園禁のそれ／＼に厭な時代にどうして原本まで見えたかを想像するに虚無僧で有つたで無からうか、今木の松崎家には御河の紅林から發した虚無僧の資格説明書（六ヶ月期限）の如き者が三枚も存して居るは何を語るだらう先生の父は「何方の産とも知らず」といふものゝ伊勢白子の人たるは確かだらう、これについて一つ私の想像を述しようせしめる者が有る。先づ日歴天保十年十月十三、四日の條を引きたい。

肥後口津百興典見公誦、公母余親阿濃津城西光養院事、託津城報恩寺主開光養院事、寺主搜訪札記阿濃津城西在清水村

報恩寺先住光養院

門主爲高田輪吉、今搜訪此僧兄弟時久不可知、但光養院女縁清水近傍一色村者七十四五歳翁
在明和二三、因使令清雲寺就此老妻問之、則云光養院者申繼眞立寺弟子十九歳來住清雲寺則千代女ノ兄ニ惠正トカ
云ヘル者樹業心掛薄夕御寄斐ノ心得有之諸國遍歴、光養入寺後兩三度立寄タル由妻出生前後ノ事故一向覺エ無之、其
僧後何方ニテ相果タキヤト唯仕候ニ御座候

の文は可なり分り届いが、光養院の事が主題らしい。見上人が津城下の報恩寺の主にこの事を問はれる。寺主は彼面を調べて城西の清水村の清雲院の先住が光養院と稱し門主から高田輪吉（淨土眞宗高田派の輪吉の義だらう輪吉とは別院の聖理考）をも命ぜられた人と知つたので其の兄弟をと獲したが以前の事では知らぬ。其の娘清水村の近くの一色村に嫁したので今七十四五歳で今猶存すると分つたので、報恩寺主が清雲寺の住職に頼んで問はしめると、老婆の言に

父の光養院は申繼の眞立寺の弟子で十九歳の時に清雲院の住職になつた。私即ち千代女の兄に惠正とか云つたが有つ

て詳細遍歴して行方不明に絶つた、この惠正とは父が清雲院に入寺後も二三度訪來したが自分の出生前後で記憶が無

と答へたといふのらしい。千代女が出し抜けに出て來て居るが自分の名であらう。此の老婆は天保十年に七十四五歳だか

ら明和二三、三年の生だ、懐堂先生は明和八年の生れだから父の惠法（即ち辨山）は明和四、五年には西下して居たららう「自分の出生前後の事」と云ふに吻合するではないか。但惠法は享保十三年の生だ、享保十三年と明和二三、三年とは三十七

八年の距りだから兄弟としては差が有り過ぎるが或は同腹で無い位の事が有るので無いか、父が十九歳で清雲院に入寺したといふに其の後數回訪來したに止まる、といふも何か其の間に事情が有らう、左も無く清雲院で生れて其處で成長しま

うな事で無いか

二〇八

私の想像は老翁の愚言と云つたが誤記か、或は原名惠正を改めて惠法で肥後に入つたかで、此の光義院が謙堂先生の祖父だとしたい。先生の如き利發な子供が父に對して生國や祖父母の事を聞き出さぬ筈が無い。光義院とは必ず其の答の中の重なる名刺だつたから見公との談話の中に其が押まれて、今回の穿鑿となつたに違ひないと私は忖度するのである。此の見公とは見水上人の事で、文集卷六には與見水上人書一篇がある。先生の對馬行の節稱許の佛教や喇嘛教について調べて貰つて居るのを見るに好學の僧だつたが知られる。

二、幼時

海野豫の先生墓表に

先生幼慧著讀書十歲以父意獲爲僧年十五乃欲歸於舊廬而奔江戶
とあるが、上にも引いた由緒書には

八歳の時より某(横田常陸)の父政成の教授にて手習を致させ、某には三つ程後れける、隣家の事ゆゑ腹よりの弟の様に思ひ難波津の文字も手を取りて教へ愛して遊びしに十一歳に成り候時より眞宗寺の小僧に遣し名を教應と呼びしなり

又同じき横田常陸が光永圓石節門に提出した覺書(細川侯野家文書中「御宗老中何和」とある者の中)には、

私縁鄰家の儀に付亡父横田常陸申間候は松次郎徒に遊ばせ置候より手習に遣候様にと申候得共機の筆紙も不任心底候故有合の紙筆并取合せ八歳に届成候正月より私宅にて手習致させ申候處存外覺も宜しく尤松次郎生得柔前に御座候に

付所詮農家の癖は成申間候、筆算等教込置候はば追々商家へ奉公口でも仕らせ度、亡父も取分心を付教居申候。然處松次郎母は同手長(贈本の方吉、木倉郷の意)高山村長久寺と申候一向寺へ山縁御座候而折節出入等仕居申候故坊主に而も成し度申付仕居申候内、証原郷下本田村眞宗寺と申候一向寺より小僧に所望御座候間十一歳の春彼方へ遣し僧名教應と改稱三年も居申候内學問に志は厚き様子に相見へ申候得共存念通之儀も出来不申少々片假名本邦読免え寸斗(十分の意)不有付に而折々五十日三十日宛御國之内を西風、東風と仕方々に而四書之素浪杯仕候様子に御座候處十四歳之春又又隱出久敷歸り不申云々

と有るから八歳より手習をし、十一歳で下本田宗寺寺で剃髪したものと見える。謙事書懐の詩(全集十六の十三)に十歳投桑門題勉事閑樂、慕表に十歳とあるなどは數へ年を取つたと否との断斷だらう。肥後先哲傳には由緒書に別註があるが、多分其の著者武藤殿男氏の加筆だらう。曰はく

聞く謙堂生れて四五歳に成りければ其性質柔弱の様見ゆれども心氣英邁、其齡れに遊びに必ず所往々人の意表に出で他兒と群を同じうせざるを見る。八歳の頃横田政成の門に入りて字を學ぶ、政成の手本を見て唖り笑うて曰はく是何ぞ予の手本とするに足らんやと、其所作不通の事共多し。政成甚だ呵責せ予術々誘導す。然れども父母其不通を憂ひ成み行末如何ならんと案じ煩ひて眞宗寺の坊主に頼み其寺の小僧に遣せしといふ。とあるは亦幼時の一異聞だ。

私は宗寺寺を訪うたが、駒形那賀津村下平田區に在りて、眞宗本願寺派で崇事寺といひ(宗と有るは誤記か、容易に改まるべくも無いから)横徒四十餘を有すと云はれた。同寺には先生に關する何物をも存せぬが、先生の十一、二歳の頃とす

れば天明元、二年に當る、同寺では天明二年に第八代の釋大樂、第九代の釋昌民が、ひきつゞき寂して辨本市高町成滿寺の塔中より圓忠といふが来て、住職となつた。此の圓忠は華僧の譽有つた人ださうな。崇壽寺に十分に落着かなかつたことは、前の引文にも有るが、誰かに聞いた所では先生の不滿は拭掃ばかりさせて十分に讀書を教へぬ點に有つたのを、兩親はなだめ諫しては復寺に送つたと有つたが、圓忠といふ學僧が來り住した事は先生をして前非を謝して再び入寺せしめる機縁ともなつた事だらう。又この時分のことを先生自身が靜思精舍記(全集卷五の三)に

余年十二三始好讀書 大人常謂余曰汝才篤下雖然野之善莫不各有成、唯惜窮鄉僻邑無師友之助 余亦常懷恐
と述べて居られるを見ると圓忠の來住も竟に其の満足する所とならなかつたのだ

三、立 志

墓表には

年十五乃欲歸於備邊而奔江戸

由精書には

十三四歲不圖御國出奔致し歸らざる故遠近尋ね候へども行方知れず

覺書には

十四歲之暮又々罷出久敷歸り不中候に付段々味仕候得共一向往方相知れ不申

又靜思精舍記には前の引文のさし次

天明丙午年甫成童辭親負笈其秋始得達江戸(後出の實母への書面には天明五年とある、丙午は六年)

又二十三自賀序(全集卷二の二六)には

余生十五年東學於江戸

歳暮百懷の詩(卷十六の一三)には

十五志四方 將飛去桑梓 堂不憶難戀 感激非情私

母への家書(後にいふ)には

私事十四の年御日にかゝり候まゝ早十三年の年月いかゞ御入らせ候や

と見えて區々で有る。天明丙午を用ひるなら此の時先生の齢は十六、そも(成童には二歳ある、觀樂傳昭公十九年の注には成童八歳以上、禮記内則の注には成童十五以上と有るものだが、先生のが後のい義たるは勿論だ。先生自身の書かれた三通の中「十四の年御日にかゝり」は十五年の年に別れた意とすれば一通は一致するが、天明丙午の成童は何としても可らしい。横田氏のは記述の混雜として姑く十五歳の時としよう

此かる大志を抱かれた通稱と先生自身が石刻高義園(墓寶序(全集に失載、濱野氏の雜稿に在り)の中

余因幼學十三歲時讀公岳陽樓記至先憂後樂之語慨然釋釋歸

と述べられた。狩野君山博士は

この時澤本藩では藩學時習館方に盛であり、學藝に卓越せるものは比々として不次の抜擢を受けたから、先生も功名を成すは學藝の一途あるのみと之に邁往せられたのだらう

と私に語られたも亦妥當の見で有る。又私が前に考へたことが認容せられるならば「情業心掛薄く聊書畫ノ心得有之」の

血を擧げた内内素因に時習館より受け入れた外的刺激が加はつて遂に先妻後築の語に血が湧いたらしい。出府については左の挿話が傳へられて居る。先哲偉績の劇注に

鎌倉大に學に志し京師に遊び良師に従はんと欲すれど如何せん小僧の身に於て一錢の貯も無く如何せんと思はず申す。策を案じ出して自ら御船町威徳寺へこの寺は木倉村に在りて御船町では無いと上谷城郡誌に有る。新發意と傳り稱し其門徒中山經用庵を稱留し説法講談して上京の學資を蓄る。數日にして若干金を得たり。依て門徒等に謂つて曰はく我明日發足せんと欲す汝等に我を送れと門徒の人相集りて馬に乗せ既に御船町威徳寺の遊所に至り鎌倉馬より下り千朋友に別を告げんと欲す汝等威徳寺に至りて休息すべしと、こゝに於て門徒威徳寺に至りて新發意の上京を賛す。其住職宋れて當寺の新發意は已に先年上京し今に歸らず、其は何人の所爲ならんと吟味詮索しけるに、其後鎌倉の行方知れざるを以て其鎌倉なることを知るといふ

と有るものだが、私の想像では必ず途中で説法講談して脚金を補つたに違はぬ。其の證は壽杉山子方王母九十初度序(全集失載)に見出される、曰く

駿之岡部其望族曰杉山氏吾友清藏乃其宗子也克類善好學其弟子方亦能育乃兄云中略初余東遊于江戸也遠寓扇藏家聞月餘見王母孺人子後堂中略吾與子方年相若是以稱人之親我猶子方也不以其體整而疎之也乃與子方偕歸人十餘日而去

下略

によると杉山氏の家に足を留むること月餘、後には其の御徒にも親しまれて其の膝下に起臥するに至つた様が窺はれる。私の想像は徒前で佛敎の盛な地だから法談僧の入り込むが多い、人氣の有る法談僧は所化の二三人も隨へる、其の所化に幼年で法談の眞似られる者でも有れば大變に歡迎せられる。又門に立つ比丘尼でも屢々來れば顔馴染となりて飯も宿も提供せられ、幼い者などは殊に老人の愛慕的となる者だ。杉山氏が佛を信ぜられたか、先生の法專寺の體驗が役立つたか否かは知らぬが、私の郷里の風習から推すと此の時の先生が杉山氏に愛養せられた後若干の救助を得られずには濟まぬと思ふ

四、空谷の建音

松次郎はマナカ生きては居るまい、何處で野垂死をしたことやらとは必ず木倉村に遺つた兩親の語り傳で有つたらう、然るに雁去り熊來ること十又三回の四月中には

御母上様

きやうかう事 退 藏

と記したるべき一封印の書は其の故宅に舞ひ込んだ。熊本の僅者大城多十郎殿から届けられたとて、兼て松次郎を受して下さつた横田の家から、此の時の一家の至極哀の聲きは空谷の聲寄ぐらゐの常套語では盡きぬだらう

封中違ふる所やいか

返すくも御身の上御大切に遊ばし候様かけ、(面のまじ)も祈り上まゐらせ候御始様へも宜しく御申下さるべく殊の太藪のまじ(金)候様あら、めで度かし

「筆申上まゐらせ候打起へ御便り承り不申誠に、御懐かしく存上まゐらせ候先々曇さに向ひ候へ共御前様いよ、御機嫌様罷り御入らせられ何より、御目出度存上まゐらせ候次に私事廻りのふ成人致し候様必ず必ず御茶几下されまじくさう候へば私事十四の年御目に懸り候儘早十三年の年月如何御入らせ候や御様子も御聞不申上いづ方に居り

候と申事も申上ず嗚かし不孝の者の御叱りも恐多く候へ共三百里の途なれば便りと申事も御座なく龍口御屋敷(細川家の上屋敷)にも存じ候か(う)確のまゝ)も無ふ候儘一度歸り候て御目も致し申さんと心に少しも忘れ不申候とも願落いたし候身分歸り候も御前様の御恥にもなり候はんと存じ今迄打やり候よし(舊のまゝ)不孝の至り申譯も之なふ存上まらせ候其の事疾ふより心附き候へ共十五の年江戸へ参り候へば(舊のまゝ)より今し迄たゞ學問のみいたしおりに名あるようになは(舊のまゝ)此を申譯に御上に願ひ若や御許しも御座候はば其の願歸り候て御目に願ひ可申左様になりて歸り候事ならば御前様の御恥にもなるまじく幼少の筋の恥に(舊のまゝ)雲きたく明暮願ひ居候所去年御國の大城多十郎様と申候御方に御目に願ひ候へば此御方どうぞ願充に歸り候事の成る様に御上へ願ひ御許し下されるように致し下さるゝ思召の由高一御許御座候はば早速返り御對面願ひ可申候それのみ樂み居り申候委細は伊豫守様に申上候まゝ彼方にて御聞き下され伊豫様にもよき様御取成下されよう(舊のまゝ)御願下され度願上まらせ候何事も筆に盡しかたく委細又の便りに申上べく先はあらめ度かしく

四月十五日

きやうおふ事

退 藏

御母 上様

書き添へ申上候御父文字様と今に御別れ御出候や何とぞ御申御直らせ下されかし御結様如何御入らせ候や最早御様御入らせあらんか懼り様乍ら宜し(舊のまゝ)御願ひ申上候かしく

この狀は今松崎家に寶藏されて居る。又この時横田へ送つた文句は左の如くで有る

尚々宿所へ書狀指遣候間御届被下候且又後條安藤之趣被仰問候様萬々奉慰新候

一 筆啓上仕候十餘年來昔聞絶仕候得共其御地御家内様意御安奉可被遊御座奉悉候趣私宿所兩親并姉共隨分無事に御座候哉十餘年一日茂願念不仕る事は無御座候得共三百里の遠路飛脚便等茂無御座願ノ口御座願へ差出候はゞ相届可申奉存候へ共一向存知之人茂無之右に付御無音申上且又不孝不義の罪萬々悪入候仕合御座候私事宗事寺出奔已來江戸へ罷越學問仕候處去年已來御徳宮大城多十郎殿段々御世話被成下當月大守様御歸國に付御供被致候間書狀差上候様被申付候右に付委細後條に相認指上申候先者右申上度知新御座候恐惶謹言

教頭事

松崎 退藏

四月十五日

于密

片岸 伊豫守様
同 式部様

御坐右

副啓

私事宗事寺出奔已來委細之儀不申上候而相分り不申候間先覺増緊宗事共相認差上申候天明五年宗事寺出奔仕同年九月江戸へ着仕候處一向に知音之人無御座流浪仕居候際處伊豆國三島之僧法賢と申仁世話仕同年十一月五日江戸淺草稱念寺と申候萬宗庵田派之寺院に遣申候處稱念寺殊之丹世話仕翌年遺俗仕安達文仲と申候學者之弟子に致し以後四年之間

稱念寺にて學問仕候寛政元年三月公儀御儒者林大學頭様へ致入門兼堂御用屋敷學寮に現在學問仕候處同三年稱念寺死
 去仕候此迄衣食雜用其外凡百之事迄悉く稱念寺にて世話仕候然處俄に死去仕大に失怙時候此後は彼は御旗下方へ教授
 講釋等仕置在候同五年九月八代洲河岸林大學頭様御屋敷へ引越公儀御用御書物等校合御聽可申旨被仰付其明年學問出
 精詳文章共相應に仕候間と申事に而學寮書生頭取扱被申候而唯今に大學頭様御屋敷に罷在候然處大學頭様兼々私出
 奔致し御屋敷へも出入候事之なり不申候事御書齋御座候而頭片瀬作右衛門兼々御屋敷御家中彼は御懇意仕候故作右
 衛門へ内々被仰付御屋敷へ出入相成候様世話可仕旨御座候副作右衛門一昨年より段々世話仕去年御家中御儒者大
 城多十郎殿へ始而懇目日候處段々御世話被下候而何卒御國中歸候事出来之様にとの事に御座候間モシヤ二三年之内に
 茂歸郷仕拜願仕候事出来可仕やと企望仕候右に附御願申上候者私父惠法今に存命仕候哉兼々ケ様に出奔致し不孝之至
 申講も無き仕合に御座候處御國元に歸り候逆も父惠法事者御存被下候通り表面公邊に申出ラレ候事相成兼可申天下
 ノ間へ父ナキ子ト云も無御座候得ば父なしとは申出難ク御座候爲御おたつ父は最早死亡仕候ナラシメ下此人ヲ父ト
 申上ベク候哉右之段克々御者被下御面御ナガラ母姉にも右之分ケ御聞被下其名御認被下候様に奉祈候乍然其實父ノ
 名ヲ隠し人ノ父ヲ替父ト致候もいか可有御座候哉何分宜様御考被下乍傳御飛脚便之節御届被下候様に多十郎殿迄
 御手紙被遣候様願候私事幼年より山海之御厚恩ヲ蒙り少々之報も不仕出奔仕復々思召之程心外千萬に奉存候乍然致
 早十餘年之間學問出精仕候事に御座候得者何レへ参り候トモ恥敷者無御座候此而巳申講奉存候然共御國元へ茂歸
 り不申候而者私學問如何ナルカ相知れ不申候得者何卒御座候免御座候而罷歸候は幼少之過失いたし候恥辱ヲ雪ぎ可申
 此ノミ事祈候私許并文二巻程も多十郎殿へ出置候間御城下へ御出被下候節御立寄御覽可被下且又多十郎殿茂右體に御
 世話被下候思召に御座候間何卒宜御禮被仰上被下候様に千萬奉懇祈候兩親姉等之安否十二年之間一向承不申復々久々
 心に懸り念々心遣而巳仕居候間何卒安否ノ處早々書狀に御認委相之儀御申被下候様に千萬御願申上候御返事は附文
 に申上候通り多十郎殿へ御出可被下候委曲後者に可申上候以上

別啓

御老母様ハジメ御室内様方へ乍慎宜敷被仰上可被下候御近所之御方々へも宜御傳聲被下置候様奉祈且又私事此書而計
 此而は御分り申間敷候間御城下へ御出府之節多十郎殿へ御聞可被下候事々以上

多十郎殿明朝御出立申候事故此書秋殊之外差念相認候間亂書之段御免容可被下候以上

この二通を見ると當時の事だから無筆なるべき母に對しては大體の事を述べ、伊豫父子に對しては委曲を窺さんと勉めた
 が分る。而して宛名の片岸式部は上に引いた山精書や覺書と記した横田富陸で伊豫守は政成（尤も政成も初は常陸と稱し
 たらしいから前のは子の方を指す）で有るべきだが小さな村内の御官に伊豫守の稱は大業に過ぎる様は有る、但し其の家
 は明治維新の際其處を退轉して今は行方不明だから横田一云片岸か否や今詳にする由が無い

大城多十郎様とは時習館助教となつた壺坂先生で有る壺坂名は逸字は文雅、通稱は多十郎。肥後物語には「元來微賤の人
 なりしを學問勵れ詩文も達者なりし故儒者に召出されたる者なり」と有るが、微賤とは身分の事で雖は百石ながら有縁に
 有つた、其の父が貧乏して富を致したので玉山の後が其の藏書を賣拂つた時に

同じ助教の神野清溪が「多十郎は玉山の恩顧の人なり、今は玉山一代の書籍多く賣拂に成候由、金持の公段に買へば
 よいものを」と申され候と多十郎聞及び善本を携めて買取たり

と清溪先生遺事に有る。臺菜は文化八年七十一歳で亡たから此の時は五十六で先生よりは三十の年上だ
この前年の季秋に片瀬公製（後にいふ）の宅で先生は臺菜と詩酒を俱にしたので全集十七に

肥澤成文轉先生與某君見過片瀬公製宅分韻

主賓相會處 千里一堂中 紅潮風應暮 筆交竹樹風 歡情共莫逆 妙語將無同 吾亦從筵末 興觀蔚藻工

の詩が有る。遺文や全集巻六に在る「與大城先生訴情書」は其の子の名は允、通稱準太といふにあつたので此の際では無

この前後の事だらう、先生が大城臺菜に上つた書は當地に存する、随分の長文だが

伏惟先生文質彬彬一時英萬大名轟耳有同雷聲向幸因員長片瀬公製氏而得仰德宇、夫密也應空谷足音猶且躍然以喜況得
接同邦有德之君子而聞咳唾則之餘音、其喜豈言語之所盡哉、且先生不以密之不肯而爲可教、則不啻得風采之靈抑又有
德音不忘于聆寐者矣、遙聞時習館學政修明他邦無比巨儒碩學繼踵輩出、夫先生肥而長肥而學遂爲肥大儀、其除諸君子
亦侈多肥人而播名聲於四方、豈非時習館教育之力歟、我公之爲德亦既厚矣、而密亦肥人也唯其愚陋無識亦近而求諸遠
流落落丁三千里外犯大國之法遠老親之養、豈由黨蒙無知之所致邪抑又賢不肖之不相遠也

密誠罪人也、且安發言觸不及古以累父母而獲有司則是重其罪也、不知默而止、又謂先生誠有德之君子也、其以密罪爲
可宥則告之有司且以白于在廷者、若以爲不可宥則必不告也、吾何嗚嗚畏懼坐失機會之爲、萬一因先生犯法之罪得見宥
而父母之福得拜、則是因先生而遇再生之父母也可謂幸甚
などの言がある。又その歸藩を送るの序も有るが俱に全集には收められて無い

此の時片瀬の話し込んだは安先生で有る、全集巻六に與安先生書が有つて

文學安先生執事 中略 向聞公製片瀬先生矜憐情如此爾爾爲執事言之而執事亦矜之責不自勝、亦亡以來畏罪之甚疑本
國叔隸歸避不與之責、今而得拜吾者於執事咳唾聞死亦何憾、然僕猶有未敢者、出處隱顯之委曲雖悉僕自言之亦猶恐其
不盡也、假令公製憫々賢之豈知僕之自知自見之詳乎、萬一執事誤聽僕泉山海不測冀得一承情問陳之執事則僕幸莫大
焉、執事其又矜之 下略

と述べて居り、この安先生を君山博士は安野南岳と推定せられた。南岳名は眞勝字は公鼎、教授ともなるべき器だつたが
辛島氏が時習館の教授となられたので、南岳は政府に入りて奉行となり文政十二年に歳六十九で歿せられたから此の時は
三十五の働き盛で有つた。南岳は後年養浩公子の侍讀をも勤めたから先生も公子の前で必ず再會せられたらう

三島の僧法實の事は詳にし難いが、淺時稱念寺の住持は玄門で有る、玄門は又雜業と稱したと見え全集十に發雜業玄公
文が有る。この文によると玄門の先生を愛育したは骨肉も及ばぬらしい、先生は

吾生海之西公在天之東其間之相距山海檢題去三千里、未嘗聞公之名而知公之面而、吾之學斯地也公見爾憐之致而愛
之朝夕撫吾且暮教吾、愛育之誠親子何踰焉云々嗚呼夫豈有親有如何得之于公乎

と怪しんで居られる。それを百年の後に推測するも變だが、私はやはりさうさせた被物が有ると當世が苦で有る、全集
卷十七に遠藤翁老師歸勢北の詩が有つて其の自注に師雜業上人胞兄と有るから此の薩摩より推して玄門等は北伊勢の人と
知られる。北勢と云へば白子と遠近や如何に、先生の父が白子の人であつたことが一段の玄公の同情となつたと見るは餘
りに想像に過ぎきうか。先生その力に盡ること七年

安達文仲名は修 號は清河、下野の修驗者の家から出た人で服部南郭の門に受業八年、寛政四年に年七十八で歿した。中年以後は南郭門下の土が彫落したので獨り笠を負ひて古文辭を唱へ、鴻淺常山と俱に南郭門五子の一寛政元年の林家はまだ落着の嗣がぬ前だ。その入嗣は同五年だから「御屋敷へ引越」からが其の擧用片瀬作右衛門は前の詩題の中の公算で有らうが、その傳はまだ詳にしない。此の時先生は熊本に聘用せらるゝの必成を期して今日で云へば履歷書の部方までも考へて居られたに、遂に成り立たなかつた事情は雜錄の左の文にて明らかだ。

御師官大城多十郎殿御國歸參の御世話被成下候處、當時私林家塾長相助め、塾中に無嫌子細有之私落度と申事にて三四年の間林家離門被申付、近國安房國へ罷越居候間、自多十郎殿林家塾頭片瀬作右衛門方へ歸參の事も道々成就可仕其次弟私へ申達候様被仰越候所、自作右衛門退職儀今は離門にて何方へ罷越候哉不相知候段申答候に付、其御儀私へは相達不申

此の「無嫌子細」も實はよく分つて居る。後年相手方に送つた長い漢文が存すが今其の大要を略述すると先生の友人が他人の書を借りて入質した所が本主より其の書を返せといふので困つた揚句林家の書物を借り出して質屋のと取り換へ猶先生に泣き附いて請人たらしめた。其の友人は桑名侯の御厚敷に教授して居て其の役人に金を借りられるから迷惑はかけぬとの事で先生も承諾した。やがて堀壽の期が来て借りた書は全部返さねばならぬ金が出来ぬ爲に質屋から取り戻されぬ。先生は情を知つて居るから種々其の間を彌縫したが、遂に當路者の知る所となつて先生は片瀬自長から責を負うて返寮すべく諭旨せられたので有る。此の間本人たる友人は如何したか、桑名の金は借り出せない甲州の金満家に友人が有る獲狹的な男だから是式の金は朝飯前に借り出して来ると云つて出たまき二十日も歸らないで、歸つて来れば元前後に融通してくれるといふので今はと空手。一方質を受けた者が表沙汰にするといふので、事態は倍惡化して先生は江戸八百八町の裏に其の身を容るを得ぬこととなつて、房州落ちをせられたので有る。

松次郎はマチカ生きては居るまい、何處で野垂死をしたことやらと、話し合つた松次郎は生きて居た、のみならず藩の悪校へ御召抱へになつて退つて来さうだと聞いている真に雲落の底から九天の上に飛び揚つたやうな話で兩親の喜悅や賢ふる物も無かつたが、其の松次郎が林家から被門せられてその行方さへ分らぬと風の便りに聞いている幾夜の杜が涙に浮んだに違はぬ。彼の文章には

僕之見遂于林門之數月事聞于鄉里、或由松林氏賢、或曰受刑、或曰亡命、老親廢愕、侍妾者婦一人四方求定信而山海三百里不可得也、時有里人流在江戸者使之物色者二年亦不得也、二親猶思老病日促忽然而逝而僕不知也、其明年始復歸于林門而寄信于熊本、方始逐向物色僕者則云始老親得大城子之親望歸有日、忽然得因信遂至以不起、嗚呼使老親會恨不能開一日之眉因不諱名檢之所致、而足下（先生に保證せしめた友人を斥す）亦豈得無遺于此間哉

とも有るは決して誇張で無からう。但し翌々十年には復歸も許されたのだが、父の亡は其の六月八日、母は同じき八月四日だ、生前に此の吉報を耳にしたのかせぬのか。どうも之を知らなかつたらしいのは其の戊午（即ちこの年）除日偶逢に馬齒一年々、又哉歲暮天、詩情煩燥惱、窮鬼有因緣、簾下雪餘臘、梅邊春占先、吾家閑活計、除日草新聯、とて更に風樹の歌を寓せぬ事實で、先生さへまだ計報に接せぬらしいから、復歸の月日は分らぬが兩親も安心はしなかつたらう。

上にも云つた様に木倉の松崎家には此の他に協宛の物三通とその他の三通と有る。以下之を引かう。

第一

久々御便りも無御座候て如何と案じ申上候所此はと(舊のまゝ)御宮様より御手紙下され御様子委細聞きまし候所昔々様彌々御揃入らせられ候由先以御目出度存上申候此許無事に暮しお候まゝ御案じ下されましく候委細は御宮様に申上候まゝ御聞き下されへく候今年はいかにも一先罷歸り戻存候所又々延引仕候來春は大方は立返り御日に歸り可申哉と今より榮み辰申候此趣十右衛門殿へも委細話置候まゝよく御尋ね下さるべく候此品は妻手細工にて差上吳候よう申候まゝ餘りいかゞには存上候へ共差上申候子供に遺され下さるべし此度少々にても金子差上度奉存候へ共此節且那忌中政出來廻く候故何にも差上申候來春は私歸り候積に候まゝ其節差上可申候左様に思召さるべく候色々申上候事も御座候へ共中々書置し難く委細御宮様の手紙と十右衛門殿とに御尋下さるべく候辰右衛門殿へ何卒宜敷子共へも宜敷頼上申候此段申上度早々めて度かしこ

三月廿六日

猶々時節御厭む御暮し遊はし候様頼上申候以上

書中の十右衛門とは既後の人で先生を尋ねて此の状を托せられたらしい。辰右衛門とは姉の婿だ。此の状は私見では文化二年だらうと思ふ。何故なれば同年二月十七日に掛川城主の備中守齊藤即ち大隆公が卒去せられたのが且那忌中の文に吻合するから。大隆公は享和二年に先生を擲用したのだから此の年までは僅に四年で有る。先生この時年三十五

第二

一筆申上候書さ強く御座候へ共御揃御機嫌宜目出度奉存候此方變り無ふ暮し居候體御心易う思召さるべく候さて又此度金子拾兩やうく才覺いたし指上候まゝ必ず一錢たりとも無益になり不申候様辰右衛門様とも御心得被下常陸様並御村方御役人中之御指圖に御從ひ御家御取立被下候様頼上まゝおらせ候私事ももはや此上は致方之なく候精一杯の處にて候覺何卒御酌分け御大事に被下候様に與々も頼上申候清丸殿も此間御手紙御届け被下候得共未だ相見不申候私も今晚しまひにて掛川の且那件政候へば尋候様も無御座残念に存候返すべくも右の金子むら(舊のまゝ)にならぬ様に頼上申候委細は又の便りと申殘しまゝらせ候あらめて度可觀

六月二十七日

まの崎 退藏

御 姉 さ ま

尚々辰右衛門様に宜敷頼上まゝおらせ候子共衆へも皆々宜敷妻事並文太郎も宜敷申上候様申候以上

書中の清丸郎とは頼本から上府したらしい。此の便は挂川日記(全集五ノ九)に六月廿七日社細川公白金邸就關君託郷書並金十錠とある分だから文化六年のと知られる。此の時の且那は備中守資言で上の大隆公の嗣で有つた人だ。先生この時三十九。なほこの送金については更に述べたい事がある。

第三

かへす々々時候御大切に御設き成され候様念し上候

一筆申上候其後は久々御物邊に打過候所御揃さへく敬入せられめて度奉存候此許皆々相變り候事無之去冬は孫女

生れ申候名は出産の節御家系女正様御舍弟細川渡様と申より御茶を被下候其御使参り障子を取次の者明け候得は生れ候傍へお茶と名付申候乍御知申候其外何も變り候事無御座候然し乍ら當年五十になり候へば大にからたの工合は變り候様存申候得御前様には御丈夫の御生附なれとも御年かさの事故案入り申候いつれ明後年は無事にさへ居り申候へば是非とも罷歸り御目に變り可申候傍隨分御大事に御暮し可被成候辰右衛門にも隨分御變りも無ふ子供等も違者にくらされ候や妾女に出生は未だ無御座候や扱々孫を育て候は子を育て候より手のかゝり申者にて此節概猶にて最早揃もすみ候得共未だ肥立ち兼ね家内中大騒ぎ致居候さて又當年は御兩親二十二年忌と存候に付乍ら少金百匹差上候種々申上度事も御座候へ共明日大守様御返候故今紙手紙とも多く認め候故先御様子伺ひ迄此文認め指上申候委細は御宮へ申上候まゝ御出御伺可被成候辰右衛門様初め惜々へも宜敷御申頓上申候家内も惜々宜敷申上候めて度かしく

五月三日

棟 堂

御姉様

御中の「御別家系女正様御舍弟細川渡様」とは上文に云つた芳洲公子、好文の人で熊本藩で翻刻せられた影宋本尙書正義の例言も此の公子の撰だ。「當年五十になり」とあれは此の狀は文政三年ので無ければならぬが、此には疑問がある。

「當年は御兩親二十二年忌」とあるが兩親は前にも云つた如く寛政十年に亡くなられたから其の二十二年忌は文政二年であるの推測があるから。しかし私は二十三年忌の書頭でやはり文政三年のを見たい、淨土真宗の年忌の引方は十三回十七回二十三回二十七回と數へる筈なるも傍證とするに足りる

第四

此よりも久々御物遣禮通申候所益御機嫌克御入の事めて度存申候此元にて先は變りなく罷在候乍御私事も段々病身に相成格別其事はなく候へ共何やう大に老衰仕候お懐かしく候まゝいつも〱参り度候へとも遠方の事故心に任せ不申候私さへ斯様に年寄り候へはお前様にも懐かしと御案じ申候段々子供共にて御苦勞御座候山御歌き越しいかやうにいたし差上候へ共横田に委頼申上候まゝ御聞き可被下候右之仕合故暫くの内に何様にも御渡可被下候此元ちと片附候はゞ少々其事は如何様にも可仕候此は餘り少々に御座候へとも金貳百匹差上候しまゝ御用可被下候其御方にても金助御事もおふ下され(舊のまゝ)且又幸八にも委御買ひ成され度との事御尤に御座候此程にて初めての藝四年前おはて夫より二度送買ひ候へ共何れも不熟にて懸縁致し此節も段々婦女吟味致候得共とかく宜しき物に出合不申妻は年寄りに役に立不申さて〱困つた事のみ御座候

候の藥

青黛 天花粉

右同じ目方を粉薬にて用ゆ

目薬

黄柏 黄連 紅花 山梔子 等分煎じゆふ

はやり目のばせ目其外一通の血目などには此薬よくきき申候若し涙多く出候はゞ白礬を加ふ
今一方横田様へ書て上申候御聞き成さるべく候

其外いろ〱申上度候へども此節不工合にて目も悪しくよう〱謝所の手紙したゝめ候まゝ先宛々申候隨上分御養生

專一に御座候黒胡麻を少し煎りよく磨り御飯にかけ三度々々舞上りなまざる（し此は老人第一の樂に御座候日出席かし

五月廿四日

御師さま

懐 堂

まいる

この分は日歴文政九年の此の日の條に

作郷書積田常陸一斤 老婦二分 八代御系 大城顯名 安東煉平藏

と有るに物合するから文政九年の時に先生年五十六。因にいふが八代とは細川藩の第一家老松井山城で、懐堂遺文等に

有る上八代相公書を上つた人、御系は御系譜時のことで日歴同月十六日の條に御系譜賤賤近(郷)正齋と有る物、顯健は古文關鍵の略で、日歴同月四日の條に

古文關鍵二十部 一部五錢六分四厘 一大城 一山型 一陸山 一替平 (前後略)

と有ると符節を合する如し、顯名は其の題署をしたことらしい

以上四通の外二通は此四通の何れかにくつ附くべきか或は今存せぬの、斷片かを譯にしがたい

第五

日にいかに女(箱のまじ)物入候とも之をかくれば直に出づる樂

若荷の根に白く玉の様な物有り、其をよく洗ひぬまびおろしにに摺りつぶせは白き水出る也、其を白き箱にて搾り汁

ばかりを取りておどませ置けば下に葛の様な物たまると、其汁を捨て葛の様な物ばかりをよく干して粉にして、其を日に物の入り若は物の立ちたる時耳掻に一杯ほど入れる、間もなく出るなり

第四の書中と云ひ此と云ひ限について速りに述べて有るは先生に苦い經驗が有るからだ。全樂 卷七の廿一の與長煉經書に

來此一病連月凡百皆變、季秋微恙因行後園、命老奴割栗、奴捏芋極力擊擲球之未裂者激射弟右目、兩眸血湧々出即召
眼醫曉雨診之、芒之刺眸者無數、其折而留瞼眸者一如芥陰於玉申者孩不可忍、曉甫日來視、使弟仰臥忽聞日影極明處
用兩指張開上下眸、右手持銀鉤鉤出之、鉤之尖閃々未觸睛子即逸、因自思是芒不去遺傳將貽不幸大矣、遂勉強從事
鉤之三日強觸痛竟不可出、附之不可奈何者兩月、江開君藥鏡良藥一點即出少丈夫一日診者實天也

之を讀むと眸中のトゲを抜くに丸で指先や手の平の様な抜ひをしらしい。醫學の進歩しない昔時を思うて先生の苦痛に同情せられる。此に述べられたが江開君職の示した藥方か否やは断定出来ぬが、とにかく此の苦痛は良方を一人にでも多く知らせたいの念となつて此かる通信ともなつたらうと思はれる

第六

尙以兄弟之内小歌淨瑠璃など致して彼此他人の玩物に相成候由承傳候我等身内に左様の事致候者有之は先祖の恥に相成候石様の實事に候はゞ以來は通問も迷惑に候間相續可申候へ以上

之は何れ迄で書で有つたらうが、本文が存しても姉上に見せられたので無かつたかにも想はれる

水木の松崎家は

越其元先祖松石之通成行居候而至而數ヶ敷事に候儀當時立身之事に候得は亡父母へ被對少ヶ加勢頼も有之候はゞ手前随分世話致し何卒百姓に取立度儀々講家明歴敷を見候も我々真成次第共差細申遣候處退願も誠以及落涙候様子に而至極尤には引受候得共急に難任心裏道々は助力銀杯下し度候返書遣し申候夫よりは數年書狀取遣も無他事共差申越押移居申候退願も厚く志を勵候事にて六年前に小判拾兩程相送(文化十年より六年前は文化五年で送金とは一年違ふ再び思ふに)退願は當年四十三歳とあるを四歳の誤と見れば此の狀は文化十一年の作となつて兩親の亡年に送金の年月にも符合する)是を以て居居に致候様方百姓に取立候様に世話仕吳候様申越候間先姑(受取せ共上に而私預り置即年より段々村役人稱召番頼買地に遣置候田畑右之金子を受取し且又反右衛門傳買奉公仕居候も引取らせ家屋敷折相求百姓に仕付せ度と候是と世話仕候内此已前(この狀を文化十一年とすれば四年前)朝鮮御應對の爲御上使歸阪陸路守權御衆談の御方には林大原頭様對州に被成御下り候節退願は林家御前之御家來に被召連候而彼地相濟御歸之途申より暫く御取を頼當地氏稱召拜且兩親爲甚參勞々立寄私方へ八日程澤前仕居候其御地方へ土産銀三百目餘も遣し申候間其節之庄屋世話に而先祖屋敷様にて賣置候儀を致所望尙又外に田地杯も小々相求め難無く百姓に仕付當時にては農業專に出精仕候右之様子其儀方へ(不細申遣候へは殊之外安仕候退願儀當年四十三歳に罷成申候今以掛川候に相勤居申候下時

とあり、由緒書にも

其後便宜毎に書取遣り致す内退願舊里の事姉たつへ習養子參り女子一人男子二人出生何れも姉に成長は致候へとも零落の次第とも委し書加へ少しく助力有之度左候はゞ拙者世話致し百姓に仕付度と申遣し候へば退願も殊之外感深と有る。此を見るに反右衛門氏(先生の義兄)の代には餘程窮迫せられたやうで、之を今に傳へるは當主には御氣の毒にたへぬが、先生再進の恩に對する感奮の念を新にするを得ば望外の喜で有る

七、遊 錦 の 榮

先生は眞情の人で有る、故に故郷を戀ふる念は脱々として禁ずる能はずで有つた。渠中の諸作よく之を傳へる候なり其次第委しく申遣し退願も甚及安悦下時

懷 歸

三千里外九九年。無日無時不念親。定省空分音問調。關河迤矣旅愁翔。登山日懸孤旅泣。歸國夢猶碧海遙。早晚詩書成得業。北堂好見兩眉眸。

客中書懷

客舍十年幾瘦肥。空悲少小去親闈。共被叔姪今無恙。手植楊柳定數圍。落日但看雲斷斷。聽即久絕夢來歸。欲裁尺素問鄉里。河水東流解北流。

江戸の九、十年目ならば先生二十四五の歳だ、まだ郷里への第一信も致せられぬ中だもの、東流の次、北流の順、南するは獨り先生の思のみ

雜 談

故山我樹翠川津、東海花飛二十寮。五節時雲歸計在。綾鞋護侍僮遊人

江戸の二十年日は先生三十四五の説で金雲公子に随つて遊豆の行有つた前後だが、青雲よりも縁故が先生の心を惹いた

秋 風 己丑

秋風獵林木、雁々萬馬騰。天宇忽驚龍。登高變峻嶺。緩頰真可愛。奈此難堪何。故鄉今千里。何處是吾家
日澄雨飛鳥。惆悵立山河

己丑は正に文化二年だから先生年三十五

秋日臥病有感

故園何日省慈闈。多病多年心事違。雲騎三千夢難至。秋天無散靜空飛

は年月の指すべきは無いが三千里外寄命十年の頃であるまいか

晚 秋 新 扉

風飄滿天香綺門。一行新羅正黃昏。殷勤爲問家山裏。吾意中人存不存

晚秋得家中書

故鄉三千里。曾幾幾紀組。秋風自西來。忽得祖冬書。怕婦幸不棄。經子任寄歸。今歲秋稼好。汗那亦滿車
官吏已積負。蘇大積里居。昨日檢公稅。幾釀日獄念。致々城中素。言盡情何餘。願沃切担擔。感憤又憂村

變故須臾間。場來其何如。斯土雖信美。豈如田園蕪。何時歸去來。相見醉蒼廬

意中の人は猶存した。存して且幸に要てなかつた。先生が難處に酔ひたい念はいよいよ甚るばかり（行途には又 先生書
有家國萬里不歸得且住都城西難村之句と有るが、此の詩は全案には惜しい哉存せぬ）

其の歳暮を馳せる由國に發する日は想された。而も竟歸の花やかまを以て。文化八年先生は林大學頭に隨ひて對馬に朝鮮の使節と會するの一行に點せられて二月廿九日江戸を發して先づ肥前縣手浦に着き、四月十四日抜船して五月一日に對馬に安着し、應聘事終りて六月十八日に其處を發して再び手浦に入つたは七月の初だつたらう。此處で先生は一行と別れて歸を故郷に衣るの後京阪で追付くの自由を興へられたは 手浦浦奉別送齊林先生の五古の後半に

辭公松浦斥。家山且行過。家山何處西。田園久無露。双親寄漢子。爲子罪琴大。聊以一抱淚。向我丘壟酌

此行積古矣。或可報纖芥。而後追憂鬱。能及京海界。崎嶇旬月間。夢想隨文施
とあるので分る。さて呼子よりは再び船で長崎の西を迂回せられたものか、陸路唐津から久保田津早に出られたかは知らぬが天草洋の一角島原半島の口ノ津に船かゝりして

口 津 飲 風

鄉樹離々見。望浪淪々深。西風半帆耳。日斷海山岑

夕艸舟人語。明朝合久風。刺鮮柳小飲。飛雨又芙蓉

離々として郷樹は見えるが無情の雨は芙蓉。蓬底の小飲はどんな氣持だつたらう

八月第二日、二十六年振に故郷の土を履んだ先生は若黨三人を隨へて飯の迎ふる一族が村中に堵の如くなる中に吸ひ込まれた。流石に實家に入るは若黨への手前も有つたので、山緒帯にも

某(横田)が宅を菊里の體にて召具し僕家米少兼共に八日程滞在致しける

と有る。さて熊本藩では聘用後侍頼後は殆ど何の關心をも有たなかつたが、幕府使節の一名である以上相應の敬意を拂は

ねばならずとなつて、村人に夫役を課して松崎家墓地を初め通路の手入までしたので、村人は備俗その立身の火なるに米れたと云はれる

八日間の最大の行事は兩親の追善である

秋意前一日齋居感懐

滿天霜露降。樓窗當此時。悠悠齋居意。無言有餘悲。一。高堂發百言。結髮向東歸。遊踪十五年。莫承一日安。風御節古人。鳥醫慶今昔。伯帥亦老夫。書篋久寂寞。田園業蕪無。丘隴誰誰掃。哀々新篁月。獨採秋水釣。秋水清無魚。汀洲芳可薦。生竹且夕動。死蕪一開羹。爲子終知是。惻惻空愁絕。欲彼負米子。菽水亦怡悅。

贈磐谷子

風林無靜葉。鏡子正歸來。五畝舊田宅。蕪蕪舊水隈。双丘寄西野。寥落秋色和。題華杜猿翁。拜跪破菴者。歸旅三千里。酒掃又幾回。有子第如此。無子意悠哉。空以春川源。一時河夜藻。夜寒長寂室。斬然五內摧。祇應懷末路。令名以爲歸。

眞實眞諦半讀するに勝へぬとは此種の詩だらう。但し前詩の十五は廿五の誤植で無いか、この時先生年四十一で東遊後二十六年だから、又後詩の館水は屋形川のこと、横田氏の奉仕する四苦神社の標を折り刺して先生の故宅の後ろを流れるものである

第二の目録は舊師横田常陸に會つて積る思ひをほらすことだつたらう。然るに好事處多しで常陸は此の時に重祿の床に就いて居た。由緒書にも左の如く有る

其國文政成は大病の床に臥しけるを與藏は幼年より世話になりける恩顧を謝し厚く介抱など致し盡させぬ名域を惜しか落談せきもあへずして復又江戸の樓(方)に趣きける

第三の目録は大城多十郎船に關して前年の経緯を語ることだたらう。然るに船も亦上に述べた如く其の七月二十五日に死去せし故に十日足らずの事で其の妻にさへも臨まれなかつたは先生も嗚遺憾で有つたらう

主なる目録は以上で有つたらうと思ふが、此に思はぬ福音が先生の耳に入つた。無論先生は福音としては受入れられなかつたが、大城家では嗣子準太殿に會はれたが妻居中とて、熊本藩三家の一の吉主福家司役中由市之進が諸事引續て世話して居たが

此度歸參可被仰付候に付右様相心得可申

此度は被召歸候間ゆるゝ逗留可致

と傳へたことである。市之進名は昌鶴字は公幹、默齋又綠川と號し祿二百五十五石、時習館では訓導で有つた。而して中山の言を先生の受入れられなかつたは掛川藩への進を重ぜられたので有る。遺文等に在る大城先生新情書に越之島飛樂於燕と書き起したも其の爲で、文中の先君子祝面裏之は多十郎氏の往年の稱號、當時年少氣盛不能自檢以終其賜は房州藩で厚意を無にせしこと、今執事相先忠愍先業は今度も復歸の爲に力を盡すを指したのだ。先生の言を尤とした中山よりは左様候はゞ以前亡命の御御有知御國幕參江戸御座敷立入願指出候様御内談有之

よりて先生は

其明年準太殿迄右願書差出候所廿九年(文化十一年で願書差出しの翌々年)御書附を以て準太殿迄「與藏奔命の罪

御免被成下御國元江戸之御屋敷立入等願之通被仰附

の始末となつた。是で見ると亡命者は墓參も許されぬ制度だつたのに、此く歡呼の裏に入國せられたは林家の隨員となつた餘光であり、其餘光は更に熊本藩召聘の機運さへも作つた。さて此の時順序から云へば佐藤一齋が連れられるべきに先生が加はられたのは一齋の父が高齢で有つた爲に半年餘も膝下を離れるに忍びぬ爲で有つたと云へ、又大學頭にも深意が有つたと見るべきだらうと私は思ふ

一齋との關係について一つ考ふべきことが有る。先生は明和八年生で一齋の安永元年生よりは一年長じて居られるが、中年には安永元年の生れの如く稱せられて居る

釋落居士（先生の戲號）現世二十二年寛政五年九月十八日―釋落舍記

余與大道（一齋）同年生云々―歲暮寄佐藤大道詩跋

の如き其の明證だ、又林家に入門せられたは十九歳の時だつたのに送澁井子要序に余十八九時見澁井子要于昌平學院と有るを見ると林家入門と一年少く云はれることには關係が有りさうだ。よりに私の妄想を馳せると此は一齋に一步を譲る爲の方便で無からうか。大學頭と一齋との關係は特別なもので新參の先生が如何に顕異なればとて其の間に割り込んで一齋を凌ぐを得ることは無論考へられぬから、何か其處に一齋と同年だと稱して弟視して貰ふ方が便宜な事情有つての事であるまいかと云ひたいので有る。さる一時的の事だから後には明和八年と云ひ改められたと見えて壺谷宿陰の行述には

弘化元年四月廿一日易簣於山房之正寢距生明和辛卯（八年）九月廿七日享齡七十有四と斷言して有る

閑話休題、その後も細川家では先生召抱の談が相應に進んだと見えて

其明年島田嘉津次殿御出府に付御逢被下 先年御國元にて御内意有之候節主家へ對し被召出候儀御免申出候は尤の事に候此度は自太守様（細川侯）其御主人（掛川侯）へ御貫被遊候間左様可存と被仰談候其節私申上候は私を抱候攝津守存生に候はば奉長候へ共最早攝津守備後守も死去の事且私身分も今は隱居一子彌六へ家督も被申附候たとひ私主人より御請被申私被指上候共私所天を移候事は攝津守備後守の亡靈に對し面目無御座候間何分此儀も御免可被成下 身分は隱居の事ゆゑ御用も御座候はゞ御家來同様にて百姓同様にて被召使候儀は被仰附次第に御座候へ共唯御家來と申名目は所天を移候事主人御受被申候ても私は御請難仕候段申達候へば 此又尤の事左候はゞ明春より職五郎様へ御會談に可被爲召追て太守様にも御目見可被仰付と被仰達候

の經緯であつた。島田嘉津次名は貞孚號は撫松、家老職兼大奉行となり祿千二百石、其功は鑑感公を助けて寶曆の治を成した堀平太左衛門に亞ぎたりと稱せられた、文政二年歿、中山默齋も其の薦引を受けた一人で有る。さて全集には收めて居らぬが肥後先哲偉績には復默齋先生書を題して漢文を一篇出して有るが、この遺墨は今も存して居る

復啓日月愈邁瞬息萬里展調如昨忽已三載中間一脩起居以謝來教之辱不知能不浮沈否 今夏關左冷熱踏行殆如瘧疾之在體伏惟年翁先生福履之所綏履良益佳至祝 中略 辭違之日私願所云々東還後宜蚤達之左右以躬任弱國既經四世心有所不安跡去涉嫌疑正料與師友商議決其無咎遂致此滯滯耳入春以來疾病侵尋衰懶相仍犬馬之齡四十三而舊時震奮昂々之氣索然同盡頼及未填清壑得蒙赦宥猶有此挽回是萎茶又以至十五年生成之洪私耳 儻得所請而今而後視息之久近皆年翁與大城先生實錫之其爲銘心鏤肝宜何所喻也 鄙情疑曲呈大城先生書具之會晤時伏請電瞬而進退之下略

展謁如昨忽已三載と云ひ齡四十又三と云へば彼の墓參の翌々年だ。上に引いた所では墓參の翌年願書を出したと有るに此の書によると翌々年に始めて出したかに聞えるが其はとまれ、島田家老の話は許可の翌年だから此の書を出す時には先生の猶夢想もせられぬ所である

さて島田家老の言の如く家老より話の有つた翌年に職五郎様への會讀に召出された。職五郎とは増細川氏系譜便覧によると細川侯第十代齊致の子第十一代齊樹の弟で名は致詮、寛政八年に生れたが文政元年に年二十三で卒して養浩院心境義完大居士と號せられた人。さて先生の召出されたは文化十三年だから文政元年までは足掛三年に過ぎぬ。而して家老の言中の太守様への御目見は遂に實現しなかつたは文政二年十月に島田家老が逝去したことに影響せられたかも知れぬ。此は先生としては心外の事であつたので

今は御國に首丘の願も相叶不中候へばせめて御當地(江戸)にても御國の方角にと存候て只今の隠宅(羽澤山莊をいふ)江戸西南の果へ引移り云々

と述べて居られるには誰か一掬の涙を流さずに居られよう。此に附け加へておきたい事がある、文化十一年に細川藩から舊符を許されて翌十二年に掛川藩に隠居を願ひ出られた事は今日の考でいふと郷里へ歸られる見据が附いたからの豫備行動で有り、それにしては中山島田の諸氏に對して連りに所天の移し難きを述べたは僣態に過ぎる嫌があるから、一言先生の心事を辯じて置く。先生の自ら記された物に

隱退之次第は私當家四代前備中守世嫡子攝津守強て被招奉公仕候所不幸にして攝津守死去、嫡子備後守家督仕候所此へは格別懇篤に被召遣候、然所備後守男子無之且は少年の事故(按ずるに卒去の時二十九)深慮も無之堀田故豊前守

(按ずるに近江國宮川の陣屋)三男を假養子に仕候て在所へ休息罷越候内意外の事故に死去いたし候、實は別家も有之候事故自此相繼可申候所彼此の嫌疑等も有之道澁以來嫡流の血統相絶只今の攝津守事は堀田姓の事に相成り、右故二姓に仕候不本意を不忍且二代恩顧に報候爲心力竭盡胸背痛甚敷右故九年前對州表より罷越以來退身と奉存候へ共今世の時宜右様にも難相成病氣を以て隱居願指出し推て相願候故先隱居被申付六年前一子彌六に家督被申付云々と有るを見れば僣態どころでないのが分る

しかし先生は何時まで郷藩に未練が有つた、文政四年辛島鹽井が久し振に時習館の教授となり儒員を増されると聞かれると、大學頭に對して

郷藩時習館へ新令被申出助教辛島十餘年闕職の教授被申附訓導師大城準太被申附此迄訓導師四員の所八員に相成り句讀師六員の所十餘員に相成申候江戸屋敷には前々訓導師一人勤番仕候所儉約にて相罷只今年御門下に入候句讀師野坂源助一人有之のみに御座候得ば定而何様にか誰にても可被申附候哉と奉存候所于今何の沙汰も無之候郷侯井百司とも奈何の存寄に候や測知られざる事には御座候得共私之進退には此時と被存候、何卒郷侯へ御緩接の次可なりに用立の者の候間被召出候事は彼太田家致仕の主意も有之候へ共出入に而目見へ及身分相應の用向被申付候様可然など、御薦下され候様奉願候 右の志願相叶候は、國許姉へ歸省の事などは猶又追て申出候手段も可有之と訴へて居られる。古人は父母の爲に仕へると云つたが先生のは全く姉の爲に仕へたかつたので有る

八、松崎家以外の書翰

既に引いた如く松崎家へ通信が有つた時は、必ず横田氏へ更に悉しい書翰が來たのだから、資料としては寧ろ横田氏へ來

た物の方が貴いのだが、遺儀左事には横田氏が退轉せられた爲に其の行方が不明だ。(一)通だけは「空谷の恐言」の條に出した)。肥後先哲傳稿の成つた頃(明治廿六年)には横田氏死の書翰も存したと見えて全文ならねど三通を引いて有るから左に出さう。

松崎横家書簡抜書

一、横田常陸ヨリ書狀ヲ遣シ歸郷ヲ促ス、返書ニ曰御番中にも被仰下候御禮の儀も日夜心掛罷在候得共三百里の山川被深中々容易に兩三年の内には木立雜蓮と奉存候浪々御懐か敷且御兩親様御傳聲被下候にても落涙仕候事に御座候尙又十歳の内外の松次郎と申す時に年齢は暮しく遊藝得共心は替り不申候に付可然被仰上可被下候略々

一、横田常陸ヨリ新轉ノ札ヲ送ラレタル時返書ニ曰私は御存の通罷在候に外よりの御札御答等は一切受不申候得共氏神の御札なれば大切に仕申候さりとて神紙を嫌ひ奉り候にては無御座候不淨の左家に候得ば萬一粗末に相成候も勿論無之事故掛け構ひ無之御札等は一切受不申方宜敷と奉存候

右附啓ニテ

當三月十一日御城へ被召罷出候處左之通

太田權澤守家來主次祖父屋居

松崎謹堂

學問宜候遊進御禮候依之御序之徳御目見被仰付候

右於郵局間越前守被仰渡

四月朔日御目見 御白書院御納戸傳と云間にて

板倉周防守被渡

彼地ヨリノ紙面(按ずるに此は前のと懸るべからざる物だ、前の「右附啓ニテ」の一行と此の一行と入り違つたので第三通とすべきでは無いか)

二十八年前御赦免御國(幕參江戸御屋敷立入も願之通被仰付(此等は先生四十四歳の時、其を廿八年と云へば此は七十二歳の書で天保十三年)養浩院(總五郎)御侍講も被仰付猶又隨院院祿(十一代齊樹のこと)御目見も可被仰付御内意準業、左候は御供も奉願奉參此度は縁々返留とも相樂奉持候處無其儀、尙太守様御家督の始(十一代齊護を云ふ)齊護は年廿三で家より入りてて本家相續(林家へ御入門にて私儀林家御代傳に被召候御内意も御座候、左候は此度こそ歸郷と相樂罷在候處此又何やら議論御座候て何の沙汰も無之、扱々人生之事後へ此へ、去らば見苦敷とも單身歸郷と奉存候得共其様致し難く、遅々の間婚も死去私も六十翁に相成(齊護の相續は文政九年で、先生五十六歳の時その後數年を経た書方だから六十翁とあるに合ふ)最早歸郷は存留り此中に泮伏持死計候處死もせず中略、年忽七十二歳に相成讀書の外異事打捨居申候處天も未だ御見捨は無之當四月初の事有之少し氣力を得申候、扱此條者御目見之事御當家初より二百餘年の内享保十二年秋生惣右衛門と當年私計に御座候、中に珍敷事は享保十二年三月十一日狙掠若御城へ被召水野和泉殿被仰渡四月一日御目見、私も三月十一日被召水野越前守殿被仰渡四月一日御目見、年代相去る百十四年にて天保と享保と、十二と十三と、翁は六十二歳私は七十二歳、越前守は和泉殿七世の孫、皆一樣の事に其相違は二字中一文字の事奇なる哉、傳稿は其享保十四年正月十九日に六十三歳にて死去、私も來正月は七十三

に御座候、若狹翁の先例の通に候はゞ鐘鳴漏盡と申ものにて御座候、扱別紙一通は父母の墳墓へ此事告候印迄に惣共へ遣し申候、此度の次第惣共へ被仰聞、右の次第にて墓所告候様被仰付可被下候○尙以金幸輩小歌淨瑠璃杯覺候て郷里に玩ばれ候様に何とやら申す人以前參被申候、右様不埒の事致候者私身内にござ候ては實可恥事にござ候、左様の者候はゞ急度御叱り、相止候様被仰付可被下候

此の最後のは先生一生一代の曠がましい事で其の得意想ふべしで有る。之を傳へられたは先哲偉績の著者に滿腔の謝意を表せねばならぬ

次には木倉村あたりを支配した大庄屋三村家に寄せたのが有る

舊臘御來示今三月園木生より相達拜見仕候先以薄暑御座候所益御安泰被成御座珍重奉存候扱は去秋者始而拜顔仕別而横川方迄御資臨被下千萬忝仕合奉存候其後御禮にも罷出候所廿七年にて罷歸候事故地理不案内且又大學頭在京之内追付候心積故甚指念失敬仕候右に付着後早速書中御禮可申上候所却て預尊示且は木倉先祖之屋敷地も御世話を以内願之通復舊仕候段千萬感銘之至奉存候右御禮申上旁小簡奉呈候時下冷熱之交千萬御自愛專要奉存候恐惶謹言

五月七日

松崎退藏

三村和兵衛様

左右

前に引いた横田氏の「其節之庄屋世話に而先祖屋敷譲りに賣拂置候を致所望」の庄屋は即ち此の三村氏。三村氏は累代和兵衛と稱せられたが此の時は信道通稱章太郎と云つた人。其の父和兵衛初め村の庄屋となりて效あり隣里三村を兼ねて

功俵揚つたから藩之を褒して三村の氏を賜つたといふ。章太郎は中山黙齋の門に學んで高足に列し、後仕へて郡代附となり惣庄屋兼代官に轉じて文化八年より文政十年まで矢部郷を管して居る。矢部郷は木倉村よりは數里奥で上に引いた由緒書に「矢部方へ藥など賣りて」と先生の父の事を述べて居る處で有る。章太郎は又嶋田嘉津次とも同門親善の仲だから先生の事はかねて黙齋や島田から聞いて景仰するあり、此度郡府御役人の一員だから、特に往訪の禮を盡したものと想像せられる

この他に私の見たもの數通あるが何れも家常茶飯の事で、先生を知るに足るものとしては木下犀潭や園木光愷に與へたものゝみで有る、流石は相手が學人だから

犀潭に與へたのは

肅啓行李御教束中夜來風火之警既就撲滅之様子御座候得共咄々怪事に御座候今日は是非拜別可罷出奉存候得共夜來之風寒故復々散々宿疾引出何も出行不相叶候間以書中陳謝仕候

高文妄意評御取舍可被下候拙筆任仰妄揮陋劣可愧但近日所見其内に御座候間御一粲可被下候此心經近衛豫樂公之書祭酒所刻跋尾筆者福山相公に御座候外尙書大傳一帙甚少書に候得共古今尙書之學無出此上者宋元以來零星錢本に相成候得共尙書之學得此而入爲正路と近日相定候故手當り次第此冊取入置候山中白雲外無他物候間二物聊表寸忱申候御一笑奉願候御歸府後諸老友蒙里書候御方に可然奉願候別而園木生へ近日衰老之狀宜敷御傳可被下候困中不能續々長途千萬御保壽御勇健御跋涉奉祈候草々不具

閏月五日

松崎謙堂

木下宇太郎

右は日歷天保九年閏四月の條に

二日木下宇太郎 兼廣 來書別 留而設酒 下用因小鯨魚(その前に因小鯨鯉鮮魚一籃とあり)爲作一詩並錄漢洛想上二

類句與木下生

想上東山樂倍宗叶 陶唐虞夏夕陽新 勸君勿出陽關道 悲強流沙易誤人

五日 讀木下生勝龍寺記 使君輔佐致付豫樂公心絕尙書大傳爲隨

と附合して木下家には尙

漢洛關関次第經 日西方寒苦楊鈴 還自海門弄洛酒 尼山面目卓然青

想上……………易誤人

昔近作二首以爲木下士禮

明復

の一幅も存する。此時厚澤は天保六年件讀に罹せられ申小性に罪せられた後で三十四歳で有る

漢洛の詩は先生得意の作と見えて此の外にも書かれたのを見た。之を送武元君立(全集卷十九の十三)

再逢千年道源漢 四分五裂老佛流 直清伊洛川中去 湮泗源頭關孔丘

に比すると思ひ。此の再逢の詩をも佐藤一庵は

氣概高尚此詩可見任道之篤若夫半上落下之歌弱漢何曾道破得只覺放蕩議論恰似陸九淵口吻了

と評して居るが、後の詩の評をも知りたい者だ。大傳を以て尙書の學の正路とするからには既に伊洛川中をを洛泗する人

では無い

尤拙字は尊華は今の木下への對中に岡木生と有る人だ、八代の人で歸州の松井山城に仕へた人、全集卷十六に松岡木尊華

歸地、卷十九に書劉長卿集後贈尊華の詩が有る。尤情に與へられた書中に曰はく

小猶華伴爾來御疎務罷通候所彌御安泰起居可有御座泰敬者候僕儀一事不遂忽然五十餘新萬轉邊候者は唯病與懶與白髮

耳年來歸樽每慕之願も不能果惟恨千萬華存候 尊兄にも御東游之志も不被遂與僕同歸之語同然之事と奉存候 乍然山

澤草木は悉皆埃埃外之物實更於其間何ぞ高士之價を害せんや比二儀之休退身に而車馬塵泥之底に計治 其勝萬々たるべ

し斯華究竟難悟他人は申忠も無御座此節兼東游御叶被成候とも徒費歲月耳一向人物測計御得益之事不可有候 今日之

念は御事務之間爾古人之法取九經三史回熟熟通道徳仁義も經世濟人も悉皆在此候今は此様之料簡に相成候得共家累

日難退休人に而門戸に當り候事なれば何分不如意候古人所謂讀書欲精不欲煩用心欲純不欲雜讀書務博常不盡意用心不

純乾無空功今擬御東游たりとも此博雜二字之功に不適當候等も少壯博雜之初に爾數所五十之境に至り候得は其博雜之

用功は水解散散無分寸之所謂一不成二不成強弱無及候此愚陋親觀之說勿親爲老生常談也精與純我見今日之急務又是

與世推移之實學也 種々相候所我見東游は十九不可通願と推察之次第御座候九人一物に而も胸中に濶濶有之候得者

何事も出来不申ものに候候座胸中之指物も險却被成前文經史之九三にて漢唐名儒之跡と被述候方博雜に而今世之弊弊

聖と競争よりは不勝候や此話蓋長草々舉一緒而已 申時 燈下忙忙涉筆不能一々但前表は眞實不恭之論御照覽可被下候

師門大小御無異に御座候 時令不定千萬隨時調換奉祈候恐惶謹言

五月三日

松崎 惟 堂

五 展

鐘銘 一笑覽 此銘も千年後始而入中州候此中微意有り奈何

と、此の鐘銘はいはゆる對馬國府今宮鐘銘で、其の跋文は跋文等に有りて拓本之中州自余而始也さへ一致する。この跋文は文政二年の作で、此の書翰を其の翌年とすれば先生正に五十歳で辨中に五十と所言せられたと復一致するから木下氏への書翰よりは十八九年前に當る。

私は著た書物で注意の到らぬが有ると其を指摘するので物議を招き易い、學問の爲には之を剔抉するが忠實だと信ずるがさうで無いらしい。復口編を得るかも知らぬが此の鐘銘の跋文も全集のと拓本のと違ふ、常識から云へば拓本のが定稿でなくてはならぬ、すれば跋文に既に一方が出て居るのでから全集には定稿の方を出して貰ひたかつた。全集には同じやうな事がまだ有る。卷十四の評佐大垣步帖日録の一篇だ、步帖日録は今佐藤一善と及び其の門人に採録せられて居て、先生の此の文は其の評語だ。一善は獨り江戸に遷つたものゝ苦が師苦が友の日々の生涯を想うては神往に勝へぬ所から今日は何處に居られて此な勝事も有らうと逐日に叙したので有る。隨て先生の評語も步帖録に採る者で、全集の佐君乃重換之者 此原祖乃重 雖國字頗汎、猶根乃重 爲是は皆それ〴〵に項を改むべき者だ。それとも知らずに此の文を見たら支離極つた場語としか思はれず、爲に先生の光輝を玷けよう。友人の文を評した物を集中に収めるべきか否やは論外として、此の記載法は絕對に不好だ。又此は材料が手に入らなかつたのだから替むべきでは無いが知陶公飲酒が僅に一首しか教められぬ(卷十六の三三)は遺憾だ。此は陶淵明の飲酒廿首をすべて和せられたので一時評判の物だつたか幾通も

遺墨が存する、此の首に

余竊欣章中年以來加以衰樂之感每得嘉酌意頗暢然仰誦陶公飲酒之詩用自勸借時有滯滯四顧其類以體之日月漸多忽滿
原什當其困頓時語之聊亦自娛耳甲戌晚秋十五日

の小引が有り、昔有大物主(全集に有る分)が其の第一首で二十首を繕へた後にも亦

陶公挂冠時年四十三 其飲酒乃云 終死歸田里々復一紀 則其詩大概成於五十四五之際 余退休比若翰一書而此詩即四十四歲中已作 則飲興之屬於公殆十一年矣 是歲晚八夜醉起整衣手曳筆說者屢矣再飲一大盞終此卷 當歸山人五歲で作られたに先生のは四十四歳で成つたから、陶公に比して十一年前から意識して飲酒の興を樂しむことゝなつて、この點は十一目的勝と自ら審判せられたので有る。此の詩卷の小引や後記は時々の意に任せて筆せられたか語句の相違も有る。掛川の山崎氏には

乙亥上元勉疾書銘致仕後二十有五日

懷堂陳人 松 崎 復 手記

の落款が有るさうだから最も早く出来た分だらう。拙稿も餘り長くなるから詩は之を載せぬ

九 懷堂の讀方

先生の名や號の讀方についても一言したい。先生の名は復、字は明復、通稱退庵で懷堂と號せられたことは周知の事だが、實は懷堂は隱居前の雅號、隱居後の通稱である。又明復が名で希孫が字で有つた時もある。希孫明復一を折ちて名と字とにせられたもので、玉編の著者顯野三吉は希馮の希馮野王一同工だ。朝寢侯先生の名は顯馮字は景范たるも景

范祖禹(范祖禹は唐鑑の著者)なるは無論である。扱これでは明復は初の名、後は字であるので、さてさてやゝこしい。この懐堂をコウドウ(表音的に記した)と稱へた事は下の様な話でも分る、彼の國木光俊も、初めて先生に會つた時は、先生の待遇が此人の意に滿たなかつたさうで、此人が何がな皮肉をと考へた末「先生近頃國の方では妙な歌が流行つて居ます」と云ひ出した。國の方といふので先生もツヒ釣り込まれて、「それはどういふ歌」と問はれると此人早速「コウドウ(枯葉食へ、と語ります)と答へたので先生も苦笑せられる外は無かつたといふのである。此は原本邊で鼻の事をコウゾウと云ひ、鼻は枯葉にても食へと畢しめたのをモチつたのである。

然るに近頃「先生も宋學の間はコウドウと稱へられたが、晩年には漢學を主とせられたからケンドウと改められた」といふことを西村碩園翁が語されたに耳にした。又狩野君由博士は「松崎は漢學を唱へ乍らコウドウを改めぬは徳齋だとその當時非難せられた」と島田龜村先生から聞いたと私に語られた。丸で正反対だ。何といふ名の上でやゝこしい先生だらうこの漢學云々とは手近な四書で云ふと懐の字は孟子の公孫丑上に行不(横)于心、同下に吾何慊哉、又大學の此(謂)自謙の鄭注に謙(慊)と三見する。而して大學の經與釋文に注讀音(慊)徐音(謙)反(孟子は釋文に收めぬ)とありてケンの音たるを明すから漢學ではケンと讀むべきで有る。然るに朱子の注には大學の時に苦勸反(公孫丑上)の口勸反又口勸反、同下に口勸反上では快也足也、下では恨也と解したから音を異にしたと音を出したから、コウの音は口勸反を用ひたので即ち宋學の所立だとするので有る。コウの音の新しい事は宋代の四種の字書を比較しても分る。

廣 韻 苦兼切 恨
轉韻韻略 同 恨也快也

備 韻 同 恨也
類 篇 苦兼切 意不足 同 上 詰叶切 是也

私が得た資料によりて原本に於ける先生を叙すれば此の如しだ。今稿を終ふるに臨んで先生の一面とでもいふべきものを附記したい。猶詞章所は大正十三年の京大の支那學會でも先生と同じに記念祭をせられた人だが其の敬所は先生に對して當時江戸にては佐藤一齋松崎退藏兩人を大家とす。松崎林家の學問なれど性理の學を不好。故に一昨年、余が往筆者せし理學類編の評を見て「大半其所見と合す」とて甚悦ばれ、主人大腕に在れば近來の中には上京し敬所に見んと被申候由

と云つて得意になり、又

近來何者か讀者番附出候由

東 關 松崎 佐藤
西は 老拙 關藤 山陽 小結 朝川
と承り候 愚山

と有るは眞に世に出た番附か敬所胸中の月且か未詳。又

松崎氏殘本の石經を珍重すること畢竟學者の物好き、經義に於て補なきなり

と有るは經義に對する見解の相違だから如何ともしがたい。君山博士に聞いた所では、林大學頭石經を御覽せられて

此は大適（佐藤一齊の名）には出来ぬ仕事だ

と嘆賞せられたと有つた。大學頭は流石に名門の出でもあり天下の重きを以て任ぜられた文有つて器宇の宏大は先生も及ばれなかつたと見える。私は中根氏の香亭隨筆（一）で見たが後に國文の或る隨筆の首にも出て居たを幫附いた。無論その方が粉本、對馬に渡海の節大風浪に會はれて船中船草を感じぬは大學頭と先生と最も暗愚と云はる僕との三人、先生大いに痛快がりて大學頭の前に出た

この風浪誠に愉快極る。何卒彌が上にも劇しくなりて此の船支那にも漂着せよかし、今日漢土の學者に心にくまきや有る。某先陣承りて片端より薄き倒して皇國文運の盛を誇りてんものを、ゆめ頭殿の御手を煩さじ

と豪語せられるを聞きすまして

物は中庸を貫ぶこと其評も莫有知の上だらう。此の風浪に困しむもの固より弱しといふべきが又この爲に常度を失はんと云はれたには先生も言無かつたといふ要領だつた。大學頭は先生より四ツ年上でも有つたが

此で筆を置いては最後に九天まで持ち上げる傳記の文法に合はぬが、「私風情の筆で先生を侮せられるものか」は前にもお断りして有る

明けて辛未で有る、先生の誕生昭和八年辛卯から百六十一日目だ。この記念すべき年に、此の稿を成し畢へて地元顯彰計畫の題詞なる發展を切望しつゝ、筆を断く

（昭和辛未一月五日）

日本書紀と今昔物語との漢字の用ひ方

吾人の祖先が漢字を用ひこなすまでには幾多の誤ぐましい辛苦がくり返されたことと思ふ。然るに萬葉集の用字法は夙に萬葉集用字格といふ專書さへも出た上に今日なほ幾多の論議が加へられて居るが、其の他には餘り及んで居ない。萬葉に「昔」一字に記したのが存して例證し易いからでも有らうが、餘りに片手落のやうでもある。私は今、日本書紀と今昔物語とを材料として、其のいかに漢字を用ひられたかを考察して以て吾人の祖先の尊い努力を述べたい

書紀は古事記が出来た後、僅に九年の養老四年に世に出た。漢土の人にも讀ましめんの指負で有つたとも云はれるから、當時の漢字使用の最高塔たりしは疑はれぬ。此年は柿本人麿の死後だらう。太安履は其の七年に、大伴旅人はその十一年後の天平三年に、山上憶良は十三年後の天平五年に、令人親王は十五年後の天平七年に、山邊赤人もこの時分に亡くなつて居る。萬葉集で云へば巨匠の林立した最も華やかなつた頃だ

書紀の漢字の用ひ方には大まかに云つても左の二十の場合が有らう

一句末に助字として之を置いたこと

日本武尊發跡之 白日高見國環之

隨狗而行之

二也とあるべきに之を置いたこと

難古風之非良何從 吾婦女之加似不肖

今我也弟之

木綿 天日鷲が作つたと云はれる。玉串や注連に垂れたをユフシデといふが、この時はカズの樹皮を折いたまで
有る。故に今日いふ木綿（本草に木綿に草木二種あつて文（註）廣（州）のは木に似、江淮に種りる所は高さ三四
尺、實を結ぶこと桃の如く、中に綿花あるは草に似たる者なり）でも無く、杜仲（一名木綿のそれでも無い
と山ありげに見ゆるが、今日その薬歴の知られぬもの

重皇后之昔亦取干支之義（仁徳四十年）

今星川王心懷悻懣行闕支干（維略二十三年）

吾知汝背之非以干支之義不得也（舒明即位前）

この三は皆兄弟の義らしいが、今日漢語にその山は見えぬ。雄略紀には女子に改めて見る説も有るが、他の二
には通ぜぬ、十千のみならば甲（木）の兄（乙）（木の弟）だから縁も有らうが、十二支も伴ひては

王將不恧水土不調（觀仲六年）

釋迦佛遺像記にも上宮法王統柯弗恧于食とある

今本周書金縢に有疾赤瘰とあるを許慎の説文には周書曰有疾不恧と出して有るが、漢籍にその用例とても無いに
此に有るはゆかしい。水土調といふ語は藤原實方樂志に水土既調三極泰文武畢備九區平と有るが、この意に合
はぬ、何か別に出典が有るのだから

志今日傳はる解釋よりも異なつた者を用ひたるべきもの

皇后於此心真殿殿不知所知（垂仁四年）

島中無水不知所爲（景行十八年）

爾爾歡喜不知所如（舒明前）

消勿（人名）等皆歡不知所如（孝德白雉八年）

不知所爲で有るべきに三所まで所知と有る。楚詞九章の遠不知吾之所如の註に如之也とある其では通ぜぬ

天神謂伊弉諾尊等曰宜汝往徂之

勅皇孫曰宜爾皇孫就而治焉

徂にシラスの訓が無いから、普通には箭の誤と片附けて居る。然るに成務紀に治天願人の語が有るを韓非子守道
の謂天願人而明賞罰に採つたとすれば治と徂とに密接な關係が生じて往徂とも讀のまゝによい
本語が反對の意を表すことになつたもの

田道雄既亡遂報讎何死人之無知邪

このまゝにては死人之無知に來れたまららう

萬懷遺心故隱此山中早須滅族可不意歟

このまゝにては意るべきことならう

志出典ある文字を用ひたもの

此神有勇悍以安忍

史記義縱傳に以勇悍從軍、左氏隱四年傳に阻兵而安忍

陛下安野而好敵

晏子春秋に國人皆以君安野而不安國野黨而惡人無乃不可乎

天皇願考古道而爲政也

魏典の傳に熊羆考古道而行之者帝堯

志出典ある文字をその場合に適切ならしむべく改めたるもの

天地未剖陰陽未分

淮南子に天地未剖陰陽未判四時未分

定功行賞

魏志明帝紀に論功行賞

神淨名川耳尊孝性純深慈慕無已

梁書陸倕傳に淳深孝性 後漢書陰皇后紀に性孝愛道慕無已

川上鼻師感其童女容姿則携手同席

毛詩北風に車面好我携手同席

率土之上莫匪王對天之下莫匪王域

同北山に皆天之下莫非王土率土之莫莫非王國

主特に其の語句を擇んで用ひたりしきもの

對曰吾先啓行 左氏昭十三年傳に元戎十乘以先啓行

雖平天下卷有八訓 尚書大禹謨に皇天眷命奄有四海

其地形險易及人民閼不 毛詩豳民の邦國若否の箋に若順也順否驕驕否謂吾思也

大古史の成文を巧に使用したるもの

吾夫君尊何來之說也 史記荏澤傳に吁君何見之說也

皆曰不從是命急難之勿失 漢書高帝紀に此天子氣也急難之勿失

大禹乘桀にていはゆる鏡書に似たるもの

在此貴君尊等欲遠上國 大市頭降後如常無異集解に大市頭は大刀頭の訛として居る

大刀頭は環で即ち廻るの體語なれば時の上に鏡に此の三字をおきしもの、寶篋はオモの音をも有す

平簡後にて用字例の異なるもの

車駕止之堂行三年 乘輿車駕同四年 天皇車駕同十二年 仲哀八年 乘輿詣于尚城宮(仁德三十年)

乘輿は至尊を稱し、車駕はその動詞として居る

車駕至自吉野宮(雄略二年) 車駕還自櫻湯(舒明天十一年) 車駕幸味經宮(白雉元年)

車駕が前の乘輿に代つた、之に關聯して左の如き事實も有る、雄略紀で卷十三までは

一書曰神代經だけは絶行 卷四では往の中に 一云 一曰とし往の中に

とあるものと、それ以後は

一本云 舊本云 或云 或本云 別本云 一云

と出し、特に卷廿一以後は 或本云のみと云つてもよい(卷廿四に舊本と一見)

今昔物語の成つたを後三年夜の頃とする説に従ふと紀元一七五〇前後で日本書紀の撰ばれた養老四年(一三八〇)よりは三百七十年の後で有る、この間には平安期の盛時を経過して漢土の文化は十分に浸潤して國民の會話語にも漢語が多く取り入れられた。隨て今昔物語に用ひられた漢語は書紀の如く文士の文飾でなくて實際人の實用語で有つたのだ。けれども芳賀博士も

上代は訓讀が流行した。後世鎌川時代から後には音讀も流行し出したが、今昔物語を見ると訓讀は仲々多い

不意そとる(心變むなぐるしく) 風流(みやびやか) 無烟(あぢきなし) 少々(おろろ) 白團(たまご)

卵(かひこ) 指廣(しるべ) 賢(くすり) 「國語と國民性」

と述べて居られる如く、今昔物語に用ひられた漢字と其の訓讀との交渉は普通の書物に存するものには比するを得ぬ程異様である。この故に同博士の發露本にも註日本文學大系本にもその普通の訓ならぬものを若干集めて有るが、中々あれだけでは濟まぬ。又其の專書として高田興清に今昔物語訓といふが有ると云はれるが、私が東京帝大の圖書館で借覽した書本今昔物語讀法一卷は普通ならぬ訓をしどけなく集めた迄の物で丁數も僅に二十丁、おそらくは未治の本だらう。今昔物語に用ひられた漢字と訓讀とを檢すると普通ならぬものとして左の十四條を出される

一、意味には關せず音だけ寄せて有るもの即ち純粹の宛字
 主響應 (主響) 錯(謝す) 稜(副詞) 一物(逸物) 後(ト)現(心) 四度氣なし 三滿(密)

二、普通の用法では無いが意義は合ふもの
 交 一切 達る 媚しく 碎 智る 躰 手扣り 戻れり

三、今日は二字用ふるを其の一字で表はすもの
 莊る 嚴る 髻に 髻に 密く 密び 率に 端しく 吟び 周て 背 故者
 狼に 懷む

四、今日は一字で済ますを二字用ひたもの
 自然 深更くる 貧窮し氣 突跪て

五、その語義によりて扁などを添へたもの
 價(買)に人を) 接(拉)に女を、字類抄に拉イダクとあり) 樓(巢)に木を)

六、結果を以て其の動作を示すもの
 陥む 痛ちて 愕かす 早きて 暗りたり 臆れたる 拳 捲(拳)と同用)

七、その物を以て動作を示すもの
 巾ひそ 祠で 膳で

八、今日の字書には其の義の無きもの
 榮 あがむ 拈 いましむ

九、今日の字書に有る義より轉じたもの
 汰 そろへ 愕 おびたゞしく 短 ひま

佛 いざなふ (字書に唱也) 辭 すまひて (同) 評訟也) 衛 かこむ (同) 防護也)
 佛 さとる (後漢書の楚王英傳の註に佛者漢言覺也)

十、今日普通ならぬ用法なれど、字書に其の義あるもの
 劇 いたまし (字書に 痛也) 率 いざなふ (同) 率先) 壓 おそふ (同) 襲也)
 低 かたぶく (同) 傾也) 維 す み (同) 隅也) 誣 いつはる (同) 詐也)

十一、國語の義によりて漢字を宛てた如きもの
 白地 あからさま (明白地状より) 聞 かぐ (聞香より)

十二、國語にて其の訓あるまゝに流用したもの
 朝 つとめて (動詞) (明且より) 瘞 すくやかに (瘞むより)

糲 も む (未だ春かざる粗米をモミと見て)

十三、漢字を取違へて用ひたるらしきもの

排む (排は挑の誤) 僂(伏目) (僂は慙づる貌の字、慙じて伏目になるに取るならば僂の誤、僂はムカフの訓なり)

十四、今日の字書にたま文字

讀 おもしろし 讀 たばかる 派 たやなし

字に三編を以て反せられる君子あらば更にあらゆる場合も發見せられよう。而して是等の中には傳寫の間に誤つたものも

有らうが、中々に古を存するとも考へられるは

麻 麻往 漚 漚無く 漚け 白地 纒 念く 綱る 俱ふ 活る 車ふ 揚焉 煉る

の類が天臺圖に成つたといふ伊呂波字類抄にも出て居ることである

文選集注の零片

文選集注の零片二葉は長崎縣津佐町の元山元瑠氏の珍藏せられるもの、この集注の事は經輔訪古志に

文選集注 零本三卷 鈔卷子本 風塵文庫藏

見に第五十六第六百十五第六百十六の合せて三卷を存す。毎卷の首に 文選第幾 と題して、下に樂昭明太子撰、及び

集注の二字を題す。界の長さ七寸三分、幅九分、每行十一字、注は十三四字、筆跡沈着にして黒光漆の如く紙は黄色を帯びて質極めて堅厚に、披覽の際に古書人を驚ひて實に七百許年の舊鈔に係る。注中に李善及び五臣、陸善經、晋決、鈔の諸書を引き、注末に往々 今案の語ありて遺放堂藏の舊鈔本（慎喜いふ此本の事も訪古志にあり）に引く所と合ふ。今本に就きて考ふるに是の書は分ちて百二十卷とせる者に似たり。但し集注は何人に出づるかを知らず、或

は疑ふ處國紀傳の仙流の編著せる者かと、其の引く所の陸善經、晋決、鈔等の書は逸亡せる已に久し（陸善經法の文選、續く史志を檢すれども其の目を載せず。見在書目を考ふるに文選晋決十卷 公孫龍撰 文選鈔六十九卷 公孫龍撰 また文選鈔別卷を載せて名氏を缺けば未だ孰れの書なるを知らず。第百十五卷の首題に云ふ「今案するに鈔には郭林宗爲る」と、今稽りて以て其の匡略を存するを得るは豈貴重せざるべけんや。小島學古云ふ「此の書は曾て金澤柳名寺に藏せらる。往歲狩谷柳齋、清川吉人一閱して歸來して余の爲に展々其の貴ぶべきを稱したり。而るに近來巴に賜讀の堂に歸したるが故に縱覽するを得たり。此の本曾て金澤に在りたれども印記無きは當に是、昔時地より假借して留連したる者なるべし」と。近日小田切其文是の書の零片二張を稱名寺の取篋中より得たるに一は九十四卷なり、一は卷第を知らぬが、今は借檢定の架中に歸したり。聞く某氏も亦第百二卷を藏すと、他日當に之を訪求すべしとありて、今云ふ所は此の小田氏の得たるもの

元山氏の所藏に 金澤文庫零本合卷 鎌倉諸刊種本合卷一帖づつありて、前の、尾に 古經堂主人 の丙辰（安政三年）嘉平月の書後が有る。之によると此の種の物が五帖揃つて居たらしい。さて元山氏は此の兩帖を佐賀市で獲たと云はれるから、古經堂主人が亡後、その遺愛の品を知故に類たれた點に此の兩帖が佐賀あたりに渡りしが遂に市に出たのだらう。其の金澤文庫零本合卷の中に此の二葉が貼られて居り、卷第九十四は首より十七行を存し、今一ツは李善本の卷第廿二の初だから集注の第四十三で、其の初を佚して 目次七行（第六行は缺く）と本文の初四行との十一行を有る

この集注は其の後、金澤文庫にて更に多く發見せられたので、元年藤根玉氏によりて 唐寫文選集注種本 として刊行せられた。其の序に

日本の金澤文庫蔵の古写本文選集注後巻は選人の姓名も無く亦其の總卷數を得る能はず、卷中に引く所は李善及び五臣注の外に于て陸善経の注あり背決あり鈔ありて皆我が國に無き所の者なり、唐の諸帝の諱に於ても或は缺筆し或は否、其の海東にて寫されたるか抑々唐人に出づるかも知る能はざるなり、往に京師に在りし時、一卷を得て珍しがること理難の如くなりき、直統紀元扶桑に再遊して往きて披覽せんと欲すれども列々にして未だ果さざれば乃ち知好を遣して彼に往きて移寫せしめて殘卷十有五を得たり、其の本は武進の董氏に歸せしが、予之を梓に爇くを勧めたるに董君諾したり、予、善の注本と評授せるに異同甚だ多く、且其の善の注本の「卷」を折きて二と爲ししをも知りぬ、蓋し昭明の原本は三十卷たるに善の注が折きて六十卷と爲せるを、此は又折きて百二十卷と爲せるにて、卷第は固に知るべきが作者は卒に知るべからざるなり、此の書久しく已に星散して予先後に二巻を得、東京小川圃齋君も二巻を得、海鹽の張氏も二巻を得、楚中の楊氏も一卷を得、今文原に在る者は多くは短簡統統のみなるが、其の海東の藏書家が尙殘卷を存するかは猶知すべからざるなり、予の所藏の二巻は影寫本には之なし、楊氏の藏本は今何許に在るかを知らず、小川君及び張氏の本は均しく已に影寫して十五卷中に在り、予念ふに此の零卷は存する所、什の二に及ばずといへども、然も印行を謀らば異日此を求めんとするも且得べからざらん、而も刊行の事は吾當に之に任すべしと、乃ち假りて之を影印に附す、予が所藏の二巻は原本に就きて之を印し復轉寫せずて其の眞を存す、張氏の藏卷は梓に自ら上海にて印せらるべしと聞きて乃ち此の二巻を去りて、仍十有六卷を得れば乃ち稍々流傳すべし、然るに影寫の時を距ること已に十年にして其の卒に印行するを得たるも亦幸なり、諸卷中その第一百十六の前半は東京所藏の陸善経小字本に據りて鈔補せしが、小字本は清湖の碑、讀書いよ李善本第五十八卷にありの元戎改行衣冠玉綰の注にて止るに、原本も衣冠玉綰の二句より起りて、此の二句の注は兩本にて詳略互に異なり、他注なりや何知を知らざれども惜しむべくは從つて此點すべきなき、此の書の原本の外に影寫の別本ありて且この本と異同色るに似たれども未だ東邦の學者の之に言及せるを聞かず、此に據りて他日尋を訪はんことを俟つ、宣統十年戊午の六月上虞水費鳩の人楊孫玉、海東寓居の歸齋に序すとありて、卷四十八、五十九以上二冊藏版六十二、三、六、八、七十一、三、九、八十五、八、九十一、三、脚、百二十一、十六（横に線を引いた十卷は前題ともにか、一方かを存す）の十六卷が存する、さて此の序文では十六卷の來歴が明かにならぬ、前の二巻は羅氏所藏でその他十四卷が文庫に有つたのかとすると、「殘卷十有五を獲た」と有るに據る。又「小川君及び楊氏の本は均しく已に影寫して十五卷中に在り」と云ふによれば小川家や張氏の合せて四巻も其中に有る筈で文庫のは十一巻に止まることとなるに、「彼に往きて殘卷十有五の」が「彼」が文庫らしきとち合はぬ、更に又張氏の二巻は去つたのと有つて「仍十有六卷」だから前には十八卷有つた筈だが、序中では羅氏の二巻と影寫十五卷との十七卷を知られるのみだ、なほ羅氏が京師で得たとは何れ北京だらうに、張氏楊氏も若くは彼地で得られたならば海彼一部を存したのか、或は早く木邦より流出したのだらうか

續註書陸軍第三卷第五號の編輯羅氏が集注の事を委しく述べられたから、結局だけそこを引いて論照に便する。

第四十三卷(情書いよ本文述ふる所)

第五十九卷 首微缺

東洋文庫

第四十七卷 首缺

金澤文庫

第六十一卷 首尾缺

東洋文庫

第四十八卷 同

東洋文庫

第六十二卷 尾缺

同

第五十六卷 完

渡邊伯爵

第六十三卷 完

小川圃土

第六十六卷 尾缺	金澤文庫	第九十二卷 不完	金澤文庫
第六十八卷 完	東洋文庫	第九十三卷 首缺	小川博士
第七十一卷 尾缺	金澤文庫	第九十四卷 (前本文逸ぶる所)	金澤文庫
第七十三卷 首缺	同	第九十八卷 (後)	海鹽張氏
第七十九卷 首尾稍缺	同	第一百卷 首缺	金澤文庫
第八十五卷 首缺	金澤文庫	第一百三卷 首缺	東洋文庫
第八十八卷 同	同 小川博士 東洋文庫	第一百十六卷 中	保阪氏 金澤文庫
第九十一卷 不完	金澤文庫	尾	成實堂文庫

これで見ると二十三巻の多き上るが訪古志に述べた第百十五巻は未だ発見せられぬから今後も揃出るだらう。金澤文庫現蔵は十四巻だが羅氏刊本に収められた者十一巻に止まるは第四十七、六十一、九十二の三巻は更に其の後の發見なのだらう。乃ち種希十有五は文庫以外より得たのも計上して有ると知られたが「小川君及び羅氏の本は均しく中に在り」は恐らくは小川君及び第六十八巻の前所蔵者と云ふべきの筆誤だらう。又「殘卷十有五」も十四の誤で有り、第四十八、五十九の兩巻が今日東洋文庫に存するは羅氏が其の愛を割いて本邦に選したのか(この一項追記)即ち羅氏が集刊せられたにも第四十三巻と、第九十四巻の首とを缺いて居られるのに、此の元山氏のを以て之を補はれるは世界の爲に悦ぶべきことである。

翠片二張わづかに二十八行に止まるから之によりて今本を云々する程の事も無いが、卷九十四の夏候孝若の注文は今の李善注に
 賦榮緒音書云夏候字孝若建國人也美容貌才高聲弘有名譽與澤岳友善時人謂之通德爲放騎常侍此贊爲當時所重とあるものも、此の翠片に

李善曰賦榮緒音書曰夏候……常侍(、)を打つた二十二字卒として有るのは略して引いたのだらうか。因にいふが集注其の物で云へば今本を正すべき貴重なるものが尤る。卷九十四の三國名巨序贊を李善注でも六臣注でも

魏志九人 蜀志四人 吳志七人
 荀彧字文若 諸葛亮字孔明 周瑜字公瑾
 荀攸字公達 龐統字士元 張昭字子布

と序でたを見て實にと首肯せられ、又卷四十八の陸士衡の答曹長禮一首は十一部に分れる者として、李善注今本にも其一二と注して有るが、この集注には其の下に、今案五家統考經本有其一也とわざとことわつて有るのは李善は之を認めなかつたので、今のは後人の竄入かとも思はるゝ類など

この集注を訪古志には「皇國紀傳の倫流の著せる寄か」と云ひ、羅氏は唐寫て徳土の撰述とせられた。今傳はる本の唐

寫なりや否やは私に分らぬが、平安朝には相懸に流布して居たのか御堂親白記の長保六年九月廿一日の條にも

乗方朝臣、集注文選並元白集持來、感悅無極、是有聞書等也

昭和八年二月

と有るから、道長も文選を讀むには此の集注を參考せられたので有る

「玉篇の研究」補正

私はさき「玉篇の研究」を著したが、幸に東洋文庫論叢に收められて世に公にを得たは感泣の至で有る。一昨年十二月に刊成したから其の歳晚の作には

流光冉冉歲將徂 今夕感懷彌惻惻 幸有新篇始後世 千秋難氏一功臣

ど大に得意になつたものがましい。爾來紹介若しくは批評の聲を執つて下さつた方も少くないが、特に長友川瀬玉篇神

田喜一郎 澤田春雄 土井達彦の諸君が補漏を補正して下さつたは有りがたい。今その要を摘んで此の補正の一編とする。

一二編めくことを書添へたは返ふるも餘りのすさびて、すべて虚受するの誠には堪庭ないので有る

出所を明すのに左の略稱を用ひる

(一) 書誌學 第二卷第二號 川瀬君——倭玉篇に關する二三の新見

(二) 斯文 第十六編第五號 神田君——「玉篇の研究」を讀む

(三) 國語・國文 第四卷第五號 岡田君——「玉篇の研究」紹介

(四) 國文學叢 第一卷第一號 土倉君——「玉篇の研究」について

(五) 立命館文學 第一卷第一號 藤澤君——展長版倭玉篇版種攷

(六) 同 同 第二・三號 岡君——展長十五年版倭玉篇の版種

(七) 同 同 第五・九號 澤君——長享和玉篇と支順本和玉篇

これらの印なきものは私の補正せる所

これら印なきものは私の補正せる所

二 翻刻の際に 誤にの誤

同 十七 寛永癸未(十六年)本 (二十年)の誤

前篇四頁(以下数字のみとす) 本朝書籍目録(足利義家の命によりて撰記せりと傳ふ)

(三)これは失考だらう。鎌倉末の永仁頃の物なる事は定説的に認められて居る

據云群書一覽にも其の由に見えたと、小中權博士の陽春園雜考卷八「わが國の群書」に「足利義教將軍の時の書」

と有るを後出のよき説かと信受したので有る。題を觀て仁を知りたまはんことを

七 第一章 玉篇に關する記載

(四) この記載はただに原本だけに止まらないで後の玉篇にも及んであるから、この一章をば原本玉篇を對象とする正篇の初に置くべきか又はすべての玉篇を對象とする玉篇考全體にかくべきか、なほ考慮の餘地が有る

二〇 平治は彼の南宋の始なれば既に大興益本となれるなり

(二一) 會玉篇の消息の中で古いものとして石山寺の大般若經音義に宋本と號し(但し變な所もある)を「興益玉篇」として擧げて居る

續云この音義は大般若經字抄と稱してあり長宣二年(八二四平治より六年後)の書寫

三〇 興地志の遺文は

三一 符瑞圖のは

(二二) 興地志の佚文が具尊親王の弘決外典抄卷三に見えて居る 符瑞圖の佚文は續日本紀の神護景雲二年の條に見えて居る

續云大學に提出した物には此等の佚文も多く收めて嵩高にしたが、本書には不適當だらうと普通の書より二條づゝを引くに止めた。此く指摘せられると附録としてども悉くを載せればよかつたと嘖嘖する

三三 卷數

興邦の國立山東大學で發刊した文史叢刊第一期馬嶺廿三年五月に 張勳氏の「玉篇原秩卷數部第叙論」一篇を收めて居る。是は「玉篇原秩序說」の一で、正文重文、原注、見存原秩本本校訂、原注引書の各序說及び餘論の六篇で纏まる者。

その小序に於て「余心を(玉篇)究むる年なり、微力を以て劣に馳驅を效さんとを冀へるが、頗る國中の賢骨に治むる者相望むと聞きて遂に以て稿を成したれども久しく篋笥に棄てぬ」とあるを讀みては私の盲者蛇に快ぢずだつたに驚くと俱に、とにも角にも先鞭を着けて本邦學界の爲に效す所有つたのを喜ぶので有る。氏は其のさし次に「商蘭延行し其の予に惠まんことを庶へるに惟空山人否かにして但語聲を聞くのみ。而るに日人岡井慎吾氏著す所の「玉篇之研究」二書

國ら已に印行せらる、互製裂然として都て六百餘頁、其の力を用ふる勤めずといふべからず、彼の新書を展べてまた昨篇をみれば幾々たる者も反て發表の需あるを覺ゆ」と云つて拙著に不満を感ぜられたらしいは私の益友として陰ながら悉くに敬意を表す所で有る。以下拙著を補益するに足るものを引く(其の要を採りてが、僅に其の一篇に止まるは遺憾で有る。張氏謂ふ玉篇卷數の說は三通、一は陳書本傳の三十卷、二は南史本傳の二十卷、三は隋書經籍志の玉篇三十一卷顧野玉集十九卷で有る。陳書は隋の開皇中姚察の撰する所、察は野玉と俱に陳の大建中書才學の美を以て東宮に侍した間猶だから最も信が置かれる上に、現存の卷第も後の三十卷本と一致するから、其の三十卷說は不易だ。南史は陳書に仍りて野玉の撰者の稱目次第も皆同じきに、獨り三十卷と二十に作るは必ず謬文だ。隋志の書方は玉篇の序文及び總目が別に一卷となりて夙に文集の中に附いて居たのを、後の讀者が文集から出して玉篇に益したから文集は減じて玉篇は増したので、玉篇三十一卷と云つても玉篇本文の三十卷たるべきに關涉は無い。日本國見在書目録及び弘決外典抄に皆玉篇三十一卷と載せたも隋志と同じ

續云この文集の卷數に合せて考へられたは中々面白い。但し後世の全集や叢書などには一部分の序が全編の、或は全體の一種の如くに置かれたも多いが、字書の目錄が文集の一卷として通つたらうか

附書にいふ一巻多しものゝ内容で今日考へられるは三種、一は大興益本の音在庖牘の序、その中の繼承明命は樂善童子顯傳の野玉奉令撰玉篇(本書三五頁に引く)で、預備通庭は陳書本傳の父以儲術知名と符合するから野玉の作。二は舊聞兩儀假問の後、その中の殿下天縱當時は明に大同中逸皇の傳、三は法苑珠林に引きたる道宣律師感通記の述ふる所、この餘は詳にしがたい

三五 殿下天縱岳峙にして

張氏は嚴可均が「これを指して臨賀王正徳とす」を引いて明けし大同中に逸居せる啓たると云はれた。私はまだ嚴の説の詳かなるを知らぬが、本傳に、大同四年太學博士に叙せられ臨賀王府記室に遷るとあるを用ひられたのだらう。但し此く斷言するには大同中には黃門侍郎では無かつたのに何故に黃門侍郎と置したかを明にすべきは、拙著第三十五頁に引いた王親の文にも見えて居る。然るに張氏が此等の疑團に一言を費されぬは物足らぬ。

さて野王の傳の「金威將軍安東臨川王府」に於て私は臨川王を樂の太祖の第六子宏で天監元年に封せられた人と注したが、之は私のいみじき誤で有たつ。傳の此の文は「高祖帝となるヤ」の次で有つて此の高祖即ち陳顒光で有る。隨て此の臨川王は陳のでなくてはならぬ。陳で臨川王となつたは世祖文皇帝で、陳書に「高祖禪を受くるヤ(後の世祖を)立て、臨川郡王となして邑二千石、侍中安東將軍に拜す」と有るもので、顯野王の傳の金威將軍安東臨川王府とは吻合せぬもの

の必ず此の人を指すのだ

三六 大同九年には野王の年僅に廿五歳なり云々

(三)官位の事は後のを前に及びして呼ぶのは支那ではいさ知らず、我が國にては普通ある事を思へば、野王若年の時の著と認めて支障全く無いで有るまいか

續云極官を云ふならば大學博士よりも國子博士を用ひるべきだらう

三七 其の出でたる時代

(四)その時代の傾向を定めるのに關啓昆の小學考に魏晉南北朝の物として訓詁文字・樂韻・音義と分ちて採録してゐる

音義の類を二等分して訓詁と樂韻とに分屬せしめ、さうして三者の百分比を取り之を四庫全書總目訓詁、字書、韻書と分類して居るものゝ百分比と比較せられたので有る。結果は兎に角としてこの論法はやゝ武斷に過ぎるやうに感ぜられる。字書の百分比の減少は即ち字書の減退を意味するものだと言ふに片附ける事が出来るであらうか。或は南北朝頃には音義類が異常なる進出をなしたのであつて、當代の關心が字書類よりも音義類に向つてゐたといふやうな事が言へるのではなからうか。若しさう言へるならば、字書類に屬する實際の部数は減少してもゐないのであるからの百分比を以て直に字書の減少ゆゑ「滔々たる風氣」を示すと斷定するのはどうかと思はれる。何れにしても百分比、立て方と共に説明を委しくしてほしい所である。

續云玉篇の内容は各字の音と義とより(稀には形にも涉りて)成つて居る、情祖の差こそは有れ音義の其の音と義とを明らめたのと同じ。この點より土井君は當代の關心が字書類よりも音義類に移つたまでで、内容的には音義も字書と同じだから、音義類は字書に加算して其の百分比を見るべきだと云はれるので有るまいか。四庫全書に字書と立てたのには説文や類韻の如く眞に形に立脚したのと訓詁や韻書に入られぬからこゝに置いたのが混在する、玉篇も専ら後の方でやましく形を言挙げせぬ點は音義と同視せられぬことも無いが、三分する時には音義は音と義とに展すが公認で有らう。

四〇 其の分節

(三)この條は玉篇の組織に関する事なれば第五章に説かるべきにあらじか

要案の「玉篇原帙帝數第叙説」には現存原本によつて知られる部首の順位を篆隸萬象名義に比較して其の六十一部が

添く物食目次では題録する所が一ツあれど其は筆誤)するを見て之を頼氏の書と傳ふるものと定め、宋本玉篇の部目
 が之に異なるを條舉して其の何れが正しきかを判じて新に五百四十二部を相立して居られる。其の努力は賞ぶべしだ
 が新に相立つるは如何だらう

四二 第三章の末

(四)それ〴〵異なつた内容の項目を一章に集めてある眞意は解し難い。それに玉篇との題名を與へられたのも猶録に出
 たので有るまいか

續云第三・五章相對して第五章は玉篇の内容を第三・四章は内容以外の事を述べたので有る(先存する書なら第四章は無
 くて済む)内容以外の事も方面が違ふに隨つて項を立てたもの、何れも玉篇を中心としては居らう

五三 交渉の任に當りしは杉山令吉氏なりき

一昨(昭和八年十一月)ゆくりなくも杉山翁にお會ひしたから、其の時田中伯の譲受けられし價格や御存じなると伺つた
 ら、一千圓だつたと記憶すると答へられた。大正七年に久原家に入つた六行だに万金に上つたといふから此の長巻にし
 ては至廉とも云ふべきが、又明治卅九年としては大奮發だつたらう

五九 この巻は二紙より成り且つ其の順序を顛倒して接ぎたるものならざるべからず

東方文化學院本の景印に當つた京都の小林寫眞製版所の技師に確めたら

原本は第八行目と第九行目に於て確かに横書き居り候、白き部分は欄の爲か原本も白くなり居り候
 との答を得たから私の内容よりの推定は正しかつた。此の白き部分とは景印本の第九行の右欄が著しく白いのにつきて

の説明だ

七三 延喜四年正月十五日收爲典藥頭宅書

山田孝雄博士は妙心寺經路考續(古京遺文附録)に於て其の四月十三日壬寅收の收が十二直の一なることを明にせられた
 因に、この收をも其の類として

この正月朔日酉なれば十五日は亥にして其の收なるを知る

と云はれた。私は十二直の總方を知らぬのだが時々直が改まらぬが有るは天平十八年具注曆の二月七八日(ともは陰、
 三月七八日)ともに定、廿一年の二月十一日(俱に平)三月十一日(俱に成)四月十三日(俱に除)でも分る
 から酉より十五日目だから集して收なりや否やは定められぬ。この收を直を示すと其の下を典藥頭ノ宅ノ爲ニ書
 ス、典藥頭ノ宅ノ書ト爲スの何れかに讀むべきだ。此だけの物を書寫するには幾多の日を要すべければ最極の日を以
 て爲ニ書スといふも可笑しい。乃ち書ト爲スならば收メテとは有る方が周到であるから、收(十二直)になるか否やの明
 かならぬ十二直に見るよりも動詞にするが適切で無からうか

七七 東方文化學院景印本

早稻田大學本の巻尾には

乾元二年書寫表制集巻續

の一行が有る。此は從來誰人も言及しない所で、書體は全く本文とは似ぬ程の草體。そも〴〵乾元は肅宗の代で唐の中
 葉(有るから、藤原の「其の書法の勁妙なる洵に初唐人の手に出でたるに驚きぬ」(七五頁に引く)の言と撞着するやう

だが、私の見る所では本巻は芳徳第九十九の處の題目で前後に割れるもので羅氏は其の前半について云はれたものだ。前半は筆勢軽くて區々後半は重くて長く、又前半野の字の筆跡でも同様ならぬが證せられる

又 應徳二丁丑の奥書あり
應徳の下の子、其の上のは先づ三と書きて年を略して三と記したとも又は二丁と記したとも見られ、下のは片假名の三に近く十二支で云へは五とも云ふべきから丁丑と推讀したが、應徳二年は乙丑、三年は丙寅だから事實上會はぬ。さて何と讀むべきやら

ついで昭和九年三月卷第廿二を、今十年三月卷第八、第十八後分、第十九、第廿四を出されたから、遷す所は福井本のみとなつた。今景印本によつて新に知るゝことを條擧する

卷第廿二

1、裏面の最初に 林崎文庫の朱字長方印が有る

2、次に 壺太神宮縣立 正四位上荒木田氏兼花押 の二行が有る。神宮文庫の岡田司書は 氏兼は本書の所有者で

神宮文庫本の序に荒木田神主藤波某(荒木田が藤原なら藤波は九條一條といふ關係)と有る人、元治元年に十九歳で明治まで生存せられたと叙へられたから、其の藤波を藤原に納める際にも署名せられたのだらう

3、次はいはゆる 壺太神宮縣立繪圖帳 となるが、其の具名は 伊勢天皇皇太——ですべて九十九行、其の八十七八行にかけて

右依祿威官仰事願立不絶儀奉繪圖帳遺道上知件
以解

八十九行以下十一行は

延喜七年九月十七日 大内人外正六位上荒木田神主重安

を初め十一人の連署で有る

4、その次に 補任次第 延喜以後 と標して有る。司書の調査では補任次第の最古の物で、流布本は皆之を増補したものとか。繪圖帳で今補任荒木田神主重貞と云つた其の重貞から始まつて居る點は其の續編とも云ふべきで有る。題て繪圖帳のみと見るは相で、私が前に繪圖帳に徳治まで補記せられたと云つたは誤

5、古逸本では第廿五葉の裏に空白が有つて、文は第廿六葉につゞくが、原本では何の題目も無い

卷第八 學院景印本の説明には「今又(久原文庫より)轉じて藤田古桂堂文庫の藏となる」とある

卷第十八後分 古逸本が、柏木本より西洋の法を用ひて之を刻したれば毫髮も誤はずと云つたから、羅氏も觸れられなかつたが、今之を見ると貞(古體)の字の蓋頭に貞(今體)の字が有り、又貞と羅との間に

駒野和是也野王家来引也周島

駒野和是也野王家来引也周島 毛詩箋以角車

鈞深致遠爲鈞字在何部 梅曰録内轉也逢云

の一行が有る。万葉名義によるに此の間に廿七字あるべくして納は其の第十七字だ、内羅博士の一二の紙片と云はれた物で、誰か次を投じて入れたのだ

卷第十九 柏木本の初廿六行を逸して漢の字から始まり、又柏木本は字畫の誤の細者なるは改めて出したが知られる
 卷第廿四 此の十三行の前には、某書の正和三年移動の奥書、後には、右渡海公眞卿といふものが附いて居るのは、大
 福光寺では此の三者を以て一巻となして居るのだらう

一〇三村

榮齋集の日歷天保三年十月廿七日にも皆の歳時詠に一村以爲怪と有るを引いて、暫時の書に既に村の名あるからには
 其の事は早く後漢に在らうと有る

一九三 兼謙萬象名義との比較

岩文書本同書の解題 山田孝雄博士
 に同書が玉篇を抄出し損て意をなまざるもの、同書によりて現存玉篇の誤を正す
 べきものを挙げて有り、内藤博士の重印新撰字鏡書後にも其の緒のことが有る

一九四 第五章

(四)第五章の中1から4に至るまでが玉篇の組織體裁の解説であり同時に又其の價値を顕彰したものである。隨て第三
 章の14もこゝに入れて然るべきでは無からうか

667は玉篇以前又は以後の字書と玉篇との比較であつて必ずしも玉篇の體貌を説明することを主眼として研究せら
 れてゐるのではない。寧ろ玉篇を中心とする字書史の一部となすべき性質の物であるから、これらの條項を基礎とし
 て史的考察を加へた一章が別に立てられてよい。第三章の如きも當然其の章に於て説かれるべきである

私家の如くすれば第三章では2の一節のみが残るのであるが、これ亦三(二)五の誤植か章に據せしめてよいものであ
 る。かくして雜然たる第三章の各條項が夫々の位置に安定し、不自然に影映してゐる第五章が分割精算せられる事にな
 るであらう

一九八 澤存堂本は第四代仁宗の朝の出版たること第五代英宗の諱の略を避けるに於て明かなり

(三)仁宗朝の刊行とせらるゝは如何。長澤學士の今上不國筆説もあるなり、異論も立ち得べけれど一考を要すべし

二二二 澤存堂本の圖畫も實は精緻なりとは云ひ難く、文廟に於て又は関き期は然らぬ如き描落も有るのである

二二二 宋本の改張四

衣部綴字の條に、襖褙負兒女也襖褙爲之廣八寸長二尺以負兒於背上也とあり、蓋し襖褙負兒女也は説文に、襖褙爲之廣
 八寸長二尺以約小兒於背上負之而行は魏志涼州傳の注に引ける博物記に見ゆる所に於て俱に襖の解なり。襖は漢書宣帝紀
 の注に小兒被也とありて自ら襖を異にするから襖褙と書出すべきで無い

足部陶字の條に曲脚と注して有る。相馬經に馬脚欲促々則蹇など有つて脚が曲つた如くに見えるもので杜詩にも陶促
 蹄高如踏鐵と歌つて居る。之を廣韻には踏屈とのみ有つて相馬經などの用法に合はぬ。又康熙字典には曲を巾に誤りて
 引いて居るが流石の王氏考證にも正して無い。之は宋本玉篇の御手柄と稱すべきもの

虫部に蠅の下に虫を書いた字が有りて、禹益也説文云知聲益也と有る。この禹益也の解は他の書には全く見えぬ。所が
 古語に叔向父禹曰と書起したのであるから、古語拾遺に叔禹の字が向父で、この向は向の時、その向は蠅の下に虫を
 書いたのも異體、古は名と字と相連じたから禹字は向父だつたのだと説明して有るのも宋本の御手柄か、何れは原本玉
 篇にさう有つたのだらう

書本影齋英兩十科に 卷首 雜目書 原木記 の三案を出し、長澤氏説明すらく、「每半葉十二行小黒口夏達 推兩不有 泰定乙丑良月興淳書院新刊原木木記 卷二に彦明卷九に孟才卷十二に榮即ち陳孟榮なるべし」の刻工者あり。是等の三刻工が同時に從事せしものに永和二年刊集千家註分類杜工部詩あり、藤安永和頃の刊刻に係るか。兼經閣文庫の原木刊本と較ぶるに技術頗る巧なるものあり。知る所の同種本他に二種、飯山文庫藏本は卷二十三より三十に至る一冊を闕くも表紙は原裝のまゝなり但し補刻あるも積翠文庫本より刷印前に在り。久原文庫本五冊は補刻各巻に滿ち原刻少ししと。

と。兼經閣文庫の原木刊本とは本書三〇頁に述べたる興沙書院泰定本なり。かくて長澤川瀬兩氏の研究によりて従來五山版の玉篇は難水樂本と辨せられしも翻泰定本といふべきものと正されたのである。

三六四 寛永八年本

(五)古訓玉篇 鄭本三十卷 著者時代未詳 高田興濟が古寫本として引用して居るもの、大廣益會玉篇の附訓本とも云ふべきもので有つたらしく察せられるが傳本の有無を知らない(慎云附訓本とあるから姑くこゝに出す)

(又)卷尾に寛永云々二行 とあるのみにて發行書肆を署せず

三六五 この本にして條まるゝは卷末の刊行を云へる二行が入木なりと覺しく、上下の横罫が他の部分よりも窄く縮めることなり

(五)どの刊記の處が埋木になつて居ない本が正しく存するが、其の本は此の埋木本による再刻本で有る、同版では無い

慎云私は入レ木と云つたが岡田君は埋木と云はれた。埋木と云へば普通には前の印刷した分を抹消する爲に新に木を入れて眞黒に刷り出されるのを指し(實海にはこの解が無い)、新しき文句が現れるのを入レ木と云ふと思ふ。君は又「刊記のところが埋木と成つて居るから少くとも寛永八年秋以前に附訓本の上罫が行はれた筈である」(上の文のすぐ上)とも云はれて、この一節は埋木がいはゆる眞黒に刷り出された意にも聞えるが、前の引文で「埋木になつて居ない」とは上下の横罫など些の異状もないと云ふのだから、果して然らば寛永云々の三行を削り去つたまでと見ねばならぬに「同版で無い」と断定せられたも可笑しい。埋木にもなつて居ず、刊記も無いに寛永八年本と知られるは内容が同一なのだらう、其の場合には私は刊記のないものへ寛永の初まで此の見方をして可なりとは黒川春村翁の説だ、今日では「定説的に認められた」新説があるかも知らぬを前出としたが、之を再刻と下げられたは實物による直観だらう。私の一覽せられぬは遺憾なり

三六七 字集便覽

(一)會玉篇と組織を異にする字集便覽(題葉は和字彙)の如きを挙げられたのは果して何うであらうか

慎云「漢文の注は全く存せざれば事乃和玉篇に屬するに似たれども、其の組織は全く漢玉篇」で、之より發達して寛文三年本が出たから此處に承けました。和字彙と稱して有る本を手にしたら又考も異なつたらうに

三七二 光祿五年本

(一)會玉篇と組織を異にする増補大廣益玉篇を挙げられたのは(以下同前)

慎云いかにも字彙の地直しの如くに見えるが、毎字の解は玉篇のまゝで有るから、索引になつた和玉篇を収めた

送同心を難度に出ました

三七四 天保五年官板本

松崎儀家の日歴天保五年十二月の末に「玉編別成」の一句あり、この月の事か、或はこの年の追叙か

三七八 字鏡集の原代本

三七九 篇目次第

(二)和玉篇の名を有する字鏡集を挙げられた事、篇目次第も「倭玉篇か」と云はるゝもの」の中に入れられたるは不穩當であらう。後者は正しく和玉篇、玉篇の名を有するのだから篇目次第本和玉篇」とでも稱すべきであらう

(五)篇目次第本「和玉篇」立命館文學一ノ一 第一六頁

三七九 長享本

(一)其の影寫本、東大國語研究室に残存せりと種本遠吉先生より示教を蒙れり

(三)其の影寫本までも失はれたとせられた事、部首に關して述べられた事などは限りで有る

(七)中田博士本長享和玉篇 立命館文學一ノ五九

三八四 玉部要略集と米澤本との間

(一)弘治鈔本 安田文庫蔵倭玉篇三卷三冊

(五)意義分類體玉篇 寫上中下三卷、零本一冊存(書名は玉篇で有るが他と混同するので、部首配列が意義分類體であるに因み、斯く呼ぶので有る、時代は室町の物か徳川初期の物か何れとも判断しかねる)

三八八 鈴鹿本

(三)悉く炭火にて七びたらん

三八九 第二行 國語研究室

(三)國語の誤植

又 大槻本

(一)古活字印本(完本三卷三冊) 安田文庫 岡井博士の著録は惜しむらくは缺本云々原裝のまゝを傳へる奥本、匡郭内縦八寸二分横五寸二分五厘

横芸拙者に匡郭内の高さ七寸二分半、廣さ五寸二分半と云へるが、寫眞より推しても八寸二分半の誤らしく、正にこの印本と吻合

其の版式上慶長中期を降らぬ頃の活字開版と認められる、即ち現在の所、他に古活字印本倭玉篇が存在しないとするれば、其の奥本なる慶長版としての版式から言つて之を清原秀賢の慶長九年五月二十五日の條に

心蓮院(行、倭玉篇一字数見物畢

とある心蓮院(仁和寺の塔頭なるべし)版に擬する事は肯て不當ではなからう(書誌學三ノ一 安田文庫古板書目の倭玉篇は即ち是)

(三)西山堂の翻刻書目に龍龜字體式と覺しき無刊記「和玉篇」大本上中下三本(長さ九寸四分横一尺一寸三分)「長七寸一分横一尺一寸二分」の二種あり、是によると横型本の如くに見られるが何うであらうか甚だ訝しい、やはり普通體の體本では無からうか)の古刊本を二種(一)は六行五字であり、他は六行四字である。字配りより考へると明かに異

板で有る)舉げて居るが、大槻本は或は此の中の何れかで無からうか

慎云善本影譜甲戌第五輯の解題では安田文庫本と大槻本(下巻龜田次郎氏藏)とを同種活字の異植版なりとし、且つ「又別に近く水戸彰考館に於て發見せる一別版存す。彰考館藏本(高田與清納本)は内容は同一なるも四段配字にして版式活字等全く相異なる」の一種を附加へて、「されば清原秀賢が心蓮院へ行、倭玉篇一字板とある心蓮院版は何れを之に擬し得べきかなほ未詳なり」と云はれて居る。この彰考館藏のが岡田學士が(五)に於て述べて居られる「古訓玉篇寫本三十卷(高田與清が古寫本として引用して居るもの)」であれば都合がよいが、寫本と印本との相違が有る

三九二 賢秀は此の本を寫したる迄にて著者に非ざるか

(三)賢秀は單に書寫したに過ぎなからう

三九三 夢梅本は上中下の三本とし、之を各々本末に分ちて六卷とすれど云々

(三)上中下三卷五本といふべきで有る

慎云普通に三十卷五本と云へば三十卷なるべきが五本に綴ぢ成されたのを云ふから之と區別する爲に三本五卷と云ひました。異稱日本傳上中下三卷を更に十五卷に別てるを群書一覽にも異稱日本傳十五卷(三本とは云はぬが)と錄して居る

三九四 目 賜之精也

(三)日の誤植

又 慶長十五年本

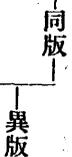
(三)十五年版に更に異版と覺しきものゝある事を知つたのも嬉しい

(六)慶長十五年版倭玉篇の版種

初刊本 慶長庚戌仲春日とあるのみ物

有刊所本 右の刊記の次に於洛陽々々の埋木陰刻ある物

無刊所本 前兩種に異なる版本であり恐らく有刊所本の覆刻



慎云無刊所本に兩種あるのが岡田君のいはゆる初刊本と無刊所本とに當るのだらうか、早く知りたいものだ。有刊所本の開板の字の下(横といふのが正しい)のを訪書餘録によりて圖と片附けて置いたのは玉篇研究者として不忠實で有つた。其の形は於洛陽云々と同じき筆勢で全く文字で有つて印では無い。さて其文字を雲村文庫目錄の編者は「焉」字と見て居る(四より引く)さうだが焉にしては末筆を結ばねばならぬに筆を押へたに止まる。川瀬君は「所與」と讀んで刊行者の名とせられた(之も四より)さうだが文字としては之が尤らしいものゝ、刊行者の名をこゝに現すならば一行における字配の上から相當の餘地を取るべきで開の字まで書き畢へて餘白なきに困つて「板」の字を右に寄せ、その横に名を著したと見るは餘りに假初の振舞に思はれると疑つたが、今回弘文莊待賢書目に同じき刊記の聚分韻略が出て居り、此では所與といふ名に讀むべく思はせられる

三九八 寛永五年本の奥書

幾年は幾乎、時寛永五歴は昔寛永五曆の誤植

四〇〇 寛永九年三月本

二八四

この本の書調は全く寛永五年本を襲ひたるものにて之を記す順序位置までも同じ、但し字ヤトヨル(前口)實ミツ(原ツ)耐エ(鼠キ)ツハクなどの出入あり

四一〇 寛文十年本

之に異版あり。私の獲たものは新刊書引和玉篇總目錄と有るも十行十一段で標榜の誤あるも既に述ぶる所と同じき、卷末に年月の刊記なくて、末行に松會開板の四字が本文と同大の文字で其の三字分に填めて有るのみだ。同板を何れかと購つて印行したのか否やは龜田本の記憶が薄くなつたので斷言しかねる。因にいふ此の松會といふのは江戸にて最も古く御伽草紙風の物語等を刊行した長谷川町權十の松會三四郎で、元禄年間(の江戸)蓮子にも淨瑠璃本を出版するもの四軒を載せた其の一、其の出版にかゝる物には二重枠の長方形の欄の内に松會開板の四字ある印を捺したので松會本として珍重せられたと傳へられるが其は粉誤の物に限るのか。玉篇には枠などは無い、松會は最も早く榮えたが元禄の後は追々頼まれたと云ふものゝ實永享版にも猶少々の出版は續けたと云はれる

四一八 草體本行眞體左行本

岡田君の藏本には眞草和玉篇字考大成右に藤玉字書の四字、左は不男の題簽を存せりと

四二〇 和玉篇ならぬものを附記すれば群書一覽の奥附に大阪讀枝屋町の繪皮屋壽七は 字典玉篇集韻全 字林玉篇全 同補遺全 の三種(刊成か否かは未詳)を録し、藤岡増補字林玉篇一冊(頁數五百七十葉)も大阪鹿田松雲堂の書籍月報六十一號(明治三十四年十月)に見ゆ

四二四 小玉篇の目錄

(四) 辨財門の七十五(九の誤とす)五十九(九十九の誤とす)とあるのは原本に正しく七十九 九十九と印刷してあるのを見誤り、更に本文との照合によつて訂された著者自身の誤で有る。耶蘇會の活字で五と九とは紛れ易い字形を用ゐてゐるからであつて算簡門の九五十八も九十八の誤讀で有る。その次の方五十八は原本に全然無いもの、老の九十三は九十二とあるべきものである。

慎云當時の手録を檢すると久五十八を見て方五十八と重なるを怪みて行間に方五十八を注しておいたのを、清書の際(に)注濁にも本文に寫入せしめたので有つた。老いてゆくはけさこ

舟五十三示五十五才五十六(子五十四も同様)も單なる誤では無い(岡君の落葉集考に「部首としての順序は五十二羽 五十三子、五十四示、五十五才、五十六舟、五十七車で有る。然るに目錄に於ては舟を五十三、子を五十四、示を五十五、才を五十六と註して居る。恐らく本文に於ける部首の書號に拘らないで印刷面の順序を追つて目錄に於てのみ改め出したのであらう」とある)

慎云本文とちがへて目録の順を立てるとは流石に伴天連奇術のやり方だ。鬼神怪力を語らぬ私には誤るが本黨だらう

四二六 日部は云々調を出すも一二に止まり云々四ツに上れるを最多とす

(四) 最初の日部だけを見ての立言であらう。小玉篇全體を見渡すと十に上る例もあり、二三、四位が普通なのである
又 部首の讀方の今日と異なるもの

(四十例中ノボリザル、シタロ、ロ、ステゴヘン、タスキの四例に誤植が有るのは清濁をも厳密に區別した吉利支丹本の解説には相應しくない)

四二七 韻辭にて行はれし韻會玉篇と全韻玉篇

(五)韻會玉篇は榎善珍が正徳十二年「二二七七」に著した韻引字書なる四聲通解二卷と姉妹關係にあるもの云々、後に乾隆十六年「二四一一」に至り洪範甫が韻引辭書たる三韻聲彙二卷を著して居るが、是にも其の韻引的なものとして玉篇一巻が添へられて居り、御定字章全韻一巻 嘉慶元年「二四五六」に對しても全韻玉篇が出来た

後編四 古尤韻書

(三)久遠宮王府御藏五行大藏に存する原本玉篇の引用は少くとも島田翰の引用して居るだけの物でなく、玉篇として標出してあるものは夥しかつたやうに思ふ。博士が他書より引用して居られる語字_{六三}に關する注文を示すと 顏野王案此曹炎之語謂頓足踵見由積在內形於外管約曰歸菑也

とありて此の方が詳しい

七 佚文内篇 この中の香字抄は續類聚本を用ひたが、貴重圖書景本刊行會から出されたのは善本だけに、訂正すべきが多い

200 曉 蕭結反字書或疑字也悉芬香也在食部或爲疑字在草部或爲疑字在部

672 疑 蕭結反毛詩有共香……變類或爲疑字在口部……或爲疑字在食部

575 疑 ……字書或疑字疑香也在食部

808 芬 字書反……方言一和也郭璞曰香和訓也……

809 芳 字王反候禮記周令芳……野王案直爲——之遠聞則爲馨也禮記口芳之所在……

810 蕊 孔明或云……或爲疑字在口部字書或爲疑字在香部也又爲疑字在口部或爲疑字在香部也

818 蕤 孔子曰燔燔……一香字抄

876 香 ……尙書至治馨……感于神祇……黍部或作菑字在神部

877 統 ……在食部或爲疑字在口部……或爲疑字在黍部

880 離 ……廣雅一香也或爲離香也在甘部

884 離 ……匹結反……

885 絃 ……埤蒼一六香也字書——也

886 儲 ……野王案益辭香也

887 馨 盧臨反……同上(この下の香字抄を削る)

七七 819 蕤 蕤 丹鶴叢書本日本書紀附注「二二一」にも同じ引文ありて洗也と誤つて居る。古書には誤字も少からず

又 顏見草部の末に今案從竹者竹從從草者草木節見玉篇一倭名抄二〇〇

〔三〕擢字の注に居轉反韻也とある（五行大義の引文）のは會玉篇と一致するから五行大義は會玉篇を引いて居たかも知れ
な

慎云私は後の字書韻書と音切が同じくとも反とあれば古書を承けたものと見る態度を取りますから、居轉反等も
古い玉篇の解でせう。但し第一二一字は據で韻では有りませぬ。擢字は司馬相如の上林賦に出て居るので其の
上句には編も見えて居ますから誤植なども一寸考へられませぬ。

一四八 子部第五百三十

〔四〕部首の誤植例

慎云頁數を云はれたのみで何部と指して無いのを此の五百三十に候字を収めた事だらうと付度する。候字を康熙字典には母部に収めて居るが玉篇のこの部には無い。故に姑く玉篇子部の下に毎を編とし頁を旁とせる字を出せるに因みて此處に出したので有る。字典でも候と今云つた字とは俱に頁と同字

△〔一〕私の審問を以てして第一二博士の遺漏を極ふに足るべき佚文が存在する。例へば我が惟宗允亮の撰した政事要略を
見ると、その卷二十五に

枸櫞、玉、上音俱尚反。毛詩南山有枸。傳曰枸女枸也。說文木可以爲醬出蜀中。野王案此或爲蕪字在草部。下音

尹全反。增蒼木櫞可食。字指——出交趾、銘曰——似橘其大如膏

又同書卷六十七に

次、王於機反。周易黃帝堯舜一義。野王案釋詩、上曰——下曰雲所謂玄衣纁裳是也。其本胡曹作、伯余作、

虎通——者人象覆二人之形也。又音於秋反。
とある如き何れも原本玉篇を引用したに相違ない。其の他同書卷二十八の

課玉篇——性適反。野王案——猶訂也。訂平議也。說文——試也。廣雅——第也（引文今補と）

の字の解説を始め、卷六十七にも櫞といふ字の解説に矢張野王の玉篇が引用してあるし
慎云櫞字は原本玉篇に現存するから逸文とするは如何、尤も櫞字は失はれて居るが其の註は甫遠甫亥二反から始

まつて居て此の引文に省略は有るが同文だ。逸文は寧ろ引文の後半で、私の所見では板と櫞との二字の分で有る
板（今補と）王曰甫遠反（篆隸萬象名義と同じ）、說文車耳反出也（同上に）出とあり、廣雅櫞謂之——也

（同上に）車を扇とし櫞の左を旁とする字を註せるは櫞の誤寫だらう）

箱 恩賜反（篆隸萬象名義と同じ）、毛詩傳曰大車之——也（同上に）大車箱、若謂箱車藩也（同上に）藩、說文大車杜
版也（同上に）杜版）

又卷八十一の盜賊といふ字の解説にも東宮切韻を引用してゐる中に原本玉篇の佚文が見えて居る

藍字玉徒到反（篆隸萬象名義も同じ）、毛詩君子佩——傳曰——逸也（同上に）逸、箋云——謂小人也。春秋傳曰踐者編

——是也。編詩——義也（同上に）編、左氏傳編鳩爲——也（同上に）倫とあり、師と編俱あるか、穀梁傳春秋有三盜微

殺大夫謂之——、非所取而取之謂之——、辟中國之正道以難利謂之——也、國語返米車刺猶謂之——、說文私利賊物也

從以欲復引文今補と）

慎云これは東宮切韻より出て居らうか。要略に 賊字東宮切韻云々、盜字玉徒到反云々とあるから、盜字にも上の東宮切韻がかゝると見るは疑當の據だが、三部經音義集に東宮切韻の文として

陸法言曰盜竊也、曹憲云利他物也索利他人物而竊之曰盜、今案春秋傳賈名稱竊盜也

を引いて居るを借受すれば、要略のは直接に玉篇を引いたので東宮切韻を経て居るまい。春秋傳の引方でもさう思はれる

又云要略に玉篇を引いて居るは單書一覽によりて一度知つた事なるに、逸文を探る時に思ひ出さずして此の缺終を見たは汗顔の至である。勅諭書御陸にて舊い記憶も蘇つたので、私も亦全書を通覽して

訂 音唐期反、說文平讓也

弟 音徒禮反、爾雅男子後生爲一在一郎

第 謹計反、晉禮曰一也也、野王案所謂甲一也即諸侯王宅舍之名也、以兄弟之弟字爲次一也(逸文八三)

第 字在草部 徒計反、廣雅一也也 以上四項改定異體字本一九七頁

聖 玉音枯侯反、若語篇一轉也、方音一力也郭璞曰轉一用力者也、廣雅一治也(逸文五三參者六三〇)

田 玉音徒賢反、周易見龍在田、王弼曰處於地上故曰在田、聲類人之所也、今抄には人之所陳力、釋名

田也五稼墾滿其中也、野王案說文曰陳樹稻穀曰一、廣雅一陳也

町 音徒胡反、左傳一原防、杜預曰別爲小頃一也、田隸處曰一、この一句は說文、若語篇田區也(以上二項)

袍 爾雅一轉也、野王案以遺著一則爲編一音薄養反

滿 玉公珍反、禮記廣爲一編爲袍鄭玄曰衣有著之異名也、野王案以續着袍則名爲一、左氏傳重黻衣裳是也、說文以製曰一以緇曰袍 以上三項三六四頁

襖(今補) 野王案一當水而流也、音於越反、顧野王作一誤か字(逸文五九參者三八五)

復 玉音方服反、史記從方家藍色袴一不事、野王案一除也謂不役也、漢書給軍事務者一勿租稅是也、在衣部

復 音扶救反、左傳杜預曰一重也、野王案一猶又也、在子部(逸文五八〇參者) 以上二項四九一頁

殺(今補) 玉一音所點反、周禮鄭玄曰一死刑也、又曰殺猶滅也、數字書亦一也也。一切音所拜反又

所八反所訓降一之義 五五四

僕(今補) 蕭反、禮記仕於公曰臣仕於家曰一、野王案謂御車者也、又曰君車持轡一執策立於馬前、

漢書大一掌狗馬是也、說文給使也(逸文一一五參者六一四)

履 玉音力指反、一踐也、一猶行也 六八一

席 兼却反、廣雅一起也、野王案一於秘密也(逸文一三八參者七〇三)

の十六字を得た、すべて十三文と云へば涉獵した三十七種でも多い方だから深く、神田君の御指教を感謝する

(四) 佚文について考ふべきは如何なる程度で採録せられて居るかといふことで有る。今は和名抄を採つて見よう、和名抄には玉篇からの引用を示すのに玉篇云、野王案、又野王案云などの標目を使って居る、此等が和名抄に於ていかなる區別を有つてゐるかは問題として、原本玉篇では野王案が特殊な意味を有するのであるから、これも出典

を弄す類も併せて引くべきであらうと思ふが、本書では一切それを省略して有る。然らば如何なる書籍に對しても此の類で二貫して居るかを見るに必ずしもさうではない。今編輯や三教指歸注からの抄出には野玉案又は野玉云をも加へて有る云々

原本玉藻の反切や或爲が注意せらるべき價值を有することは玉篇考に於て著者の特設せられた所であるに拘らず和名抄に、反、又は、音とあるもの、半亦作、又は與、同とあるものを或は採り或は捨てゝある。

天治本新撰字鏡は誤謬も多いからで有らうが、これから採録したものには文字の意識的改變も相當目につく。而も他方には元ノマ、と斷つて有るものも有る。

採集洩になつたものも断二、一七、一四四(ともに和名抄)などがある。

索引一六 サツ殺 剽の誤

陳垣氏の廿二史劄記によると延喜四年は唐の天祐元年で其の正月朔は太陽曆の一月廿一日に當る。さて十二直で改まらぬ日があるのは毎月の朔に入る日たる事が分かつたから、立春即ち太陽曆の二月四若くは五日には改まらぬ。延喜四年の立春が太陽曆二月四日に當らぬは正月十五日は正しく收の日だ(昭和十年九月追記)

漢 文

書手鈔王右丞詩集後

是余少時所手鈔也。余輩許始於明治癸未、而隨祖父君抵加藤氏許省終於乙酉、則此業當在余年十三四之時。加藤氏者吾伯母所歸、表兄文龍稱其類注本、今不鈔注、猶望願可久注說、當時無離之所致、而所以特珍之不得而記也。余從事於斯也、一日加藤氏有物事舉家挾策、予獨在別亭刷燈聽琴。卒業之日祖父君欣然謂示、似爾此兒應有所成、嗚呼此時祖父君所望於余果何如也。一夢廿年、祖父君墓上有所草、余亦舉一豆而一事無成。於詩或廢或作、遂憶當時鈔此書之志、併負祖父君之望、洵可愧也。頃日聞難得之不勝今昔之感、乃書所憶以警兒孫之讀此書者云。明治三十四年五月

許學書架記

圖書持任者一快事也、未如得諸快人之更快也。明治戊戌余遊官西條、條友有一快男子、性酷嗜酒。其登校也既帶微醺、接事極如陶然而快者、抵其家則圖書杯盤狼藉座間、有客引滿跪、醉倍加談倍劇、不亦快哉。一日泛舟留酒、醉而墜水、余戲曰知章落井果筋水底眠邪、快然一笑。居一年、快男子轉於左海、余亦來於此、恣君夏寄書來告曰將遊清國橫斷南北、余戲曰快男子果能成此快事矣。既入燕京、會學匪變起、重圍六旬、具胃危難、不知快男子猶能呼快於此間邪。事平而還、官

而於以蕪為說文之義，以秋實萎澤比此種為無姑之說，兩家全同，何以戶部不引之。蓋蕪成或昔年月雖未詳悉，在嘉慶辛未宋氏別風始繪戶部之時，兩縣尚未奉蕪於蕪蕪。游研堂文集刊於嘉慶丙寅，在蕪成之前，不應未之稽也。按戶部所引者雖有集韻說納存已說窮，至大生三覆，蕪事曰覆當為覆字之誤，玉樹覆大生三子也，郭本誤作覆且七，戶部則曰玉樹覆即，云大生三子，是覆又作覆也。今按宋本玉樹覆覆覆三字俱有大生三子之解，兩家各引其一，何均不備知其他耶。釋文振晉子工反以上，鄭注大司馬引覆惟曰大生三曰覆以上，今本誤作覆，觀其晉子工反或作覆，則覆字必不誤。其一謂覆，再謂為蕪其述歷可見。且據宋人改削之玉樹云又作覆，又孰覆以覆覆，俱非篤論。此又兩家百密之一疏矣。昭和七年十月

漢詩

隨錄十首

摩馬談經後一時 刑餘唯有睡魔隨 夢中偶到靈瑤地 却見銀蟾甚善知
 明初治吳日附中
 四海同風現說華 蕪蕪曉色望偏嘉 氣新勝日開三家 化拾歸成語五祀
 二十七年始遊宮 三千餘里遠携家 從今準擬双鞋
 神 要看南洲未賞花 已莫元日時在東華

冬初北地雪花飄 南海宮遊憶昔曾 霜後橙黃金滿樹 至前寒甚綠浮腫
 爐洋波遠風無脚 石鏡山高風有袂 偏為蕪蕪綠桑
 梓 水寒甘作快寒龜 同初多却那時在會碑

勸駭藏龜手 時浮訪敵舟 蕪蕪為詩在 林外一燈幽 寒夜訪友

石梁挂天上 苦色望中微 定有飛仙者 行靈羅羽衣 尋蕪天入海

風物依然水外村 樓聲伊帆月黃昏 鄉親情話多頭緒 或及乘風說字孫 聽聽歸鄉

梁狗吠幾今古多 寒家陶伊蘭公道難 之此外浪滄茫 誰知易水悲歌後 奈被韓家宗社何
 大正丁巳冬

白鷺橫江任茂秋 茫然萬頃寄醉繚 未嘗往也今安在 渺水平橋一葉舟
 壬戌九月八日錄 陰曆七月號 重刊長公志 梁前遊至八百四十年 戲撰賦中題為一絕

勁翰高鳴響遠天 却飛過雁憶當年 踏看尚武東方國 難托瀟湘廿五疑
 歸回山在蕪不再重題

半林松影翠成鈞 兩面波光一色浮 距壙長傳丁丑歲 千人塚外夕陽愁
 官同雜錄

昭和六年十一月

成堪軍警急必危 偏望 警務停行時、衆心何似針蟻引、不獨若臣又本支十一日奉迎

香拜、天錫咫尺中 且將微積進 豈曉 經緯聖可樂蒙臨 就日爭能與我同十五日祀齋

沈澁恩波玲澆旬 賢美過陽物皆春 親仰 聖上極陽輝 即其神明不是人十九日奉迎

壬申十一月抵九州帝國大學講演序

小學頭頭豈易逢 多年愧我寸建隆 何圖一得猶堪逢 白首說文登辭壇

舉世爭排鳥跡文 研鑽倉澤獨離羣 泮宮今日佔坤華 不是銅西楊子雲

紀行等

豆相の一日

今年七月京に上れることあり。其廿二日沼津に宿中車一君を訪ひて一泊す。此は西條中車にての同僚にて、今はこゝの那
 視學たるなり。五年後の再會なれば一夜語り明かして「明日は」と云ふも、「今數日留れかし、鐵根に案内せむ」など懇
 に留めらるゝも請しけれど、さばかり心のどけき旅路ならねば「重ねてこそ」といふるに、「さらば北條徳善寺等は二
 日程なり其處に」とあるに従ひたるは、賑はしき旅なれど負くる心地せり

二十三日、日頃の雨なほ止まぬを上り汽車にて出で立つ。車中富嶽を見るべきなれど

あちきなき身を知る雨にかきくれて何を三島の里に來にけり

こゝにて豆相線に乗り換ふ。槍行けば川あり、水溢れて假初なる橋の頂ばかり現れたるは消え残りたる紅なりけり。君
 「かばかり渡りたり、此雨やまらずば歸路の程も覺束なし」など云へば、汽車は進めど心はいとゆかず
 此線の第一驛は三島驛、第二は大塚なり。此は侯名抄に佐藤輝大塚とある所にて、承久の亂に大塚十郎近郷こゝより出で
 て功を著して、下總國青砥村を賜はりき。彼左衛門輝綱は其故とかや。第三は原水にて東條清承四年八月の條に「十七日
 藤木北行到于肥田原」とあるものなり、原水に作るは通じ易きと思ひてならむが、轉こそはばらなれ。種なるは如何に、
 但し原水に駿頭嶽とあるも、本草陶注に博物志を引きて天門多別名關棘とあり、若は馳と天門多と名物にて蘇隸語するに

や。又思ふに常陸風土記に三所まで茨城と連別し、難子記には藤を「うばら」と訓めり、相通の論までも無かるべきか。次は北條なり。此處にて車を降りて河水溢れたる野道を掲駕して往く。何のあしかげになど云はむも女めきたり。雨雲は彼の虹の橋よりや去りけむ、さすがに晴れぬ。此あたり今は田方郡並山村なれど、増設に平四郎時政と云ふものゝみぞ伊豆國北條郡とかやに有めると見え、東鑑治承四年四月の條に廿七日高倉宮令旨今日到着于前武衛將軍伊豆國北條郡。全じき元久二年閏七月の條に二十日遠州神原下向伊豆北條郡給と見ゆる其北條にて、八百年の武門政治を聞きし人は實にこゝにて虎視し、其謀主はたこゝにて夷妾せし地なりけり。四日町字には時政の墓ありと云へば愈々、古の北條の市場なりしからに此名ありとぞ。之に入りて往往きて右に折るれば奥まじたる寺あり、其名何なりけむ今思ひ出づべし。僧出て、「其跡なるその墓にこそ」と云ふを見れば、あらぬ墓どもに交りてたゞ土饅頭の上に一基の石を立てたるのみ。あゝ時政も亦一代の器なり、而るに血食せざる此の如し、悲しい哉。時政の父たらむこと。

鎌倉大双紙に將軍の弟齊盛院殿と申し、神佛にて天龍寺に御座ありけるを、長祿元年十二月廿三才にて俗に還し左馬頭政知と名づけ、伊豆國まで下向あり、願越と云ふに假に屋形を立て、伊豆國を知行せらると云へる願越御所も此邊なりと云へば、田邊を右に進むに畑の中に當時の屋石なりと云ふもの一二頑然たり。漫るに老杜の故物獨行馬の思をなしぬ。更に中村字に江川英龍氏の舊宅を訪はむと、もと來し道を鐵道線路を踏み越えて一里弱進めば村あり、村の後に山あり、山の麓たる處に並山中學あり。こゝを折り過ぎば稍高きに木立鬱鬱たるぞ其舊宅なる。殿めしき構にて支關の間の上段には遺物幾つども並べたり。勝手の方に立ち水を共儀に用ひしと云ふ石柱に、榊ゆひ馴して幣帛など立てたり。此わたり廿坪ほどの廣さに柱を用ひぬ古き礎築としてはいと珍し。此廣庭は大和より率ゐ來し一族の當年全樓し、又近くは龜嶺を狩野川この里の端を流る、さきの湧水に橋落ちたり。水晶巖と云へる、水より起りて半空に飛び、肌理明淨骨格精緻なるに瑛松疎徑の毛髮めきてさすがに生ひ残れる下を一船徐に掉したる、予も亦畫中の人たりけり。梁合馬車を馴ひたるに瓜先上りの墳なれば動搖甚しく、惠の獅子もわれぬべし。稍往きて下田街道より右に分れ、一水の南より來るを辿り、て進めば半空に彩條畫閣隱見す。君指點して「彼處ぞ」と云ふ、誠は仙家に入る想あり、即ち此川の名やと問へば、君變づるひして

照る月の桂の川
と云ふも心にければ
を上げるなり天の羽衣いつか着にけむ
とつぐと「なほ羽衣にや」と笑はる。此は昨夜のことなりけり、君の許に謡曲を善くする小學校長居りて「金澤に居給へば定めて習ひ得給へらむ」と問はれては、さすがに「さぞ」とも云ひかねて「ふつに知らじなれど疑懸してむ、所料なり羽衣などや」と之へど、とかく否みて「習なれば」とて聞きも入れず。予實は携へたれど、今は出しかねて遂に得聞かざりき。此情一と夜云ひのどくれば、「天に許なきものをどのみましらへたるこそ心憎かりしか。

修禪寺村はもと桂谷と云ひしが、修禪寺の名に響きて舊名は廢れたれど、一次な桂川の名に流れて村の中央を貫き、温泉は其水底浮遊などに湧き出づるなれば、浴館は水を蒸して並立ち、層樓には朱欄の色調ひ重疊には碧瓦の氣蒸したり。新井美氣館と云ふに投し、直に一浴す。浴槽は河底の巨石を取り成したるにて、踏を踏せば河水洶すべし。鹽類泉といへど鹹味は頗る微し、君は遺後を説き、予は山中を語りて己がひきくなるもをかしきに、山代粟津何々とさかしげにかよひをり數へ立てたる予こそ、中々に伊豫の湯相たどくしかりけれ

食後館丁に案内せさせて先通賢者頼頼の墓と云ふに詣つ。館より三四丁の上流の右なる丘上にあり。明治十三年村人こゝを葬して古骨を得たれば、それと知れる由碑文あり。之より二代將軍頼家の墓に詣つる途に修禪寺あり、僧空海の開ける所に天下屈指の禪院なりけむを、建長中臨濟宗に改めぬ。今の堂宇は明治廿年の竣工にかゝれり、金碧光潔まことに功德莊嚴の地たり。經藏に指月堂あり、頼家の遺廟にて尾將軍の建てるなりとぞ。經卷には宋板の善本など多しと聞きて食指勘きぬ。頼家のは川の左の山腹にて高さ三尺餘なる丸輪石塔あり。此經頼家の跡を見て此の村の人々ぞ心あるや

身には云はれはのめく
午後四時後馬車にて歸る、狩野川に至れば日已に夕なり。塵夫あり、香爐を備にして道中より來る。かの蘆の蔭に期したる人にや

大仁より豆相繼にて還りて三島にて下る、三島は古の伊豆の國府なり。又こゝなる三島神社は延喜式には加茂郡に列せしめ和名抄にも赤賀茂郡大社郷とありて、古は今の白旗村長田に三島大神伊古奈比咩と相並びて祀られ給ひしを、此地國府なりしまゝに新に宮を立て、勸請したるに、頼頼義を尊げたる偶此祭日に當れるより崇敬常ならざりし爲に大に崇れ、終

には此地三島の名を何すに至れりとぞ。祭神は玉藏殿之邪代主神にて今は官幣大社にます。夕暮なれば列々に拜したれど宮居いと神々し。朝づく日心清く拜せましかばいかに尊からまし

鳥居先に沼津通ひの馬車ありて乗る。三島の町は東西二十町にも餘りていと幅し、町を離れて極道の右に八幡祠あり、瀧經美より來りてこゝにて頼朝に會し、神の標を掲ちつゝ相語りしかば、此あたり今なほ種揚られたる跡ありなど若語りぬ。長澤と云ふ村を経て黄瀬川を渡る。さて此處ぞ古の黄瀬川宿の地にて、其八幡宮にも頼朝義經對面之所といふものありと、何れか異ならむ。此宿古は頼朝多かりして彼不二の白雲の俗語も此宿のことたり。黄瀬川こそ不二の流れなれ、三島はあらずといへり

河南に駛せて沼津に入り、車を降りて狩野川に至れば琥珀玉の如し。あはれ今こそは富嶽の影も見てむを、晦と云ふ今日にして、にげなむ立ちまへなむとあたらへむも益ななしや 明治三十六年十月

日南とこゝろ

一 清 武

清武は安井息軒先生誕生の地で宮崎市の南一里餘に有る。市から南に進む縣道は大淀川の二百四十間といふ長い橋を経て大淀川に入り、更に兩橋、此は鉄筋橋の赤江と延岡藩の大淀との界だからこの名が有る一を越えて尙迅めは丘陵にゆき當る。之に沿うて右に走れば此の丘陵と離れて他のに就く。其の左を眺めば又他の丘陵にゆき當る。其は郡城への道と別

れてやゝ後。新にゆき當つた丘陵の中に進むこと少時で左には杉林が落ち込み、右手には斜に右に上る路が有る。この面に面した家はもう清武村の加納といふ部落、その路を進むと人家の聚落となつて十字路が有る。即ち中野でこの十字路に南面して立つと右前の三屋敷目が即ち先生の誕生地だ

中野といふ部落は道の右側に四十戸、左側に三十戸合せて七十戸の一區で清武村に屬し、この屋敷には今は安井息軒先生誕生地の標が立つて居る。若山甲藏氏の「安井息軒先生」に

昔は二段八畝歩の宅地へ三棟の建物有つて、父子の讀書の室が別々に備つて居たのを、何時か二棟は取崩し、残る一棟さへもう随分住み荒して居た

と有る。これは明治四十一年の實際だと有るが、今は建物は更に無い、全くの空屋敷だ。又同書に

門でも有つたらうと思ふ邊に一株の山茶花が有り、少し離れて老幹無枝とも云ふべき古梅が二三株蟠つて居るとある山茶花、古梅は今も猶存して居る

此屋敷は飢肥往還に接して居ぬから門は北向になつて居り、家居は又東に面したらしい。安井家の飢肥へ轉せられた時は隣家の弓削氏が入り替つたといふが、其弓削氏も今は同郡の田野村に移つて居る

二段八畝歩の宅地と云へば可なりに大なる物、此中野區の維新前の舊高は一寸分らぬが、今日の面積は田畑宅地合せて凡そ八十一町此總地價一万五千餘圓といふから宅地價も概算四五十圓だらう。當時士族に賜はつた宅地としては廣い方でない相で、飢肥藩の制度として此宅地は永代居住を認むるも私有は許さず、轉住すれば無論藩に返上することになつて居た。安井家の身分は中小姓、祿高は二十石。飢肥藩は五万五千石の中この清武郷（今の清武、田野、赤口、木花、青島の五

村）が三萬石、百石位の祿持を首として若干の士分が居たので、此等の祿を支給した残りは藩に納めたといふ。二十石の祿だから安井家も自作操で下男一人位を使つて、息軒先生の父滄洲翁などは耕作に出られたものといふ

今の飢肥街道よりも遙に西に古の飢肥街道が有つて、其道の東に沿うて藩廳が有り、藩廳の横が十字路となつて居る其路の西北が明教堂の址、其堂の西南が先生の屋敷で有つた

道は丘陵を下る。そこに清武川といふが流れて大地は少し平行になり、清武驛が此處に在るから、停車した場合首さし延べれば中野區は望まれる。先生の後園栽梅記に

武岡處於山海之中其地隱然而起回顧而眺凡一州之勝皆可坐而收云々余家於其巔五世意甚樂之

とある。武岡の清武たるは無論で、此地西に青井鰐ノ塚の諸山を望み、東は滄海に臨めば山海之中とは云ふべきだが、一州之勝が坐收せられるほどの高敞の地では無い（一州之勝を先づ定めてかゝらねばならぬ譯では有るが）。例の漢文風の誇張と云はうか

私が今熊本に居る身として面白く思ふは安井家と熊本の儒者との關係で有る。息軒先生が肥後に生れた松崎慊堂の門人たるは言ふを俟たぬが、先生の父滄洲が復肥後に生れた古屋昔陽の門人で有る。昔陽は兄愛日軒と俱に學者であり、愛日軒は細川家に仕へたが、昔陽は江戸で塾を開き、徂徠南郭既に没した後なので、今徂徠今南郭と稱せられ、其頃の儒者の角力付でも東西の大關は片山（北海にて、西方）古屋たりし程の人、會津侯に知られて其藩學の革政を賛げ、日新館董子訓には昔陽の跋が有る位で有る。後年兄の跡を繼いだ。其學は古經疏を主とし六朝以下の經解を用ひ無い。隨て滄洲の得たる所も知るべく、息軒先生が他日漢唐の學に嚮はれたる淵源もここに有るらしい

先生は寛政十年正月元日に誕生せられてから文政二年春大阪に遊學せられる迄の滿二十年餘と、其翌々年五月に見さんが亡くなられたので欽仰歸られて（先生の娘★菫記には予遊演義、明年蒙見即貴、又明年歸省とあるが、兄さんの墓石に文政四年とあるからは筆誤だらう）七年に江戸に往かれる迄の三年餘と、九年に藩主に従つて歸國せられて天保二年に鉄肥に松葉堂が出来て先生父子が其教授に任せられて初夏に移住せられる迄の五年と、二十八ばかり此中野に居られたので其後は鉄肥と江戸とで過されたので有る

大正十五年一月

(二) 鶴戸神宮と鉄肥

私は昨年一月宮崎青島に遊んだ序に安井息軒先生の誕生の地たる清武村中野を訪うた。さうなると又先生父子が由で仕へられた鉄肥を訪ひたくなつた。けれど鉄肥は日向でも南方の山中で、交通の便も無からう相に見えたので、念には此願も思されまいと諦めて居た。それが今日にして達せられるとは望外の幸で、全く山崎榎本醫科大學長の恩恵によることと感謝して居る

四月八日、私は學長に隨つて宮崎市に入り、其の午後再び清武村に遊んだが翌九日には單身鉄肥に向つた。宮崎から鉄肥に行くに二路有る。一は山間の嶺で清武などを経るが、一は海岸の嶺で鶴戸神宮を通ざる者である。前夜友人今井高等女學校長が尋ねられて海岸線を行くべく勧められた。鶴戸神宮の参拜は既に學長からも注意して下さつたので、之を兼ねられるは勿怪の幸ひと躊躇なく海岸の嶺に決めた。息軒先生は山間の嶺に逸まれたのだから

定刻になると乗合自動車が迎へに来る。身も心も輕く之に搭じて、あの長い大淀橋を越えてやがて左に折れて青島行の輕便鐵道の線路と交叉し／＼て進む。木崎に入る前に越えるが清武川、即ち中野の南を流れるものだ。又加江田川を越えて曾山寺に出ると海岸の路となる。長汀曲浦洋々たる春の海は翻々たる春の日に映つて居る。前の翌嶺は即ち青島、昨年一月七日に此處で日向ぼつこをしたことなど思ひ懐ける中に折生迫の町を過ぎて戸崎鼻となる。これより左は澄深萬里右は崎若千尺、嶺の如き粗澁の之を通るは朝の朝を越るよりも密である。内海に着くと自動車は停まる、輕便鐵道で下車する客を待つ爲に、時に八時三十分、宮崎から一時間足らず

宮崎縣下の港として知られて居るは、今は油津、細島、土呂々と此内海とで有るが、地圖で見ても内海が最もよくないやうだ。油津と細島とが餘り距つて居る爲に内海の存在を認めるとも思はれる。若干の客を得て、其安排の爲に私は他の車に移されたは乗合の悪貨だから。

これより鶴戸まで四里三十二町。道は大體に平坦だが、其曲折は贅へ様の無い程甚だしい。路傍も溪轉じなど殊當の文句では形容し切れぬ。海底は青島附近の様に或程度を以て層が重なつたまゝ露出して居る。九時に内海を出て十時四分にはある茶店の前に下るされる。鶴戸神宮へ参る圓道の入口だ、携帶品を其茶店に預けて御の間に分けること十分ばかりで神宮の表柱ある所に出で、本道より来る人と會する。奇なるかな此より三百六十七段を下りて行つて神域となる。何處でも神域は一段高いものを、一の鳥居を入り、大笹橋の詰で下足初説いで進むこととなつて居る。東西二十一間南北十六間の巨巖は、その半ば開いた口に私を眺み込まんとするを見て、私は思はず一歩退いた。巖かなる者よ此れ正に爾の百里を遙しとせずして参拜せる鶴戸神宮ならずや。神宮は洞中にあるから規模は小さいが、丹塗の色も鮮かに、波から反射する春日に照された其匂ひは仙宮もかくやと思はれる。豊玉御が鶴茅葦不合尊を生み給ふたと傳へるが、その史蹟の眞否を

確のやうなど、現寫はるは冷やかな歴史家とやらの仕事で、身一たび此に立てば或る紛秘を感じずには居られぬ。拙作がある。

◆金龜吐舌歌書談、詞賦撰不可屏、休開口評信邪奇、神奇塚自感陰靈

洞窟の前には少しの廣場があつて既に太平洋を席巻した慈海のの上に臨む。細かい滑い砂が足裏に興へる刺戟さへも感ぜざるを得ぬ砂たる此身が百萬の敗兵素車白馬して降を軍門に請ふが如くに致到する此の澤海に向つて平然たり得るは實に水際立つ二柱石、桐形石などの外護の方である。あゝ鴉浮蓮不合碧の御子が金龜無缺の吾帝國を興し給ひてよ三千年悲勇なる吾祖先は克く聖海之美蹟を成したに、今や思慮中に儘まれ風俗外に移されて消へとして底止する所を知らぬを思へば、昭和二年四月九日私は猶愕然として讀に來するを禁じなかつた。

元來本道に居るも曲がないと思つて今度は本道を取つた。表柱から復四百十七段の石段を下つて吹毛井の町。つまり町から百へは山脊を越へるので、昔は八丁坂の名が有つた。町といふとも一條の往還に沿つて百戸に足らぬ茶寮。さて此處に出ると間道の入口よりは二十町も行く手になる。預けた物を取りに往かねばならぬ。後海先に立たずでは是非なく引返す。でも當時半この町を出て鉄肥に向ふ自動車には乗りたいものと念じつゝ急ぐ。あの茶店の數軒手前で無人の乗合が遇ふも氣にかゝる。たどり着いて二番の乗合は通つたかと同ふと「未だし」といふ。汗を拭き風など入れて待つ間久しく、もう一時に近いに自動車は來ない。再び問ふと「通つたのかも知れない」との挨拶。さうなると二時の待つ外は無いのた。それも己を得ぬと残念したが、何角と總中にもその二時の吹毛井の町から出るのた、こゝで空しく待てば三時半の足存ることが分つた。かうなると今し方帝國の前途は長大息した憂時の志士も周章せざるを得ぬ、焦燥せざるを得ぬ。切々として二十町の道を吹毛井町に轉げ込んだも可笑しい。

二時發のは郵便物を積み込むの時間で時間正確といふに二時過ぎてやうやく着いた。一心をなすと其姿を見失ふ。心元なく待合の女中に問ふと、參るに決まつて居ると案外に平氣だ。貴玉姫は今少し神經質でお有りのやうだ。定刻を過ぎること五十七分、いよいよ出發。乗合は一人の婦人。男女七歳にして席を同じうせずと潜在意識する道學先生は後に乗らうとすると、其婦人「中が動搖しませぬ」と教へてくれる。賢なる此の女性、その半座を汚す、尙其加なかるべけんやと物納如として其側腰掛けた。

地圖で見ると吹毛井と鉄肥とは油津を頂點とする平べつたい二等邊三角形をなして居る。昔は吹毛井鉄肥を結び付ける往還があつたが、今日は油津の方へ廻るのが順路である。この間海に沿つて進むこと前と同じ。風田といふ村の東南に榮松の時といふがある。息軒先生の垂松齋の文は此處に在つた事實で、先生は榮まかりと取り成されたのである。

鉄肥之南五里日垂松、地枕于海而江區其内。衆鳥聚焉。有雄鳩。每日出扇海濤浮魚沖空悲鳴、須臾有鷺來盤于下、雌鳩按其至于下、投所獲魚、鷺仰受之以去、率以爲常。鷺或不能承、誤墜之海、雌鳩墮下擊之、鷺不敢投、甘受之。然而往矣。

といふのが其前半。日本文章範疇にも載せられて讀書人周知の文章だ。雌鳩と云ふと、直に毛詩の關雎を聯想しておとなしい鳥かと思ふから、其雌鳩が鷺を撃つとはと考へ難いが、毛詩の傳の雌鳩擊而有別といふ文は經典釋文によると鷺而有り別に作つた本も有る。従來はこの鷺の字によつて釋したから雌雄情意互るで、一途相愛の情の至つて厚いものとされたが

若し寫の字によれば「寫サレドモ別アリ」となつて、此種松鷲の事實も首肯される。竹添井々嶺の至詩會集にもこの寫の語を用ひられたと記憶して居る。

油津に入る前に廣手川といふのが有つて橋が無い。普通はこゝで自動車を乗り換へて油津を廻り、さて飯肥に入るまゝな。私はは油津行の客を此川岸まで送り附けて、元來大道に引就し、やがて左折して飯肥に入った。その爲に油津の手前の梅ヶ濱と云ふ風光絶佳の地を過ぎられなかつたは遺憾千萬。三時四十五分飯肥の町に入る。廣手川の上流が酒谷川の名で町の南を流れる。今町橋を越えたと同原村で官崎郵便鐵道の驛の在る地、其處に原田宗廣氏を訪う。氏は吾大學の前身たる熊本醫學校の出、昨日官崎の三原氏からは山崎學長が見えるやうに電話をかけたので、歡迎會の計畫まで有つた所へ、私のみが罷り出たので案に相違せられた風なほお氣の毒で有つた。直に親しく私を小村長平氏の許に導いて下された。氏は小村兼山先生の子で、醫を業とせられる傍家學をも傳へて居られる。飯肥で小村氏とあれば外相澤太郎侯を想起する。長平氏も其一族で、侯の生家は其弟の澤平といふが嗣がれ、今は其子俊一氏が當主で立派な家居を途中で見付

けた

小村侯について思ひ出すは澤先望齋藤修一郎先生である。先生は侯と俱に東京大學法科第一級生であり、明治八年七月明治政府の第一官選留學生となつた人である。先生はその横濱談(書名、米國桑港で發行したもの。私は前年之を廣島で入手した。廣島縣には米國出張人が多いから、其手で渡つたのだらうが、私に歸したは奇縁と思ふ)に

予と同輩の文は誰であつたか云ふに鳩田和夫、小村澤太郎、菊池武夫、橋本健直、岡村輝彦、奥板英、野村孝吉、中山勘六郎及び

び子の九名。

その九名の成蹟類は過去三十年に亘して見て如何であるかと云ふに、何時も鳩田が一番で、二番が小村である。それから三番が成時は菊池で、四番が此く云ふ澤藤で有る。だが前には余が三番、澤藤が四番の時もあつた。それから五番が橋本、六番が岡村、七番が奥板、八番が中山、九番が野村といふ順序。

とあるので、小村侯の非凡な事は能く分る。又

當時の會長は井上毅、小倉篤平、九鬼廉一、齋藤新、出原力雄など人格眼見共に當代の俊傑で有つた。

とある小倉氏が、聞けば此地の人で、小村侯も其塾で上京せられたもの。氏は十年戦争には薩軍に興して奮戦したが、後延岡附近で毒の日に不利なるを見て自衛せられたといふ。もと息軒先生の門に學び、戊辰の變には壽命を受けて京橋の間に奔走し、明治四年二月歐米留學を命ぜられ、狂輪論の沸騰した中に歸朝して郷里に返き、佐賀の江藤新平が其徒と號兒島を経て此地に來た時は、何かと世話して土佐に落ちさせたので、事處はるゝ七十日の禁錮に處せられた。その後再び上京、この時だらう會長となられたは、三十二歳を一期

小村侯伯は小村家から安井先生の

七老會飲圖(佐賀縣(佐賀島)に關する書)

などを取寄せて説明し、又此地に傳はる口碑をも話して私の知見を聞いて下さつた

七老會飲圖の息軒翁の書はいかにも立派である。賢伯は

この圖家は飾り良過ぎ。安井小太郎氏に賣すと「息軒翁は眞なる親字が惡くなられた。此はまだよい時のだ」と告げられ

と語られたが、此は首肯し難い。私の聞いた話では「惟堂先生が存命中は息軒翁に字を習ふことを勧められたので、其頃
は息軒翁の書も比較的良好なり。惟堂先生が亡くされると習字を續かれたので、息軒翁の書が劣つた」といふの故、そも／＼
この圖は萬延紀元と署して有るから、翁の六十二歳の作となる。翁は七十八歳の長命ではあるが、筆甲を過ぎれば老境
だ。後に成る粗悪くなられたなら、もう萬延元年は悪くなられて居らねばならぬでないか。この故に安井氏の説は此筆蹟
のよい理由とならぬ。やはり氣分の爲に此かる無類の上出来が現れたと見ねばなるまい。此時惟堂先生亡くなられて既に
十五年で有るから、私の聞いた説から云つても上手の期間では無い。

此夜は泉屋といふに泊つた。息軒翁の同門徳谷宗隆先生がこゝに來られた時に宿られたといふ家、勿論建物は改められて
居るが、宗隆先生の書かれた物もあると聞いて之を見るも目的だつたが、主人は活動に往つて留守だと言ひ、翌朝再び尋
ねてもさういふものは知らぬと云ふ。人間も成る年輩に達せぬと侮べらば興行が無い。

此の度の一行で學長や杉本書記は傘をも持たれぬ。神經質だと自ら標榜せらるゝ學長にも似合ぬ呑氣さだ、或は人に對し
て神經質で、天に對して非神經質なのかも知れぬ。やはり學長の方が私より興行が深い。其爲でも有るまいが、此行今日
まで雨が無い。自動車も飛ばすところの多いこと。然るに今夜夢ながらに雨だれの聲を聞く。

車上質屋不眠、清明時節半句暗、水亭中夜放編枕、遠長江聲近雨聲

宿は酒谷川を隔て、蘇山を望む。蘇山とは「横山」といふが有るを、土地の人は約めてソリ山と發音するので、宗隆
先生が此文字に譯せられたものと聞く。蘇山の蘇武李陵たるは無論で、其唱和は五古の起りよまで傳へられる。句奴の空
で快を則つて羨望したのは千古揚心の事だが、宗隆先生の來遊は何時だつたらう。先生は慶應三年に、息軒翁は明治九年

に逝かれたから、何れ息軒翁東住中に相違ない。此文字は若く二人の友情を記念せられたに過ぎぬらしい。〔鎌倉儒士の略
ては宗隆先生は決して九州へは下られなかつた。〕

十日、翁伯が息軒翁の墓や振徳堂の址へ案内して下さるので、先づ其宅に向つた。直に墓の有る安國寺に導いて敵いたが
既に撤開蓋々。安國寺は伊東氏の頃は伏見五寺の一だつたが、明治五年に廢寺となつて今は一物をも遺さぬ。澹洲先生の
墓は一段高い處に在つて曇々たる碑碣の間に特立して居る。その右に小村象山先生の墓も有る。翁伯が數葉の生花を携へ
て兩先生の墓前に供へて下されたのも嬉かつた。澹洲先生は其碑文に

文化甲子役于江戸、時年三十八、暇則從當陽古屋氏質疑

と有るやうに、昔編の弟子である

所が此安國寺が若々學徒にとつて今一ツ深い關係がある。何ぞや、安國寺は實に宋學發祥の地と云ふも可なるの一事。宋
學が我國に將來せられたことは泉涌寺の開山後俊に歸すると、ある一人の手からでなく數回に亘るものと見るとの兩説あ
る。若し俊後説を採れば師が肥後國飽田郡の人であることも看過すべからざる事實である。宋學が大いに世に行はるゝに
至つたは惟庭庵の力による事深い。惟庵は長州の人で入明したが、歸國するや京師は干戈の暴と聞いて、石見に隠れ、山
口に還り、文明九年には菊池に來て釋英の時を欺し、十年薩摩に入り、島津忠廣が此地に封ぜられると惟庵も來つて安國
寺に入つたのである。他の弟子に月清が有る。薩摩の人で高瀬の清源寺で薙髮したが、後には桂の惟庵で此安國寺に住し
た。清の弟子一翁は實に此安國寺に示寂した。一翁の弟子に兩浦が有る。即ち文之和尙で、兩浦の號も、兩郷外浦から出
て居る、外浦は油津の兩の藩で、昔は長治の名が高かつた。文之和は四書全部、周易、素書に和訓を付した人である。此く

此の安國寺は桂浜釜浦の四學僧がひき続き雲霧に親しんだ跡なるに、今や何等の影を留めぬは實に惜しい事だ。士族層級であつたらしい楓落着いた家居の中を貫くと、亭々たる番木の森が我等を迎へる。爪先上りに達した所は即ち振徳堂の址で、既肥小學校の女子部。この女子部の校舎の一部たる、向つて右の曲尺形の建物は古の會讀處や講堂であり、門は昔のものをまゝで有る。朝六ツ時になれば此門が開き、將命(受附)が玉懸に出る。薄太郎侯も將命を勤められたと賢伯は教へられた。

女子部の前を更に進むと、一段高く城址の一部となる。今は小學校の男子部が此處に在りて、その御眞影奉安處は振徳堂の裏堂の建物を移したのである。此日は日曜日で有つたが、私の參つた爲に校長殿等の出勤を煩はしたは恐縮した。閑は道々木降りとなつた。舊城の址に在る小學校は夷壇の地に立ち出ある古林に囲まれ、私の見聞寡聞なる未だ嘗てこんなにかんしい土地に在る小學校を見たことは無い。息軒翁父子の住まれた處は此城の大手の前の加茂馬場の曲つた角に在つたが、今はその故宅を存せぬ。既肥城はもと五萬千八十石の伊東氏の居つた所。伊東氏は藤原氏南家の出で、木工助に任ぜられし人より工藤と稱し、又伊東とも稱へて伊豆第一の大名であつた。家職の時に嫡子祐家早世して、庶子祐繼に本領を讓つて、祐家の子祐親には河津の莊を興へて河津次郎と稱へしめた。祐親長じて後この事を快よからず思つたが、やがて祐繼疾を纏て後事を祐親に託して死するや、祐親は時こそ來れと直に伊東を稱して祐繼の遺孤たる所謂工藤祐繼を虐待した。普通は曾我五郎十郎の復讐によりて、直に祐繼を惡形にして仕舞ふが、かういふいきさつが前から伏在したので有る。祐繼初めて日向國地頭職に補せられてより伊豆日向の兩國を兼ね領したが六代祐持の時より日向に下りて鎌を稱した。然るに島津氏の勢張るに及んで其迫る所となつて退轉するの已むなきに至つた。

偶豊臣秀吉島津氏を征するや伊東祐兵はその驍將となり、功を以て既肥の地を賜はつた。既肥には上に述べた外浦の良港が有つて貿易の利を占められるので、島津氏に取つては随分苦しい割讓で有つたと云ふ事だ。此かる關係から次の事實を生んだ面白い。徳川幕府の制度として十萬石以下の小藩は一族限りの合戦は許されず、近隣の大名に附屬して出陣することとして有つた。既肥の近國には無敵島津氏があるが之に附屬するは伊東氏の堪ふる所でないから、熊本の細川家に屬することとした。然るに伊東氏の定紋が九曜で有るのに、細川家も亦九曜。これでは出陣の時に混じり易く、怪我也功名も明かにしたい武士の精神に合はぬ。已むなく伊東氏は一點を増して十曜としたといふ事である。そも、木火土金水の五星を五曜と云ひ、之に日月を加へて七曜と云ひ、陰陽家で更に羅喉計都の二を加へて九曜と云つたのだが、十曜とは恒河沙数の星辰からも求め得られぬだらう。

既肥藩は島津氏を外敵と考へた故に富岡強兵のため殖産に興業に力を用ひ、その林業制度は日本全國に冠たる者で有つたさうな。息軒翁が算數に明かであつた事は徳谷岩陰の鏡序にも有るが、既肥藩に人となられた事も此天稟を長發したらう。又倉庫實ちて煙草を知るの本家たる竹子の算盤を著述せられたも偶然ならずなご藤に考へた。

息軒翁の門人録を見ると青崎前から執筆者が三十人許りある。又金澤から就いて學ばれたに井口成といふ方が有つて、私が師事した三宅少太郎先生はこの井口門下である。すると私も息軒翁に負ふ所無きにもあらずだが、私は算數に暗く治生に拙いので先年も東京に出やうと考へた時に

米貴長安不易居、兒妻七口食無魚、至今儲蓄少餘蓄、奈何彌精生計謀

と吟じた事が有る。所が此は學者共通の事と見えて、小島成翁が四十五歳で貧困の爲に藏書を賣り換つた時の諷に

新経精密計家疎、不解人生有與無、堪笑如今貧且富、始知四十五年愚

と云ふのが有るのを後に知つた。其趣句は私の結句と同じだ。これは眞の暗合

今日は華長が志布志に着かれるので、私も之に會せねばならぬ。志布志行の自動車は午後一時に出るので、原田氏に禮を述べて、之へと急いだ。聞は倍進だしい。一時四十分やうやく出發、自動車は満員、突然運転手が私に「原田さんは直ぐ分りましたか」と聞く、昨日のぞ有つた。くしき縁を嬉しくみつ、道學先生大いにハイかつて「昨日の別嬪は何處のか」と聞く、*「アレは私の家内です」と云ふ。自動車は中央が揺れぬを知るも故あるかなと思はれたが、これで話を切る譯にはゆかぬ。體身の智恵を絞り出して「中々奥サンには勉めるね」と抑捺すると「神参りですから」と答へた。流石は天孫降臨したまひし日岡國の住人だけ有る。敬神は尊祖、尊祖は愛國の源泉だ。この一何を開いて愛國の志士は千萬人の同志が軍臺に居て出陣長吉相編製三千大千世界して吾意見に共鳴するを免え*

飯肥から隔島までは四兩に向つて山間を走るので大した景色も無い。隔島から先は海岸を走るので、有明灘の眺望頗る佳しと聞いたが、深く眺を下ろしてゐるので、險道の中を進むも同じだ。地谷の西で宮崎鹿島兩縣の界となる

志布志に着いたのは三時十分、直に大正旅館に入ると學長一行は既に來着、批櫻島に遊ばれたとの事、早くも見えた事かなと思ひ乍ら徒然としてその歸りを持つた、歸り類の間に一寸外出する氣にもならぬので、五時頃一行が歸つて見えて私の影がその中に攝取されてしまふと、此稿を書き續けるべく私は離れて居らぬから、こゝに此稿を終へる

昭和二年四月

四ツの教壇

私は今度九州帝國大學法文學部の講師を命ぜられて大學の教壇に立つ光榮に浴した。是で小學校、中學校、大學科(高等學校)、大學の四ツの教壇に立つを得た。之と同時に体験して其の心地を比較したら面白からうと思ふが、私は其は出来なかつた。のみならず小學校のは今から四十年、中學校のは三十六年、大學科でも十一年の前で有る。けれども今から四十年、三十六年の昔は私も紅顔の青年で感傷性に富んで居たから、若干の事柄は猶記憶に新たなものが有つて今日と比較せられぬでも無い

今から四十の前と云へば明治廿六年で有る。その四月に私は熊本縣尋常師範學校を卒業して小學校准教員の免許状を受領した。何でも興趣では學校を卒業しても直には正教員にせぬのを眞似て、前年の四月から准教員にする規定になつた。私の一年前の入達は卒業式を三月末日に引上げて正教員で出られたに、私等は僅で送り出された。卒業生は全部で二十名(四十年目の今日は十一名だけ生存して居る)

私は郷里の近くの、其の二三年前に郡役所が移轉して來て郡内の第一位に躍進したのだからとて、從來有つた三ツの尋常小學校を合併して(一ツは分教場として別に置かれたが)尋常高等併置の小學校とした其の新設の學校に勤めることになつた。新設の校舎は工事中で、或る區の眞宗の寺院を借りて授業をして居つた。無論隔ても何もなく兒童の向きを變へて學

級の別を立て、上層に過ぎぬから或る部分で笑聲でも起らうものなら全校の視線が共に集まるといふ有様。教員の一人に夜は村の若者へまだ青年といふ言葉は用ひられなかつたを樂めて謡曲を指用するといふのが有つて、此の人が瓊々と音韻を始めると私等も悦として嬉し入つたを覺えて居る。

或る日郡長が來觀せられた。郡長は學校だと思つてだらう靴の儘で上つた。すると寺の住持が出て来て「式幕から土足のまゝで上つた無作法者」とカン／＼になつて怒つた。郡長はもう歸つた後で有つたから衝突は起らなかつたが、私が全然住持の言を受入れなかつた氣持を今も記憶して居る。

夏休の中に新校舍へ移つたが正面の一棟を新築し、兩袖には合併した舊校舍を移したのだから是は學校らしい建築では無い。此の正面のも近年往つて見たら改革に改革を重ねた揚句、端の方に移されて昇降口の下駄置場になつて居るのを發見して悔れを催した事でも有つた。四十年間の苦が帝國の進歩から云へば然も有るべきだらうが。

其の頃の教師には古い即ち合はせの人多かつた。私がいかなる都合でだつたか尋常二年の算術の時間を參觀した。すると二十三日といふには教師も児童も「〇〇」と書いて居るで無いか、驚いて其の教師に聞くに「二十三日」といふところから「〇〇」だと云つて平氣で居る。私が計算では二十三日は二夕桁で有るやうに「〇〇」も二位で有るべきだと云つても、算盤では然うだが文字に書く時はやはり「〇〇」だと主張するといふ聲のやうな話だ。

私は廿六年から其處に兩四年間居つたが月給は金十圓で一度も上らぬ郡内第一位の校長のが金十二圓だ。おまけに新築の寄附だとして初年下半月分取られた。廿七八年の戦役が終つて、獨逸のモルトケ將軍とか口眞似をして「帝國今回の戦勝は普通教育の結果だ」と稱した結果か、帝國々道の發展の影響かは知らぬが、廿九年の夏頃に市町村に對して教員給

一人當り幾何を負担すべしとの勅令やらが出て、私も翌年から一躍して二割を増俸せられる筈だつたが之を受けるに及ばずして小學教育から離れた。

是では教壇での経験で無くなつたら原の道に戻らう。私は先づ高等一年と三年との合級を受つた。高等小學讀本は文部省で作られた黒皮紙の本だつたが、内容は高尚で麗々谷の評定や折敷く染の記号が出て居て今の中學三年位の物だらう。其の頃の生徒に會ふと國語や歴史の私の授業は面白かつたと云ふが文科の物は私も得意で有つたものの、算術には困つた。其の頃は數學三千題だの五千題だのと問題も多く集めたのが流行し、尾關正孝氏の數學三千題の分数の二九七番（八分數）だけで三百題が難問題で人泣かせだつたを今も記憶して居る。私は代數で骨を得られるものゝを算術として説明する方法を思ひ附かぬので毎に大に閉口した。

二

小學校に居ること四年にして福井中學校の教員心得に採用せられた。大得意だ。

華風吹、到、讀書、擇、好、誌、（註）、黃鸝、出、管、曲、（註）、

と賦して乗り込んだが、其の鼻は中學校の教員室に入らぬ前にへし折られて仕舞つた。其の頃の中學校は高等師範學校の出身者が既に壁に附いて居ると容れられぬを普通とした。其の處へ尋常師範學校の卒業生が割り込まると云ふのどもの白眼を以て迎へられたも無理は無い。強張の椅子の破れたを私の席に置いて有つたも小使の不注意だらうか意地悪の書記の仕業だらうか。

私は一年の國語と習字と二年の國文法作文とを受つた。國文法は大隈博士の中略 日本文法教科書といふのでやつたが、

教へる内容の如何によらずして唯私が小學校から進んだといふので半月ばかりしたら同窓休業と来た。學校では事勿れ主義で私の二年の授業を教して一年のみに向けた。此うなると一年からも望の軽重を問はれたこと幾んどぞ。

折柄一年の算術の教師が病氣で長く休まれるので私に其の補充をせよとの命令、私も断つたものゝ致命のまゝに之を引受けた。教科書は藤澤利著太郎博士の算術教科書。その初に紀章法といふ項が有つて羅馬数字で數を書く事が出て居る。Cを百Dを五百など平常用ひぬ上に此等の間に押まれる「I」が右へつくか左へつくか極めて混雜する。生徒は出放題に大きい數を云つては之を記して下さいといふが中々其が出来ない。困り抜いて數學科の主任教諭(今は學務院で佛語担任の教授が其の人だから世の中が變つて居るに同うと「已だつてソナ數は書かれぬ、知らぬと云へば可い」と云はれるが、知らぬなど、白狀したら如何なる事が起つて来るか分らん。

福井ではカとクワとの發音を區別せぬ。それを執拗に穿鑿する生徒が居る。私は其の頃から頭識は多少研究して居たので教科書の字書の開合に假名を附けて往つた。すると誰かに習つた心覚えかの如くに私を冷かす。又國語科の主任教諭に訴ふる。主任教諭は頭識など丸きり知らぬので話にならぬ。

いかに罷役所所在地とは云へる部にて四年居たので私も常識が復れた。一日金澤の師團長が授業を參觀せられた時、第一の人は簡単な服装で教室に入るとツカ／＼と生徒の机の奥へ進まれた。次いで利家製菓を胸のあたりさへ美々しい方が来たから之を師團長と思つて私は腹を下りて鞠躬如と禮をした。其等の人が他県へ移られると早速。

先生、今は誰に敬禮したのか。

と質問する生徒がある。何か異能が有ると流石に私も氣附いて

授業中だから便宜の人に敬禮して一行への敬意を表したのだと説明するが中々承知せぬ。

先生が禮したのは副官だ、師團長は第一に入つた人だと聞かされて私も喫驚するの外は無かつた。

此かる生徒も習字の時間には短に體をかけた如く大人しくして居る。範書して見せると流石に折體相距離を眼の有る以上認めざるを得ぬから有る。私はツクムとと技術科の教師たちを羨んだ。

いかに私の如き経験でも學校の教職が立つて居れば今少し肩身廣く動められたらうと思ふが、何分にも一年一學期居た間に校長の主人が五度代つたといふ程、學校が亂然だつたので私は向一居つた。福井中學の教職一年一學期は常に針の筈に居つた心持で藤の成れた椅子ぐらゐる物の數で無い。此の一年一學期に私の受くべく運命づけられた苛責を受け盡したと見えて、其の以後の中學の教壇でも否何處の教壇でも厭な思をした事は殆ど無いが、此の文には各々の最初の分を書くべきだからツと自分の恥をも告白せざるを得ぬ。

翌年私は國語科と漢文科とに同時に文部省の檢定試験に合格した。いくら羅馬數字の記載は出来ぬでも立派な國語漢文の教諭だ。忽ち愛媛縣立中學東條分校から禮を厚うして迎へられた。群小どもも氣に取られたらうと痛快なりなし。

三

私は中學の教員を明治三十年から大正十年まで滿二十五年勤めて馬齢も正に五十に達した。國語漢文といふ學科は老練の功も貴いが、今頃の様に生徒と俱に遊び俱に働いて其の間に教育の效を収めようといふには若い、年齢の相違い事をも必

要とする。大主教教授でさへ六十歳が停年といふから高等學校が五十五歳中學校が五十歳位で止めるべきだ。是尤の明る中に却却するに限ると思つて大正十一年三月を以て教員生活を切斷の覚悟を極めて、十年の春には時の任地朝鮮から遼東東へ鐵子を見に往つた。然るに十一年二月になつて熊本縣立醫事專門學校が公立大學になつて豫科を附設するから其へ奉職せよといふ聘が有つた。明治廿六年から足掛三十年の教員生活だが校長にも首席教諭にもならぬ。是は私が教員ではあるが眞實たる生活を續けたい爲に自ら求めた結果に外ならぬが、一般の人はさうとは致すまい、畢竟無能の爲に平教員で終るのだと思はれるかと考へると大學豫科教授になつて見たい。私の考へる停年法でも高等學校は五十五歳だから、もう五年勤めやうという氣になつて遂に當地に轉じて来た。

大學豫科は公立大學になつてからでなければ聞かれない。よりに取敢へず醫事專門學校の豫科として聞いて、公立大學に引續てといふ事になつて專門學校二年生の一部を豫科二年生とし、豫科一年生は新に募集して五月の末に開校した。其の入學式に往つて歸いた。新入生は皆イガ栗天頭の中學生の延長だつたが、二年生は醫事專門學校の生徒として一年を経て居るから天頭は櫛の目も正しく梳りてコスモメツクの香が復部として鼻を撲つ其の空氣は從來の中學校とは餘りに隔つて居るからで有る。

一年、二年ともに毎週國語二時間づゝ、又一年のみ漢文二時間づゝ、學級数は各二組づゝだから毎週教授時數僅に十二時間、而も雜務は無し、教授時間だけ學校に出ればよいといふのだから、目によつては一寸散歩に往つて来る位のこと、私はさて、樂な事かな、私は知命に届いたのだから駄目だが、三十以前から高等學校に従事して此かの閑散な地位に有りながら學術上何か貢獻する業績を遺さぬ人は實利も盡きるだらうと思つた。

醫科大學の豫科は毎週教授時間三十一の中で獨逸語十三時といふ様に尤で獨逸語の學校のやうだ。アノ文法のヤ、コシイ外國語の豫習、ソレを毎日二時間分づゝしたら幾時間かゝるだらう、労働時間でさへ八時間に制限するが適當といふのに若い頭腦をさうく苦しめてはと思ふと更に國語漢文の豫習を強ひることの無理なるかを疑つた。又私は中學校に居る時からさうで有つたが、豫習を命ずるといふ教育法の爲に生徒に讀ませる、講義させる、其の讀みも講義も必ず教師でやり直さねばならぬものとすれば生徒の讀み講ずる間は他の生徒は大して注意もせず聞いて居らう（尤も他の生徒に批判せしめるといふ方法はあらう、勿論ない時間だ、其よりも教師が全生徒の注意をひき附けた讀方や講義をして其で十分記憶せしめたものだと思つて居たので、此かの學校へ来ては倍々其の方法がよいと思つて必ずしも豫習を強ひなかつた。生徒はケチ／＼取詰ぬ所を大に歡迎したらしいが教育的にはどうで有つたやら、答案に現れた所では豫習を強ひぬ爲に生徒の理會が淺いとは私は感じなかつた。

醫科大學の豫科と云へば高等學校理科だ、舊來連む所は近代科學の尖端を往く醫術だ、私から云へば豫科の總べてが冷事な洞ひの無い物だ。よりに私は國語漢文の時間だけは人間を學ばせたいと思つて教材に關連しては色々なことに觸れた、時には時事問題にまでも。

一生徒が「労働とは何ですか」と質問するから私は文字の通の説明をすると、一生徒がソナ生温い説明では駄目です、労働とは明日の世界を作る偉大なる力ですと云つたことがある。もう平和な學園にもあらぬ雜草が芽を吹き初めたのだ。

私は質問を五月蟬がらぬ事にして居るので、豫科や今の高等學校でも私を誘惑しては教科書を勉めぬ作教して居るのが

中學校の教壇上の輪廻とは違ふ、私の中學校生活は大正十年で終つて東六年は朝鮮に居り、其の前は広島高等師範學校附屬中學校に居りて或る年は全国で最高入學率を挙げたりしたから、さして受験準備に汲々しなかつたが、今頃のやうに特別授意の補習課業のとあつては誘惑せられて教科書以外の事を談じて居るといふ餘裕は無からう

熊本醫科大學豫科は九ヶ年を其の生命として、熊本醫科大學が官立に移管せられた爲に懲罰した。之に先だつ一年の昭和五年三月に私は其處に私の教科の無くなつたを以て今の第五高等學校に轉じた。私を送る豫科生徒總務の言葉に

先生の時間には書物を學ぶといふ氣持よりも經驗豊富な先輩から人生を教へて貰ふ氣持であつた。スレートで屋根を葺きガラス戸張りつめた校舎ではあつたが其の中で昔の塾アノ松下村塾などに行はれた教育法を忍ばせるものがあつたと云つてくれたは私の眞に愉快に感じた所で、此の言葉の中に私の豫科教壇の縁でが含まれて居る

四

私の考へる停年法では高等學校が五十五歳、大學が六十歳であるに、まだ高等學校に勤めて居る(本官では無いが)、又六十一の年齢を以て大學の教壇に一時たりとも立たうと云ふのだから荒涼だ。此も大學といふ名に誘惑せられたので、常には本職以外の事には精々顔も手も出さぬ事にして、若殿原と先をかける腹を懸けて且は慮と省きて生を養ふに専念して居るを、片道三時半づゝに汽車に搭られて福岡まで豫出るなど

九州帝國大學法文學部講師を十一月から承つた。教務掛から授業は何時始めるかとの照會、十一月一日からが後半期といふから其の第一週からと答へる。後になつて十月末日迄に試験が終り、コ、一週間は一寸慰勞の所、私の講義が文科の心づを切る者だと知つては果して學生が出るだらうか。第一時間目に出席者無くては縁起が悪いかと弱かに心を痛めた。

之も身軀間に居れば様子も解かつたらうにと熊本が恨めしい
十一月四日が第一日、午前八時半から授業時間の汽車は八時廿六分に精確に着いて其より徒歩十分、アタフタと登校して先づ教務掛に顔を出すと書記君が一人居られて「運方を御苦勞」と殷勤な言葉。「主任が御挨拶するといふから暫し待つて」と云つて主任を呼びに往かれる。其處へ入り来るはタイプスト、スマートな風をタイプの前にも従來の學校では無い風景だ。主任君中々見えな、私は二人か三人かの學生で其が私の運命の爲に環りはしないかと氣が氣で無い。

因て今直に出ると通じて下さい」と給仕君を遣したが、其の給仕君より「二十人程教室に居る」との情報を得て大安心をした。やがて主任君が見えて導かれて教室に至り、其の簡短なる紹介で第四の教室に立つた
明治廿二年に師範學校に入學圖書を出した時は型の如く「小學教員志望に付」と書いたものだ。いかに半世紀近く経たかると帝國最高の學府に奉仕するなど有り得べき事だらうか、其も其の道を進んだ人には當然だが私の如く學歴は其の師範學校に止まる者に於て、而も地方廻りばかりして二ヶ月と東京なり京都なりに研究を續けた事の無い自分に於ては感奮

から危懼やら老の血潮も熱くなるばかりだ
私の講義題目は漢字論だから、第一講は支那語の特質が漢字の上にかに影響したかを述べた。新聞や雜誌に出て來ぬ人名や熟語だと思つて随分教書したのは大學らしく無いかも知れぬが、根が小學教員の成り上りだからお果が出るのだ、學生は靜にノートを取るのみで質問は一切有つたのみ、其の場でも一應は答へて次の日に更に附け加へた。八時半から始

時間が前に述べたやうな次第で講義を始めたは九時になつて十時半まで續け、一休みして〇時半の少し前までの三時半近くだつたが緊張し切つた私には長いとも感せず唯愉快だつた

此んな次第で心境として書くべき事は餘り無いが流石は大學だと思つた事は有る、私の引用したものを原本によりて奥寫めると見えてアノ文は何書に有るか次の時間に質問せられたのなど。漢文では其書目と引用するだけで其の何處に在るかを明かせぬものゝみだ。私は其を原本によりて確め、其が出来ぬものは講話に引用せぬこととしておいたが、此う質問せられるのでは實に私のやり方が偶然にも賢明の法だつたと自分ながら悦んだ。

第二回は他の講義も始まつたからか三十名近くに増加したが第三回も減らぬやうだ。この数が續けば壁外の成功といふべきだ。此く學生の數を氣にするも亦大學教壇の私の一心境だらう、學級編制の學校では同盟休業の外にはソナナ問題は無いから

X X X X X

私が小學校に勤めて居た時、日清戰爭は有つた、三國同盟の勸告には涙を吞んで酸鼻の酒杯をも手にしなかつた。其の大日本帝國は前には十三對一で世界を敵にするも辭せぬ決心を示し、更に滿洲國を承認して今や藩府に於ては帝國獨自の見解を高調して居る。國運の隆昌眞に古今の歴史に於て無類と云へよう。私も今松岡全權が藩府から「神の前に奉仕する眞劍さで事に當つて居る」と放談されたと同じ心持で毎週の一日に努力して居ることを深く光榮として已まない。

(昭和七年新嘗祭の朝)

附 錄

有 七 絶 堂

四 女 妙 子

有七絶堂とは父の書齋の名で、父が雅號を柳堂といふに關係が有ることを幾度か聞いたが、私には十分に記憶せられぬ。今の家の東北の角に建てつゞけた四疊半に足りない物置ともつかぬ平屋で、私は今其に刺込んで讀書の机を並べて居るので有る。東は復の木から輝き出る太陽を二夜の障子を受けて、西は低い窓が切つて有るだけ、南はハンドル式の機が有つて出入口となつて居る平凡な、そして實にさゞやかなる書齋。此の懐しいそして一寸奇抜な機を押せば「ぼん」といふ快い音がすると共に仄暗い陰氣な温潤な空氣の中に一種古くさい埃つばい漢語の臭氣がふんと鼻を撲つ。これが此の書齋に入る者の最初の印象とも云ふべきものだ。特に雨の日はメラソリで、西の窓から見える枯葉の垣は、一種支那じみた感じとその鬱然たる進氣に混合せしめて室一杯に漂うて居る。實際此の書齋を掃除する者は誰一人としてなく、古じみた漢籍は足のやり場も無い様に散らがつて居る。父は何か物を調べる時には襦袢から書物を下ろして舊灰と手をつたやうに樂しまうだが、調べてしまふと其の邊に積み上げて見向きもしない。囉音と行つた事が無いから本には所々白蟻の住んだ跡を残したのも有る。でも此の中に我が國に二部しかないといふ父の自傳の本も五六種は有るが、其の古くさい形は私達にも其を信ぜさせるに十分だ。雨の夕暮近くなどには遠い昔の支那のある處に坐して居るかの如き自分がついたり、ボンベイ城壁の有様を此の書齋に較べて見たりする事もある。

此の様に物置とも書斎ともつかぬとは言ふものゝ少なからず餘蘊い處がある。それは丁度支那古代の文明の清く美しく輝いて居た如く、重なり合つた襖障子の間に大理石で装つた時計が光つて輝き、もう一つエジプト式の座掛椅子が時代錯誤の感もあたへつゝ儼然として構へて居るからだ。實際此の二つは當世風の望に置いても恥かしからぬ品で洋服着の女學生の羽立を許容する此の書斎の空氣の象徴だらう。その他には一時私が此の書斎を見逢へる様に素敵にしようとする努力した時のマヤイナト式の陶磁器やフランス人形や舞獅の牡丹着を描いた油精の額やが點々として今は埃にまみれつゝ一種の題と云へば題を成して居るのみだ。

此のまたならしい書斎に懸るゝ事の出来ぬ愛着を私が持つて居るといへば誰だつて不思議に感ずるかも知れない。しかし私としては當然なのだ。六年間共に苦して来た處で、入學試験の苦しみもこの壁の中で味はつたではないか。或時は徹夜もし或時は苦悶の爲に泣きもした。それは此の書斎のみが知つて居る。だからその埃っぽい臭氣もフランコリーな湯氣も悉く私にとつて懐かしいものとなつてしまつて不潔等は眼中にない。時には蟻動が入つたり突然部屋の中で蟻虫が鳴き出したりとすると、虫までが此の書斎に愛着を持つてくれるのか、懐かしんでくれるのかと堪らなくうれしく涙ぐましくなる。出来る事なら虫はこのまゝこゝを大自然と思ひ、野性の土として絶てが合唱してくれればと思ふ事さへあるのだもの、どうして不潔等を思つておよう。もう一日だつて此の壁に入らないと淋しみを覚える様にさへなつてしまつた。夕飯の支度も済んでぼつと疲を休める時私はハンドルを押してこゝに入る。

こゝは實に静寂境と云つても好く何の物音をも聞かない。そして人界より遠く隔たつた深山の様に自づと靜かなる境地に没つてしまふ。私始終此のハンドルの中へ自分の心を訴へて来た事か、悲しみに涙のあふれる時、自分はやつぱり世界

でたつた一人だつたのだと思ふ時等々。人間は最後まで行きつまつた時自づと宗教に入るものである。宗教がなくては人間は生きて居られない。實にさうだ或る偉大なる力が人間には眞に必要でないだらうか。此の私の深い悲しみを憫みを悦びを總て訴へる所は唯此の書斎だつた。遠く隔つて居る爲か人の氣配もせず、たゞ自然が靜かに廣がつて居るだけである。そして私は長い間泣いてくゞつと暫く自分といふものを冷靜な眼で批判して見ると、自づと過去を悔いる事も出来るし淋しさを自然に忘る事も出来る。重大な事件の起つた時私はまづ此の壁へと走つて来る。すれば書斎は自づと靜かな批判を反省をあたへてくれるのだ。誰にも訴へる事の出来ぬ煩悶も總て書斎は常に慈愛深く正しい眼で迎へてくれる。書斎は「お前のその静な眼で私を見ておくれ、お前も知つてゐる通り私は平常にまらぬ者だ。笑つておくれ、私はお前の爲に慰められ願ふまされ、泣かされ自愛させられて来て居る。じつとく考へる事の出来る様になつたのも皆書斎なのだ。私はまだ胸をしく考へる事も薄く能事も足りない。でもきつとく努力して完全なまでに近づかなければならぬ。だから私を見捨てないでくれ。私は心と人皆へてお前を可愛がるからだ。毎日綺麗に掃除をし木村だつてよければ光るだらうそれに「ミレー」の私の額だつて掛けよう、お花を枯らさない様に水を取り替へて時計の埃も拂つてやらなければ……あゝそれから父に願つて遺書もし白紙も佳まない様にもつとく明るい美しいものにしなければ……」

總て自我を失つて無關心の境地に入り得る人は何ぞ幸福だ。私は仕事の手を休めてうづもれる本の間からボン／＼といふ掛巻な時計の響の中に入り得る一日此の書斎で過す事も少くない。母屋の方の物音はコトリともしない日など私は知らず／＼本の中に顔をもつてまどろんでしまふ。夕暮近くなつて夕陽は低く／＼落ちて小まな窓に一杯平和な名媛の

色を染める頃までも

先日五高生が訪ねて来ていきなり「先生、有七齋堂を拜見に上がりました」と言つたのには父も、少なからず魂胆たらし
 ぬ。私の此の「愛する書齋にもわざ／＼訪づれる人の出来たほど其の存在を認められたのか

熊本縣立第一高等女學校校長文書發行、わか草、昭和五年十二月より

自序

私は一教師である。明治廿六年四月一日小學校本科准教員の免許状を受けて教壇に立ちてより小學校に四年、中學校に廿五年、大學豫科に八年、今の高等學校に四年（一年は豫科と兼務）通じて四十年の間一日として教職を離れたことは無い。世の教師たる人は皆教育者を以て自ら任じ、各々其の種の學校長たるべく邁進する。私は教育者は強い抱擁力と深い同情心とを要すると思ふに、私は諸物の體質の爲か此の抱擁力と同情心とを表されぬ（缺乏して居るとは思はぬが）。よりに教育者には向かぬから、講義のよく分る教師にならうと心がけた。講義がよく分る爲には教材について十分に調べることがあるが、其の勉學には幸に吾が體質も堪へ得て、四十年間讀書だけは人並に續けた。此くて私の希望は達して概ね講義のよく分る先生として迎へられ、且一昨年は學位さへも受領した。この通分の牧師も全く文祖の餘慶、恩師の庇護と、事へて来た學校長や、僚友の援助とによる事と深く感謝するの外は無い。

教員生活など平々淡々たりとは云へ、流行に四十年間の追憶は可なりに湧く。私も福井の師範學校に居つた頃は高等師範學校に進みたいと思つたが、卒業する年の一月に病氣となつて一ヶ月餘も入院加療したので、高等師範學校の如き競争な學校には進まれぬとあきらめた。

忘さす月の栞も今はたゞ鏡の中の花と眺めん

乃ち自修によりて進まれるだけ進んで見ようと思つた。幸に師範學校で國語漢文を習つた日置先生の遺著を其の未亡人が藏して居られるので、之を借り出しては且つ讀み且つ抄した。主として文法音韻に關する書であつたが材料として強ひ

られた物も自習して見ると一段とよく深く理解せられ、其の頃文法書として廣く行はれた落合小中村兩氏の中等日本文典位であり、動詞と助動詞との連続の表なども餘り附いて居らぬのを、自分で作り上げて吾獨り知り得たかに悦んで鈴屋父子、義門師などの許は殆ど渉獵し盡した。

此くて三年も過したもう。師範學校で校長と仰いだ方が東京女子高等師範學校附屬小學主事に榮轉して居られたから作文二篇と習字の清書とを送つて中等學校員檢定試験を受けられるだらうかと伺つた。文は今泉定介先生の「筆のゆくへいと妙なり」の評を附け、清書は勉めて己まづば將來があると云はれたと洩して下されたが、更に「其の出身では中等學校の教員となつても下位に沈淪すべからう。如かじ小學校長となつて郡内の初等教育を牛耳るには」ともあつた。すると其の氣になつて「校長にでも出たい」と願井の友人に話すと、友人は流石に縣廳所在地に居る文あつて「某校長に誰か推されたが斷つた、誰になつたが其も應じなかつた」と語るのので、今更歸郡數年の間に私の腰孔の小になつたを恥ぢた。

三十年四月一日砂ぐりなく願井中學校教員心得を命ぜられた。其の頃は高等師範學校の卒業生でも中學校には不向きとせられたのに、私を雇用せられたのは時の中學校長渡邊讓先生が中學下級の授業は小學校の経験ある者が宜しいとせられたからで有る。以て同先生の進歩した道り口を見るに足るが、萬事が此の調子だつたので、周圍との調和が取れなくなつて夏休中に辭職せられた。事ここに至る迄には學校内も決して平穩で無くして教壇は地に落ちた。下級生ながらに私を輕蔑して愚問昏問で私を窘しめる(その實は上級生の教壇も有つたので、ツマリ小學校から来たといふに反感を持つたのだ)。其の處置に困つて同僚に相談すると一人は古典講習科を半途で罷めた人、一人は國學院の卒業生だつたが學問的には私ほど研究して居らぬやうだ。でも教壇で有り、東京から来たと有れば之に敬服する、馬鹿な奴共だ。

其の頃、前に居た小學校から校長に戻れと迎へられたが、今小學校に戻つてはいかにも中學で全敗したことになると思つて之を斷り、さて中學に勤める以上進言は免れぬ、昨年も今年も吾が郷里には暴害やら水害やら累りに至つて少許ある田畠の收入も激減した、この際郷里を去るも生計安穩の一策だと案を願井に移した其の年の十一月、用ひられた校長には去られ、生徒には排斥せられる中へ此の手段は大膽至極で有つたが、實はさう當時の事情を認識しなかつたのだつた。

さて私が師たるに足らぬか否かを試いて貰ふ爲に翌年文部省の中等學校教員檢定試験を受けた、願井にも國語科漢文科習字科の三科を、國語科の豫備試験の問題に男信の解題が出た。私は其の昔の大要を抄出して居る位だから十分に解へた。

後に芳賀博士の話だと「淺倉屋で男信を買取つたから試験問題に出したら、全國で唯一人答へた」と聞いたが、眞に唯一人ならば其は私で有る。又漢文の口頭試問が終はると那珂博士が「お前の答案の某處は誤つて居る」と注意せられた。私は多數の受験者によくも何處を誤つたと記憶して居るゝものと驚嘆して、其の時今の文部省の森岡督學官が同窓で有つたのに頼つて其の家に泊り込んで居たので、其の話をすると、すべての人にさう注意が有るでも無からう、其處まで進められたからには有望だと云はれた時は半ば安心したやうな半ば押捺せられたやうな氣持がした。果して國語科も漢文科も合格した。知識と處つて技術だからと最も安心して居た習字は豫備試験で失敗した。私は大字が不得手な爲に大筆を準備して往つたのに中筆を出されたといふ不運も有つたが。

此うなるも願井中學だけに日は照らぬと其の八月に愛媛縣西條町の中學に轉じた。地圖で見ると海濱だ、四國なら冬でも海水浴が出来て體育の爲によからうと多大の期待をかけた。尾道から船で之に向つたが、海岸に白雲の建物が見え、其なごに寓居したらばと傍人に問うと遊病舎だと教へられて來た。何がさて潮の干満の甚しい海岸で、一里も干涸になる、海

水浴などの段で無い。資財は得たものゝ其の頃は何も知らなんだ。生徒に鉢木帯とはいかなる物かと聞かれて、字引をくつて梅松の模様あるものとは知つたが、何故に此の三木が鉢木と稱へられるかを解せぬ。と云つて、だから金澤へ往つて語曲を始めたと云ふでは無い。

翌年三月に金澤の第三中學校から聘せられた。金澤と云へば郷里にも近く、一人の神は郷里に居るのだから喜んで之に就いたが、西條の校長が轉出を許さぬ。後任者を推薦して漸く同意を得たものゝ、其の人が來着までと留められる。下手にすれば金澤が断られる虞があるので無断で西條町を退去したは五月の末、丁度湖の落ちた朝で人車を海上三十町も乗り入れて尾道の汽船が新居浜から來るのを待つが、其の日に根つて船が晚い。潮は既に満ちて車輪を渡せんとする。その時の焦燥と云つたら無かつた。

西條が餘り短かつたと思つたら金澤には滿六年になつた。初三年は武藏裕軒師に、其の後二年は三宅眞軒師に教を受けて學究らしい生活を檢け、日蓮先生から乎んだ普門の學を研鑽し、更に小學全般に及ぼした基礎は此處で置かれた。

三十八年四月廣島高等師範學校に附屬中學校が置かれるので聘せられた。北條校長が金澤に居られたから私の事を聞き知られたのかと思つたら、那珂博士から「北條君に話して置いたが忘れなかつたナ」と承つた。こゝに十一年で、教を受くるに本校の教授方あり、讀むに圖書館ありで、私の今日あるも其の恩恵が多い。

大正五年五月教諭兼教授のすべとまかなくり棄て、一囑託となりて桐野平讀中學校に赴いた。桐野で教はり、金澤に呼んで貰ひ、廣島で公に私に世話になつた新藤泰次先生に頼むる途だと思つて、在縣六年私の學究生活は中斷せられたかの如く心身を授務に勞せしめられた。殊に五年には先生は私を棄てて京城に去られた。再城の遊を樂みたいばかりに隱忍する

こと一年、即ち十年の六月から八月にかけて男兒癡風の素志を達した。

馬輪五十と號ゆる一、少年の教授には老い込み過ぎたと氣附いて教諭を去るべく決心した。偶々熊本醫科大學豫科教授を以て招かれたので、青年の教育ならばと喜んで當地に來たは大正十一年、かくて地位に於ても領部落が損とはならなかつた。報謝の特に出た事は運命の神も見逃されぬらしい。

大學豫科は中學校に比して授業時間も、授務の爲に心を勞することも少いので、前には五經文字九經字樣書正を著し、ついで玉篇の研究を成して學位論文として提出した。

我が大學豫科は大學が宜立に移管した爲に廢止せられる事になつた。同僚には不幸を見た人も多いに、私は御用濟となる前年から第五高等學校の方に講師として勤めることとなりて今日に及んで居る。

私の如く學歴の貧弱な者にも學位を授與せられる事となつて一昨年九月その恩命に浴し、昨年十月からは半學年間は云々昭和八年三月三十一日、今日は教務たること滿四十年に達した日で有る。今や從五位勳五等の勳章をさへ叨りにして、志した月の桂を手折つたとも云はれる。アノ歌を詠んだ時今日あらんなど夢にだも思つたらうか眞に意外の幸願に感謝の念

おく餘はざる所だ。渡邊福井中學校校長なかりせば私は小學校教員で終つたらう。北條廣島高等師範學校校長なかりせば私は普通の中學校教員で終つたらう。然らば今日の世の中で、とうの昔に職を離れて居るべきだつたらうと思つて、此に俸をき割て年來雜誌などに出した考説めくものを印刷することにして卷頭三篇、雜考二十四篇、紀行等三篇、漢詩漢文各五題

で正に四十の歳を以て教員在職四十周年の記念にする。此等は固より類聚を限するに足らぬ物だらうが私としては亦發効

なので有る

昭和八年三月三十一日

岡 井

新 年六十二

この書は印刷が非常に後れて三年越になつた。今や最も純老併せ至りて存稿第二を出されまうにもないから「玉楮の研究補正」を権考の二ツと取換へて巻を成した
十年六月 慎 吾 文 記

柿堂學人著作目錄

一 漢字の形音義 一本

大正五年六月

東京六合館發兌

形について八條、音について十九條、義について十八條を立てて詳説し、類書中の高級なる者と稱せらる

一 五經文字九經字樣箋正 四本

大正十五年一月

自家出版

唐の張參の五經文字、唐文度の九經字樣を箋し、石經舊拓によりて通行本を正したるもの

附録一卷には馬本雪竅や王筠の論への辨や索引を、全部漢文

一 說文新附字 考 合編

日本藍林叢書第三卷の内 昭和三年十二月

東京六合館發兌

狩谷氏の新附字考、小島氏の新附字攷正を挙げ、清の鈕樹玉の考、王筠の其の校正、錢大昭の考證、鄭珍の考を出して其の雜合を明したるもの

一 漢語と國語

國語科學叢書第廿二 昭和八年五月

漢字の研究

同第四十八 同八月

同 明治書院發兌

一 玉篇の研究 一本 東洋文庫論叢第十九 昭和八年十二月

玉篇考正篇にては顧野王及び原本玉篇を、檢篇にては、宋・元・明・濬刊本三十種及び和玉篇四十一種を詳述し、玉篇逸文内篇にては原本のと覺しきもの一千七百九十一字、外篇にては之と趣を異にするもの三百四十九字を出す。代表的のもの圖版二十一種も巻頭を飾れり

二 日本漢字學史 一本 昭和九年九月 十年二月重版

東京明治書院發行

昭和十年十二月八日印刷
昭和十年十一月十五日發行

著者	同
發行所	同
印刷者	熊本市具野三香地
印刷所	熊本市具野三香地
發行所	熊本市東坪井町五
	有七絕堂

大同印刷株式會社

鄧氏の麗藻、朝鮮本から出た尙齋集

熊本 岡 井 慎 吾

過ぐる日ゆくりなくも典精の研究第一、二號を手にする機会を得た。上國の博士學匠の名論卓著も、とりんく珍しくても、邊士僻壤の我等はたゞ誤はふり落つる迄だつたが、さるにても言はぬは腹の何とやらと書き出すも鳥語の業なりやだらう。

第一號卷頭の挿繪に出された童痴學奇の著者竹溪風月主人たる鄧志謀は又漢法漢譯の著者である。據錄の自序には高野梁卯と著してあるから、天啓四年よりは二十一年の前となる。此據錄は我邦でも翻刻せられたが、有所遊更名麗藻と題後の由換翻刻者との序にも見えて、麗藻の名で通つて居る。安永七年九月京都島丸邊高辻上ル町の河内儀兵衛から賣り出したもの。

高野の自序に「室中無他巻を要下有某持子と云ひ、製之符短

阻于時閑于食と云うのを見ると知命にも固いた言分に見える。すれば童痴學奇の作は七十の高齡でも有つたらうに、解説に有る如き内容とは一寸呆れざるを得ぬ。

麗藻はわざと脱題する迄も無いが、事類賦の漢語で有る。事類賦は宋の朱淑の撰で、尚庫全書總目卷一百三十五に著録してあり。尙その文には

今所見者唐以來諸本皆書姪白排比對偶者自檢聖初學紀始、際得故實讀以聲律者自李燭童題詩始、其難而爲隱者則自淑始。

とも有る。今頃は姚之麟の類林新詠や林意賦の事類統編に廢せられたものの、其麗藻を綴り麗藻を紆へた苦心は決して看過すべきては無い。

同賦の按古書麗藻は右の所載者の御すまひしが、類

別せられた麗藻について注意べく力説せられたは頗る同感だ。私も徳川時代の翻刻書目と云ふ風の出るべきもの、それが出たこと、恐不珍を問はずに収録すべきは勿論、最も麗藻に漢學の風潮を示すだらうと信じて居る。

翻刻せられた漢籍には無論朝鮮本を底本としたものも含まれる。朝鮮本の翻刻の事は近刊の蘇東隱筆にも出て居るが、私は須溪先哲點齋詩集を所載して居る。十五卷を二本に分けて卷末には柳希春の跋を其末に附して有、朝鮮の中宗三十八年丁未が天文十三年に創成したものを、江宗白といふ人が手寫して、我讀したのを梓に授けたのである。江宗白は江村尊賢の一族らしく思ふが、人名辭書には出て居ない、大方の示教を祈る。

據錄は正保中らしい、といふ所以は跋が甲申冬十月としてあり、且細藏のは漢神元政の手澤本と見えて、卷首右下に元政の白字方印、巻尾に神山瑞光齋若の朱字長方印があるが、元政は寛文八年に歿したから、其前の甲申は正保元年に當るのである。今一つ前の甲申は天文十二年となるが、そんな古刻では無い。元政律師が此印を用ひたことは訪古志初學紀の條にも見えて居る。

この朝鮮本は許谷氏の求古樓に藏せられた由、訪古志に見えて居る。而して訪古志に

末署校正鄧邑訓平等名號とあるが、今の板本は第十五卷第七葉は練跋が姿、宋歸壽外十一人の氏名が裏に有るのみで、校正鄧邑とは存せぬ。よりて思ふに校正鄧邑も一寸解しかねる。校正刻字の鄧邑かとも思へさ、宋歸壽以下官銜は有るが、歸壽は一も記されな。何かの誤字だらうか。左右の訪古志は徐承祖刊本だが随分鄧邑の誤が多いから、偏に朝鮮本を藏せられる方の筆教を祈る。

鄧氏に麗藻の著あるとして、備齋集が正保の出版たることを述べた本誌を見た報謝とする者は不知火の海のはとりに住む、何も知らぬ男。

× × \ × ×

漢書有二十四箇字最

要緊。曰。麗。漢。好。問。

數。人。有。二。四。箇。字。最

要緊。曰。麗。漢。好。問。